




受入れ基本要領(中間整理)

～要避難地域（沖縄県・宮古島市、石垣市）、
避難先地域（福岡県・北九州市、福岡市、久留米市）の場合～

留意点

- 
- ※1 住民避難に係る要領や受入れの要領等を具体化するための前提であり、特定の有事を想定したものではありません。
 - ※2 要避難地域（どこの地域の方が避難の必要があるのか）や避難先地域（どこの地域が安全性が高いのか）、安全な避難経路と手段が確保できているのかなど、政府（事態対策本部）の避難措置の指示は、その時の情勢や関係諸外国の意図などを勘案して総合的に判断されるもの。訓練上の想定はあくまで仮定のものであり、決まったものではありません。
 - ※3 今回の検討の前提は、あくまでも訓練上の一つの想定として、調整に要する時間が制約要因とならない状況を設定したものでありますが、実際の状況の推移はこれよりも厳しいものとなり得ます。

目次

1 総論

(1) これまでの経緯・作成の趣旨	6
(2) 本県の方針	6
(3) 本要領における前提条件の整理	9
(4) 全体の流れ	10
(5) 組織・体制	11

2 検討項目

【令和7年度重点検討項目】

(1) 要配慮者の受入れ調整	23
(2) 中長期の収容施設の提供	73
(3) 就学再開	136
(4) 就労支援	150

【初期的な計画における検討項目】

(5) 輸送計画	174
(6) 収容施設の供与	199
(7) 食品の給与・飲料水の供給	206
(8) 生活必需品の給与及び貸与	214
(9) 避難者の健康管理に関する事項	226
(10) 通信設備の提供	228

3 令和8年度に向けて

- (1) 検討スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 3 1
- (2) 国への問題提起、提案・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 3 2
- (3) 関係機関との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 3 8

参考資料

- (1) 検討体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 4 0
- (2) 避難住民の受入りに係る初期的な計画（令和6年度）※別冊

1 総論

(1) これまでの経緯・作成の趣旨

- 国と沖縄県・先島5市町村では、令和4年から武力攻撃予測事態を想定し、先島諸島から九州・山口各県への住民避難に係る図上訓練を実施しており、継続して検討・訓練に取り組んでいる。
- この訓練に関連した国からの依頼に基づき、訓練上の想定避難先として設定された九州・山口各県において、令和6年度から8年度までの3年間をかけて、救援をはじめとする受入れの実施に必要な準備事項や役割分担を整理し、九州・山口各県が「受入れ基本要領」を作成していくこととしている。
- その中で、令和6年度は、避難当初の約1か月間において、必要となる事務や調整事項を検討し、受入れに係る「初期的な計画」を作成し、令和7年度は中長期の避難を見据え、初期的な計画を更に具体化させて「受入れ基本要領」の中間整理を作成した。

(2) 本県の方針

- 円滑な受入れ、避難住民の生活の質の維持とともに、経済活動・県民生活への影響を少なくできるよう、担当課や市町村、関係会議等での検討を進め、実効性を高める。
- 取組にあたっては、九州・山口各県と緊密に連携し、作成の過程で顕在化する課題について国へ問題提起。

福岡県における救援等の方針

拠点施設の確保・運営

- 速やかにホテル等の安心して生活できる施設に案内するため、本人確認や救援に関する説明等を行う拠点として、避難先連絡所を設置する
- 開設・運営は、避難先市の要領に沿って実施

収容施設の確保

- 避難当初1か月間の避難住民の受入れは、民間のホテル・旅館での受入れを基本とする
- 不足する場合は、公営住宅や民間賃貸住宅も候補とする

収容施設の割振り

- 避難住民の割り振りは、避難先市が要領により実施する
- 収容施設及び部屋の割り振りについては、避難生活の負担、影響を最小限にするため、小学校区、家族単位などコミュニティを維持できるよう調整する

収容施設への輸送

- 沖縄県の意向を踏まえ、避難住民に負担がかからない交通手段を確保する

食品の給与及び飲料水の供給

- 突発的なものではないため、備蓄物資による対応を前提としない
- 避難住民に対し、ホテル・旅館等が3食提供することを基本とする
3食提供が困難な場合は、弁当や食料物資で対応する

福岡県における救援等の方針

被服など生活必需品の給与又は貸与

- 物資は物資集積拠点（避難先連絡所）で集約・仕分けを行う
- 避難住民への提供は、避難先連絡所での受取り又は収容施設（ホテル等）に直接輸送する

医療の提供及び助産

- 医療・助産ニーズに対応可能な連絡・調整体制を確保し、受入れ以後の提供体制を確保する
- 避難住民に対する医療機関等の情報提供体制を確保する

通信設備の提供

- 近年の災害対応同様に利用者のニーズを踏まえ、電話よりインターネット環境を優先して整備する

学用品の給与等

- 避難先での就学機会を確保し、特別な支援を必要とする児童等も避難前と同様の支援が受けられるようにする
- 円滑に学用品が給与され、家庭の経済状況によることなく教育に支障が生じないよう適切な措置を講ずる

福祉サービスの提供

- 福祉サービスが必要な高齢者や障がいのある方の情報について連絡・調整できる体制を確保する
- 避難先市におけるサービス提供を基本とするが、不足する場合、近隣市町村とも調整する

就労支援

- 就職を希望する避難住民が、希望に合った就職先を見つけられるよう支援する

(3) 本要領における前提条件の整理

- 要避難地域（島外避難）：沖縄県先島5市町村（石垣市、宮古島市、多良間村、竹富町、与那国町）
- 避難先地域：山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
- ・避難開始までの調整に要する時間が制約要因とならないものと仮定し、避難開始から6日程度で避難が完了する想定とする。
- ・令和6年度は、九州・山口各県において避難当初の約1か月間において必要となる事務や調整事項を検討し、初期的な計画を作成。令和7年度は初期的な計画の検討において浮かび上がった課題に対応し、検討内容のさらなる具体化を図り、「受入れ基本要領（中間整理）」として取りまとめる。
- ・沖縄県の先島諸島は要避難地域と指定されるものの、九州・山口各県には武力攻撃の危険は及んでおらず、平時の社会経済活動等が営まれているものとする。
- ・国は避難措置の指示と併せて避難先地域への入域の自粛要請を掛けるため、避難先となるホテル・旅館等は全室空室となる。
- ・救援の内容は、国民保護法第75条の以下の範囲の具体化を検討

- ▶ 第1号 収容施設の供与
- ▶ 第2号 食品の給与及び飲料水の供給
- ▶ 第3号 生活必需品の給与及び貸与
- ▶ 第4号 医療の提供及び助産
- ▶ 第7号 電話その他の通信設備の提供

※ 上記の実施に伴う、輸送や連絡等の付随的な業務は、それぞれの救援に含まれているものとする。

- ・救援以外の措置（児童・生徒の受入れ、就学再開、就労支援など）についても具体化を検討



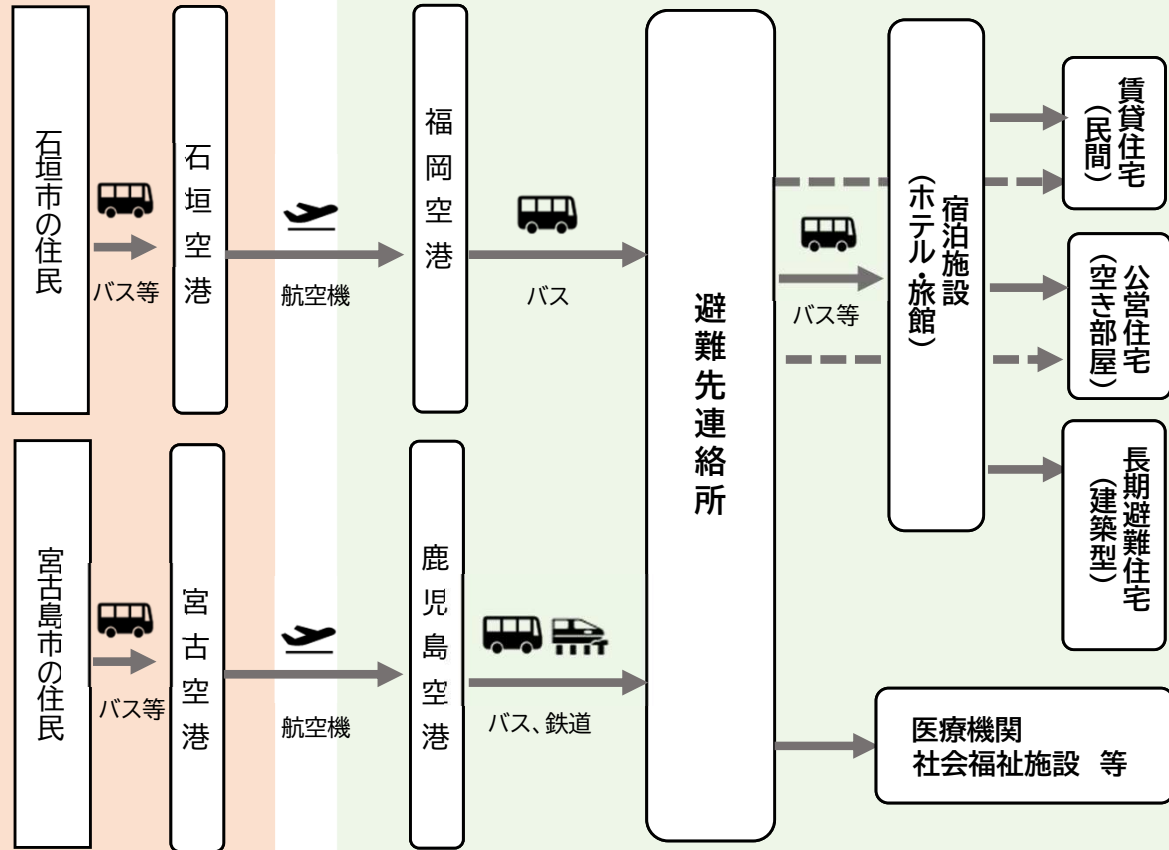
要避難地域	人口	避難先地域	受け入れ人数
与那国町	1,700	佐賀県	1,700
竹富町	4,200	長崎県	4,200
石垣市	50,100	山口県	12,600
		大分県	10,500
宮古島市	55,700	福岡県	47,400
		宮崎県	9,800
		鹿児島県	13,800
多良間村	1,100	熊本県	12,800
合計	112,800		112,800

要避難地域	人口	避難先地域	受け入れ人数
石垣市	27,000	福岡市	27,000
宮古島市	20,400	北九州市	12,300
		久留米市	2,500
		大牟田市	1,400
		飯塚市	1,700
		田川市	1,100
		朝倉市	1,400



(4) 全体の流れ

要避難地域
(石垣市、宮古島市)



避難先地域

(モデル検討:北九州市、福岡市、久留米市)

①輸送手段の確保

- ・県がバス協会等と連携し、空港から避難先連絡所までの輸送手段を手配
- ・市が避難先連絡所から宿泊施設等までの輸送手段を手配

②収容施設の供与、避難住民の割振り

- ・県(政令市)が旅館組合等と調整した上で、宿泊施設を確保
- ・市が避難元から住民情報を引き継ぎ、地区単位などコミュニティ維持に配慮して、避難住民を割振り

③食品の給与・飲料水の供給

- ・ホテル・旅館が食事提供。提供が困難な場合は、県(政令市)が弁当を手配

④生活必需品の給与及び貸与

- ・県(政令市)が事業者と締結している災害時応援協定の枠組みを活用して物資調達、物資集積拠点を設定

⑤避難者の健康管理

- ・県が避難先連絡所、ホテル等への巡回等に係る人材を確保し、派遣ローテーションを整理

⑥通信設備の提供

- ・県(政令市)が通信事業者との調整を行い、宿泊施設、避難先連絡所にWi-Fi環境を整備

※令和7年度からの新規検討項目

⑦要配慮者の受入れ調整

- ・県が避難元からの要配慮者の情報を入手し、市や関係団体と調整
- ・施設の空き状況及び受入れの有無を把握し、振分けを実施

⑧中長期の収容施設の提供

- ・県は市と連携して、関係団体に協力要請し、賃貸型応急住宅を提供
- ・県営住宅を希望する場合は、福岡県住宅供給公社が、市営住宅を希望する場合は市が入居手続きを実施

⑨就学再開

- ・県(市)は、教育委員会や避難元と連携し、児童生徒の就学のための手続を実施

⑩就労支援

- ・福岡労働局が主体となり、県及び市と連携を図り、避難住民の状況や要望を踏まえた就労支援を実施

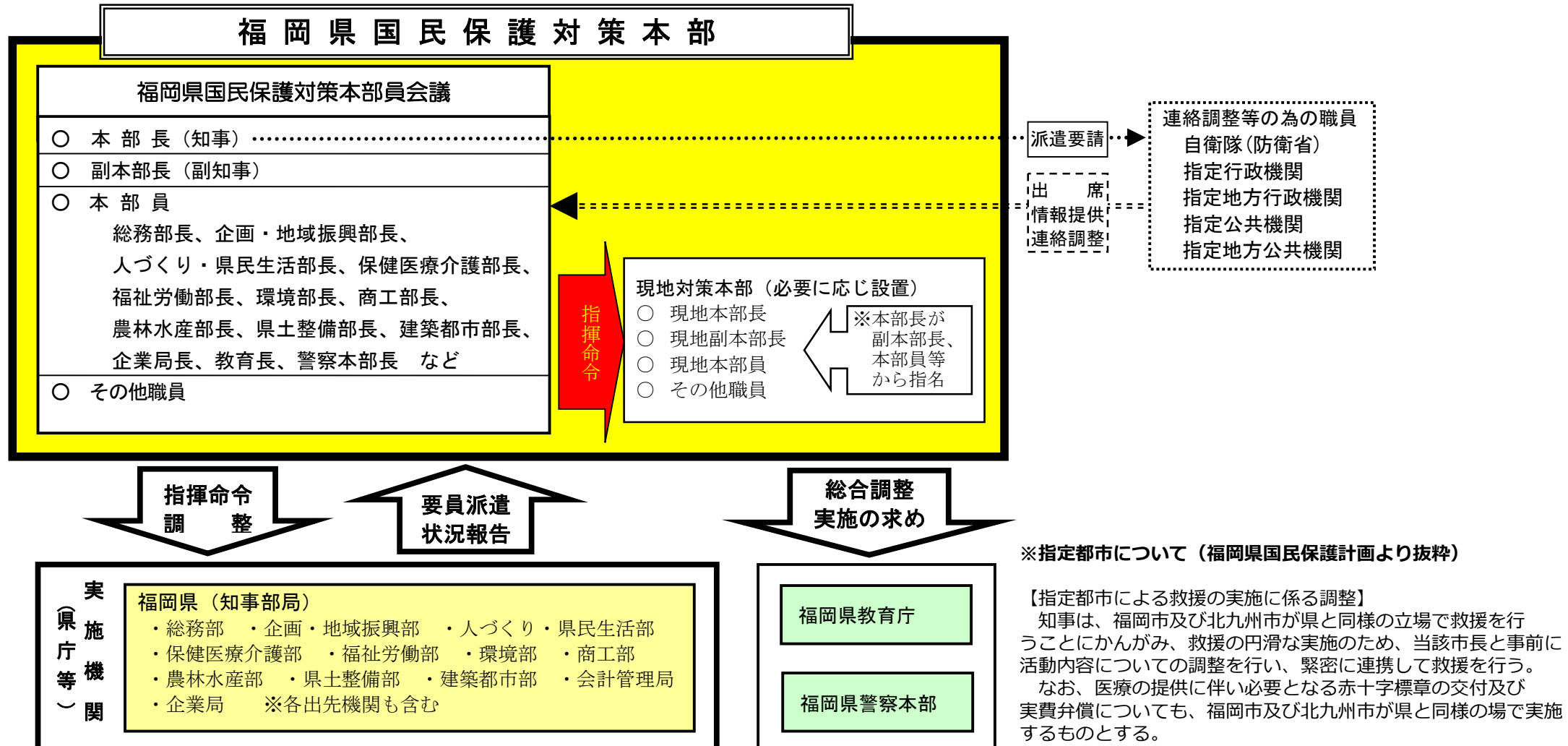
※航空機での避難が困難な要配慮者は、沖縄県にて、船舶等での避難を検討中

(5) 組織・体制 — 県国民保護対策本部

福岡県国民保護対策本部の組織

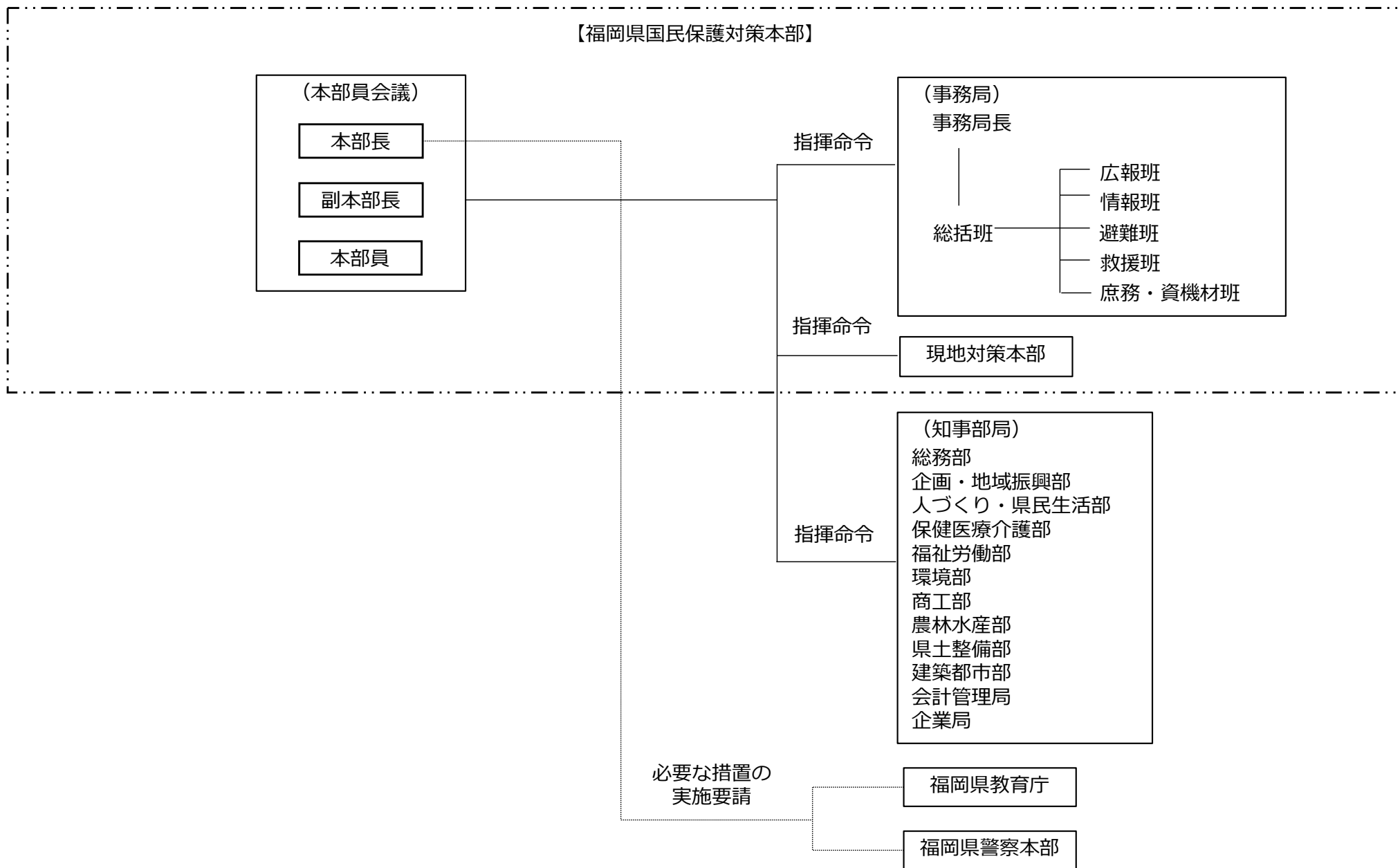
○ 福岡県国民保護対策本部の組織図 ※福岡県国民保護計画より

対策本部	本部長	知事
	副本部長	副知事
	本部員	総務部長、企画・地域振興部長、人づくり・県民生活部長、保健医療介護部長、福祉労働部長、環境部長、商工部長、農林水産部長、県土整備部長、建築都市部長、企業局長、教育長、警察本部長 等



(5) 組織・体制－県国民保護対策本部

○ 福岡県国民保護対策本部 指揮系統図 (イメージ図)



(5) 組織・体制 一県国民保護対策本部

○ 県対策本部設置時における県対策本部及び県の業務等 ※福岡県国民保護計画より

部署名	業務
<p>県対策本部</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 総括に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 県対策本部員会議の運営に関すること ・ 収集・整理・分析した情報を踏まえた県対策本部長の重要な意思決定に係る補佐に関すること ・ 警報の伝達、避難の指示、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定に関すること ・ 県対策本部長が決定した方針に基づく具体的に実施すべき措置の検討、整理（実施機関等の決定）に関すること ・ 県の実施業務及び実施体制の調整に関すること ● 広報に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災状況や県対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整等対外的な広報活動に関すること（公表情報の作成含む） ・ 県民への情報提供・注意喚起に関すること ● 伝達に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種措置に係る各実施機関への指示・伝達に関すること ・ 他の都道府県に対する応援の求め、緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関すること ・ 市町村への応援等に関すること ・ 指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関すること ・ 内閣官房、消防庁への連絡調整に関すること ・ 県が行う国民保護措置に係る調整に関すること ● 通信に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災行政無線機能の点検、通信機器の配備等、通信回線の確保に関すること ・ ヘリコプターテレビ電送システム等からの映像の収集、配信に関すること ● 情報収集に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 以下に係る国、他の都道府県、市町村、消防本部等関係機関からの情報収集に関すること （被災情報、避難や救援の実施状況、安否情報、その他必要とする情報） ● 情報整理に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 収集した情報の整理、集約に関すること ・ 活動状況や実施した国民保護措置等の記録に関すること ・ 安否情報の提供に関すること ● 情報分析に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 県対策本部長の求めによる情報の分析に関すること ・ 県対策本部員会議等への情報提供に関すること ● 避難措置の実施・調整に関すること ● 救援措置の実施・調整に関すること ● ボランティア等の支援に関わる総合調整に関すること ● 庶務に関すること <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要資機材（通信機器含む）、食料の調達等に関すること ・ 県対策本部員や県対策本部職員のローテーション管理に関すること
<p>各部共通</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定行政機関及び指定地方行政機関からの情報収集、連絡調整、国民保護措置実施の要請に関すること ・ 指定公共機関及び指定地方公共機関、ライフライン事業者からの情報収集、連絡調整、国民保護措置実施の要請に関すること ・ 指定公共機関、指定地方公共機関への応援に関すること ・ 出先機関（県）からの情報収集、連絡に関すること ・ 市町村に対する一部業務の委任に関すること ・ 県有施設の管理（被害状況確認含む）に関すること ・ 関係する省庁及び国の出先機関からの情報収集、連絡調整に関すること ・ 避難誘導の補助に関すること ・ 特殊標章等の交付、許可に関すること ・ 緊急通行車両の確認及び標章交付に関すること

(5) 組織・体制 一県国民保護対策本部

部署名	業務	部署名	業務
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物質取扱所（危険物、放射性物質等）との連絡調整に関する事 ・救急・救助・消防活動の支援、広域応援等に関する事 ・緊急輸送の準備に関する事（現地ヘリポートの確保含む） ・職員の派遣（要請）及びあっせんに関する事 ・避難施設の確保に係る調整に関する事 ・県有施設の管理（被害状況確認含む）の総括に関する事 ・他の都道府県に対する一部業務の委託に関する事 ・他の都道府県からの一部事務の受託に関する事 ・避難施設の確保に係る調整、開設及び運営に関する事 	農林水産部	<ul style="list-style-type: none"> ・食料の供給に関する事 ・農林水産業団体との連絡調整に関する事 ・農道の状況把握、対策に関する事 ・ため池施設等の状況把握、安全確保に関する事 ・林道の状況把握、対策に関する事 ・治山施設の状況把握、対策に関する事 ・漁港施設の状況把握、対策に関する事 ・漁船等による運送に係る連絡調整に関する事 ・漂流物等に係る情報収集に関する事
企画・地域振興部	<ul style="list-style-type: none"> ・避難住民及び救援物資の運送手段の確保に関する事 ・空港に係る情報収集及び連絡調整に関する事 ・外国人に係る安否情報など県内外国公館との連絡調整に関する事 ・外国人に対する情報伝達の調整に関する事 	県土整備部	<ul style="list-style-type: none"> ・土木関係団体との連絡調整に関する事 ・道路（橋りょう含む）の状況把握、対策に関する事 ・道路利用の広域調整に関する事 ・道路公社が管理する道路の情報収集に関する事 ・河川、海岸、ダム等の状況把握、対策に関する事 ・砂防施設等の状況把握、対策に関する事 ・港湾施設の状況把握、対策に関する事 ・水源の調整に関する事 ・水の確保に係る調整に関する事
人づくり・県民生活部	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア等に対する情報提供に関する事 ・生活必需物資の需要動向調査及び価格の安定に関する事 ・私立学校との連絡調整に関する事 	建築都市部	<ul style="list-style-type: none"> ・公園緑地施設の把握、対策に関する事 ・避難地、避難施設の供給等に関する事 ・建設業協会等との連絡調整に関する事 ・建築物の危険度調査等に関する事 ・住宅供給公社との連絡調整に関する事 ・仮設建築物、仮設住宅の供給手配に関する事 ・県営住宅の供給に関する事
保健医療介護部	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等の安全確保及び支援に関する事 ・医療全般、医薬品の確保等に関する事 ・保健衛生に関する事（感染症対策含む） ・赤十字標章の交付、許可に関する事 ・危険物質取扱所（毒物・劇物、毒薬・劇薬等）との連絡調整に関する事 ・遺体の措置及び埋葬に関する事 	企業局	<ul style="list-style-type: none"> ・県営発電施設、県営工業用水施設の運営・保全に関する事
福祉労働部	<ul style="list-style-type: none"> ・避難施設の開設、運営に関する事 ・救援の実施に関する事 ・障がいのある人等の安全確保及び支援に関する事 ・備蓄物資の供給に関する事 ・ボランティア等の支援に関する事 ・日本赤十字社に対する業務の一部委託に関する事 ・労働関係団体等との連絡調整に関する事 	教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・教育機関等の被害状況把握に関する事 ・避難施設の確保、開設に関する事 ・学校給食施設の活用に関する事 ・公立学校等との連絡調整に関する事 ・生徒、児童等の安全確保の支援に関する事
環境部	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物等の処理に係る調整に関する事 	警察本部	<ul style="list-style-type: none"> ・警備体制に関する事 ・情報の収集・連絡に関する事 ・住民等に対する情報伝達・広報に関する事 ・警戒区域の設定に関する事 ・交通規制に関する事 ・武力攻撃災害における応急措置等に関する事 ・生活関連等施設の安全確保に関する事 ・特殊標章の交付・使用に関する事 ・犯罪予防など秩序安定に関する事 ・緊急通行車両の確認及び標章交付に関する事
商工部	<ul style="list-style-type: none"> ・商業施設等との連絡調整に関する事 ・商工団体、機関との連絡調整に関する事 ・危険物質取扱所（火薬類・高圧ガス）との連絡調整に関する事 ・トラックその他の物資運送手段に対する支援要請に関する事 ・救援措置に係る被服、寝具その他生活必需品の確保等に関する事 ・救援物資の保管命令又は収用命令に関する事 ・外国人に対する情報伝達の調整に関する事 		

(5) 組織・体制 — 県国民保護対策本部

○ 県対策本部における各班の役割について

班名	体制	役割	主な業務内容
総括班 (防災危機管理局)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 班長【防災企画課】 ・ 班員【防災企画課、消防防災指導課】 国民保護グループ：消防庁（国民保護）、内閣官房、市町村の対応 消防グループ：消防庁（消防関係）、消防本部の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局の統括 ・ 事案の内容や措置の実施状況の把握及び県対策本部長への報告 ・ 県対策本部長の意思決定が必要な措置等についての企画立案・協議 ・ 県対策本部長が決定した方針に基づく具体的な措置等の指示 ・ 事務局内の情報共有及び総合調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県対策本部員会議の運営 ・ 収集・整理した情報を踏まえた県対策本部長の重要な意思決定に係る補佐 ・ 警報の伝達、避難の指示、緊急通報の発令、退避の指示等 ・ 県対策本部長が決定した方針に基づく具体的に実施すべき措置の検討、整理（実施機関等の決定） ・ 県の実施業務及び実施体制の調整 ・ 他の都道府県に対する応援の求め、緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援 ・ 市町村の応援等の調整 ・ 指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊の派遣要請 ・ 内閣官房、消防庁への連絡調整 ・ 県が行う国民保護措置に係る調整 ・ 活動状況や実施した国民保護措置等の記録
広報班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 班長【県民情報広報課】 ・ 班員【県民情報広報課】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広報活動の総合調整 ・ 報道機関への情報提供の企画・立案 ・ 県民への情報提供の企画・立案 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災状況や県対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整等対外的な広報活動（公表情報の作成を含む） ・ 県民への情報提供・注意喚起 ・ 報道機関の取材活動の調整
情報班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 班長【消防防災指導課】 ・ 班員【消防防災指導課、各部（局）主管課】 情報整理グループ：ホワイトボード、地図、パソコンで情報整理 情報収集グループ：電話、FAX、メールで情報収集 情報共有グループ：事務局内及び危機管理調整センター内の情報共有	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報の収集・整理・共有・記録 ・ 市町村、県各部局、その他関係機関との連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収集した情報の集約、整理、分析 ・ 各種措置に係る各実施機関への指示・伝達 ・ 国、他の都道府県、市町村、消防本部等関係機関からの情報収集（被災状況、避難や救援の実施状況、安否情報、その他必要とする情報） ・ 安否情報に関すること
避難班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 班長【交通政策課】 ・ 班員【防災企画課、政策支援課、空港事業課、道路維持課】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難措置の実施・調整 ・ 避難の指示（案）の策定 ・ 避難実施要領を作成する市町村との調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難措置の調整 ① 避難住民に関する把握（対象地域内の人口・世帯数、避難行動要支援者の状況） ② 要避難地域の確認、避難先地域の特定（避難先地域の市町村との調整） ③ 道路状況の把握（通行止め区間、渋滞状況、避難先地域への経路確保） ④ 住民の輸送力の確認（鉄道、バス等の運行状況、利用可能状況の確認・確保等） ⑤ 避難誘導体制の確認（誘導体制の過不足確認、応援の必要性・要請先の検討） ・ 避難措置の実施
救援班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 班長【福祉総務課】 ・ 班員【消防防災指導課、健康増進課、生活衛生課、医療指導課、業務課】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救援措置の実施・調整 ・ 市町村、消防本部、その他関係機関との連絡調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救援措置の実施・調整 ① 医療体制の確保 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 負傷者数・状況による病院の受け入れ状況の確認・確保 ▶ NBCによる負傷者への対応の確保【専門医療機関等】 ▶ 被災現場等への医療班の派遣【連絡、準備、派遣】 ▶ 医薬品・薬剤の確保 ▶ 広域応援体制の確保 ② 避難施設における救援 <ul style="list-style-type: none"> ▶ 避難施設の開設、運営体制の確保 ▶ 食料・飲料水等の確保・運送 ▶ 電話その他の通信設備の提供（避難生活が長期化した段階） ▶ 学用品の供与（避難生活が長期化した段階） ③ 避難住民の捜索及び救出、遺体の捜索及び措置、埋葬及び火葬 ④ 住宅の応急復旧、住宅等に流入した土砂等の除去
庶務・資機材班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 班長【財産活用課】 ・ 班員【財産活用課、防災企画課、社会活動推進課】 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要資機材の調達・調整 ・ 事務局職員の配備体制管理 ・ ボランティア・自主防災組織等への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要資機材等の調達等 ・ ヘリコプターテレビ電送システム等からの映像の収集・配信 ・ 防災行政無線機能の点検、通信機器の配備等、通信回線の確保 ・ 県対策本部事務局職員のローテーション管理 ・ 関係機関等の受入体制の確保 ・ 県対策本部員会議等の庶務 ・ ボランティア等の支援に係る総合調整

(5) 組織・体制 — 市町村国民保護対策本部

○ 指定都市以外の市町村対策本部内の業務分担・部署の割り当て ※久留米市国民保護計画より

久留米市国民保護対策本部及び実施機関の組織図

		対策部	主な事務	班 (班長)	担当部等
本部長 副本部長 市長 副市長	副本部長 副市長	総合対策 統括部 部長 (防災担当副市長) 副部長 (他の副市長) 部員: 総合政策部長、総務部長、協働推進部長、都市建設部長、消防長、契約管理担当部長、会計管理者 議会調整部 部長 (議会事務局長) 副部長 (議会事務局長次長)	●本部指揮 ●本部会議 ●関係機関調整 ●災害予算 ●職員への動員 ●災害情報の収集・整理 ●災害広報・報道 対応 ●庁舎機能保持、車両の管理 ●本部長・副本部長秘書 ●職員への食料・物資等の供給 ●災害資金の出納 ●避難の指示 ●警報の伝達	総括班 (防災対策課長) 情報分析班 (防災担当参与) 情報収集班 (総務部次長) 調整班 (総合政策課長) 広報班 (広報戦略課長) 人事班 (人事厚生課長) 東京事務所班 (東京事務所長) 財政班 (財政課長) 情報システム班 (情報政策課長) 車両班 (財産管理課長) 契約指導班 (契約課長) 会計班 (会計室長) 秘書班 (秘書室長)	・都市建設部 ・総合政策部 ・総務部 ・秘書室 ・会計室 ・その他指定職員
		避難所総括・教育対策部 部長 (教育部長) 副部長 (部次長)	●避難所開設・運営 ●応急教育 ●教育施設等対策	教育・避難班 (教育部次長) 学校避難所・庶務班 (学校教育課長) 学校施設班 (学校施設課長)	・教育部 ・その他指定職員
本部会議 本部長 (市長) 副本部長 (副市長) 副本部長 (副市長) 企業管理者 教育長 総合政策部長 総務部長 防災対策担当部長 協働推進部長 市民文化部長 健康福祉部長 健康福祉部保健所長 子ども未来部長 環境部長 農政部長 商工観光労働部長 都市建設部長 都市づくり推進担当部長 上下水道部長 教育部長 議会事務局長 各総合支所長 消防長 消防団長		救援対策 避難・保育対策部 部長 (子ども未来部長) 副部長 (部次長)	●園児の安全確保・安否確認 ●応急教育	子ども未来総括班 (子ども未来部次長) 保育班 (子ども保育課長) 一般避難所班 (子ども政策課長)	・子ども未来部 ・その他指定職員
		避難・ボランティア支援対策部 部長 (人権担当部長) 副部長 (男女平等推進担当次長、部次長)	●避難所開設・運営 ●ボランティア受け、支援	ボランティア支援班 (協働推進部次長) 地域避難所・地区連絡班 (地域コミュニティ課長)	・協働推進部 ・その他指定職員
		救護対策部 部長 (健康福祉部長) 副部長 (保健所長、技監、部次長)	●応急医療救護 ●被災者の精神ケア ●避難行動要支援者の支援 ●衛生管理 (生活・食品) ●福祉施設の情報収集・支援 ●防疫・遺体 ●救護所の設置及び救護員の編成派遣	健康福祉総括班 (部次長) 医療庶務班 (保健所次長) 医療救護班 (健康推進課長) 地域福祉班 (地域福祉課長)	・健康福祉部
		衛生対策部 部長 (環境部長) 副部長 (部次長)	●防疫・遺体 ●清掃	環境総括班 (部次長) 環境班 (環境保全課長) 清掃班 (資源循環推進課長)	・環境部
		生活対策 相談・調査対策部 部長 (市民文化部長) 副部長 (文化芸術担当部長、部次長)	●市民、一般住宅等の被害調査 ●市民相談 ●文化財、文化施設等対策	市民文化総括班 (部次長) 調査班 (税務担当次長) 文化施設班 (文化振興課長) 市民支援班 (市民センター担当次長)	・市民文化部 ・協働推進部 ・他部局からの応援職員
		物資・商工対策部 部長 (商工観光労働部長) 副部長 (観光コンベンション国際交流担当部長、部次長)	●商工被害対策 ●観光施設対策 ●物資・食糧等の輸送 ●物資調達供給 ●救護物資の受け入れ・管理	商工総括班 (商工観光労働部次長) 物資管理班 (監査委員事務局長) 物資調達班 (商工政策課長) 物資受入班 (企業誘致推進課長) 輸送班 (労政課長) 観光班 (観光・国際課長) 競輪場施設班 (競輪事業課長)	・商工観光労働部 ・総務部 ・監査委員事務局 ・選挙管理委員会事務局 ・公平委員会事務局 ・統括部からの応援
		農政対策部 部長 (農政部長) 副部長 (部次長)	●農林業被害対策 ●所管施設等対策	農政総括班 (農政部次長) 農政支援班 (農政課長) 農林業被害対策班 (生産流通課長) 農林業用施設対策班 (農村整備課長) 生鮮食料品出荷班 (中央卸売市場長)	・農政部 ・農業委員会事務局
		災害対策 都市施設対策部 部長 (都市づくり推進担当部長) 副部長 (部次長)	●水防活動 ●建築物被害対策 ●土木施設等対策 ●交通規制 ●住宅対策	都市建設総括班 (都市建設部次長) 技術班 (道路整備課長) 公園土木班 (公園土木管理事務所長) 住宅班 (住宅政策課長)	・都市建設部
		上下水道対策部 部長 (上下水道部長) 副部長 (部次長)	●水道施設対策 ●給水対策 ●下水道施設対策	上下水道総務班 (技術担当次長) 上下水道資材班 (経理課長) 上下水道広報班 (営業管理課長) 水道施設対策班 (下水道整備課長・給排水設備課長) 下水道施設対策班 (下水道整備課長) 浄水管理センター班 (浄水管理センター所長) 浄化センター班 (下水道施設課長・南部浄化センター所長)	・上下水道部
		総合支所対策部 部長 (総合支所長) 副部長 (総合支所次長)	●担当地域の防災対策 ●警報の伝達 ●避難の指示の伝達 ●避難住民の誘導	総括班 (総合支所次長) 衛生建設産業班 (環境建設課長) 避難福祉支援班 (市民福祉課長)	・総合支所 ・その他指定職員
消防団対策部 部長 (消防団長) 副部長 (警備担当副団長)	●消火・救出・救援 ●避難住民の誘導 ●警戒 ●避難の指示の伝達 ●警報の伝達	消防団班 各支団長及び各分団長	・消防団		

本要領における救援等の内容及び役割分担等 ～初期的な計画より～

- 法に定める救援等の内容、沖縄県・多良間村、熊本県・八代市作成の「避難住民の受入に係る先行検討例（通称「受入モデル計画」）」の成果を参考に救援等の内容や役割を整理。
- 救援等の実施に当たっては、自然災害時の対応方法に準じる形で取り扱いを検討。

【救援等の内容及び役割分担】

救援等の内容			調整主体		
			県	政令市	久留米市
0 拠点施設					
(1)	設営	レイアウト、人員配置		○	○
(2)	避難住民受入れ	本人確認、収容施設確認、住民誘導		○	○
		健康確認		○	○
(3)	各種相談窓口		○	○	○
(4)	ペットの受入れ	受け入れ施設の選定		○	○
		譲渡の支援	○		
		ペットホテル		○	○
		動物病院	○		
		県獣医師会との調整	○		
(5)	警備		○		
(6)	進捗管理		○	○	
1 宿泊施設等の確保					
(1)	ホテル・旅館に係る統括	方針の作成、ホテルへの照会	○		
(2)	ホテル・旅館把握	県組合、県施設（団体）との調整	○		
(3)	ホテル・旅館空室確保（受入れ市内）	ホテル等との調整	○	○	
(4)	福祉施設空室把握・確保	福祉施設との調整		○	○
(5)	ホテル・旅館・福祉施設等空室把握（他市町村）	県内の他市町村のホテル等との調整	○		
(6)	公営住宅、賃貸住宅の確保	ホテル・旅館等で確保できない場合、公営住宅、賃貸住宅を候補として検討	※ 役割分担は2(2)、2(3)参照		

本要領における救援の内容及び役割分担等 ～初期的な計画より～

【救援の内容及び役割分担】

救援内容			調整主体		
			県	政令市	久留米市
2 長期避難住宅等の確保					
(1)	ニーズ把握	避難元からの情報提供	○		
		避難後の把握		○	○
(2)	公営住宅等（空き部屋）※市営	確保、準備（内装工事）		○	○
	公営住宅等（空き部屋）※県営	確保、準備（内装工事）	○		
(3)	賃貸住宅（民間）の調整	確保に向けた団体との調整	○		
		契約		○	○
(4)	長期避難住宅（建設型）※市の土地	建設場所の確保		○	○
		建設	○	○	
	長期避難住宅（建設型）※県の土地	建設場所の確保、建設	○		
(5)	ペットの受入れ	受け入れ施設の選定		○	○
		譲渡の支援	○		
		ペットホテル		○	○
		動物病院	○		
		県獣医師会との調整	○		
3 収容施設の割振り					
(1)	宿泊施設、長期避難住宅等の割振り	割振り、収容施設等の管理者へ報告		○	○
(2)	(1)において、各市で収容できない場合の県内での収容施設の調整	県内市町村、ホテル等との調整	○		
(3)	要配慮者の把握	避難前（沖縄県⇒県）	○		
		避難前（県⇒受入れ市）	○	○	○
		避難後の聞き取り		○	○
(4)	要配慮者の割振り	避難先市⇒病院、施設（避難先市内）		○	○
(5)	(4)において、市内で賄いきれない場合の要配慮者の割振り	病院、施設（県内）	○		
4 収容施設への輸送					
(1)	輸送力の調整配分	県・受入れ市・県バス協会等との調整	○	○	○
(2)	空港⇒避難先連絡所	経路／方法／その他	○		
(3)	避難先連絡所⇒宿泊施設	経路／方法／その他		○	○

本要領における救援の内容及び役割分担等 ～初期的な計画より～

【救援の内容及び役割分担】

救援内容		調整主体		
		県	政令市	久留米市
5 食料の給与及び飲料水の供給				
(1)	集積拠点施設の決定		○	
(2)	準備 ニーズ把握	ニーズ（3食提供が難しい収容施設等）の把握	○	○
		ニーズ（3食提供が難しい収容施設等）の取りまとめ	○	
(3)	調達	調達（食料物資等）	○	
(4)	輸送（経路／方法／その他）	提供者⇒拠点施設への輸送に係る調整	○	
(5)	輸送（経路／方法／その他）	拠点施設⇒収容施設等への輸送に係る調整		○
(6)	提供（食料物資）	避難先連絡所・収容施設等での配布、配布に係る調整	○	○
(7)	提供（弁当業者⇒収容施設等）	提供食数指示	○	
(8)	提供（収容施設等での弁当配布）	収容施設等での弁当の配布、配布に係る調整		○
6 被服など生活必需品の給与又は貸与				
(1)	集積拠点施設の決定		○	
(2)	準備 ニーズ把握	避難前（沖縄県⇒県）	○	
		避難後の聞き取り とりまとめ	○	○
(3)	調達	調達（生活物資等）	○	
(4)	輸送（経路／方法／その他）	提供者⇒集積拠点施設、収容施設	○	
		集積拠点施設⇒収容施設等		○
(5)	提供	配布（避難先連絡所・収容施設）	○	○
7 医療の提供及び助産				
(1)	医療ニーズの把握	避難前（沖縄県⇒県）	○	
		避難前（県⇒受入れ市）	○	○
		避難後の聞き取り		○
(2)	医療提供体制の把握	基礎的資料（提供体制等）	○	○
(3)	ニーズ増加に対応できる体制整備	関係機関との調整（市内）	○	○
(4)	(3)において市内で賄いきれない場合の体制整備	関係機関との調整（県内）	○	

本要領における救援の内容及び役割分担等 ～初期的な計画より～

【救援の内容及び役割分担】

救援内容			調整主体		
			県	政令市	久留米市
8 通信設備の提供					
(1)	準備	通信設備を有していない宿泊施設等の把握	○	○	○
(2)	調達	通信設備の調達に係る通信事業者等との調整	○		
(3)	設置	通信設備を有していない宿泊施設等への設備設置にかかる調整(通信事業者)	○		
(4)	設置	通信設備を有していない宿泊施設等への設備設置にかかる調整(収容施設等)		○ (収容施設)	○ (収容施設)
9 学用品の給与等					
(1)	準備 ニーズ調査	避難前(沖縄県⇒県)	○		
		避難後 市立学校、未就学児		○	○
		避難後 県立学校(県立3大学含む。)	○		
		避難後 私立学校	○		
(2)	調達	市立学校、未就学児		○	○
		県立学校	○		
		私立学校	○		
(3)	提供	市立学校、未就学児		○	○
		県立学校	○		
		私立学校	○		
(4)	転校・転園先の調整	市立学校、未就学児		○	○
		県立学校(県立3大学含む。)	○		
		私立学校	○		
10 福祉サービスの提供					
(1)	福祉サービス利用ニーズの把握	避難前(沖縄県⇒県)	○		
		避難前(県⇒受入れ市)	○	○	○
		避難後の聞き取り		○	○
(2)	福祉サービス提供体制の把握	事前調査(市内)		○	○
		事前調査(県内)	○		
(3)	福祉サービス利用者の割振り	避難先市⇒福祉サービス提供者		○	○
(4)	(3)において市内で賄いきれない場合	県⇒福祉サービス提供者	○		
11 就労支援					
(1)	就労相談、職業紹介等	ニーズ/支援	○	○	

2 検討項目

【令和7年度重点検討項目】

(1) 要配慮者の受入れ調整

検討を進める上での前提的な事項

1 検討の目的

要配慮者の受入れに係る必要な手順や方法、準備事項や役割分担の整理等について、九州・山口各県、沖縄県、内閣官房を始めとした関係省庁等が連携の上、九州・山口各県において検討を進めていき、検討の成果を作成しつつ、検討の過程において抽出された論点や課題を共有し、対応策について検討を行うとともに、本検討を通じて、避難住民を受け入れるに当たっての実効性を高める。

2 検討における前提事項

九州・山口各県は、平時と同様の経済活動が維持されており、医療・福祉の提供体制についても平時と同様の体制が維持されていると想定する。自然災害では、発災直後に建物の倒壊や火災等の発生により傷病者が多数発生し救出救助活動が開始され、救出された傷病者に対して医療の提供を行うが、国民保護における本検討の想定は、武力攻撃予測事態下において住民が避難を行うものであり、武力攻撃災害による傷病者は発生しない。

沖縄県先島5市町村から九州・山口各県への避難に要する期間は6日程度とする。

3 検討対象期間

本検討の対象期間は避難当初の約1か月間とする。

4 沖縄県先島5市町村と九州・山口各県の組み合わせ

避難元市町村と避難先(受入)県の設定案(「宮古島市⇒福岡県・熊本県・宮崎県・鹿児島県」、「多良間村⇒熊本県」、「石垣市⇒山口県・福岡県・大分県」、「竹富町⇒長崎県」、「与那国町⇒佐賀県」)は考慮しないものとする。

5 避難側での検討を踏まえた整理

要配慮者に関する検討は避難側が先行していることから、避難側における検討内容を受入側に反映しつつ、避難側との連携を考慮の上、医療従事者や福祉・介護関係者等と協議を行いつつ、検討を進めていく。

モデル検討の対象となる受入れ地域の選定

避難住民の受入れに係る初期的な計画(令和6年度における検討)で設定した市町村をベースに、要配慮者の受入れ調整に関する検討(モデル検討)の対象とする受入れ地域を次のとおり選定する。

【モデル検討対象地域(市町村)】

福岡県 北九州市及び福岡市

No.1

要配慮者の受入れ調整に関する体制と調整フローの整理

No.1-1 要配慮者の受入れ調整にあたり最低限必要となる情報について

(1)搬送手段や受入施設の決定のために最低限必要となる情報の整理

要配慮者の区分を基に、要配慮者の搬送手段や受入施設を決定する際に最低限必要となる情報について、基礎的な情報、医療や介護に関する情報を次のとおり整理した。

区分		基礎的な情報	医療や介護に関する情報
在宅要配慮者	高齢者・要介護者	①氏名(読み仮名を含む) ②年齢 ③性別 ④生年月日 ⑤住所 ⑥家族構成 ⑦緊急連絡先 ⑧アレルギー情報 ⑨感染症の有無 ⑩その他の留意事項 ●障がい種別及び等級 身体・知的・精神など ●障がい支援区分 ●コミュニケーション能力と手段 ●医的援助行為の有無 有の場合は具体的行為 ●主治医連絡先 ●食事形態 常食・刻み・ミキサーなど	身長、体重、既往歴、現病歴、要介護度、日常生活自立度(障がい高齢者・認知症高齢者)、使用している補助具(歩行器、杖、車いす等)、現在受けている介護サービス等、服薬状況、医療処置状況、各日常生活動作(ADL)の状況
	身体障害者		ADL(日常生活動作)のレベル、使用している補助具(車いす、杖、歩行器など)、食事制限・摂食嚥下の状況、排泄管理(オムツ、導尿、ストーマ)、入浴・移動の介助の要否、既往歴、投薬中の薬剤(薬剤名・用量・服用方法)、障害者手帳(手帳がない場合は、障がい種別)、行動上の注意点(暴言・興奮傾向、徘徊等)
	知的障害者		ADL(日常生活動作)のレベル、使用している補助具(車いす、杖、歩行器など)、食事制限・摂食嚥下の状況、排泄管理(オムツ、導尿、ストーマ)、入浴・移動の介助の要否、既往歴、投薬中の薬剤(薬剤名・用量・服用方法)、障害者手帳(手帳がない場合は、障がい種別)、行動上の注意点(暴言・興奮傾向、徘徊等)
	精神障害者		ADL(日常生活動作)のレベル、使用している補助具(車いす、杖、歩行器など)、食事制限・摂食嚥下の状況、排泄管理(オムツ、導尿、ストーマ)、入浴・移動の介助の要否、既往歴、投薬中の薬剤(薬剤名・用量・服用方法)、障害者手帳(手帳がない場合は、障がい種別)、行動上の注意点(暴言・興奮傾向、徘徊等)
	外来人工透析		※整理中
	在宅酸素患者		※整理中
	在宅人工呼吸器患者		※整理中
	妊産婦		※整理中
社会福祉施設等	高齢者施設入所者	身長、体重、既往歴、現病歴、要介護度、日常生活自立度(障がい高齢者・認知症高齢者)、使用している補助具(歩行器、杖、車いす等)、現在受けている介護サービス等、服薬状況、医療処置状況、各日常生活動作(ADL)の状況	
	障がい者施設入所者・グループホーム入居者・障がい児施設入所者		身長、体重、ADL(日常生活動作)のレベル、使用している補助具(車いす、杖、歩行器など)、食事制限・摂食嚥下の状況、排泄管理(オムツ、導尿、ストーマ)、入浴・移動の介助の要否、既往歴、投薬中の薬剤(薬剤名・用量・服用方法)、障害者手帳(手帳がない場合は、障がい種別)、行動上の注意点(暴言・興奮傾向、徘徊等)、サービスの利用状況(サービス等利用計画を含む)
医療機関	入院患者	※整理中	

No.2

要配慮者の受入施設の把握方法・
搬送手段の把握方法、洗い出し

No.2-1 要配慮者の受入施設の把握方法について

(1)福岡県内に所在する社会福祉施設等の把握

沖縄県国民保護訓練において整理を行った、要配慮者の各区分における「行政の支援を要する者」のうち、社会福祉施設等に入所の方については、以下の種別の施設に入所されていることから、同種施設の空き状況の把握方法について、検討を行った。

【先島5市町村からの要配慮者が入所していた社会福祉施設等の種別】

【高齢者施設】

- ・養護老人ホーム
- ・老人短期入所施設
- ・特別養護老人ホーム
- ・認知症対応型共同生活介護事業所(GH)
- ・軽費老人ホーム
- ・介護老人保健施設

【障がい者施設】

- ・障がい者支援施設(施設入所支援)
- ・障がい者支援施設(短期入所)
- ・グループホーム(共同生活援助)
- ・障がい児入所施設

■ 社会福祉施設等の空き状況の把握方法について

【庁内担当部局等が保有する社会福祉施設等のリストや情報】

(高齢者施設)

- ・ 毎年4月1日時点の高齢者施設の空き状況を把握している。

(障がい者施設)

- ・ 毎月、福岡県のホームページで県内の指定障がい福祉サービス事業所等の一覧を公表(設置者、事業所(施設)名、所在地、指定年月日)

【空き状況の把握に当たっての関係機関との連携】

(高齢者施設)

- ・ 福岡県は避難元から高齢者施設に入所が必要な要配慮者の人数や状況を把握し、関係団体へ受入れの要請をする。
- ・ 要請を受けた関係団体は、受入れが可能な施設を調整し、マッチングを行う。

(障がい者施設)

- ・ 福岡県が、関係団体へ障がい者施設(施設入所支援、短期入所、共同生活援助)の空き状況の照会を行う。
事前に関係団体(例えば福岡県身体障害者施設協議会)への情報提供を行い、事務局を通じて照会する。

【空き状況の把握方法の整理】

(高齢者施設)

- ・ 庁内担当部局等が保有する施設のリストや情報を基に、避難元から入所が必要な人数等を把握し、関係団体へ受入れ要請を行い、関係団体は、受入れ可能な施設の調整、マッチングを行う。

(障がい者施設)

- ・ 庁内担当部局等が保有する施設のリストや情報を基に、事前に関係団体への情報提供を行い、事務局を通じて空き状況の照会を行う。

No.2-2 要配慮者の搬送手段の把握方法、洗い出しについて

(1)要配慮者の搬送手段の検討に係る官民アセットの把握方法

【陸上アセット】

要配慮者の搬送手段の検討に当たり、どのような搬送手段が想定されるのか、自治体や関係機関等が保有する陸上搬送の候補になり得る福岡県内のアセットについて、次のとおり把握方法に関する検討を行った。

■ 陸上搬送に使用することが想定されるアセットの把握方法について

【社会福祉施設】

- ・福祉車両台数 施設数(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設)×1台
- ・運転手数 福祉車両数×1名
- ・介護スタッフ数 施設数×1名

【アセットの把握に当たっての関係機関との連携】

- ・No,1-1の受入れ先施設への振分けと併せて、福祉車両の手配。
- ・運転手、要配慮者の状態に応じた介助者(介護及び看護職員)の手配及び不足する場合の調整

【民間救急】

- ・鹿児島港～北九州市までの経路で利用可能な範囲
 - ①鹿児島港から北九州市の施設までの搬送
 - ②鹿児島港～JR鹿児島中央駅までの搬送
 - ③新幹線多目的室(鹿児島中央駅～小倉駅)での搬送の介助
 - ④JR小倉駅から施設までの搬送
- ・鹿児島港～福岡市までの経路で利用可能な範囲
 - ①鹿児島港から福岡市の施設までの搬送
 - ②鹿児島港～JR鹿児島中央駅までの搬送
 - ③新幹線多目的室(鹿児島中央駅～博多駅)での搬送の介助
 - ④JR博多駅から施設までの搬送

【アセットの把握方法の整理】

○消防機関等が保有する救急車等のアセット

- ・消防機関等から保有する救急車等の情報収集を行う。

○公的組織・民間事業者が保有する福祉車両等のアセット

- ・市(社会福祉協議会含む)が所有する福祉車両数把握
- ・民間救急車両(一般社団法人全民救患者搬送協会)の対応可能台数及び1日あたりの搬送可能台数把握

No.2-2 要配慮者の搬送手段の把握方法、洗い出しについて

(1)要配慮者の搬送手段の検討に係る官民アセットの把握方法

【陸上アセット】

県、市町村が事業者や団体と締結している災害時の連携協定を基に、福祉車両に関する情報について、以下のとおり整理を行った。

■ 事業者や団体との連携協定を基にした福祉車両の台数について

【県・関係団体との締結協定】

- ・「災害時における被災した高齢者福祉施設等への応援等に関する協定書」(平成26年3月)に基づき、関係団体と共同で調整を行い、受入れ可能な施設へ輸送する。受入れ先の施設は、必要な介助者を同乗の上、福岡空港へ要配慮者を迎えに行く。
- ・福祉車両は各施設1台所有を想定。ただし、施設の通常運営上、福祉車両が利用不可の場合があるため、輸送にあたっては同乗する介助者も含め近隣施設の支援を想定。

【締結協定から整理した車両確保に繋がり得る福祉車両の台数】

●社会福祉施設(高齢者施設)

- ・福祉車両(車いす対応) ※各施設1台を想定
118台(北九州市管内 特養84施設、老健34施設)
119台(福岡市管内 特養93施設、老健26施設)
- ・福祉車両(ストレッチャー対応) ※各施設1台を想定
118台(北九州市管内 特養84施設、老健34施設)
119台(福岡市管内 特養93施設、老健26施設)

●社会福祉施設(障がい福祉サービス事業所)

- ・福祉車両 ※各施設1台を想定
17台(北九州市管内 施設入所支援12施設、障害児入所支援5施設)
19台(福岡市管内 施設入所支援14施設、障害児入所支援5施設)
※車いす及びストレッチャー対応車両については、別途調整が必要

●一般社団法人全民救患者搬送協会に加入する事業者

- ・福祉車両(車いす対応) 24台
- ・福祉車両(ストレッチャー対応) 35台
- ・兼用車 28台(車いすもストレッチャーも状況に合わせて載せ替えられる福祉車両)

No.2-2 要配慮者の搬送手段の把握方法、洗い出しについて

(2) 要配慮者の搬送手段の検討に係る官民アセット情報の整理

【航空アセット】

要配慮者の搬送手段の検討に当たり、どのような搬送手段が想定されるのか、自治体や関係機関等が保有する航空搬送の候補になり得る福岡県内のアセットを次のとおり取りまとめた。

区分	防災ヘリ	消防ヘリ	消防ヘリ	ドクターヘリ	
運用主体/保有法人	北九州市消防局	福岡市消防局	福岡市消防局	久留米大学病院	
機種名/名称	AS365/ぎきゅう	BK117/ゆかめ	AS365/ほしご	BK117	
出動要請窓口	消防局救急部指令課	福岡市消防局	福岡市消防局	久留米大学病院	
保有台数	1機	1機	1機	1機	
航続距離	約750km	740km	814km	550km	
巡航速度	時速250km	時速266km (最大速度)	時速324km (最大速度)	200km/h	
夜間・悪天候時の飛行	不可	可(条件あり)	可(条件あり)	不可	
運用可能な時間帯	通年日中 (日の出～日没)	通年日中 (夜間参集○)	通年日中 (夜間参集○)	午前8時半～日没	
定員	14名	12名	14名	6名	
搭乗可能人員	重担送	1名	1名	2名	
	担送	1名	1名	2名	
	護送	2名	3名	3名	2名
	独歩	2名	3名	3名	2名
医療従事者の同乗可否	可	可	可	可	
ストレッチャーや医療機器の搭載可否	可	可	可	可	
医療用電源の有無	有	無	無	有	
重症患者の搬送可否	可	可	可	可	

※運航については、ヘリでの緊急搬送の必要性を考慮し、関係機関等と調整する。

No.3

受入空港・受入港からの要配慮者の搬送と受入施設

※記入しているパターン別モデル検討について、令和7年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（厚生労働科学特別研究事業）の「国民保護事案発生時における要配慮者の避難に際した医療提供体制の向上に資する研究」における当該研究班と連携して検討を進めていく。

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

沖縄県・先島5市町村から避難を行う要配慮者について、受入空港・受入港に到着後、福岡県の受入施設に搬送を行うに当たり、沖縄県国民保護訓練において検討されている要配慮者の分類と島外搬送手段等を基に、福岡県において、要配慮者の代表的な事例ごとの受入施設、搬送手段や搬送経路、搬送時の付添い等について次頁以降のスライドのとおり、パターン別のモデル検討を行った。

沖縄県国民保護訓練における検討との連携

沖縄県国民保護訓練において検討されている、要配慮者の分類や代表的な事例の設定について、その検討内容を福岡県において基礎的なものとして取扱うことで、検討上共通的な要素を活用することにより、沖縄県との連携を図る。

受入空港・受入港の設定

沖縄県国民保護訓練における検討内容を踏まえ、受入空港は福岡空港、鹿児島空港とし、また受入港は鹿児島港として設定する。

要配慮者の分類ごとの搬送先等

先島5市町村からの島外避難の段階で既に受入施設の種別は決まっており、基本的に、在宅の方はホテル旅館もしくは社会福祉施設等、社会福祉施設等に入所の方は同種社会福祉施設等、医療機関に入院されている方は同等の医療の提供を受けることが可能な医療機関に搬送する想定とする。また、受入施設がホテル旅館となる方は、避難先連絡所を経由するものとして整理を進める。

■ 受入空港・受入港からモデル検討対象地域内に所在する受入施設までの搬送等について

九州・山口各県の特定の地域に集中させるのではなく、分散して要配慮者を受入れる観点から、次のとおり設定した、受入空港・受入港からモデル検討対象地域内に所在する受入施設までの搬送等について検討を行う。

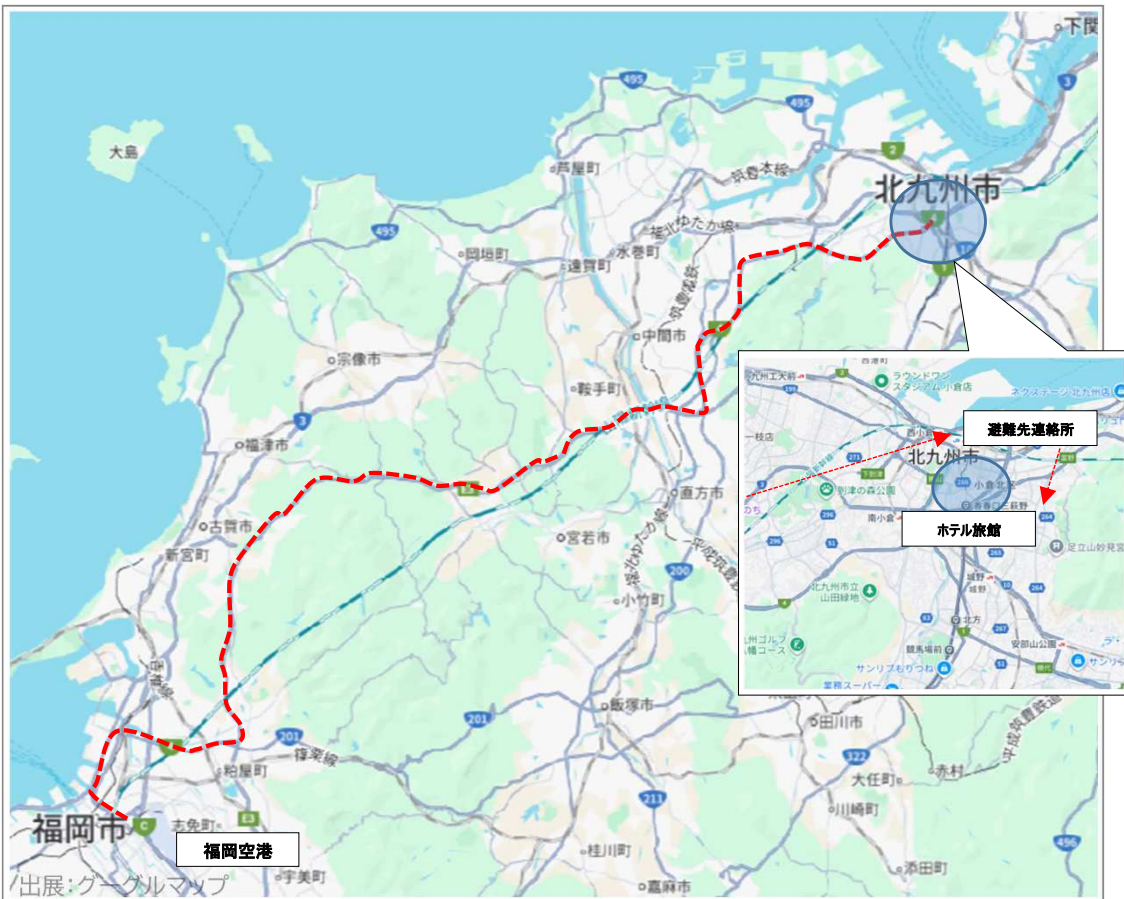
福岡空港・鹿児島港 → 福岡県北九州市、福岡市

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 福岡空港～北九州市

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- 在宅酸素療法を受けているため、在宅酸素療法をサポートする業者との調整を行い、ホテル旅館で受け入れる。

■ 【想定する経路】

- 福岡空港 → 避難先連絡所 → ホテル旅館

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

【通常の避難者と同じ移動手段】

- 福岡空港から避難先連絡所は貸切バス
- 避難先連絡所からホテル旅館は貸切バス

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	ME	介護士	介助者	家族
単独世帯で、家族による付添い等が出来ないため、可能な限り、エレベーターやエスカレーターの使用による搬送を行う。	—	—	—	—	—	—

代表事例 (訓練・検討上の想定) **独歩1A**

【独歩1A】⇒50代男性、在宅酸素(酸素ボンベ携行)

世帯状況：単独世帯。

ADL：自立。長距離の階段や坂道の昇降困難。カニユレによる酸素投与。

要介護認定：なし

障害等級：身体障害(呼吸器機能障害) 3級

疾病情報：COPD(慢性閉塞性肺疾患)、キャリアによる酸素ボンベ携行(酸素流量2L/分)。

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 福岡空港～福岡市

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- 在宅酸素療法を受けているため、在宅酸素療法をサポートする業者との調整を行い、ホテル旅館で受け入れる。

■ 【想定する経路】

- 福岡空港 → 避難先連絡所 → ホテル旅館

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

【通常の避難者と同じ移動手段】

- 福岡空港から避難先連絡所は貸切バス
- 避難先連絡所からホテル旅館は貸切バス

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	ME	介護士	介助者	家族
単独世帯で、家族による付添い等が出来ないため、可能な限り、エレベーターやエスカレーターの使用による搬送を行う。	-	-	-	-	-	-

代表事例 (訓練・検討上の想定) **独歩1A**

【独歩1A】⇒50代男性、在宅酸素(酸素ボンベ携行)

世帯状況：単独世帯。
ADL：自立。長距離の階段や坂道の昇降困難。カニューレによる酸素投与。
要介護認定：なし

障害等級：身体障害(呼吸器機能障害) 3級
疾病情報：COPD(慢性閉塞性肺疾患)、キャリーによる酸素ボンベ携行(酸素流量2L/分)。

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 福岡空港～北九州市

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ ホテル旅館に近隣する分娩可能な医療機関の情報提供を行う。

■ 【想定する経路】

- ・ 福岡空港 → 避難先連絡所 → ホテル旅館

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

【通常の避難者と同じ移動手段】

- ・ 福岡空港から避難先連絡所は貸切バス
- ・ 避難先連絡所からホテル旅館は貸切バス

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	ME	介護士	介助者	家族
同居する家族による付添いを依頼する。	—	—	—	—	—	●

代表事例 (訓練・検討上の想定) **独歩1B**

【独歩1B】⇒20代女性、妊婦 (32週目・出産予定日2か月前)
 世帯状況：配偶者 (20代、健常)、息子 (3歳、健常) と同居。 障害等級：なし
 ADL：自立。激しい動作困難。 疾病情報：なし
 要介護認定：なし

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 福岡空港～福岡市

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ ホテル旅館に近隣する分娩可能な医療機関の情報提供を行う。

■ 【想定する経路】

- ・ 福岡空港 → 避難先連絡所 → ホテル旅館

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

【通常の避難者と同じ移動手段】

- ・ 福岡空港から避難先連絡所は貸切バス
- ・ 避難先連絡所からホテル旅館は貸切バス

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	ME	介護士	介助者	家族
同居する家族による付添いを依頼する。	—	—	—	—	—	●

代表事例 (訓練・検討上の想定)

独歩1B

【独歩1B】⇒20代女性、妊婦 (32週目・出産予定日2か月前)

世帯状況：配偶者 (20代、健常)、息子 (3歳、健常) と同居。

障害等級：なし

ADL：自立。激しい動作困難。

疾病情報：なし

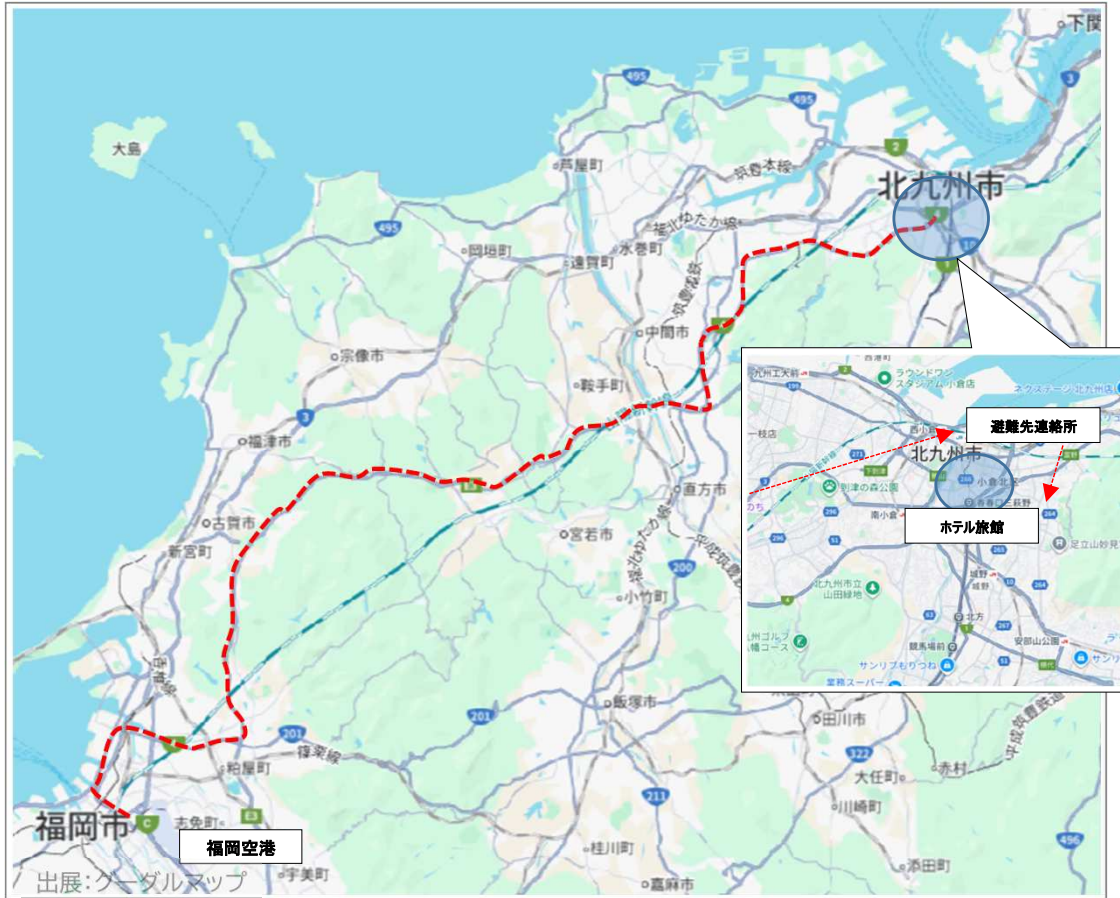
要介護認定：なし

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 福岡空港～北九州市

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ ホテル旅館に隣接する血液透析に対応可能な医療機関の情報提供を行う。

■ 【想定する経路】

- ・ 福岡空港 → 避難先連絡所 → ホテル旅館

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

【通常の避難者と同じ移動手段】

- ・ 福岡空港から避難先連絡所は貸切バス
- ・ 避難先連絡所からホテル旅館は貸切バス

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	ME	介護士	介助者	家族
同居する家族による付添いを依頼する。	—	—	—	—	—	●

代表事例 (訓練・検討上の想定)

独歩1C

【独歩1C】⇒40代女性、血液透析

世帯状況：両親（双方60代、健常）と同居。

障害等級：身体障害2級（腎機能障害）

ADL：自立。

疾病情報：慢性腎臓病

要介護認定：なし

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 福岡空港～福岡市

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ ホテル旅館に近隣する血液透析に対応可能な医療機関の情報提供を行う。

■ 【想定する経路】

- ・ 福岡空港 → 避難先連絡所 → ホテル旅館

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

【通常の避難者と同じ移動手段】

- ・ 福岡空港から避難先連絡所は貸切バス
- ・ 避難先連絡所からホテル旅館は貸切バス

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	ME	介護士	介助者	家族
同居する家族による付添いを依頼する。	—	—	—	—	—	●

代表事例 (訓練・検討上の想定)

独歩1C

【独歩1C】⇒40代女性、血液透析

世帯状況：両親（双方60代、健常）と同居。
ADL：自立。
要介護認定：なし

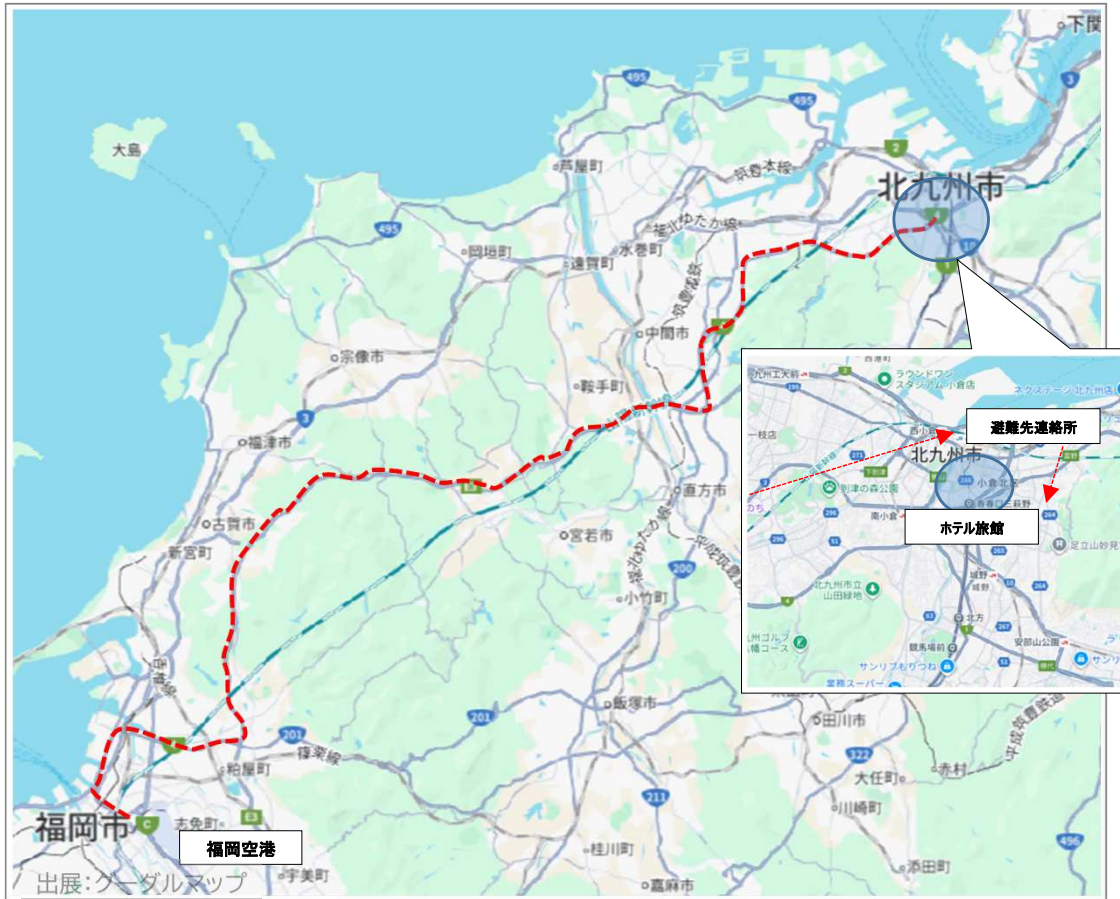
障害等級：身体障害2級（腎機能障害）
疾病情報：慢性腎臓病

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 福岡空港～北九州市

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ ホテル旅館に近隣する分娩可能な医療機関の情報提供を行う。

■ 【想定する経路】

- ・ 福岡空港 → 避難先連絡所 → ホテル旅館

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

【通常の避難者と同じ移動手段】

- ・ 福岡空港から避難先連絡所は貸切バス
- ・ 避難先連絡所からホテル旅館は貸切バス

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	ME	介護士	介助者	家族
同居する家族による付添いを依頼する。	—	—	—	—	—	●

代表事例（訓練・検討上の想定）

独歩2A

【独歩2A】⇒30代女性、妊婦（37週目・出産予定日3週間前）

世帯状況：配偶者（30代、健常）と同居。 障害等級：なし
ADL：基本的に自立。激しい動作困難。 疾病情報：なし
要介護認定：なし

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 福岡空港～福岡市

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ ホテル旅館に近隣する分娩可能な医療機関の情報提供を行う。

■ 【想定する経路】

- ・ 福岡空港 → 避難先連絡所 → ホテル旅館

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

【通常の避難者と同じ移動手段】

- ・ 福岡空港から避難先連絡所は貸切バス
- ・ 避難先連絡所からホテル旅館は貸切バス

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M E	介護士	介助者	家族
同居する家族による付添いを依頼する。	—	—	—	—	—	●

代表事例 (訓練・検討上の想定) **独歩2A**

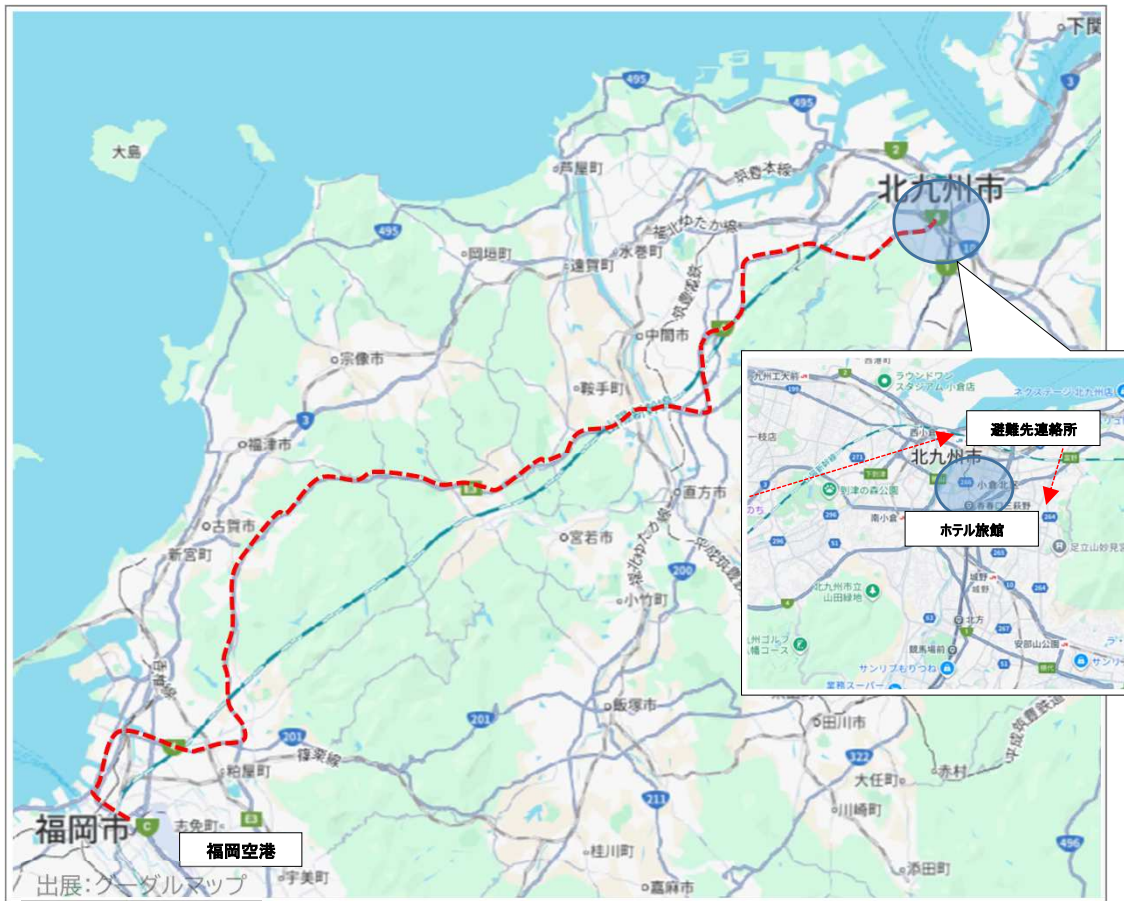
【独歩2A】⇒30代女性、妊婦 (37週目・出産予定日3週間前)
 世帯状況：配偶者 (30代、健常) と同居。 障害等級：なし
 ADL：基本的に自立。激しい動作困難。 疾病情報：なし
 要介護認定：なし

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 福岡空港～北九州市

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 居宅で生活しており、ホテル旅館での受け入れを想定しているが、生活環境の変化への対応が難しい場合、施設入所等を検討する必要。

■ 【想定する経路】

- ・ 福岡空港 → 避難先連絡所 → ホテル旅館
- ・ 福岡空港 → 障がい者施設 GH

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

【通常の避難者と同じ移動手段】

- ・ 福岡空港から避難先連絡所は貸切バス
- ・ 避難先連絡所からホテル旅館は貸切バス
- ・ 福岡空港から受入施設は施設保有の福祉車両
※受入施設の車両が確保できない場合、他の施設の車両や福祉タクシー、福祉車両のリースにより対応

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M E	介護士	介助者	家族
同居する家族による付添いを依頼する。 ※福祉施設での受入の場合は、原則、家族の付添いを依頼するが、状況により、介護士による付添いを検討	—	—	—	●	—	●

代表事例 (訓練・検討上の想定) **独歩2B**

【独歩2B】⇒30代女性、統合失調症

世帯状況：両親（双方とも60代、健常）と同居。
ADL：自立。家族の付添があれば外出可能。
護認定：なし

障害等級：精神障害3級
疾病情報：統合失調症にて外来通院中。症状は安定している。

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 福岡空港～福岡市

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 居宅で生活しており、ホテル旅館での受け入れを想定しているが、生活環境の変化への対応が難しい場合、施設入所等を検討する必要。

■ 【想定する経路】

- ・ 福岡空港 → 避難先連絡所 → ホテル旅館
- ・ 福岡空港 → 障がい者施設 GH

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

【通常の避難者と同じ移動手段】

- ・ 福岡空港から避難先連絡所は貸切バス
- ・ 避難先連絡所からホテル旅館は貸切バス
- ・ 福岡空港から受入施設は施設保有の福祉車両
※受入施設の車両が確保できない場合、他の施設の車両や福祉タクシー、福祉車両のリースにより対応

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	ME	介護士	介助者	家族
同居する家族による付添いを依頼する。 ※福祉施設での受入の場合は、原則、家族の付添いを依頼するが、状況により、介護士による付添いを検討	-	-	-	●	-	●

代表事例（訓練・検討上の想定） **独歩2B**

【独歩2B】⇒30代女性、統合失調症

世帯状況：両親（双方とも60代、健常）と同居。
ADL：自立。家族の付添があれば外出可能。
介護認定：なし

障害等級：精神障害3級
疾病情報：統合失調症にて外来通院中。症状は安定している。

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 福岡空港～北九州市

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 概ね自立して生活はされているが、要介護1であるため、ホテルについては可能な限りバリアフリーの部屋などを選定する。

■ 【想定する経路】

- ・ 福岡空港 → 避難先連絡所 → ホテル旅館

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

【通常の避難者と同じ移動手段】

- ・ 福岡空港から避難先連絡所は貸切バス
- ・ 避難先連絡所からホテル旅館は貸切バス

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	ME	介護士	介助者	家族
軽度認知症であるが、状態は安定しているため、健常者と同じ行程で避難していただく。付き添いは家族で対応してもらい、容態が急変した場合は個別に対応する。	—	—	—	—	—	●

代表事例（訓練・検討上の想定）

独歩2C

【独歩2C】⇒80代女性、要介護1、認知症、4点杖使用

世帯状況：息子（50代、健常）と同居。

障害等級：なし

ADL：概ね自立。長距離の階段・坂道の昇降困難。

疾病情報：認知症（軽度）

要介護認定：要介護1（障害高齢者の日常生活自立度：A1、認知症高齢者の日常生活自立度：I）

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 福岡空港～福岡市

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- 概ね自立して生活はされているが、要介護1であるため、ホテルについては可能な限りバリアフリーの部屋などを選定する。

■ 【想定する経路】

- 福岡空港 → 避難先連絡所 → ホテル旅館

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

【通常の避難者と同じ移動手段】

- 福岡空港から避難先連絡所は貸切バス
- 避難先連絡所からホテル旅館は貸切バス

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	ME	介護士	介助者	家族
軽度認知症であるが、状態は安定しているため、健常者と同じ行程で避難していただく。付き添いは家族で対応してもらい、容態が急変した場合は個別に対応する。	-	-	-	-	-	●

代表事例 (訓練・検討上の想定) **独歩2C**

【独歩2C】⇒80代女性、要介護1、認知症、4点杖使用

世帯状況：息子（50代、健常）と同居。 障害等級：なし
 ADL：概ね自立。長距離の階段・坂道の昇降困難。 疾病情報：認知症（軽度）
 要介護認定：要介護1（障害高齢者の日常生活自立度：A1、認知症高齢者の日常生活自立度：I）

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 福岡空港～北九州市

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 居宅で生活しており、バリアフリー対応のホテル旅館での受け入れを想定しているが、ホテル旅館での対応が難しい場合、施設入所等を検討する必要。

■ 【想定する経路】

- ・ 福岡空港 → 避難先連絡所 → ホテル旅館
- ・ 福岡空港 → 障がい者施設 GH

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

【通常の避難者と同じ移動手段】

- ・ 福岡空港から避難先連絡所は貸切バス
- ・ 避難先連絡所からホテル旅館は貸切バス
- ・ 福岡空港から受入施設は施設保有の福祉車両
※受入施設の車両が確保できない場合、他の施設の車両や福祉タクシー、福祉車両のリースにより対応

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	ME	介護士	介助者	家族
	通常時に一人暮らしをされているため、必要最小限の範囲で介助者の付き添いを行う。	-	-	-	-	●

代表事例 (訓練・検討上の想定) **護送1A**

【護送1A】⇒30代女性、両下肢切断、車いす（電動・個人用）
 世帯状況：独居。 障害等級：身体障害（肢体）1級
 ADL：歩行以外は基本的に自立。 疾病情報：交通外傷による両下肢切断
 要介護認定：なし

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 福岡空港～福岡市

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 居宅で生活しており、バリアフリー対応のホテル旅館での受け入れを想定しているが、ホテル旅館での対応が難しい場合、施設入所等を検討する必要。

■ 【想定する経路】

- ・ 福岡空港 → 避難先連絡所 → ホテル旅館
- ・ 福岡空港 → 障がい者施設 GH

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

【通常の避難者と同じ移動手段】

- ・ 福岡空港から避難先連絡所は貸切バス
- ・ 避難先連絡所からホテル旅館は貸切バス
- ・ 福岡空港から受入施設は施設保有の福祉車両
※受入施設の車両が確保できない場合、他の施設の車両や福祉タクシー、福祉車両のリースにより対応

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	ME	介護士	介助者	家族
通常時に一人暮らしをされているため、必要最小限の範囲で介助者の付き添いを行う。	—	—	—	—	●	—

代表事例 (訓練・検討上の想定) **護送1A**

【護送1A】⇒30代女性、両下肢切断、車いす(電動・個人用)

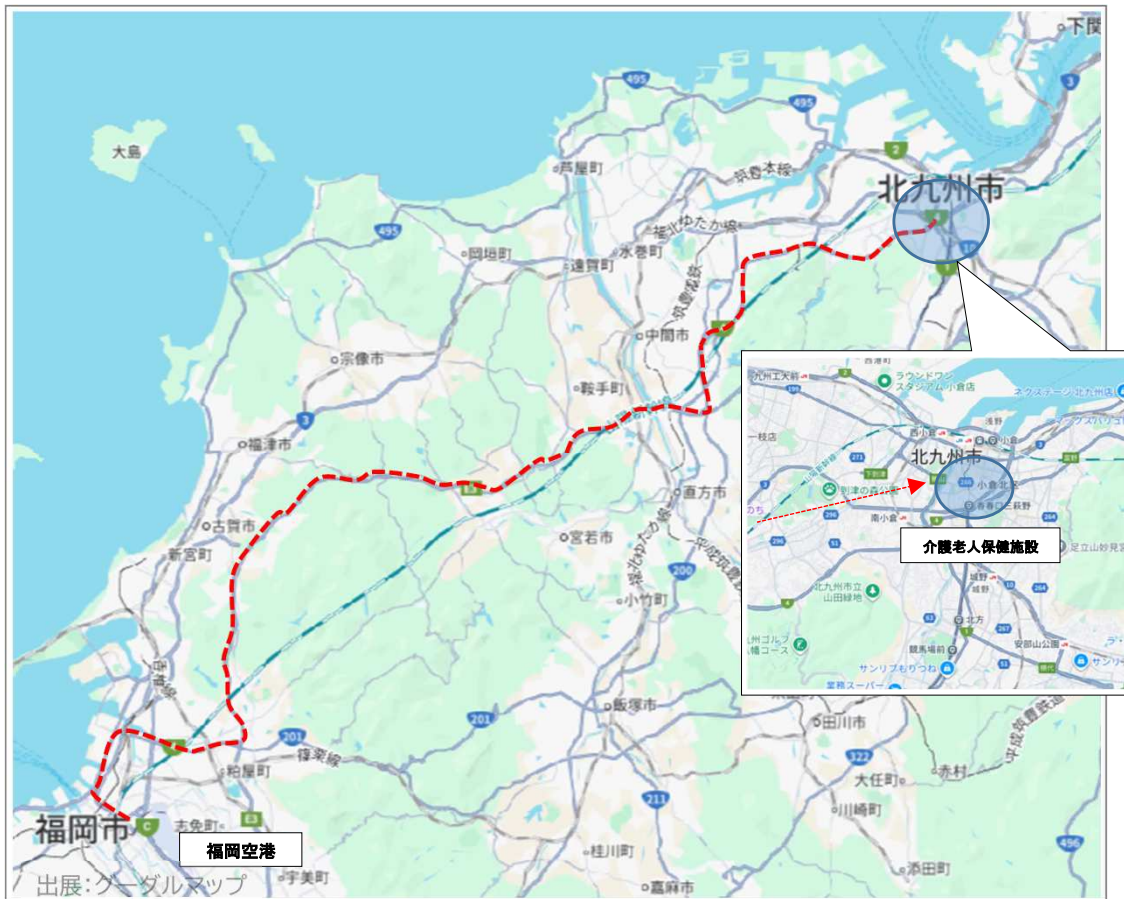
世帯状況：独居。 障害等級：身体障害(肢体)1級
ADL：歩行以外は基本的に自立。 疾病情報：交通外傷による両下肢切断
要介護認定：なし

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 福岡空港～北九州市

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 術後のリハビリ等が必要と思慮されるため、介護老人保健施設への入所を優先的に検討する。

■ 【想定する経路】

- ・ 福岡空港 → 介護老人保健施設

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・ 福岡空港から介護老人保健施設まで介護施設の福祉車両で移動
※受入施設の車両が確保できない場合、他の施設の車両や福祉タクシー、福祉車両のリースにより対応

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M E	介護士	介助者	家族
	歩行者を使用すれば移動可能であるが、怪我防止のため介助者の付添いを行う。	-	-	-	-	●

代表事例（訓練・検討上の想定） **護送1B**

【護送1B】⇒70代女性、要介護2、歩行器（レンタル）

世帯状況：介護老人保健施設入所中。配偶者（80代、要介護1、基本的には自立）が自宅在住。

ADL：立ち上がり・歩行については一部介助必要。歩行器を使用して移動。

要介護認定：要介護2（障害高齢者の日常生活自立度：A2、認知症高齢者の日常生活自立度：自立）

障害等級：なし

疾病情報：大腿骨頸部骨折術後（3ヶ月前）

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 福岡空港～福岡市

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 術後のリハビリ等が必要と思慮されるため、介護老人保健施設への入所を優先的に検討する。

■ 【想定する経路】

- ・ 福岡空港 → 介護老人保健施設

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・ 福岡空港から介護老人保健施設まで介護施設の福祉車両で移動
※受入施設の車両が確保できない場合、他の施設の車両や福祉タクシー、福祉車両のリースにより対応

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M E	介護士	介助者	家族
歩行者を使用すれば移動可能であるが、怪我防止のため介助者の付添いを行う。	—	—	—	—	●	—

代表事例 (訓練・検討上の想定) **護送1B**

【護送1B】⇒70代女性、要介護2、歩行者(レンタル)

世帯状況：介護老人保健施設入所中。配偶者(80代、要介護1、基本的には自立)が自宅在住。

ADL：立ち上がり・歩行については一部介助必要。歩行者を使用して移動。

要介護認定：要介護2 (障害高齢者の日常生活自立度：A2、認知症高齢者の日常生活自立度：自立)

障害等級：なし

疾病情報：大腿骨頸部骨折術後(3ヶ月前)

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 福岡空港～北九州市

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 特別養護老人ホーム

■ 【想定する経路】

- ・ 福岡空港 → 特別養護老人ホーム

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・ 福岡空港から特別養護老人ホームまで介護施設の福祉車両で移動
※受入施設の車両が確保できない場合、他の施設の車両や福祉タクシー、福祉車両のリースにより対応

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	ME	介護士	介助者	家族
自力歩行不可で、移動に際し介助等が必要であることから、介護士もしくは行動援護ヘルパーの付き添いを行う。また、不穏な症状を軽減させる観点からも、避難先施設の職員による付き添いが望ましい。	—	—	—	●	●	—

代表事例 (訓練・検討上の想定) **護送1C**

【護送1C】⇒80代男性、要介護3、認知症、車いす(自走式・個人用)

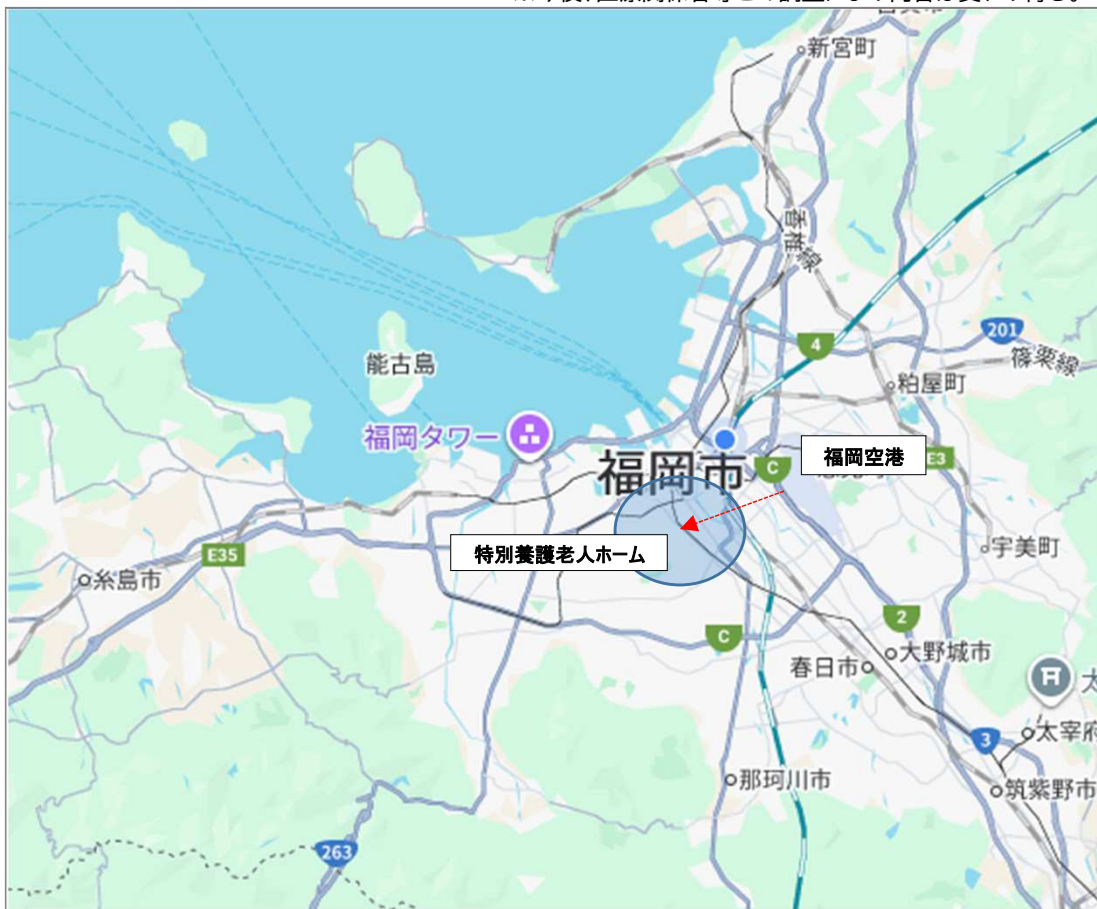
世帯状況：特別養護老人ホーム入所中。息子(50代、健常)が自宅在住。 障害等級：精神障害3級(認知症)
ADL：立ち上がり、歩行は自力不可。車いす移乗・移動は介助必要。 疾病情報：認知症
要介護認定：要介護3(障害高齢者の日常生活自立度：B2、認知症高齢者の日常生活自立度：Ⅲa)

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 福岡空港～福岡市

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 特別養護老人ホーム

■ 【想定する経路】

- ・ 福岡空港 → 特別養護老人ホーム

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・ 福岡空港から特別養護老人ホームまで介護施設の福祉車両で移動
※受入施設の車両が確保できない場合、他の施設の車両や福祉タクシー、福祉車両のリースにより対応

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	ME	介護士	介助者	家族
自力歩行不可で、移動に際し介助等が必要であることから、介護士もしくは行動援護ヘルパーの付き添いを行う。また、不穏な症状を軽減させる観点からも、避難元施設の職員による付き添いが望ましい。	—	—	—	●	●	—

代表事例（訓練・検討上の想定） **護送1C**

【護送1C】⇒80代男性、要介護3、認知症、車いす（自走式・個人用）

世帯状況：特別養護老人ホーム入所中。息子（50代、健常）が自宅在住。 障害等級：精神障害3級（認知症）
ADL：立ち上がり、歩行は自力不可。車いす移乗・移動は介助必要。 疾病情報：認知症
要介護認定：要介護3（障害高齢者の日常生活自立度：B2、認知症高齢者の日常生活自立度：Ⅲa）

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 福岡空港～北九州市

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 特別養護老人ホーム(容態によっては医療機関での受け入れを想定)

■ 【想定する経路】

- ・ 福岡空港 → 特別養護老人ホーム

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・ 福岡空港から特別養護老人ホームまで介護施設の福祉車両で移動
※受入施設の車両が確保できない場合、他の施設の車両や福祉タクシー、福祉車両のリースにより対応

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M E	介護士	介助者	家族
身体障害をお持ちであるため、行動援護ヘルパーもしくは介護士による付き添いを行う。	—	—	—	●	●	—

代表事例 (訓練・検討上の想定)

護送2A

【護送2A】⇒80代女性、要介護4、車いす(自走式・レンタル)、酸素療法

世帯状況：特別養護老人ホーム入所中。配偶者(80代、健常)及び娘(40代、健常)が自宅在住。

障害等級：身体障害(呼吸器機能障害)3級

ADL：立ち上がり、車いす移乗・移動及び日常生活は全般的に介助必要、カンユールによる酸素投与

疾病情報：慢性心不全(在宅酸素、服薬管理) 車いすに酸素ボンベ搭載し携行(酸素流量3L/分)

要介護認定：要介護4(障害高齢者の日常生活自立度：B2、認知症高齢者の日常生活自立度：自立)

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 福岡空港～福岡市

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 特別養護老人ホーム(医療機関が望ましいと思われる)

■ 【想定する経路】

- ・ 福岡空港 → 特別養護老人ホーム

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・ 福岡空港から特別養護老人ホームまで介護施設の福祉車両で移動
※受入施設の車両が確保できない場合、他の施設の車両や福祉タクシー、福祉車両のリースにより対応

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M E	介護士	介助者	家族
身体障害をお持ちであるため、行動援護ヘルパーもしくは介護士による付き添いを行う。	—	—	—	●	●	—

代表事例 (訓練・検討上の想定) **護送2A**

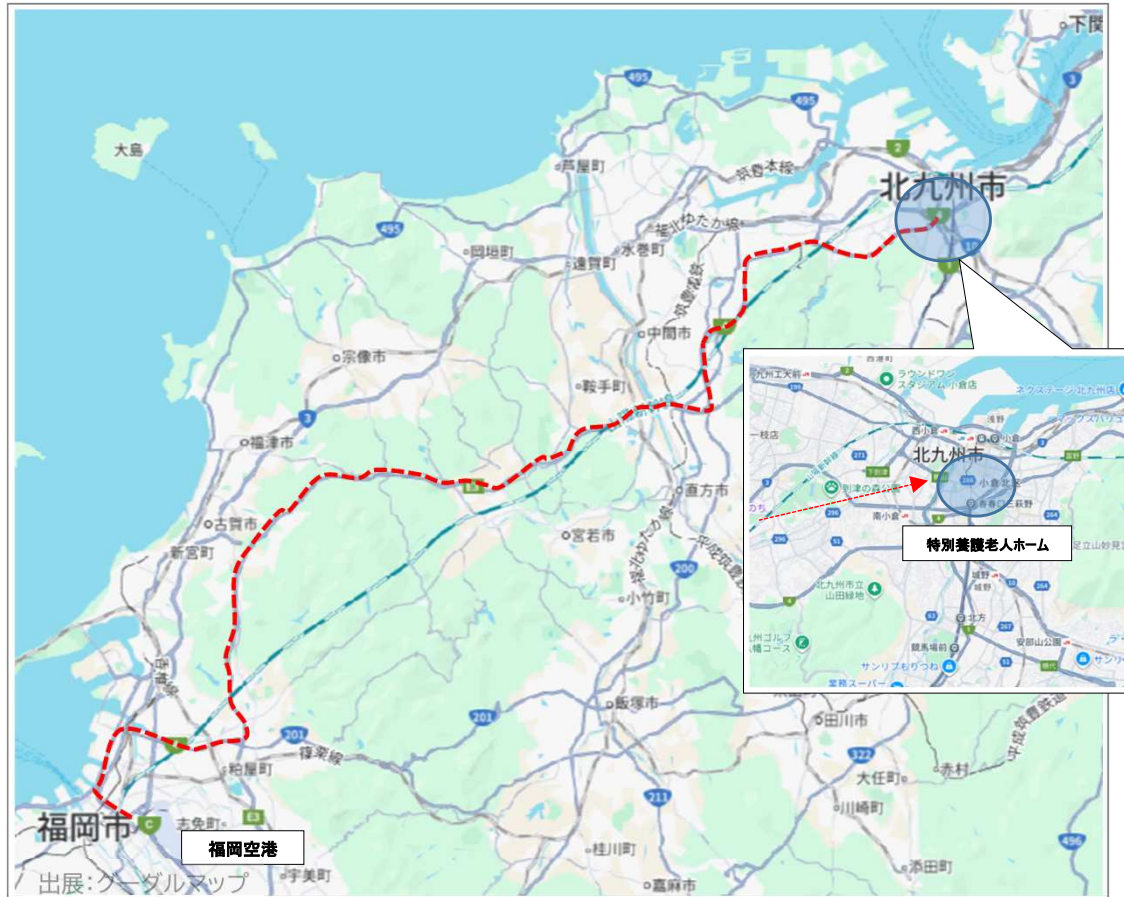
【護送2A】⇒80代女性、要介護4、車いす(自走式・レンタル)、酸素療法
 世帯状況：特別養護老人ホーム入所中。配偶者(80代、健常)及び娘(40代、健常)が自宅在住。 障害等級：身体障害(呼吸器機能障害)3級
 ADL：立ち上がり、車いす移乗・移動及び日常生活は全般的に介助必要、カニューレによる酸素投与 疾病情報：慢性心不全(在宅酸素、服薬管理) 車いすに酸素ボンベ搭載し携行(酸素流量3L/分)
 要介護認定：要介護4(障害高齢者の日常生活自立度：B2、認知症高齢者の日常生活自立度：自立)

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 福岡空港～北九州市

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 特別養護老人ホーム(医療ケアが必要な場合は、病院を検討)

■ 【想定する経路】

- ・ 福岡空港 → 特別養護老人ホーム

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・ 福岡空港から特別養護老人ホームまで介護施設の福祉車両で移動
※受入施設の車両が確保できない場合、他の施設の車両や福祉タクシー、福祉車両のリースにより対応

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	ME	介護士	介助者	家族
	精神障害1級(重度認知症)であるた、行動援護ヘルパーもしくは介護士による付き添いを行う。また、不穏な症状を軽減させる観点からも、避難元施設の職員による付き添いが望ましい。	—	—	—	●	●

代表事例 (訓練・検討上の想定) **護送2B**

【護送2B】 ⇒80代女性、認知症

世帯状況：医療機関入院中。入院前は息子（50代、健常）と同居。
ADL：立ち上がり、車いす移乗・移動及び日常生活は全般的に介助必要。
要介護認定：要介護4（障害高齢者の日常生活自立度：B2、認知症高齢者の日常生活自立度：M）

障害等級：精神障害1級
疾病情報：認知症（重度）

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 福岡空港～福岡市

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 特別養護老人ホーム(医療ケアが必要な場合は、病院を検討)

■ 【想定する経路】

- ・ 福岡空港 → 特別養護老人ホーム

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・ 福岡空港から特別養護老人ホームまで介護施設の福祉車両で移動
※受入施設の車両が確保できない場合、他の施設の車両や福祉タクシー、福祉車両のリースにより対応

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M E	介護士	介助者	家族
精神障害1級(重度認知症)であるた、行動援護ヘルパーもしくは介護士による付き添いを行う。また、不穏な症状を軽減させる観点からも、避難元施設の職員による付き添いが望ましい。	—	—	—	●	●	—

代表事例 (訓練・検討上の想定) **護送2B**

【護送2B】 ⇒ 80代女性、認知症

世帯状況：医療機関入院中。入院前は息子（50代、健常）と同居。

ADL：立ち上がり、車いす移乗・移動及び日常生活は全般的に介助必要。

要介護認定：要介護4（障害高齢者の日常生活自立度：B2、認知症高齢者の日常生活自立度：M）

障害等級：精神障害1級

疾病情報：認知症（重度）

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 福岡空港～北九州市

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 医療機関

■ 【想定する経路】

- ・ 福岡空港 → 医療機関

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・ 福岡空港から医療機関まで救急車両や民間救急サービス

※課題

救急車の使用について、医療機関入院中の方を転院搬送として取り扱う際に、国民保護の制度として、「救急業務として行う場合」に該当するのか、統一した見解が必要である。

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	ME	介護士	介助者	家族
入院加療中であり、移動途中で医学的な処置が必要になる可能性もあるため、看護師による付き添いを行う。	-	●	-	-	-	-

代表事例 (訓練・検討上の想定) **護送2C**

【護送2C】⇒70代男性、誤嚥性肺炎、入院中、点滴治療、車椅子

世帯状況：医療機関入院中。入院前は息子（30代、健常）と同居。

ADL：もともと自立。現在は入院後の廃用により立ち上がり、歩行は自力不可。車いす移乗・移動は介助必要。座位保持可能。

疾病情報：入院5日目。誤嚥性肺炎に対して点滴抗菌薬投与中。絶食中。酸素1L/分投与中。

障害等級：なし

要介護認定：なし

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 福岡空港～福岡市

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 医療機関

■ 【想定する経路】

- ・ 福岡空港 → 医療機関

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・ 福岡空港から医療機関まで救急車両や民間救急サービス

※課題

救急車の使用について、医療機関入院中の方を転院搬送として取り扱う際に、国民保護の制度として、「救急業務として行う場合」に該当するのか、統一した見解が必要である。

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	ME	介護士	介助者	家族
入院加療中であり、移動途中で医学的な処置が必要になる可能性もあるため、看護師による付き添いを行う。	—	●	—	—	—	—

代表事例（訓練・検討上の想定） **護送2C**

【護送2C】⇒70代男性、誤嚥性肺炎、入院中、点滴治療、車椅子

世帯状況：医療機関入院中。入院前は息子（30代、健常）と同居。

ADL：もともと自立。現在は入院後の廃用により立ち上がり、歩行は自力不可。車いす移乗・移動は介助必要。座位保持可能。

疾病情報：入院5日目。誤嚥性肺炎に対して点滴抗菌薬投与中。絶食中。酸素1L/分投与中。

障害等級：なし

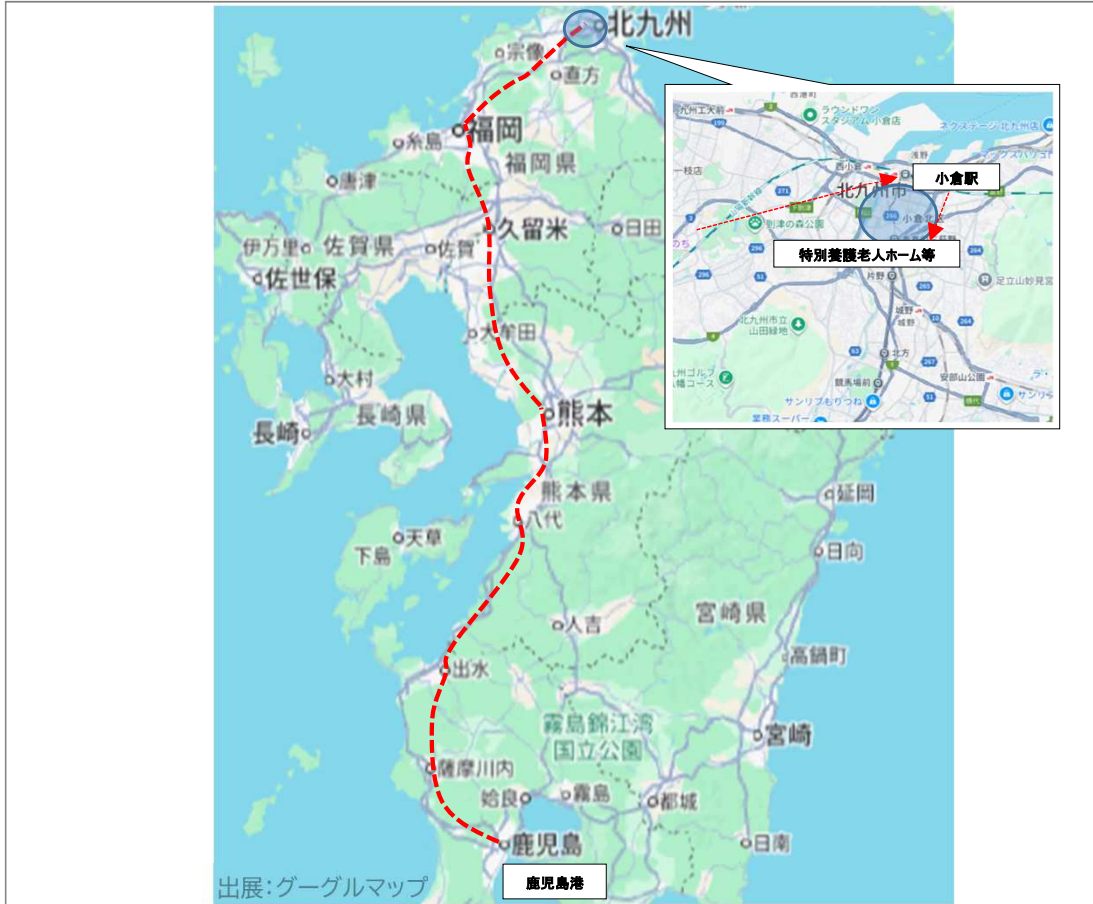
要介護認定：なし

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 鹿児島港～北九州市

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 特別養護老人ホーム等
血液透析のため通院対応ができる介護施設を選定する。

■ 【想定する経路】

- ・ 鹿児島港 → 特別養護老人ホーム等

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・ 鹿児島港から小倉駅は、民間救急サービス及び九州新幹線を利用
- ・ 小倉駅から特別養護老人ホーム等は、介護施設の福祉車両で移動
※受入施設の車両が確保できない場合、他の施設の車両や福祉タクシー、福祉車両のリースにより対応

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	ME	介護士	介助者	家族
自宅で日常生活を送られており、状態は安定しているものと思慮されるので、小倉駅までは家族が付添い、小倉駅から施設までは福祉車両での移動となるため家族に加え介護士が付添いを行う。	—	—	—	●	—	●

代表事例 (訓練・検討上の想定) **担送1A**

【担送1A】⇒70代女性、要介護4、血液透析、脳梗塞の既往（後遺症：右半身麻痺）

世帯状況：配偶者（70代、健常）と同居。 障害等級：身体障害2級（腎機能障害）

ADL：寝たきり、日常生活全般の介助が必要。 要介護認定：要介護認定4（障害高齢者の生活自立度：C1、認知症高齢者の日常生活自立度：自立）

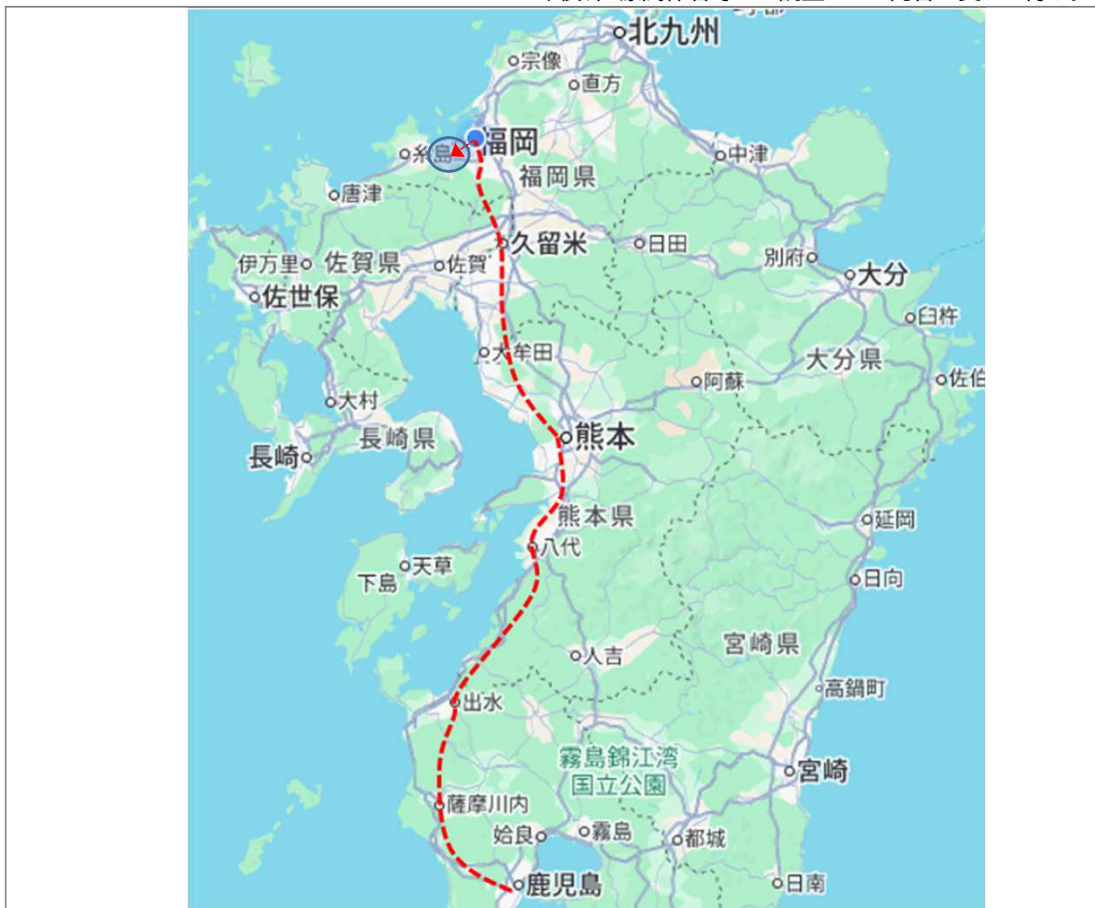
疾病情報：慢性腎臓病（血液透析、送迎が必要）

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 鹿児島港～福岡市

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 特別養護老人ホーム等
血液透析のため通院対応ができる介護施設を選定する。

■ 【想定する経路】

- ・ 鹿児島港 → 特別養護老人ホーム等

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・ 鹿児島港から博多駅は、民間救急サービス及び九州新幹線を利用
- ・ 博多駅から特別養護老人ホーム等は、介護施設の福祉車両で移動
※受入施設の車両が確保できない場合、他の施設の車両や福祉タクシー、福祉車両のリースにより対応

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	ME	介護士	介助者	家族
自宅で日常生活を送られており、状態は安定しているものと思慮されるので、博多駅までは家族が付添い、博多駅から施設までは福祉車両での移動となるため家族に加え介護士が付添いを行う。	-	-	-	●	-	●

代表事例 (訓練・検討上の想定) **担送1A**

【担送1A】⇒70代女性、要介護4、血液透析、脳梗塞の既往（後遺症：右半身麻痺）

世帯状況：配偶者（70代、健常）と同居。 障害等級：身体障害2級（腎機能障害）

ADL：寝たきり、日常生活全般の介助が必要。 要介護認定：要介護認定4（障害高齢者の生活自立度：C1、認知症高齢者の日常生活自立度：自立）

疾病情報：慢性腎臓病（血液透析、送迎が必要）

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 鹿児島港～北九州市

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 特別養護老人ホーム

■ 【想定する経路】

- ・ 鹿児島港 → 特別養護老人ホーム

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・ 鹿児島港から特別養護老人ホームまで民間救急サービス

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	ME	介護士	介助者	家族
寝たきりの認知症患者で、褥瘡の対応や介助等が必要であることから、介護士もしくは介助者の付き添いを行う。 また、不安定な症状を軽減させる観点からも、避難元施設の職員による付き添いが望ましい。	—	—	—	●	●	—

代表事例 (訓練・検討上の想定) **担送1B**

【担送 1 B】⇒90代男性、要介護5、寝たきり、認知症

世帯状況：特別養護老人ホーム入所中。息子（70代、健常）が自宅在住。 障害等級：精神障害2級（認知症）

ADL：寝たきり、日常生活全般の介助が必要、褥瘡の処置が必要。 疾病情報：認知症

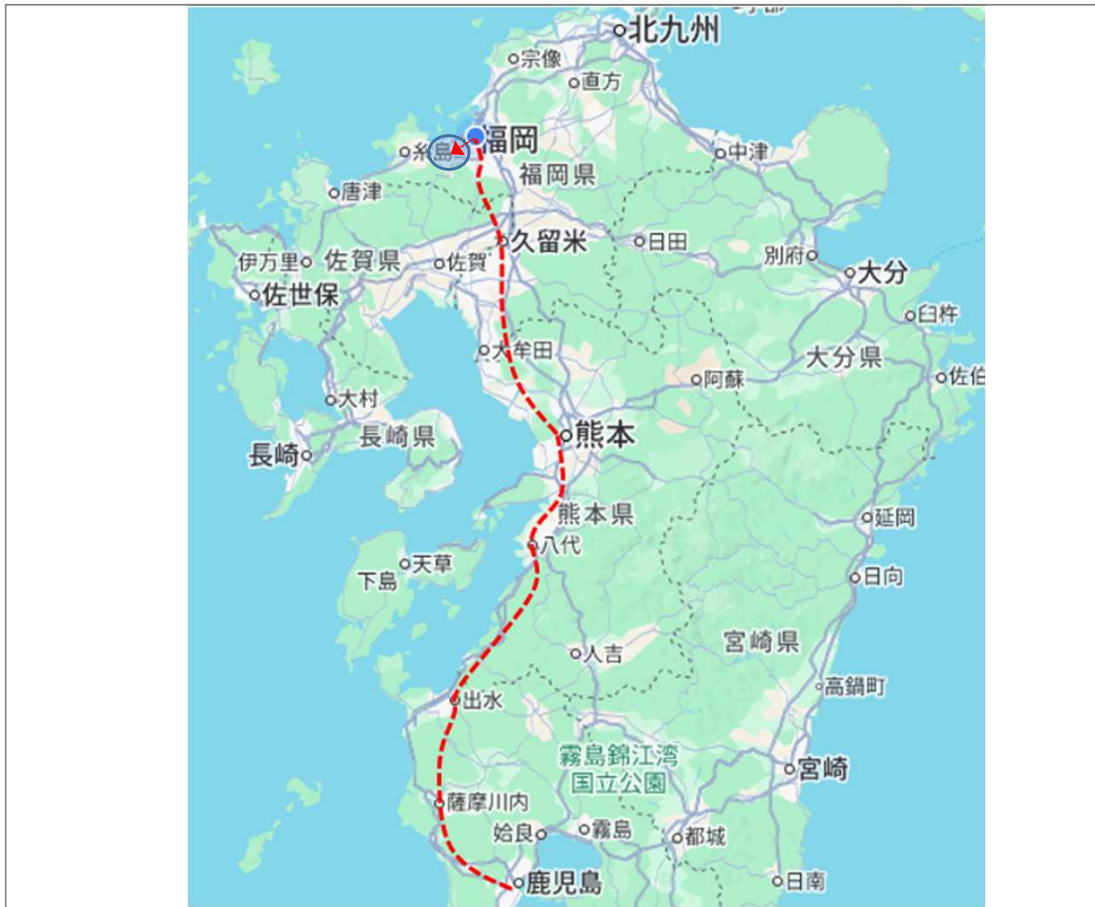
要介護認定：要介護5（障害高齢者の生活自立度：C2、認知症高齢者の日常生活自立度：IV）

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 鹿児島港～福岡市

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 特別養護老人ホーム

■ 【想定する経路】

- ・ 鹿児島港 → 特別養護老人ホーム

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・ 鹿児島港から特別養護老人ホームまで民間救急サービス

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	ME	介護士	介助者	家族
寝たきりの認知症患者で、褥瘡の対応や介助等が必要であることから、介護士もしくは介助者の付き添いを行う。 また、不穏な症状を軽減させる観点からも、避難元施設の職員による付き添いが望ましい。	—	—	—	●	●	—

代表事例 (訓練・検討上の想定) **担送1B**

【担送1B】⇒90代男性、要介護5、寝たきり、認知症

世帯状況：特別養護老人ホーム入所中。息子（70代、健常）が自宅在住。 障害等級：精神障害2級（認知症）

ADL：寝たきり、日常生活全般の介助が必要、褥瘡の処置が必要。 疾病情報：認知症

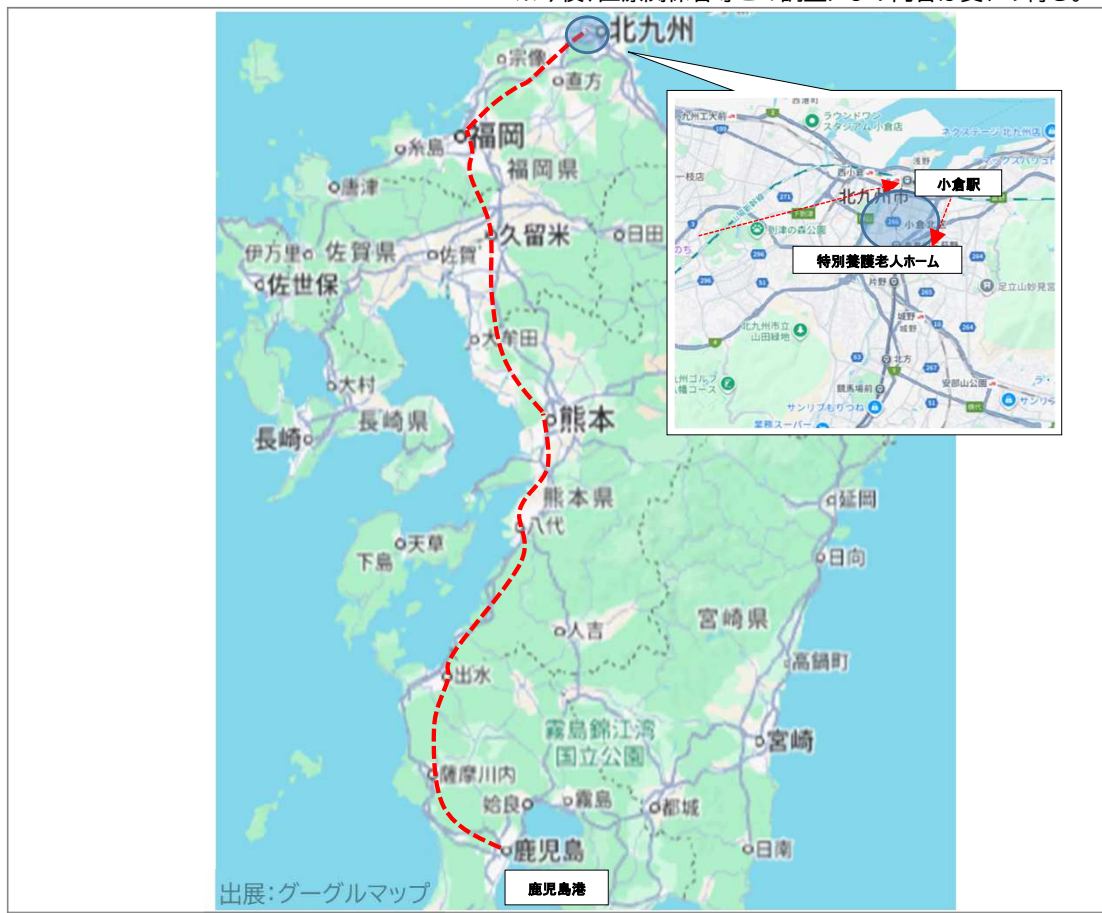
要介護認定：要介護5（障害高齢者の生活自立度：C2、認知症高齢者の日常生活自立度：IV）

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 鹿児島港～北九州市

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 特別養護老人ホーム

■ 【想定する経路】

- ・ 鹿児島港 → 特別養護老人ホーム

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・ 鹿児島港から特別養護老人ホームまで民間救急サービス

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	ME	介護士	介助者	家族
寝たきりの認知症患者で、褥瘡の対応や介助等が必要であることから、介護士もしくは介助者の付き添いを行う。 また、不穏な症状を軽減させる観点からも、避難元施設の職員による付き添いが望ましい。	-	-	-	●	●	-

代表事例 (訓練・検討上の想定) **担送1C**

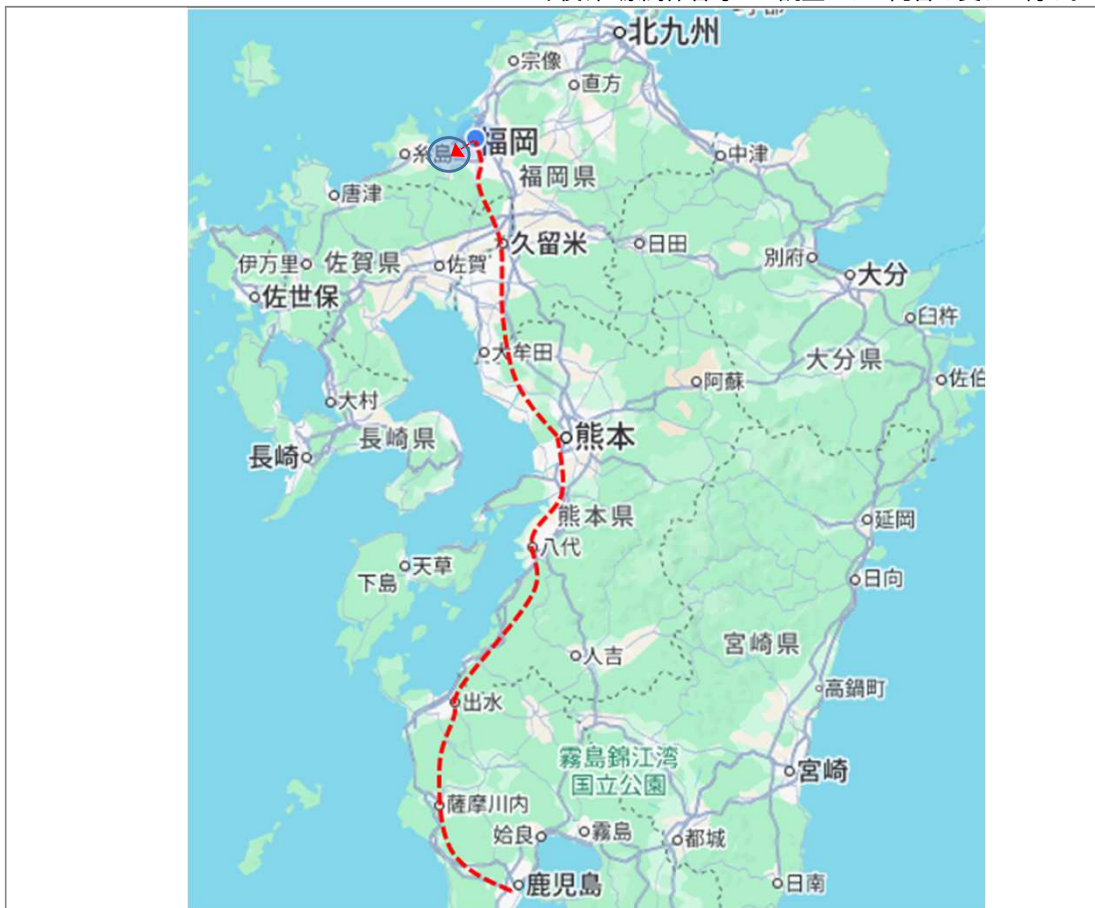
【担送1C】⇒80代女性、要介護5、寝たきり、認知症
 世帯状況：特別養護老人ホーム入所中。家族なし。 障害等級：精神障害2級（認知症）
 ADL：寝たきり、日常生活全般の介助が必要、胃瘻からの栄養投与・喀痰吸引が必要。 疾病情報：認知症
 要介護認定：要介護5（障害高齢者の生活自立度 C2、認知症高齢者の日常生活自立度：IV）

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 鹿児島港～福岡市

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 特別養護老人ホーム

■ 【想定する経路】

- ・ 鹿児島港 → 特別養護老人ホーム

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・ 鹿児島港から特別養護老人ホームまで民間救急サービス

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	M E	介護士	介助者	家族
寝たきりの認知症患者で、褥瘡の対応や介助等が必要であることから、介護士もしくは介助者の付き添いを行う。 また、不穏な症状を軽減させる観点からも、避難元施設の職員による付き添いが望ましい。	-	-	-	●	●	-

代表事例 (訓練・検討上の想定)

担送1C

【担送1C】⇒80代女性、要介護5、寝たきり、認知症

世帯状況：特別養護老人ホーム入所中。家族なし。 障害等級：精神障害2級（認知症）

ADL：寝たきり、日常生活全般の介助が必要、胃瘻からの栄養投与・喀痰吸引が必要。 疾病情報：認知症

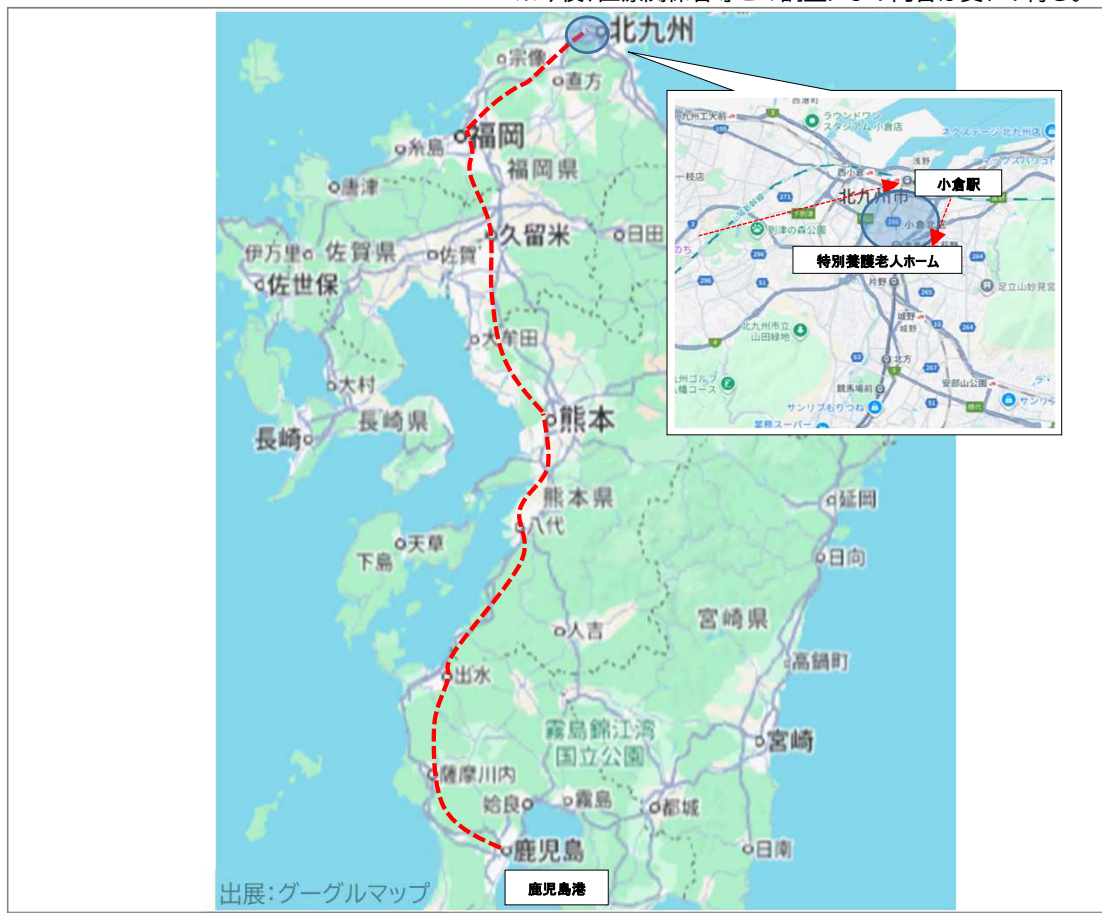
要介護認定：要介護5（障害高齢者の生活自立度 C2、認知症高齢者の日常生活自立度：IV）

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 鹿児島港～北九州市

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ ホテル旅館、社会福祉施設。家族の意向も踏まえ決定。
- ・ 社会福祉施設への入所の場合、家族は施設近隣のホテル旅館となるよう配慮する。

■ 【想定する経路】

- ・ 鹿児島港 → ホテル旅館、社会福祉施設

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・ 鹿児島港から小倉駅は、民間救急サービス及び九州新幹線を利用
- ・ 小倉駅からホテル旅館は福祉タクシーで、社会福祉施設は当該施設の福祉車両で移動
- ・ 若しくは、鹿児島港から社会福祉施設まで、民間救急サービス
※受入施設の車両が確保できない場合、他の施設の車両や福祉タクシー、福祉車両のリースにより対応

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	ME	介護士	介助者	家族
胃ろうの管理や喀痰吸引等の医療行為が必要であるため、両親のほか、看護師が同行する。	-	●	-	-	-	●

代表事例 (訓練・検討上の想定) **担送2A**

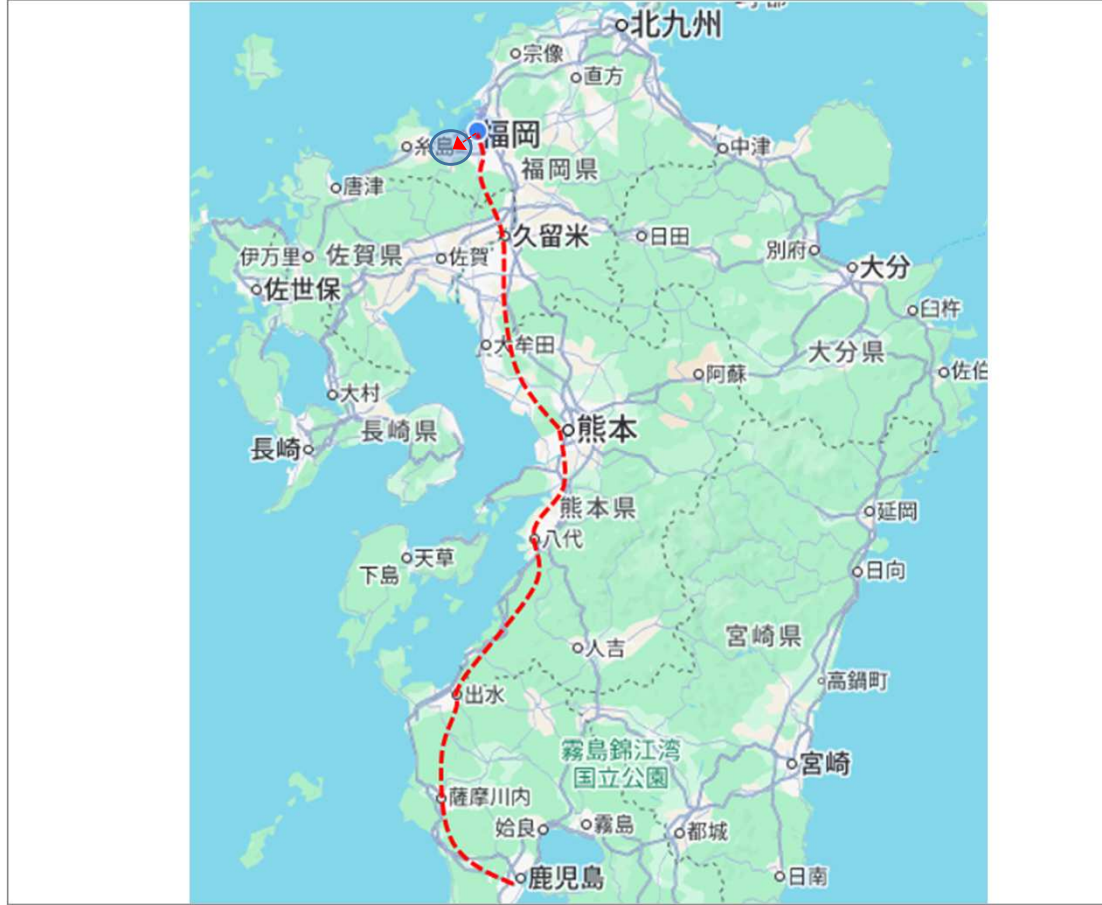
【担送2A】⇒10代男性、脳性麻痺、在宅人工呼吸器(気管切開)、リクライニング車いす(自走式・個人用)
 世帯状況：両親(双方40代、健常)と同居。
 ADL：寝たきり、日常生活全般の介助必要。リクライニング車いすでの移動可能だが、長時間の座位保持不可。言語による意思疎通不可。胃瘻からの栄養投与・喀痰吸引が必要。
 障害等級：身体障害(肢体不自由)1級、療育手帳A 疾病情報：脳性麻痺。在宅にて人工呼吸器管理中(気管切開)。 要介護認定：なし

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 鹿児島港～福岡市

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ ホテル旅館、社会福祉施設。家族の意向も踏まえ決定。
- ・ 社会福祉施設への入所の場合、家族は施設近隣のホテル旅館となるよう配慮する。

■ 【想定する経路】

- ・ 鹿児島港 → ホテル旅館、社会福祉施設

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・ 鹿児島港から博多駅は、民間救急サービス及び九州新幹線を利用
- ・ 博多駅からホテル旅館は福祉タクシーで、社会福祉施設は当該施設の福祉車両で移動
- ・ 若しくは、鹿児島港から社会福祉施設まで、民間救急サービス
※受入施設の車両が確保できない場合、他の施設の車両や福祉タクシー、福祉車両のリースにより対応

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	ME	介護士	介助者	家族
	胃ろうの管理や喀痰吸引等の医療行為が必要であるため、両親のほか、看護師が同行する。	-	●	-	-	-

代表事例 (訓練・検討上の想定) **担送2A**

【担送2A】⇒10代男性、脳性麻痺、在宅人工呼吸器(気管切開)、リクライニング車いす(自走式・個人用)

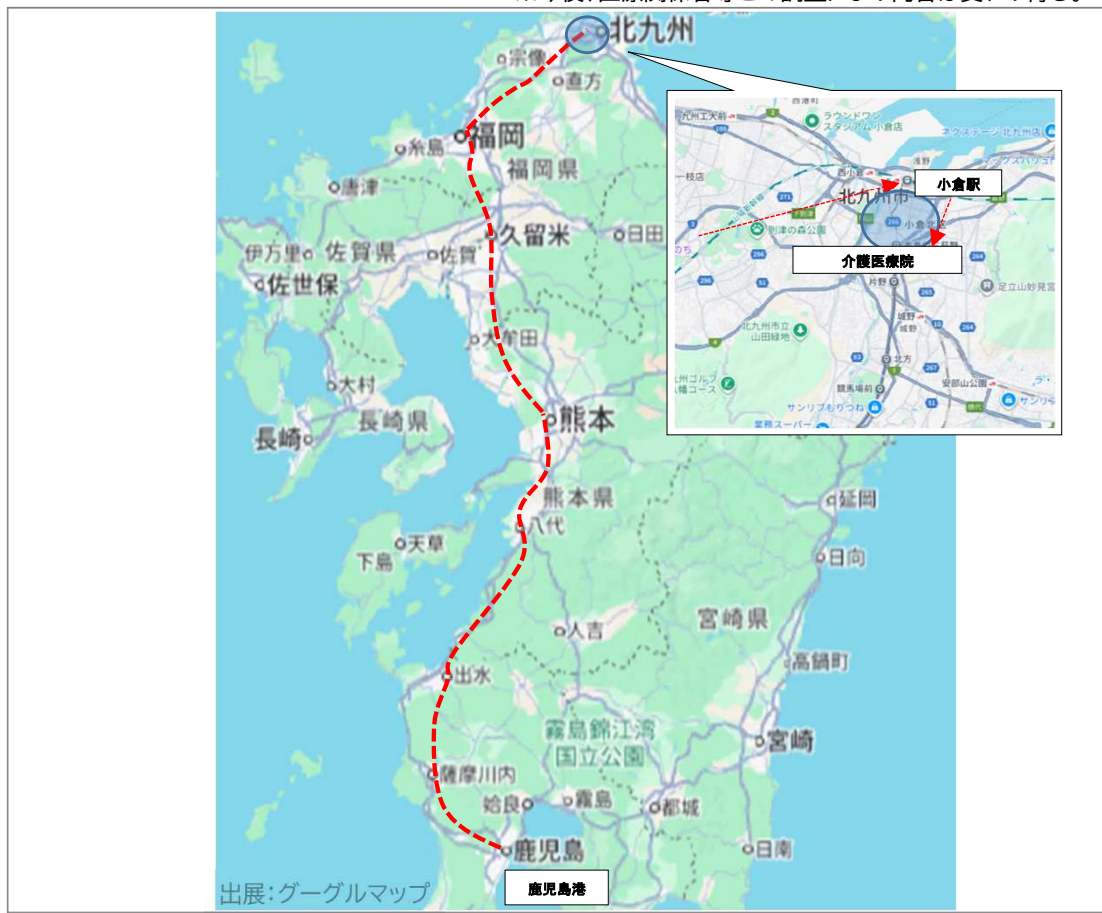
世帯状況：両親(双方40代、健常)と同居。
 ADL：寝たきり、日常生活全般の介助必要。リクライニング車いすでの移動可能だが、長時間の座位保持不可。言語による意思疎通不可。胃瘻からの栄養投与・喀痰吸引が必要。
 障害等級：身体障害(肢体不自由)1級、療育手帳A 疾病情報：脳性麻痺。在宅にて人工呼吸器管理中(気管切開)。 要介護認定：なし

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 鹿児島港～北九州市

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 医療機関(病状によっては特別養護老人ホーム)

■ 【想定する経路】

- ・ 鹿児島港 → 医療機関(特別養護老人ホーム)

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・ 鹿児島港から医療機関又は特別養護老人ホームまで、民間救急サービス

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	ME	介護士	介助者	家族
	入院加療中であり、移動途中で医学的な処置が必要になる可能性もあるため、看護師による付き添いを行う。	-	●	-	-	-

代表事例 (訓練・検討上の想定) **担送2B**

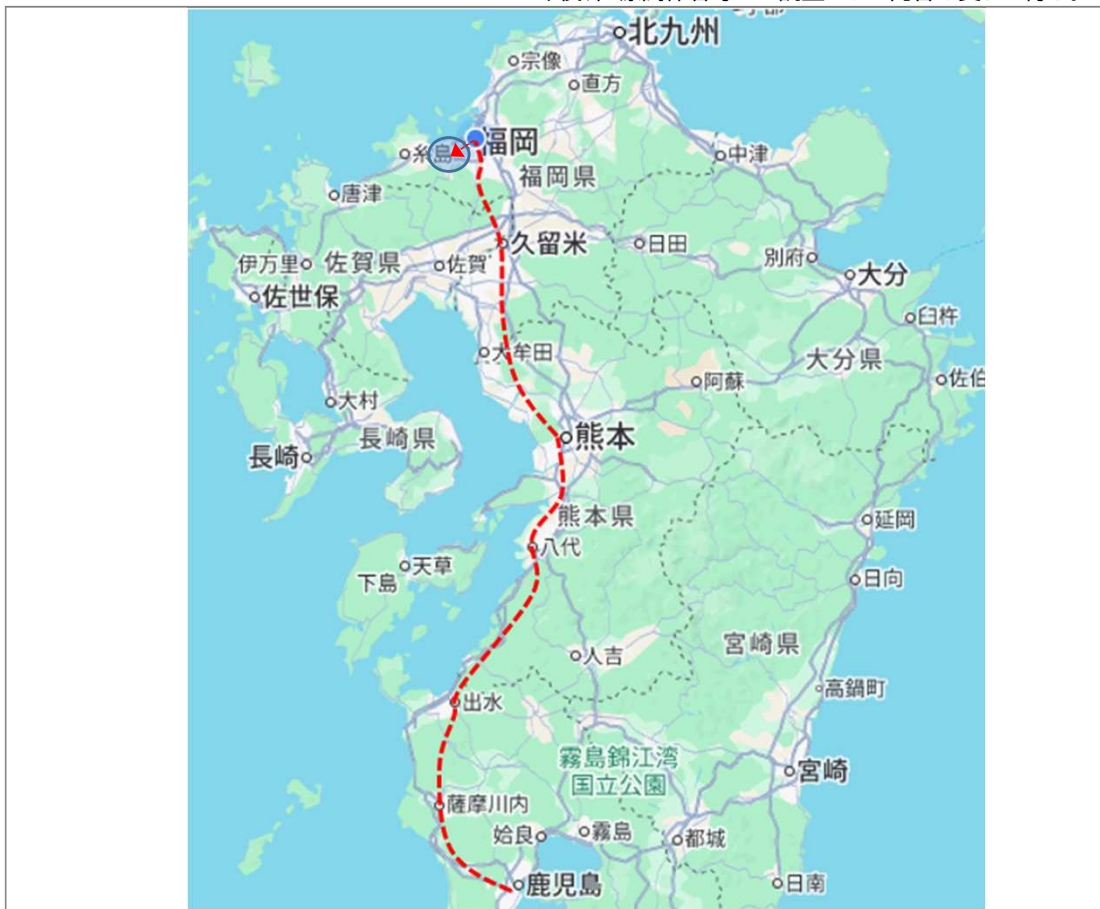
【担送2B】⇒80代男性、誤嚥性肺炎、ストレッチャー搬送
 世帯状況：医療機関入院中。入院前は特別養護老人ホーム入所。家族なし。 障害等級：なし
 ADL：寝たきり、日常生活全般の介助が必要。 疾病情報：入院3日目。誤嚥性肺炎に対して点滴抗菌薬投与中。鼻カニューレより酸素投与中（2L/分）。絶食中。
 要介護認定：要介護5（障害高齢者の生活自立度：C2、認知症高齢者の日常生活自立度：IV）

(1) 要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2) 搬送時の付添い人員等の整理

■ 【経路図】 鹿児島港～福岡市

※今後、医療関係者等との調整により内容は変わり得る。



■ 【想定する受入施設や必要な配慮】

- ・ 医療機関(病状によっては特別養護老人ホーム)

■ 【想定する経路】

- ・ 鹿児島港 → 医療機関(特別養護老人ホーム)

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・ 鹿児島港から医療機関又は特別養護老人ホームまで、民間救急サービス

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	医師	看護師	ME	介護士	介助者	家族
入院加療中であり、移動途中で医学的な処置が必要になる可能性もあるため、看護師による付き添いを行う。	—	●	—	—	—	—

代表事例 (訓練・検討上の想定) **担送2B**

【担送2B】⇒80代男性、誤嚥性肺炎、ストレッチャー搬送

世帯状況：医療機関入院中。入院前は特別養護老人ホーム入所。家族なし。 障害等級：なし

ADL：寝たきり、日常生活全般の介助が必要。 疾病情報：入院3日目。誤嚥性肺炎に対して点滴抗菌薬投与中。鼻カニューレより酸素投与中(2L/分)。絶食中。

要介護認定：要介護5 (障害高齢者の生活自立度：C2、認知症高齢者の日常生活自立度：IV)

No.3-1 要配慮者の属性等に応じた搬送手段や受入施設等について

(1)要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路

(2)搬送時の付添い人員等の整理

代表的な事例ごとの受入施設への搬送手段や経路等について、それぞれの事例で検討した内容を下表のとおりまとめた。

■ 各代表的な事例の総括表

No.	区分	代表的な事例	要配慮者の特性			島外避難手段	受入		避難手段				搬送経路			付添い人員	受入施設				
			在宅	社会福祉施設	医療機関		空港	港	陸上	アセット	航空	アセット					ホテル旅館	社会福祉施設	医療機関		
1	独歩1	独歩1 A	○	-	-	一般航空機	○	-	○	貸切バス			福岡空港	→	避難先連絡所	→	ホテル旅館	-	○	-	-
2		独歩1 B	○	-	-	一般航空機	○	-	○	貸切バス			福岡空港	→	避難先連絡所	→	ホテル旅館	家族	○	-	-
3		独歩1 C	○	-	-	一般航空機	○	-	○	貸切バス			福岡空港	→	避難先連絡所	→	ホテル旅館	家族	○	-	-
4	独歩2	独歩2 A	○	-	-	一般航空機	○	-	○	貸切バス			福岡空港	→	避難先連絡所	→	ホテル旅館	家族	○	-	-
5		独歩2 B	○	-	-	一般航空機	○	-	○	貸切バス 福祉車両			福岡空港	→	避難先連絡所	→	ホテル旅館	家族	○	-	-
6		独歩2 C	○	-	-	一般航空機	○	-	○	貸切バス			福岡空港	→	障がい者施設・GH			家族 介護士	○	○	-
7	護送1	護送1 A	○	-	-	一般航空機	○	-	○	貸切バス 福祉車両			福岡空港	→	避難先連絡所	→	ホテル旅館	介助者	○	-	-
8		護送1 B	-	○	-	一般航空機	○	-	○	福祉車両			福岡空港	→	障がい者施設・GH			介助者	○	○	-
9		護送1 C	-	○	-	一般航空機	○	-	○	福祉車両			福岡空港	→	介護老人 保健施設			介助者	-	○	-
10	護送2	護送2 A	-	○	-	一般航空機	○	-	○	福祉車両			福岡空港	→	特別養護 老人ホーム			介護士 介助者	-	○	-
11		護送2 B	-	-	○	一般航空機	○	-	○	福祉車両			福岡空港	→	特別養護 老人ホーム			介護士 介助者	-	○	-
12		護送2 C	-	-	○	一般航空機	○	-	○	救急車両等			福岡空港	→	医療機関			看護師	-	-	○
13	担送1	担送1 A	○	-	-	船舶	-	○	○	民間救急 サービス等			鹿児島港	→	特別養護 老人ホーム			介護士 家族	-	○	-
14		担送1 B	-	○	-	船舶	-	○	○	民間救急 サービス			鹿児島港	→	特別養護 老人ホーム			介護士 介助者	-	○	-
15		担送1 C	-	○	-	船舶	-	○	○	民間救急 サービス			鹿児島港	→	特別養護 老人ホーム			介護士 介助者	-	○	-
16	担送2	担送2 A	○	-	-	船舶	-	○	○	民間救急 サービス等			鹿児島港	→	ホテル旅館 社会福祉施設			看護師 家族	○	○	-
17		担送2 B	-	-	○	船舶	-	○	○	民間救急 サービス			鹿児島港	→	医療機関（特別養護 老人ホーム）			看護師	-	-	○

(3)避難先連絡所・ホテル旅館における要配慮者への配慮や支援

避難先連絡所

初期的な計画(令和6年度検討)において、健常者を想定した避難先連絡所の運営や機能等について検討を行ったところ、要配慮者が避難先連絡所を利用することも想定して、必要な配慮や支援について、次のとおり検討を行った。

※代表的な事例での検討において、避難先連絡所を経由する要配慮者は、要配慮者の属性として在宅の方の中でも、受入施設が社会福祉施設等ではなくホテル旅館となる方を想定している。

■個別ニーズの把握

避難住民が避難先連絡所に到着した際に行う受付時に、車いすでの移動や介助等のニーズの把握を行う。

■避難先連絡所内での配慮

要配慮者の特性を踏まえ、避難生活に必要な空間を確保すること。
温度管理がなされている部屋やスペースに案内することや、トイレが利用しやすいような場所の確保などを行う。
段差の解消、スロープの設置、手すりや誘導装置の設置、障がい者用トイレの設置など施設のバリアフリー化。
通風・換気の確保、冷暖房設備の整備、その他必要と考えられる施設整備や物資、器材の確保。

■介助等の支援

避難先連絡所内の移動時の介助等を行い、必要に応じて車いす等の利用を促したり、行政職員等が個別に誘導を行う。

(3)避難先連絡所・ホテル旅館における要配慮者への配慮や支援

ホテル旅館

初期的な計画(令和6年度検討)において、避難住民に対する収容施設の供与として、ホテル旅館の確保や調整要領の作成、ホテル旅館への避難住民の割振り案に係る検討を行ったところ、高齢者や妊婦等の要配慮者がホテル旅館を利用することも想定して、必要な配慮や支援について、次のとおり検討を行った。

※代表的な事例での検討において、受入施設がホテル旅館となる要配慮者は、要配慮者の属性としては在宅の方であり、避難先連絡所を経由の上、社会福祉施設等ではなくホテル旅館に避難となる方を想定している。

生活援助や介助等の支援

ホテル旅館で受け入れた要配慮者に対して、関係機関やボランティア等の協力を得た上で、必要に応じて、食事や洗濯などの身の回りのサポートを行う。
バリアフリーのホテル旅館を把握し、車いすの利用者に対して、トイレやお風呂に段差がなく、広めの部屋を割り振る。
健康相談等の活動を行う保健師を確保し、ホテル旅館を巡回する。

移動手段の確保

身寄りのない高齢者や車いす利用者等で移動手段の確保が困難な方のために、介護タクシーや福祉タクシー等の手配を行う。

抽出した論点や課題等について

本作業部会における検討内容について、検討を進める中で抽出した論点や課題等を検討項目ごとに次のとおり整理した。

○論点や課題等の整理

No.	検討項目	意見
2-1	(1)福岡県内に所在する社会福祉施設等の把握	社会福祉施設等の空き状況について、迅速かつ網羅的に把握する方法が必要である。
2-2	(1)要配慮者の搬送手段の検討に係る官民アセットの把握方法	実際に対応可能なアセットについて、迅速かつ網羅的に把握する方法が必要である。
3-1	(1)要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路	要配慮者の搬送手段及び避難先の医療機関や施設等へスムーズに收容するために、要配慮者の人数や情報(病態や緊急連絡先、必要な医療・福祉サービス等)について、情報共有の方法を構築する必要がある。
3-1	(1)要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路	要配慮者の搬送中の事故・トラブル発生時の対応フローをあらかじめ構築する必要がある。
3-1	(1)要配慮者の属性や健康状態の分類に応じた受入施設への搬送手段及び経路	救急車の使用、応援について、医療機関入院中の方の移動は転院搬送の取り扱いになると考えるが、転院搬送について消防庁の見解によると、救急車の利用は「救急業務として行う場合」を想定し、それ以外は消防機関で事業認定等を行っている患者等搬送事業者等の活用を促しているところである。「救急業務として行う場合」に該当するかの判断は避難元の医療機関又は搬送を担う事業者で判断するものと思われるが、今回の医療機関入院中の者の移動に係る事例では当該判断が示されていないため、手段の特定が難しい。実際に転院搬送する場合は、国民保護の制度としてそれぞれの事例を「救急業務として行う場合」に該当するのかを判定する、統一した見解が必要である。
—	全般	独歩に分類されていたとしても、高齢者の方等は飛行機の乗降等にかかなりの時間を要することが想定され、多くの要配慮者が搭乗する場合には、そのことを考慮しなければフライトスケジュールに無理が生じると考えられる。
—	全般	福岡空港到着後に長距離の移動をする必要がある場合、オープンスポットに駐機した飛行機からバスに乗り換え、そのまま移動するのは無理ではないか。一度、その方が移動に耐えうる状態かを確認する必要があるのではないか。
—	全般	福岡空港内または近傍に、要配慮者等が待機できるSCU等の施設が必要なのではないか。
—	全般	保健医療福祉活動チーム(DMAT等)は、災害対策基本法に規定されている災害に派遣されるものであり、武力攻撃予測事態下において派遣要請できるための整理が課題である。

(2) 中長期の収容施設の提供

中長期の収容施設の提供に関する検討方針

1. 中長期の収容施設の提供に関する基本的考え方

- 避難当初（約1か月）後の住宅の確保は極めて重要な課題であるとの認識の下、避難後における中長期の収容施設の提供のために必要な調整や手続等について整理する。
- 関連団体との協力体制の構築や、避難住民に対する適切な情報提供・手続き対応等を速やかに実行できるよう、これまでの自然災害時の対応等を参考にしつつ、関係者が協力して検討を進める。
- 検討においては、避難住民数の規模を踏まえた各対応の効率化、早期入居に向けた（ホテル・旅館等の滞在期間1か月内での調整を目指した）工夫、避難住民との連絡調整方法や住民情報の収集・整理方法（必要に応じた要避難地域の自治体との連携等）等について配慮する。

2. 前提事項

- 沖縄県の先島諸島は要避難地域と指定されるものの、九州・山口各県には武力攻撃の危険は及んでおらず、平時の社会経済活動等が営まれているものとする。
- 令和7年度は、賃貸型応急住宅（民間賃貸住宅の借り上げ）、公的住宅（公営住宅、公務員宿舎等）の供与について優先的に検討を行うこととし、建設型応急住宅については、必要に応じて令和8年度に検討予定。
- UR賃貸型住宅においては公的住宅の一部ではなく、民間賃貸住宅の一部として検討を行う。
- 武力攻撃事態等における緊急の場合には、避難住民等の収容施設として、公営住宅や国家公務員宿舎等の公的住宅の空き住戸を活用できることとする。なお、国は当該事由により公営住宅を目的外使用する場合も、災害時等と同様の理由により、国土交通大臣の承認を要しないものとして扱うこととする。
- 生活場所の選定にあたっては就学・就労場所が密接に関連するため、中長期収容施設の提供の検討と並行して別途検討を進める。
- 中長期収容施設への入居（募集等の手続きも含む）から退去までの一連の流れにおいて、県や市町村、関連団体等の関係者が行う対応内容について検討し、役割分担や調整手順、それらの課題等の整理を行う。
- 上記の整理にあたっては、初期的な計画で検討した受入れ市町村の中から検討対象地域（受入れ側の1市町村や、そのうち避難元の1地区等）を選定し、具体的な検討を行う。
- 賃貸型応急住宅の供与については、まず一般世帯を対象に、行政等が相談対応により補助しながら住民が物件選定する方式を基本として検討を行い、課題や留意点等を整理。
- 要配慮世帯（高齢者等のバリアフリー配慮等が必要な世帯）については、「要配慮者の受入れ調整に関する作業部会」での検討内容を踏まえて、政府から検討方針が改めて提示された後に検討・整理。
- コミュニティの配慮については、可能な限り地区や自治会等（最小単位として世帯）で同一地域とするための、調整の方法や留意点等を整理。

3. モデル検討の対象となる受入れ地域の選定

○「初期的な計画」で検討した受入れ先市町村の中から、モデル検討の対象となる受入れ地域として、福岡市を選定する。

◎モデル検討の対象となる受入れ地域：福岡市

※「初期的な計画」における避難元市町村：石垣市

○モデル検討の対象とする避難住民の世帯人数等は、以下の通り。

	大浜校区	登野城校区	平真校区	八島校区	計 (世帯数)
単身世帯	1,002	2,338	2,420	1,495	7,255
2人世帯	629	1,076	893	635	3,233
3人世帯	271	477	441	294	1,483
4人世帯	198	342	382	213	1,135
5人世帯	83	202	159	102	546
6人世帯	48	49	49	31	177
7人世帯	15	12	11	11	49
8人世帯	2	6	6	1	15
9人世帯	2	1	-	-	3
10人世帯	-	-	1	-	1
11人世帯	-	-	-	-	-
12人世帯	-	-	1	-	1
計 (校區別世帯数)	2,250	4,503	4,363	2,782	13,898
計 (人数)	4,707	8,734	8,293	5,280	27,014

3. モデル検討の対象となる受入れ地域の選定（関係者の整理）

○受入れ地域における中長期の収容施設の提供に関する担当部署・役割は以下の通り。

担当部署	役割
福岡県建築都市総務課	県内の総合調整、要避難地域（沖縄県・市町村）との連絡調整
福岡県県営住宅課	公営住宅（県立）の確保に係る調整
福岡県財産活用課	避難地（県有地）に係る調整
福岡県住宅計画課	賃貸型応急住宅の供与に係る国との調整、関係団体との調整、受入市の支援、制度の周知等
福岡県総務事務厚生課	公務員宿舎（県立）に係る調整
福岡県介護保険課	入所施設（高齢者）に係る調整
福岡県障がい福祉課	入所施設（障がい児者）に係る調整
福岡県健康増進課	避難者の健康相談
福岡市住宅計画課	避難住民のマッチング・入居に係る相談対応、入居決定通知、賃貸借契約の締結、賃料等の支払、解約手続等
福岡市住宅運営課	市営住宅の確保に係る調整

中長期の収容施設の提供に係るモデル検討 【賃貸型応急住宅】

【検討項目 1 : 契約方式・賃料等の設定】

○賃貸型応急住宅の契約方式・賃料、住棟等の基準

契約方式	定期建物賃貸借契約（入居期間は、入居の日から2年以内の受入市が指定する日までとする。）
契約者	大家（貸主）、受入市（借主）、避難住民（入居者）の3者間契約
間取り	<ul style="list-style-type: none"> ・1人世帯 : 1R、1K、1DK ・2人世帯 : 1LDK、2K、2DK ・3～4人世帯 : 2LDK、3K、3DK ・5人以上世帯 : 3LDK、4DK等
賃料	支払者：受入市（国庫負担）（上限額は次ページのとおり）
共益費（管理費）	支払者：受入市（国庫負担）（借上げ住宅の貸主又は仲介事業者との契約に不可欠なものに限る）
礼金	支払者：受入市（国庫負担）（家賃1か月分を上限）
退去修繕負担金	支払者：受入市（国庫負担）（家賃2か月分を上限） ※退去時における原状回復に要する費用とし、退去時に返還請求を行わない。
仲介手数料	支払者：受入市（国庫負担）（家賃0.55か月分を上限）
損害保険料	支払者：受入市（国庫負担）（家財等の私財は含まない）
入居時鍵交換費	支払者：受入市（国庫負担）
入居者負担	光熱水費、駐車場等付属施設の使用料、自治会費
住棟の基準	昭和56年6月1日以降に建設され、耐震性が確保された住宅であり、日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による住居環境の阻害の防止等が考慮されたもの
住戸の基準	<p>構造：原則として、防火構造以上</p> <p>設備：給水、排水及び電気の設備及び便所が設けられているほか、原則として炊事、入浴、給湯設備、冷暖房設備及びテレビジョン受信の設備並びに電話配線が設けられているもの</p> <p>※上記の設備については、入居までに大家の負担で設置することを確約する場合も含む。</p>

【検討項目 1：契約方式・賃料等の設定】

○賃貸型応急住宅の賃料の上限額

福岡市、北九州市及び久留米市、他の4市の間で賃料水準に大幅な乖離があることから、この3地域区分で設定

地域区分	1人世帯	2人世帯	3～4人世帯	5人以上世帯
福岡市	¥55,000	¥87,000	¥120,000	¥132,000
北九州市 久留米市	¥43,000	¥65,000	¥66,000	¥100,000
大牟田市 飯塚市 田川市 朝倉市	¥40,000	¥50,000	¥54,000	¥68,000

- 住居への入居人数に応じて、賃料の上限額を設定し、上限額を超える物件は、借上げの対象としない。
- 入居人数のカウントにおいて、未就学児は1人あたり0.5人（小数点以下四捨五入）として換算する。
- 賃料の上限額は、関係団体から情報提供を受けた市場データ（令和7年8月25日時点）を参考に、対象地域内の賃貸住宅の総戸数の80%程度をカバーできる金額を設定した。なお、上限額は、物価変動の状況を適切に反映させるため、年に1回程度見直しを行う。
- 賃料に共益費、管理費は含まない。

○賃貸型応急住宅の賃料の支払時期

- 初回支払い分：契約成立日の翌月末まで
- 第2回支払い分：当月分を当月末まで
- 第3回以降支払い分：当月分を前月末まで

【検討項目2：供与可能数の把握方法】

○賃貸型応急住宅の供与可能数の調査手順

- ① 県（住宅計画課）は、県（建築都市総務課）からの指示に基づき、関係団体（宅建協会、全日、ちんたい協会、公社、UR）に、現在入居者募集を行っている賃貸住宅のリストの提供を依頼
- ② 関係団体から県（住宅計画課）に、入居者募集中の賃貸住宅のリストを提供
- ③ 県（住宅計画課）は、リストを元に、賃貸型応急住宅の条件（即入居可、耐震性、家賃上限）を満たす物件を抽出
- ④ 県（住宅計画課）は、対象地域（7市）、物件規模（1人向け、2人向け、3～4人向け、5人以上向け）別に区分した物件数の表を作成し、県（建築都市総務課）に報告

□ 賃貸型応急住宅の供与に係る関係団体

名称	略称	概要	県内会員 事業者数	県内取扱い 賃貸物件数	その他
(公社)福岡県宅地建物取引業協会	宅建協会	県内最大規模の宅建業者団体。	約5,700		
(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会	ちんたい協会	民間賃貸住宅経営者の会員団体。県内にも支部を置くが、災害対応等の公益事業は東京の本部を拠点に実施。	作成中		
(公社)全日本不動産協会福岡県本部	全日	宅建協会に次ぐ規模の宅建業者団体。	約1,000		
福岡県住宅供給公社	公社	県内各地で公社賃貸住宅事業を実施する県の外郭団体。	—	約9,000	
(独法)都市再生機構	UR	全国各地でUR賃貸住宅事業を実施する国土交通省所管の独立行政法人。	—	約43,000	

【検討項目2：供与可能数の把握方法】

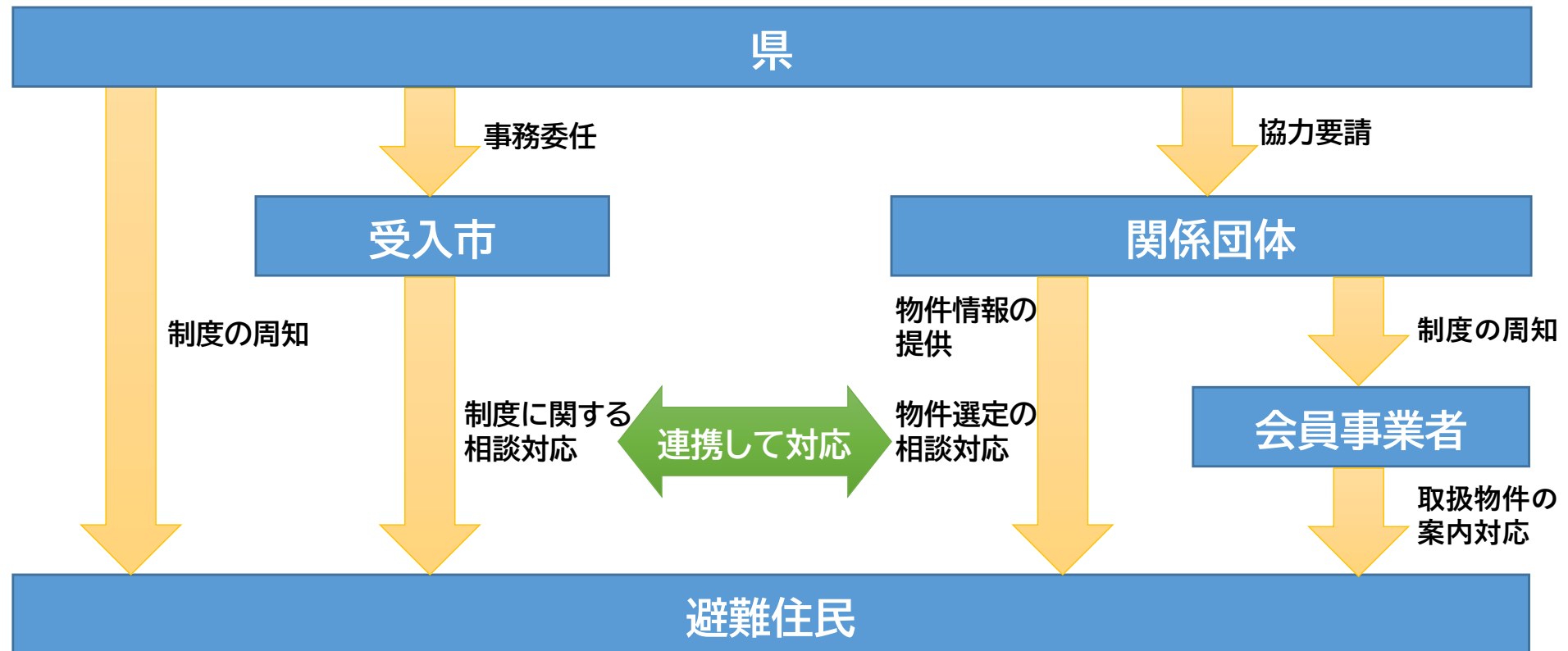
(参考) 物件数の表の参考例 (久留米市をモデルにR6年度に作成)

住宅区分	部屋タイプ	収容人数	1か月の調整時間がある場合		3か月の調整時間がある場合	
			戸数	収容人数計	戸数	収容人数計
民間賃貸住宅	1R	1	107	107	180	180
	1K、1SK	1	220	220	339	339
	1DK、1SDK	1	64	64	102	102
	1LDK、1SLDK	3	84	252	176	528
	2K	3	18	54	30	90
	2DK、2SDK	3	59	177	112	336
	2LDK、2SLDK	3	102	306	165	495
	3K、3SK	3	4	12	6	18
	3DK、3SDK	3	60	180	96	288
	3LDK、3SLDK	5	54	270	110	550
	4DK、4SLDK	5	7	35	7	35
	4LDK、4SLDK	5	4	20	16	80
	5DK、5SDK	5	1	5	4	20
	5LDK	5	1	5	6	30
	6DK	5	1	5	4	20
9LDK	5	0	0	1	5	
	小計		786	1,712	1,354	3,116
	合計		808	1,781	1,469	3,480

【検討項目3：入居者の募集方法】

○入居者の募集の概要

- マッチングの方式は、「**避難住民が自ら物件選定する方式**」を基本とする。
- マッチングの実施については、**受入市に事務委任**するとともに、**関係団体に協力要請**する。
- 自ら物件選定することが困難な避難住民に対しては、受入市が開設する「受付・相談窓口」及び関係団体が開設する「物件相談・案内窓口」で**対面によるサポート**を行う。
- 提供する物件は、「**賃貸型応急住宅の基準**」（検討項目1参照）を満たし、賃貸型応急住宅としての提供について大家の協力意向を確認できた物件とする。



【検討項目3：入居者の募集方法】

○コミュニティ維持への配慮

避難住民のコミュニティ維持への配慮については、次の方法で実施する。

- ① 県（防災企画課）は、避難元市小学校区及び行政地区単位の人口及び世帯構成について、受入市に情報提供する。
- ② 受入市は、避難元自治体の意向や受入先地域の状況等を勘案し、避難先誘導地域を割り振る。
- ③ 受入市は、コミュニティごとの避難先誘導地域について、パンフレット、募集チラシ等に記載するとともに、関係団体に情報提供する。
- ④ 関係団体は、コミュニティごとの避難先誘導地域について、物件検索サイトに掲載するとともに、物件相談・案内窓口及び会員事業者に周知する。
- ⑤ 物件相談・案内窓口及び会員事業者は、避難住民から物件に関する相談を受けたときは、当該避難住民の属するコミュニティに対応する避難先誘導地域の物件を優先的にあつせんする。但し、避難住民がその他の地域の物件を希望する場合は、希望を尊重して対応するものとする。

○提供する物件の登録

- ① 県（住宅計画課）は、関係団体に対し、対象地域及び賃貸型応急住宅の基準を示して、賃貸型応急住宅として提供可能な民間賃貸住宅の情報提供、及び避難住民への賃貸について、協力を要請する。
- ② 関係団体（宅建協会・全日）は、会員事業者に対し、賃貸型応急住宅の制度の周知を行うとともに、協力可能な物件情報を関係団体の物件検索サイトに登録するよう依頼する。
- ③ 会員事業者は、取り扱う物件の大家等に対し、賃貸型応急住宅の制度の周知を行うとともに、提供の協力を要請する。
- ④ 会員事業者は、関係団体が設置する物件検索サイトに、賃貸型応急住宅としての提供について大家等の協力意向が確認できた民間賃貸住宅の物件情報を登録する。

【検討項目3：入居者の募集方法】

○周知方法

- ▶ 県は、関係団体と協議して、制度の内容及び募集方法を説明し、物件の提供について協力を依頼する。
- ▶ 県は、事務処理要領、制度紹介パンフレット及び募集チラシのひな型を作成し、受入市に提供する。
- ▶ 受入市は、県から提供されたひな形を参考に、事務処理要領、制度紹介パンフレット及び募集チラシを作成し、相談窓口を設置するとともに、市ホームページに掲載して避難住民に周知する。また、事務処理要領、制度紹介パンフレット及び募集チラシを県及び関係団体に情報提供する。
- ▶ 県は、県ホームページ内に賃貸型応急住宅の制度及び募集方法に関する情報提供を行う特設サイトを開設し、次の情報を掲載して、避難住民に周知する。
 - ・ 制度の説明（対象者の条件、家賃上限額、対象住宅の条件、契約種別、家賃以外の費用負担等）
 - ・ 受入市の事務処理要領、制度紹介パンフレット及び募集チラシ
 - ・ 制度に関する説明動画（Youtubeにも掲載）
 - ・ よくあるお問い合わせ
 - ・ 制度に関する相談受付用AIチャットボット
 - ・ 相談窓口に関する情報
- ▶ 県は、仮に避難住民との情報共有ツールが構築される場合には、同ツールにより、制度紹介パンフレット、募集チラシを避難住民に周知する。
- ▶ 関係団体は、団体ホームページに事務処理要領、制度紹介パンフレット及び募集チラシを掲載するとともに、会員事業者向け説明会を開催して、会員事業者に周知する。

□各主体の実施項目

県	受入市	関係団体
<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務処理要領、制度紹介パンフレット及び募集チラシのひな型提供 ・ 避難住民に情報提供する特設サイトの開設 ・ 避難住民との情報共有ツールによる避難住民への周知（仮） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務処理要領、制度紹介パンフレット及び募集チラシの作成 ・ 相談窓口への設置 ・ 市ホームページへの情報掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 団体ホームページへの情報掲載 ・ 会員事業者向け説明会の開催

【検討項目3：入居者の募集方法】

○募集の実施に係る各種資料、様式

資料番号	資料名	概要	その他
1	実施要綱	県が、国民保護法に基づく救援の実施にあたり、民間賃貸住宅を借上げ、賃貸型応急住宅を供与するために必要な事項を定める要綱	
2	事務処理要領	県から事務委任を受けた受入市が、実施要綱に基づく事務を円滑に処理するために必要な事項を定める要領	県が市にひな型を提供。入居申込書、契約書等の様式を含む。
3	制度紹介パンフレット	避難住民、宅建事業者、大家向けに、賃貸型応急住宅の制度（対象者の条件、家賃上限額、対象住宅の条件、契約種別、家賃以外の費用負担等）を説明したパンフレット	県が市にひな型を提供
4	募集チラシ	避難住民向けに、賃貸型応急住宅の制度の概要や、募集方法、コミュニティごとの避難先誘導地域、相談窓口等を説明したチラシ	県が市にひな型を提供
5	物件入居相談調書	「物件相談・案内窓口」が、避難住民から相談を受け付けた際に、避難住民に記入いただき、物件選定支援に必要な情報を収集するための調書	
6	賃貸型応急住宅の基準チェックリスト	宅建業者及び大家が、民間賃貸住宅について、賃貸型応急住宅の基準に適合するか確認するためのチェックリスト	

【検討項目4：相談対応の方法】

○相談対応窓口の設置

➤ 対面窓口

- ◆ 受入市は、制度に関する相談対応のため、避難住民がアクセスしやすい公共施設等に「受付・相談窓口」を設置する。
- ◆ 関係団体（主に宅建協会及び全日を想定）は、物件選定に関する相談対応のため、受入市の「受付・相談窓口」に隣接して、「物件相談・案内窓口」を設置する。「物件相談・案内窓口」では、相談者の所属する地域コミュニティを確認し、対応する避難先誘導地域の物件を案内する。
- ◆ 対面窓口の混雑が予想される場合は、状況に応じて予約制や整理券等を導入する。

➤ 対面以外の相談対応窓口

- ◆ コールセンターの業務委託は国の救援対象外のため、以下の対応とする。
- ◆ 制度に関する情報提供は、県ホームページ内に設置する特設サイト（前項参照）で行う。
- ◆ 県ホームページの機能を利用して特設サイト内にAIチャットボットを設置し、制度に関する相談の一次対応窓口とする。AIチャットボットで解決しない場合は、問い合わせフォーム（簡易申請システム）による受付または受入市の「受付・相談窓口」を案内し、対応する。
- ◆ 物件選定に関する相談対応は、上記対面窓口の他、関係団体（主にちんたい協会を想定）が電話対応窓口（電話代有料）を設置して実施する。

➤ 窓口間の連携

- ◆ 制度と物件選定の両方について相談がある避難住民への対応は、「受付・相談窓口」に関係団体の相談員が同席する等、連携して対応する。
- ◆ 制度に関する相談内容は各窓口間で随時共有し、「よくあるお問い合わせ」やAIチャットボット等に反映させることで、相談件数の抑制を図る。

□ 各種相談対応窓口

相談内容	対面	対面以外
制度に関する相談 （対象者の条件、家賃上限額、対象住宅の条件、契約種別、家賃以外の費用負担等）	受付・相談窓口 【受入市が設置】	一次対応：AIチャットボット 二次対応：問い合わせフォーム 【いずれも県が設置】
物件選定に関する相談	物件相談・案内窓口 【関係団体が設置】	電話対応窓口 【関係団体が設置】

【検討項目4：相談対応の方法】

○物件案内の方法

▶ 自ら物件選定できる避難住民への対応

自ら物件選定できる避難住民に対しては、基本的には上記「周知方法」による情報提供のみを行い、避難住民から希望があった場合にサポートを行う。

- ① 自ら物件選定できる避難住民は、関係団体が提供する物件検索サイトを閲覧して入居希望物件の候補を絞り込み、当該物件の取扱事業者に連絡する。
- ② 避難住民が物件選定に関するサポートを希望する場合は、「物件相談・案内窓口」（対面）、「電話対応窓口」にて相談を受け付け、物件の立地、間取り（2DK、3DK等）、ペット有無等の希望をヒアリングして、入居希望物件の絞り込みを補助する。また、必要に応じて賃貸型応急住宅の条件及び提供方法について説明する。
- ③ 入居希望物件の取扱事業者は、避難住民から連絡を受けて、当該物件の詳細な内容について説明するとともに、必要に応じて賃貸型応急住宅の条件及び提供方法について説明し、避難住民が物件の内見を希望する場合は物件に案内する。

なお、事業者が物件の内見に対応する余裕はあまりないと想定されるため、物件検索サイトでの情報提供（周辺環境を含む画像、動画等）を極力充実させることで、内見対応件数の抑制を図る。

▶ 自ら物件選定することが困難な避難住民への対応

自ら物件選定することが困難な避難住民に対しては、当初から対面によるサポートを行う。

- ① まず「受付・相談窓口」にて、制度紹介パンフレット等を使用して、民間賃貸住宅に関する基本的事項及び賃貸型応急住宅の制度の概要について説明を行う。
- ② ①の説明終了後、「物件相談・案内窓口」にて、「入居相談調書」により受付を行い、物件の立地、間取り（2DK、3DK等）、ペット有無等の希望をヒアリングし、当該避難住民の避難誘導地域の物件を紹介する。
- ③ 避難住民が物件の内見を希望する場合は、当該物件の取扱い事業者に連絡する。

【検討項目5：入居申し込み方法】

○受付方法について

▶ 入居申し込みの提出先：申込物件の取扱い事業者

- ① 避難住民は、入居希望物件を選定し、入居希望物件の取扱い事業者（以下「事業者」という。）に連絡する。
- ② 事業者は、避難住民に入居申込手続きについて説明し、「入居希望物件概要書」及び「入居申込書」等必要様式を提供する。
- ③ 避難住民は、「入居申込書」を作成して、添付書類とともに事業者に提出する。

◆添付書類

- ・ 入居希望物件概要書
 - ・ 誓約書
 - ・ 当該事案の避難住民であることを証する書類
 - ・ その他受入市が必要と認める書類
- ④ 事業者は、避難住民から提出された申込書等について、必要書類が揃っていることを確認し、受付を行う。

○貸主（大家）の同意等について

- ① 事業者は、申込物件の貸主（大家）に対し、避難住民から賃貸型応急住宅としての入居申込があったことを連絡して、「同意書」の提出を依頼する。
（事前に貸主（大家）から「同意書」の提出を受けている場合は不要）
- ② 貸主（大家）は、賃貸型応急住宅としての提供に同意する場合、事業者に「同意書」を提出する。
- ③ なお、貸主（大家）の所在地が遠方であり、早期に「同意書」への記名ができない場合は、事業者は「確約書」を作成する。
- ④ 事業者は、「定期賃貸借契約についての説明」文書を3通作成して、貸主（大家）から記名、押印してもらう。

【検討項目6：申し込み内容の確認方法】

○入居申し込みの審査

- ① 事業者は、「入居申込審査チェックリスト」により審査を行い、必要に応じて避難住民に確認等を行って補正する。チェック項目の確認が完了したら、受入市に、受付書類一式、「入居申込審査チェックリスト」及び貸主の同意書を送付する。
- ② 受入市は、「入居申込審査チェックリスト」により最終審査を行い、必要に応じて補正を行う。

○入居決定通知の交付

- ① 受入市は、審査の結果、適当と認められる場合は、賃貸型応急住宅への入居を決定し、「賃貸型応急住宅入居決定通知書」を事業者に送付する。
- ② 事業者は、「賃貸型応急住宅入居決定通知書」を、入居申し込みを行った避難住民に交付する。その際に、「入居決定通知後の手続の流れを示す資料」により、今後の手続の流れを説明する。

○入居不可決定通知の交付

- ① 受入市は、審査の結果、賃貸型応急住宅への入居の要件に該当しないことが判明した場合は、「賃貸型応急住宅入居不可決定通知書」を事業者に送付する。
- ② 事業者は、「賃貸型応急住宅入居不可決定通知書」を、入居申し込みを行った避難住民に交付する。

【検討項目7：契約・入居手続きの方法】

○重要事項説明書等の交付・説明

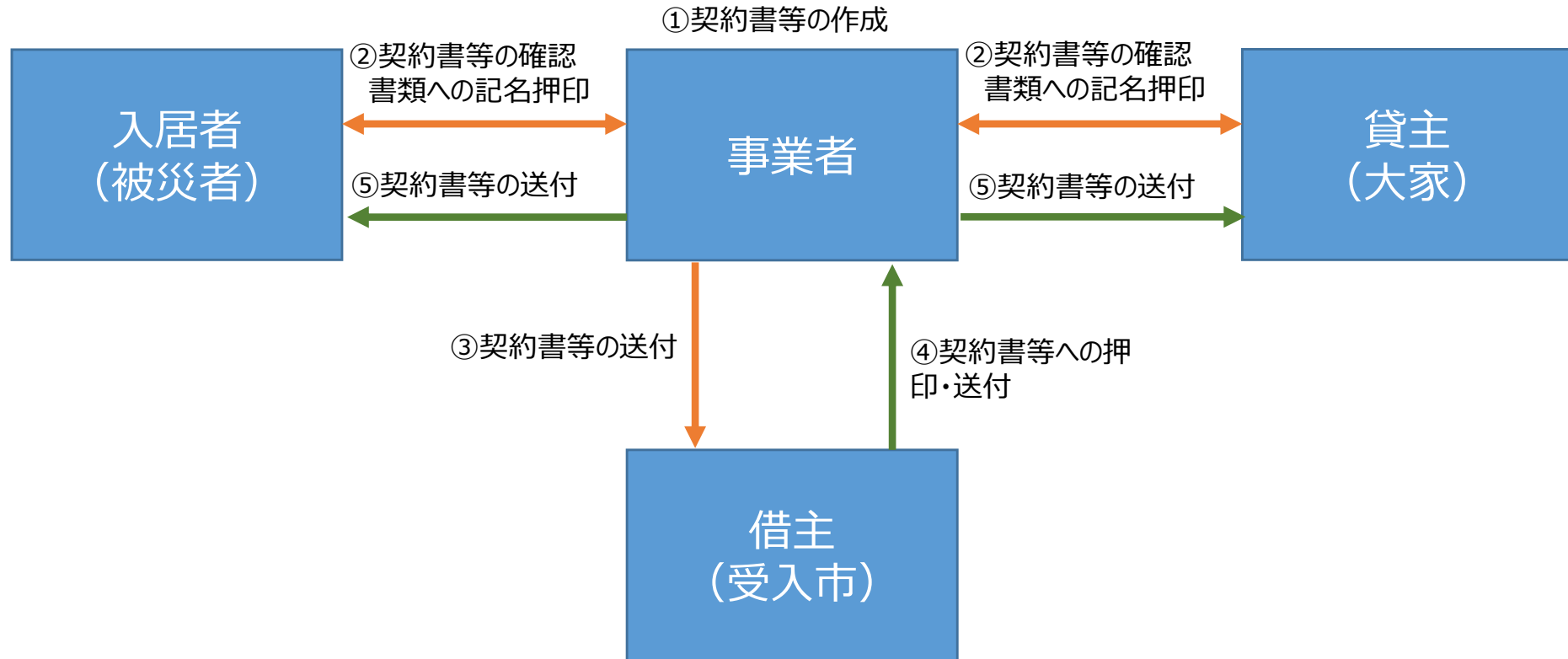
- ① 事業者は、入居決定通知を避難住民に交付した後、「重要事項説明書案」を作成し、貸主（大家）、借主（受入市）に内容を確認してもらう。
- ② 事業者は、「重要事項説明書」及び「定期賃貸借契約についての説明」各3通を入居者（避難住民）に交付・説明し、入居者（避難住民）から記名・押印してもらう。

○契約の締結

- ① 事業者は、「賃貸借契約書案」を作成し、貸主（大家）、借主（受入市）、入居者（避難住民）に送付して、内容を確認してもらう。
- ② 事業者は「賃貸借契約書」を3通作成し、貸主（大家）及び入居者（避難住民）から記名・押印してもらう。
合わせて、貸主（大家）は、「初期費用（退去修繕負担金、礼金、入居時鍵交換費）に係る請求書」を作成し、事業者に提出する。
- ③ 事業者は、賃貸借契約書3通に、以下の書類を添付して、受入市に提出する。
 - ◆ 添付書類
 - 貸主の初期費用に係る請求書
 - 事業者の仲介手数料に係る請求書
 - 重要事項説明書（3通）
 - 定期賃貸借契約についての説明（3通）
- ④ 受入市は、契約関係書類一式を審査の上、契約締結に係る支出負担行為を行い、「賃貸借契約書」、「重要事項説明書」、「定期賃貸借契約についての説明」各3通に記名・押印する。
「賃貸借契約書」、「重要事項説明書」、「定期賃貸借契約についての説明」各1通は受入市が保管し、各2通は事業者に送付する。
- ⑤ 事業者は、「賃貸借契約書」、「定期賃貸借契約についての説明」を貸主（大家）及び入居者（避難住民）に各1通交付する。「重要事項説明書」は1通を入居者（避難住民）に交付し、1通を事業者が保管する。

【検討項目7：契約・入居手続きの方法】

○契約締結に係る処理の流れ



○鍵の引渡し

- ① 事業者は、受入市から契約書等を受領した後、速やかに入居者（避難住民）に連絡し、当該賃貸型応急住宅の鍵の引渡しを行う日時を調整する。
- ② 入居者（避難住民）は、当該日時に事業者を訪問し、契約書等と合わせて当該賃貸型応急住宅の鍵の引渡しを受け、入居する。
- ③ 事業者は、受入市に鍵の引き渡し完了を報告する。

【検討項目 8 : 入居期間中の対応方法】

○貸主への支払い方法

➤ 費用の内訳

区分	内訳	上限額	支払時期
初期費用	礼金	賃料の1か月分	契約締結日の翌月末まで
	退去修繕負担金	賃料の2か月分	
	入居時鍵交換費	実費	
月額費用	賃料	住居への入居人数に応じて設定	初回分：契約締結日の翌月末まで
	共益費	実費（貸主又は仲介事業者との契約に不可欠なものに限る）	第2回分：当月分を当月末まで 第3回以降分：当月分を前月末まで

➤ 支払い方法

① 受入市は、契約締結日の翌月末までに、次の費用の支払いを行う。

- 初期費用（礼金、退去修繕負担金、入居時鍵交換費）
- 初回分の月額費用（賃料、共益費）の日割り額
- 第2回分の月額費用
- 第3回分の月額費用

② 受入市は、第4回分以降の月額費用について、前月末までに支払いを行う。

※ 受入市は、支払いにあたって、多数の貸主（大家）への支払いを一括して行う「総合振込方式」の活用等、事務効率化の方策を検討する。

【検討項目 8 : 入居期間中の対応方法】

○仲介事業者への支払い方法

➤ 費用の内訳

- ・ 仲介手数料（上限額：賃料の0.55か月分）

➤ 支払い方法

- ① 受入市は、毎月末までに、事業者ごとに前月中に仲介した仲介手数料について、支払いを行う。
- ② 受入市は、支払い完了後に、事業者ごとの支払い明細書を作成し、事業者が加盟する関係団体に情報提供する。

○事態認定の継続に伴う再契約

契約期間満了まで事態認定の状況が継続している場合、定期賃貸借契約の再契約を行う。

- ① 当初契約期間満了の60日前の時点で事態認定解除等の予定がない場合、受入市は、事業者 ⇒ 入居者及び貸主へと、再契約の実施方針を伝達する。
- ② 事業者は、入居者に再契約の意向を確認し、「意向あり」との回答があった場合は、【検討項目7】の手順により、再契約の締結手続きを行う。

契約内容は下記表のとおりとし、記載のない項目は当初契約と同様とする。

項目	内容	支払い時期
契約期間	再契約締結日から1年以内の受入市が指定する日まで	—
賃料・共益費	当初契約と同様	初回分：再契約締結日の当月末まで 第2回以降分：当月分を前月末まで
退去修繕負担金・礼金	当初契約分を返却せず承継	支払いなし
原状回復	退去せず再契約する時は、原状回復不要。 再契約後の退去時は、当初契約時の原状への回復が必要。	—

※ 再契約に係る仲介手数料は、当初契約と同様に発生する。（上限額：賃料の0.55か月分）

【検討項目9：退去手続きの方法】

○解約手続きの方法について

▶ 事態認定の解除等に伴う解約

- ① 事態認定の解除等があったときは、供与期間について国と協議し、県 ⇒ 受入市 ⇒ 事業者 ⇒ 入居者及び貸主へと、速やかに通知する。
(※ 仮に解約期限を設ける場合は、入居者保護のため、事態認定解除日から6か月以上の猶予期間を確保した上で解約期限を設定することが望ましいと考えられる。)
- ② 受入市は、入居者に対し、解約期限までに退去するか、一般の賃貸借契約に切り替えて継続入居するかの意向確認を行う。
- ③ 入居者は、「退去を希望」、「継続入居を希望」のいずれかの意向を、解約期限の40日前までに、受入市に回答する。退去を希望する場合は「仮設住宅等の使用終了届」を、解約期限の40日前までに、受入市に提出する。
- ④ 受入市は、入居者から「仮設住宅等の使用終了届」の提出を受けたときは、ただちに事業者及び貸主に対し、「賃貸型応急住宅解約の申し入れについて」により通知する。
受入市は、入居者から「継続入居を希望」する旨の回答を受けたときは、ただちに事業者及び貸主に対し、「賃貸型応急住宅解約の申し入れについて」により通知するとともに、入居者が継続入居を希望していることを連絡し、一般の賃貸借契約への円滑な移行への協力を要請する。
- ⑤ 入居者は、退去する場合は、入居期間が終了する日までに、事業者及び貸主の立ち合いを受けて、物件を明け渡す。その際、入居者は、退去する物件の鍵（複製した鍵を含む。）を貸主に返却する。

▶ 入居者からの申し入れによる解約

- ① 入居者は、事態認定の継続期間中に賃貸型応急住宅からの退去を希望する場合は、「仮設住宅等の使用終了届」を、退去希望日の40日前までに、受入市に提出する。
- ② 受入市は、入居者から「仮設住宅等の使用終了届」の提出を受けたときは、ただちに事業者及び貸主に対し、「賃貸型応急住宅解約の申し入れについて」により通知する。
- ③ 入居者は、退去予定日に、事業者及び貸主の立ち合いを受けて、物件を明け渡す。その際、入居者は、退去する物件の鍵（複製した鍵を含む。）を貸主に返却する。

【検討項目 9：退去手続きの方法】

○費用精算の対応方法について

- ① 貸主は、入居期間の終了（退去または一般の賃貸借契約への移行）に際し、入居者立ち合いのもと、物件確認を行う。
- ② 貸主は、①の確認の結果、入居者の故意または過失による損壊の修繕費用が必要になったときは、修繕費用のうち退去修繕負担金を超える額について、入居者に請求することができる。
- ③ ①の確認の結果、修繕費用が退去修繕負担金の額以下である場合は、費用の精算は行わない。

【整理すべき課題及び要望等】

▶ 実施内容の一元化の検討について

- ◆ 9月の第2回作業部会において、複数の県から、様式や手順、コールセンターの設置、協定の締結等について、九州・山口各県が個別に検討するのではなく、全県で統一化、一元化した方が望ましいとの意見があった。

本県も、避難住民への救援内容の公平性の確保という観点から、一元化を推進すべき事項が多数存在するものと認識している。

しかしその一方で、各県で大きく異なる受け入れ規模や、災害時における個別対応で培われてきた運用方式の差異など、一元化が必ずしも適当でない要素も少なくないと思われる。

現状、各県個別に検討が進められているが、これを継続すれば、将来的に一元化を図る際に手戻り（修正作業）が発生することが懸念される。

そこで、個別検討を一時停止し、国のリーダーシップの下で、「救援の公平性の担保」と「地域の実情の差異」の両面を考慮した一元化に関する基本方針を早急に議論すべきと考える。

▶ コールセンター開設の必要性について

- ◆ 非常に多数の避難住民を短期間で受け入れる計画であることから、相談窓口には避難住民からの問合せ・相談が殺到することが想定される。
- ◆ 県や受入市は通常業務の他に受入に伴う他業務にも対応する必要があることから、相談対応業務のために直営で大規模な体制を組むことは非現実的であり、相談窓口が機能不全に陥ることが危惧される。
- ◆ 関係団体も、多数の相談が集中すると、会員事業者の従業者の動員等により相談窓口の体制を増強せざるを得ず、会員事業者による物件内見への対応に支障が生じることが懸念される。
- ◆ 国はコールセンターの業務委託を救援の対象外としているため、現時点ではコールセンターがない前提で検討を行っているが、迅速な対応の実現にはコールセンターの開設が必須であり、対象とすることを強く要望する。

なお、コールセンター業務の必要性は各県共通の課題であることから、各県が個別にコールセンターを開設するのではなく、国が一括してコールセンターを設置することを提案する。

▶ 受付・相談窓口等の業務委託の必要性について

- ◆ 受入市が設置する「受付・相談窓口」についても、コールセンター同様に業務委託の対象としてほしい。コールセンターを設置した場合でも、制度面の問合せ・相談でかなりの利用が見込まれるため、直営では対応困難と考えられる。
- ◆ また、入居申込審査なども膨大な件数を処理する必要があるため、このような手続きも含めて、業務委託の対象としてほしい。

【整理すべき課題及び要望等】

➤ キャパシティの検討について

- ◆ 避難住民の世帯構成を見ると、単身世帯が半数以上を占める。こうした単身の避難住民には、都市生活に不慣れな高齢者、たとえば、配偶者と死別し子どもが独立した人や、長年地方の持ち家で近隣と交流しながら暮らしていた人などが相当数いると思われる。
一方、都市部の単身者向け賃貸住宅は学生や独身者向けが多く、近所付き合いが少なく、高齢者にとっては暮らしにくい。また、家主が高齢者の入居を敬遠する傾向もある。
このため、単身者向け住宅の空き住戸数と単純に比較して収容可能性を判断するのは適切ではなく、避難住民の年齢や居住地域等の傾向を把握し、それを収容計画に反映させることが重要と考える。（例：単身高齢者向けに建設型応急住宅を確保する等）
- ◆ キャパシティの検討の段階でコミュニティ別の振り分けについても検討しておかないと、全体としては物件が足りても、コミュニティ別の避難先の地域によっては物件が不足する可能性がある。
- ◆ 事業者への仲介手数料が半額しか出ないため、事業者の協力が得られず、本来賃貸型応急住宅としての利用が見込まれる物件が、相当数提供されない可能性がある。（過去の災害対応では宅建協会が半額を補填した事例もあるが、今回は件数が膨大であり、同様の対応は困難である。）
- ◆ キャパシティに十分な余裕がない状況下で避難住民を受け入れる場合、一般県民の賃貸住宅確保が困難になる可能性が懸念される。需給のひっ迫による賃料水準の高騰等も含め、民間賃貸住宅市場に及ぼす悪影響も考慮に入れる必要がある。

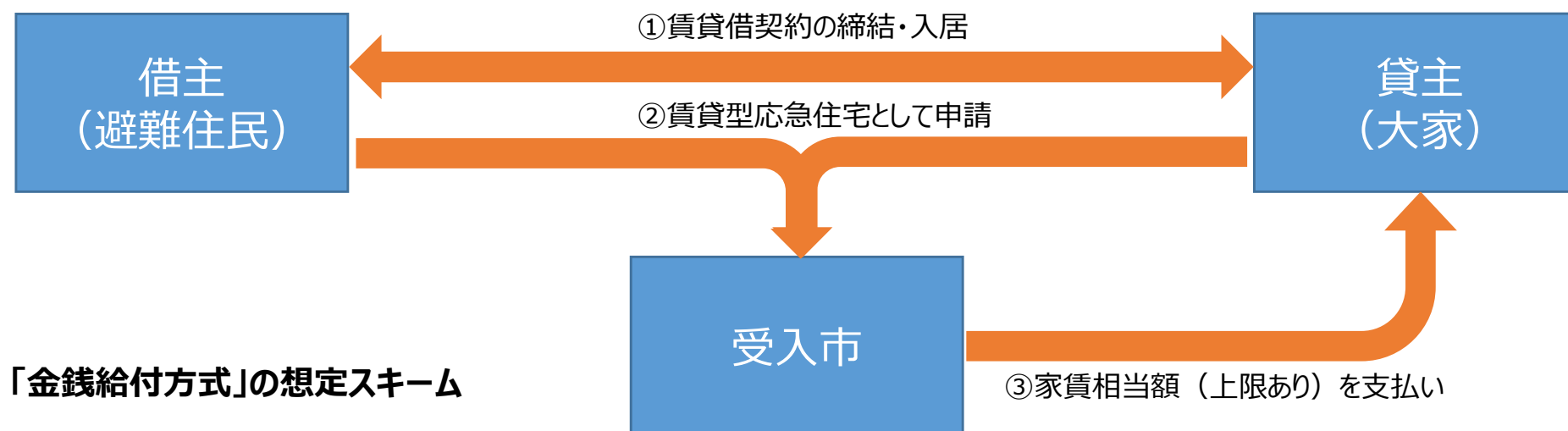
➤ 関係団体の会員でない事業者の取扱い物件について

- ◆ 作業部会の中で国が提示した試算では、本県には47,000人の避難住民を収容できる中長期収容施設のキャパシティがあるとされているが、本県が関係団体に照会した結果では、会員事業者が取り扱う民間賃貸住宅の空き家数はそこまで多くなく、国の示す数値と大幅な乖離がある。
乖離の要因として、関係団体の会員でない事業者が取り扱う賃貸物件が多数存在すると推測されるが、本県では現状、これらの物件を把握できていないため、キャパシティ的には存在しているとしても、賃貸型応急住宅として活用できる状況にない。
関係団体の会員でない事業者との間で関係を構築し、賃貸型応急住宅の提供について協力いただくには、相応の時間と労力をかけて事業者と調整する必要があるが、相手方の事業者の数が増えるほど、調整の負荷が増大する。
- ◆ 関係団体の会員でない事業者のうち、大東建託等の大手事業者は、九州・山口各県に支店等を設置して宅建業を行っている。このような事業者に協力要請を行う場合は、取扱いの統一や事業者側の対応負荷の軽減を図る観点から、各県が個別に事業者と調整するのではなく、国が一括して事業者の本社と調整していただくのが適切と考える。

【整理すべき課題及び要望等】

▶ 「金銭給付方式」導入の検討について

- ◆ 地方公共団体が賃貸住宅を借り上げて避難住民に提供する「**現物給付方式**」による3者契約は、事務手続きが煩雑で、多大なマンパワーを要するため、今回のように非常に多数の避難住民を受け入れる場合は、行政側の実施体制構築が大きな課題となる。総務省行政評価局の「災害時の住まい確保等に関する行政評価・監視結果報告書」（令和2年3月）を基に、職員1人1日当たりの対応件数を10件として算出すると、25,000世帯分の契約事務を25日間で処理するためには、100人規模の体制が必要となるが、通常業務に加え受入に伴う他業務も抱える県・受入市が、契約事務だけでこのような大規模な体制を組むことは現実的に困難である。
- ◆ 行政側が十分な体制を組めない場合、契約事務の遅滞は避けられず、避難住民の入居時期が大幅に遅延することになる。（一例として、20人規模の体制を組んだ場合、事務処理に125日間＝約6か月間を要する。）
- ◆ この点、熊本市が、平成30年地方分権改革に関する提案募集において、貸主と避難住民が2者契約を締結し、地方公共団体が貸主に家賃相当額を支払う「金銭給付方式」の導入を提案している。金銭給付方式には、行政側の事務負担の大幅な軽減が見込まれるため、現実的な人員規模で対応可能となることが期待できるとともに、避難住民の早期入居の実現にも寄与する。加えて、賃料上限を上回る物件も制度の対象に含めることで、賃貸型応急住宅として供与可能な物件数が増加する利点もある。
- ◆ 一方で、行政の関与の度合いが低いことに伴い、入居審査が厳格化する可能性や事態認定解除後の不返去リスク等、解決すべき課題もある。
- ◆ 「金銭給付方式」がもたらす大きなメリットを鑑み、その導入に向けて、付随する課題を解決するための建設的な検討を行うことを強く要望する。（例：金銭給付方式を基本としつつ、同方式に適応しない避難住民に対しては公的住宅の提供や現物給付方式を補完的に実施する等。）



【整理すべき課題及び要望等】

▶ 先行2者契約（民民）→3者契約へのスイッチ方式について

- ◆ 3者契約方式が基本だとしても、行政側の対応（契約手続を含む）に時間を要することから、先行して2者契約（民民）を行うケースが相当数出てくることが想定される。
- ◆ スwitch方式は例外的取扱いとなっているが、迅速な入居の実現の観点から、予め想定に組み込んで積極的な対応を検討すべきではないか。
（関係団体からは、災害と状況が異なるので先行2者契約はあまり想定されないとの意見と、手続が相当滞るので先行2者契約を主に検討すべきとの意見をいただいている。）

▶ 物件案内について

- ◆ 関係団体それぞれ取扱物件が異なる（ダブリもある）が、避難住民にとっては、物件によって物件相談・案内窓口が分かれる形ではなく、ひとつの窓口で全関係団体の物件の案内を一元的に受けられる対応が望ましい。関係団体と要調整。
- ◆ 自ら物件選定できる避難住民への対応について、災害対応で実績のある物件検索サイトによる物件情報の提供による対応を想定しているが、一部の関係団体からは、物件検索サイトを持っていないため、対応可能な不動産事業者リストを関係団体サイト等で案内する対応も実施するよう提案をいただいている。団体によって対応方法が異なる場合にどのように整理して避難住民に分かりやすく周知するか、要検討。
- ◆ 物件数には限りがあり、条件のよい物件から早い者勝ちで成約していくことから、物件の提供が進むにつれて、条件の悪い物件が売れ残り、次第に成約しづらい状況になることが懸念される。
空き物件があっても、避難住民の希望条件に合う物件がない場合にどう対応するか、要検討。
- ◆ 避難住民が他の受入市の物件を希望する場合、どう対応するか。どのような場合に認めるか。誰がどのような手順で判断し、対応するか、要検討。
- ◆ 避難住民が受入市以外の物件を希望する場合、どう対応するか、要検討。

▶ 入居後の生活準備への支援について

- ◆ 賃貸型応急住宅への入居にあたっては、入居後の生活準備として、家具・家電の手配や電気・ガス・水道契約等が必要となる。これらの手配には相応の時間と労力を要するため、物件案内と並行して、近隣の家電量販店や、電気契約等の案内も行う必要があるが、多数の避難住民の問合せが集中する可能性があるため、誰がどのように案内するか考慮が必要。

参考資料

※災害時用資料を仮に掲載。
本件向け資料については今後作成予定。

(参考資料 1) 賃貸型応急住宅の制度説明資料及び入居相談調書に関する参考資料 (案)

制度説明資料

平成29年7月5日からの大雨による被災者の皆様へ
福岡県は民間賃貸住宅を借り上げて提供します。

対象になる方(概要)

災害時(平成29年7月5日時点)において、朝倉市、添田町及び東峰村に住所を有する方	(1) ①から③のいずれかを満たす者(世帯) ①当該災害による住家の全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない方 ②二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン(水道、電気、ガス、道路等)が途絶している、地すべり等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住居に居住できないと市町村長が認める方 ③「半壊」であっても、住み続けることが危険な程度の腐みや、生活環境保全上の支障となっている損壊家屋等取り壊さざるを得ない家屋の解体・撤去に伴い、自らの住居に居住できない方 (2) 自らの資力をもってしては、住居を確保することができない方 (3) 災害救助法に基づく、被災した住宅の応急修理及び災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去(いわゆる、障害物の除去)の救助制度を利用していない方
---	--

※詳しくは、各市町村の相談窓口にもしくは福岡県被災者住宅支援窓口へお問い合わせください。

民間賃貸住宅等の条件 ※避難者は、自ら条件にあった物件を探して頂きます。

次の①、②のいずれにも該当する県内及び大分県日田市内の住宅となります。

- ① 耐震性が確保された住宅(昭和56年6月1日以降に建設された住宅等)
- ② 家賃・・・4人以下の世帯は7万円以下、5人以上の世帯は9万円以下

県が負担する経費

- 毎月の家賃、損害保険料(1万円以下/年)
 - 諸経費: 退去修繕負担金(家賃2ヶ月分以下)、仲介手数料(家賃の0.54ヶ月分以下)
- ※上記以外の光熱水費、管理費、共益費、駐車場料金、自治会費等は入居者の負担となります。

入居期間

入居時から最長2年間

募集期間

平成29年7月12日(水曜日)から
(平成29年10月1日以降は平日の8時30分から17時15分となります。)

問合せ先

- 制度について
- 各市町村が設置する受付相談窓口
 - 福岡県被災者住宅支援窓口(福岡県庁県営住宅課) TEL: 092-643-3870
- 物件について
- 福岡県内の最寄りの宅建業者にご相談ください。※取扱い物件の具体的な情報については、以下でご覧になれます。
・(公社)福岡県宅地建物取引業協会HP:「ふれんず」

その他

- ① 受付の際には住所や家族構成などに関する事項をお聞きすることもありますのでご了承ください。
- ② 受付後、事実と相違することが判明した場合や、必要な証明書等が未提出の場合は契約ができないことがあります。入居後、判明した場合は契約を解除し、県が支払った家賃等は返還していただきます。
- ③ 県が借り上げた住宅から一旦退去されますと、原則、その後は災害救助法の対象となりません。
- ④ 県が借り上げる住宅は、災害により住宅が被災し、居住することが困難になった方に住宅再建までの間、一時的に住宅を提供するものです。通常の賃貸借契約と異なり定期賃貸借契約ですので、期間が満了すると退去しなければなりません。

入居相談調書

受付番号 _____

みなし仮設(民間賃貸住宅借り上げ)入居相談調書

相談日時	H29 月 日 時 分	対応者	
相談者氏名		電話番号	
り災場所(住所)	市・町・村	り災前の建物	<input type="checkbox"/> 持家 ・ <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 一戸建 <input type="checkbox"/> マンション <input type="checkbox"/> アパート <input type="checkbox"/> その他 ()
り災時の同居者	大人 _____ 人 ・ 子供 _____ 人 (乳幼児 _____ 人) 計 _____ 人	※みなし仮設に同居する者は左に同じ? <input type="checkbox"/> 同じ <input type="checkbox"/> 同じでない → 残りの者について質問	
入居希望者(全員)	フリガナ 氏名	性別	生年月日
		男・女	T・S・H 年 月 日
		男・女	T・S・H 年 月 日
		男・女	T・S・H 年 月 日
		男・女	T・S・H 年 月 日
		男・女	T・S・H 年 月 日
り災証明書の有無と程度	り災証明書: <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 → <input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 全焼又は流失 <input type="checkbox"/> 半壊(※) <input type="checkbox"/> 一部損壊(不可) <input type="checkbox"/> 市町村長による避難指示などの地域		
(※) 家屋の解体・撤去の意思	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (所有者確認: <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済)	※住み続けることができない	写真: <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 申立て書
希望物件①			
希望物件②			
希望物件③			
希望物件④			
希望物件⑤			
その他			

〇〇〇〇に係る賃貸型応急住宅実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「〇〇〇〇」により福岡県内に適用された災害救助法に基づき民間賃貸住宅を借り上げ、応急仮設住宅として提供するために必要な事項を定める。

(県の役割)

第2条 県は、賃貸型応急住宅の供給に関して、次に掲げる事務を行う。

- (1) 国との協議に関すること
- (2) 入居条件の検討、制度の周知に関すること
- (3) 貸主、市町村、公益社団法人福岡県宅地建物取引業協会・公益社団法人全日本不動産協会福岡県本部・公益社団法人全国賃貸経営者協会連合会（以下、「団体」という。）、入居者等の調整に関すること
- (4) その他県が必要と認めること

(市町村の役割)

第3条 市町村は、賃貸型応急住宅の供給に関して、次に掲げる事務を行う。

- (1) 入居希望者の相談、受付に関すること
- (2) 入居希望者からの申込書、契約書等の作成依頼、受理及び補正に関すること
- (3) 入居者の支援に関すること
- (4) 別紙「福岡県賃貸型応急住宅の要件及び経費の負担」①～⑦で定める費用の支払いに関すること
- (5) 貸主、県、市町村、団体及び入居者等の調整に関すること
- (6) その他県及び市町村が必要と認めること

(団体の役割)

第4条 団体は、賃貸型応急住宅の供給に関して、次に掲げる事務を行う。

- (1) 賃貸型応急住宅として供給可能な物件の情報収集に関すること
- (2) 被災者からの物件相談に関すること
- (3) 貸主、県、市町村及び入居者等の調整に関すること
- (4) その他必要と認めること

(宅地建物取引業者の役割)

第5条 宅地建物取引業者は、賃貸型応急住宅の供給に関して、次に掲げる事務を行う。

- (1) 貸主との契約に関すること
- (2) 入居者の入退去手続きに関すること
- (3) 賃貸型応急住宅の管理（入退居支援等）に関すること
- (4) 貸主、県、市町村、団体及び入居者等の調整に関すること
- (5) その他必要と認めること

(入居対象者)

第6条 賃貸型応急住宅に入居できる者は、次の（1）から（4）の要件を満たす者とする。

- (1) 災害発生の日時点において、災害救助法が適用された市町村に居住する者
- (2) 当該災害により、次の要件のいずれかを満たす者
 - ① 住宅が「全壊」、「全焼」又は「流失」し、居住する住宅がない者
 - ② 住家が「半壊以上」であっても、住宅として再利用できず、やむを得ず解体を行う者
 - ③ 住家が「半壊以上」であっても、水害により流入した土砂や流木等（耐え難い悪臭等を含む。）により住宅としての利用ができず、自らの住居に居住できない者
 - ④ 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けている（※1）など、長期にわたり（※2）自らの住宅に居住できないと市町村長が認める者（※3）
 - ※1 雨が降れば避難指示等が発令されるような場合を含む。
 - ※2 「長期にわたり」とは、対策に概ね1か月以上かかり、自らの住宅に居住できない場合を指す。
 - ※3 応急危険度判定により、「危険（赤色）」と判定され、住宅に立ち入ることが困難な者を含む。
 - ⑤ 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用（※4）する者のうち、「半壊以上」であつて、修理期間が1か月を超えることが見込まれる者
 - ※4 「応急修理期間中の応急仮設住宅の利用」は、応急仮設住宅に入居してから応急修理を申し込む制度ではなく、修理期間が1か月を超える程度の工事になる場合、賃貸型応急住宅に入居できる制度であることに留意。
 - ⑥ その他、国と県の協議により、やむを得ず入居すべきと認められた者
- (3) 他に居住できる住宅（※5）がなく、自らの資力をもってしては住宅を確保することができない者
 - ※5 持家のほか、自らが所有するアパートやマンション、別荘等がないこと。
- (4) 災害救助法に基づく「障害物の除去制度」を利用していない者

(賃貸型応急住宅の条件及び経費の負担)

第7条 福岡県内にある住宅で、別紙「福岡県賃貸型応急住宅の要件及び経費の負担」に適合し、市町村が賃貸型応急住宅として被災者に提供することに貸主が同意した住宅につき、市町村が支払った所定の費用を県が負担するものとする。

(入居手続き等)

第8条 賃貸型応急住宅への入居手続きなどに必要な事項については、市町村が別に定めるものとする。

(その他)

第9条 その他、この要綱の施行に関し、必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 年 月 日から施行し、令和 年 月 日から適用する。

(別紙) 福岡県賃貸型応急住宅の要件及び経費の負担

(1) 要件

①家賃等	1 住居への入居人数に応じて、家賃は次の金額を上限とし、上限額を超える物件は、借上げの対象とはならない。 1名 : 万円以下 2～4名 : 万円以下 5名以上 : 万円以下 ※小学校入学年齢に達しない児童(以下、「未就学児」という。)は、入居人数に含めない。ただし、未就学児が2人以上の場合は、1人あたり0.5人(小数点以下四捨五入)として換算する。 (例) 未就学児1人→0人、未就学児2人→1人、未就学児3人→2人、未就学児4人→2人
②共益費	借上げ住宅の貸主又は仲介事業者との契約に不可欠なものに限る。
③退去修繕負担金	家賃の2ヶ月分以内 ※ 退去時における原状回復(通常損耗、経年劣化を含む)に要する費用とし、退去時に返還請求を行わない。
④礼金	家賃の1ヶ月分以内
⑤仲介手数料	家賃の0.55ヶ月分以内
⑥鍵交換費	実費相当額(入居時)
⑦火災保険料等	市町村で一括加入する家財等の私財の補償を含めない損害(火災)保険料
⑧借上げ住宅への入居期間	入居日から2年以内 ※ 応急修理制度を併用する場合は発災日から6ヶ月以内とし、応急修理が完了した場合は速やかに退去
⑨その他条件	・耐震性が確認されている住宅に限る。 原則として、昭和56年6月1日以降に建設された住宅。 その他の場合は、同等の耐震性があることについて確認されていること。 ・付帯設備として、給湯設備、冷暖房設備を備えているものとする。(入居者が希望しない場合は、この限りでない。)

(2) 経費の負担

- ①～⑦については県が負担(市町村が支払い)するものとする。
②～⑦については、借上げ住宅の貸主又は仲介事業者との契約に不可欠なものに限る。

〇〇〇〇に係る賃貸型応急住宅事務処理要領(案)

第1 目的

この要領は、「〇〇〇〇に係る賃貸型応急住宅実施要綱」(令和 年 月 日施行)(以下、「実施要綱」という。)を円滑に実施するために必要な事務処理に関する事項を定める。

第2 入居申込み

- 1 賃貸型応急住宅に入居を希望する被災者は、貸主から賃貸型応急住宅とすることに合意を得た上で、入居希望物件を選定し、「賃貸型応急住宅入居申込書」(様式第1号)に2に掲げる書類を添付し、〇〇市(以下、「市」という。)に提出する。

2 添付書類

(1) 必要書類は次のとおりとする。

- ①「入居希望物件概要書」(様式第1号の2)
- ②「同意書」(様式第2号)
また、賃貸型応急住宅の貸主の所在地が遠方であり、早期に「同意書」への記名ができない場合は、「確約書」(様式第3号)
- ③「誓約書」(様式第4号)
- ④「罹災証明書」^{※1}
※1 「罹災証明書」に被災住家の世帯構成員の記載が無い場合には、世帯構成員が確認できるよう「住民票」(入居者全員分)を追加添付すること。
- ⑤その他市が必要と認める書類

(2) 実施要綱第6条(2)①～⑤に該当する場合は、「申出書」(様式第5号)を提出するものとする。

また、実施要綱第6条(2)③において、耐え難い悪臭等の原因により、日常生活に支障が生じている場合には、(様式第5号の2)に基づき、現地において「臭気確認」を行う。併せて、立ち会ったことを証明する写真を添付すること。

なお、実施要綱第6条(2)④に該当する場合は、「罹災証明書」の提出は不要とする。

(3) 実施要綱第6条(2)②に該当する場合、住宅を解体した後、遅滞なく解体証明書など住宅を解体したことが分かる書類を提出すること。

(4) 要綱第9条に該当する場合は、「切替契約に係る同意書」(様式第6号)を提出するものとする。

(5) 「応急危険度判定調査票」^{※2}

※2 実施要綱第6条(2)④に該当し、かつ応急危険度判定で「危険(赤色)」と判定され、住宅に立ち入ることが困難な場合



(6) 受付済の「災害救助法の住宅の応急修理申込書」※3

※3 実施要綱第6条(2)⑤に該当し、応急修理期間中に応急仮設住宅を利用者であって、既に応急修理申込をしている場合

(7) その他市が必要と認める書類

第3 申込書等の受付及び入居者の決定

- 1 市は、入居希望者から「賃貸型応急住宅入居申込書」の提出があったときは、当該申込書及び添付書類(以下、「申込書等」という。)の記載内容を確認し、申込書等の内容を審査のうえ、適当と認められる場合は、賃貸型応急住宅への入居を決定するものとする。
- 2 市は、賃貸型応急住宅への入居を決定した場合は、「賃貸型応急住宅入居決定通知書」(様式第7号)を申込者に送付する。
- 3 市は、申込書等の内容を審査し、上記2に該当しないことが判明した場合は、「賃貸型応急住宅入居不可決定通知書」(様式第8号)を申込者に送付する。

第4 賃貸型応急住宅の契約

賃貸型応急住宅の賃貸借契約について、以下のとおり定める。

- 1 入居希望者は、貸主又は宅地建物取引業者(以下「貸主等」という。)に決定となった旨を説明し、それを踏まえ、貸主等は、可能な限り速やかに「賃貸型応急住宅賃貸借契約書」(様式第9号、以下、「契約書」という。)を3通作成する。
- 2 貸主等は、契約書3通と共に、請求書(様式第10号、様式第10号の2(仲介手数料が発生する場合))、入居者に説明した重要事項説明書(宅地建物取引業者が貸主代理となつて、仲介・媒介をする場合)、定期賃貸住宅契約についての説明(様式第11号)を添付し、市に提出する。
- 3 市は、契約書等及び添付書類を審査の上、3通の契約書に記名押印の上、契約を締結する。締結後の契約書は、貸主(入居者分を含む)に送付する。
なお、宅地建物取引業者が貸主代理となつて、仲介・媒介している場合は、締結後の契約書を宅地建物取引業者(貸主及び入居者の分)に送付する。
- 4 市は、速やかに「賃貸型応急住宅管理台帳」に記入する。
- 5 貸主は、入居者に契約書を送付する。
なお、宅地建物取引業者が貸主代理となつて、仲介・媒介している場合は、宅地建物取引業者が貸主及び入居者に契約書を送付する。

第5 家賃等の支払

家賃等の支払について、以下のとおり定める。

- 1 市は、貸主からの請求に基づき、原則として、初回支払分(退去時修繕負担金等を含む。)は契約成立の翌月末までに、第2回支払分は当月分を当月末までに、第3回支払分以降は当月分を前月末までに支払う。
ただし、4月分については当月末までに支払うものとする。

- 2 1か月に満たない月の賃料、共益費及び管理費は、実日数で日割計算(先乗後除)した額(1円未満切捨とする。)
ただし、貸主が別で定める場合はその支払方法に準ずる。

第6 入居決定の取消し

- 1 市長は、入居者が「第7 入居者の責務」または「第8 入居者の善管注意義務」に反した場合は、賃貸型応急住宅の入居決定を取り消すことができる。
- 2 市長は、入居者が以下の事項に該当した場合は、賃貸型応急住宅の入居決定を取り消すことができる。
 - (1) 入居者が対象世帯の要件に該当しないことが明らかとなった場合
 - (2) 偽りその他不正な手段により入居の決定を受けた場合
 - (3) 法令等に違反した場合
 - (4) 賃貸型応急住宅の使用に関する市長からの指導に従わなかった場合
 - (5) 入居者が賃貸型応急住宅の賃貸借契約書の条項を遵守しないこと等により、当該契約を解約することとなった場合
 - (6) 入居者が賃貸型応急住宅を居住以外の用途に使用した場合

第7 入居者の責務

入居者は、賃貸型応急住宅の使用に当たり、次に掲げる行為を行ってはならない。

- 1 貸主の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替え又は本物件の敷地内における工作物の設置
- 2 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等の製造又は保管
- 3 大型の金庫、その他の重量の大きな物品等の搬入又は備え付け
- 4 排水管を腐食させるおそれのある液体の流出
- 5 大音量でテレビ、ステレオ、カラオケ等の操作、ピアノ等の演奏
- 6 猛獣、毒蛇、鳴き声、臭い等の明らかに近隣に迷惑をかける動物の飼育
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)の同居又は暴力団員の本物件の使用
- 8 貸主の承諾なしに、犬、猫等の動物の飼育
- 9 貸主の承諾なしに、階段・廊下等共用部分の物品の設置、又は看板・ポスター等の広告物の掲示
- 10 貸主、市への通知なしに、申込書に記載した者以外の同居、若しくは本物件の使用、又は入居者の変更(一部退去を含む)

第8 入居者の善管注意義務

- 1 入居者は、賃貸型応急住宅を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
- 2 入居者は、特に賃貸型応急住宅の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 入居者は、貸主が定める管理規約・使用細則等を遵守するものとする。また、貸主が本物

件の管理上必要な事項を入居者に通知した場合、その事項を遵守しなければならない。

- 4 入居者は貸主より貸与された鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、入居者は、直ちに貸主に連絡の上、貸主が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は、入居者の負担とする。
- 5 入居者は、鍵の追加設置、交換、複製を貸主の承諾なく行ってはならない。
- 6 賃貸型応急住宅に破損箇所が生じたときは、入居者は、貸主に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて貸主に損害が生じたときは、入居者はこれを賠償する。

第9 契約期間

- 1 被災前、生活の本拠として日常的に使用する住家が持家であった者については、入居の日から2年以内とする。
- 2 被災前から借家や公営住宅に入居をしていた者に応急仮設住宅を供与する場合については、次の借家を探す期間を考慮して提供とすること。ただし、被災状況を踏まえ、新たな借家を探すことが困難な場合については、県と市の協議の上、期間の延長を行うこと。(最長2年以内とすること。)
- 3 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する際は、応急修理開始の日から原則6ヶ月とし、応急修理が完了した場合は速やかに退去するものとする。(応急仮設住宅に入居してから応急修理を検討する制度ではないため、留意すること。)

第10 退去

- 1 入居者は、賃貸型応急住宅を退去する場合は、退去の40日前までに、貸主等の記名及び押印を受けた「仮設住宅等使用終了届」(様式第12号、以下、「終了届」という。)を市に提出しなければならない。
- 2 終了届の提出を受けた市は、ただちに、貸主等に対し、「賃貸型応急住宅解約の申入れについて(通知)」(様式第13号)により通知する。
- 3 入居者は、契約期間が終了する日までに、貸主等の立会いを受けた上で、賃貸型応急住宅を明け渡さなければならない。
- 4 入居者の故意又は過失による損害に対する修繕費については、入居者が負担する。
- 5 賃貸型応急住宅の使用を終了するが、やむを得ない理由により、入居者が終了届を提出できない場合は、貸主等は「賃貸型応急住宅賃貸借契約終了確認書」(様式第12号の2、以下、「終了確認書」という。)を市に提出する。

第11 変更の手続き

入居者、貸主・貸主代理及び仲介業者(以下、「変更者」という。)は、契約内容に変更があった場合、以下に定める変更届等を提出する。

- 1 入居者は、同居者に関する変更がある場合、貸主に連絡し、同意を受けたうえで、「賃貸型応急住宅賃貸借契約同居者変更届」(様式第14号)を市へ提出する。

なお、契約書に記載された同居人以外の者を同居させる場合は、6によるものとする。

- 2 貸主・貸主代理は、住所及び連絡先に変更がある場合、「貸主(貸主代理)住所及び連絡先変更届」(様式第15号)を市に提出する。
- 3 貸主・貸主代理は、賃料等の振込指定口座を変更する場合、「振込口座変更届」(様式第16号)に、変更後の通帳の写しを添付し、市に提出する。
- 4 貸主・貸主代理は、法人代表者の変更をする場合、「貸主(貸主代理)法人代表者変更」(様式第17号)に、商業・法人登記簿の写しを添付し、市に提出する。
- 5 貸主・貸主代理は、商号(法人名称)の変更があった場合、「貸主(貸主代理)商号(法人名称)変更届」(様式第18号)に、商業・法人登記簿の写しを添付し、市に提出する。
- 6 変更者は、上記1から5に定める以外の変更が生じた場合、「賃貸型応急住宅賃貸借変更契約書」(様式第19号、以下、「変更契約書」という。)に以下の書類を添付して、市に提出する。
 - ア 名義人変更届(相続又は任意売買による貸主の変更の場合は様式第20号、貸主代理を設定する場合は様式第20号の2、貸主代理を解除する場合は様式第20号の3)
 - イ 通帳の写し(口座の変更の場合)
 - ウ 不動産登記簿又は売買契約書の写し(任意売買による貸主の変更の場合)
 - エ 商業・法人登記簿の写し(商号(法人名称)の変更及び貸主(法人)の代表者変更の場合)
 - オ 管理委託契約書の写し(管理業者の変更の場合)
- 7 市は、各変更届の原本を保管する。また、変更契約書は、審査のうえ、契約を締結する。

第12 その他

この要領に定めのない事項については、令和〇年〇月〇日付け府政防第xxxx号-1「災害救助事務取扱要領(令和〇年〇月)について」により通知された災害救助法事務取扱要領の定めるところによる。

附 則

この要領は、令和 年 月 日から施行し、令和 年 月 日から適用する。

(参考資料2) 賃貸型応急住宅の実施要綱・事務処理要領に関する参考資料(案)

(様式第1号)

令和 年 月 日

〇〇市長 様

賃貸型応急住宅入居申込書

「〇〇〇〇に係る賃貸型応急住宅実施要綱」及び「〇〇〇〇に係る賃貸型応急住宅事務処理要領」を確認し、以下により入居を申し込みます。なお、この申込書に記載の内容について、事実と相違ありません。

【申込者】

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		年 月 日
住 所 (避難前の住所)	〒	
現在の居住地 (避難施設等)	現在の居住地について、下記のいずれか○をしてください。 ・ 避難所 ・ ホテル旅館 ・ 自宅 ・ 親戚、友人宅 ・ その他 () ※避難所名、ホテル旅館名を記載してください。 ※親戚宅等に居住されている場合は、名前と住所等を記載してください。	
電話番号		

※昼間に連絡がつく電話番号を記入してください。

【申込み住宅の概要】

・「入居希望物件概要書」(様式第1号の2)のとおりとする。

【入居希望期間】 ※審査の状況等により、希望と異なる期間での決定となる場合があります。

期 間	令和 年 月 日から	令和 年 月 日まで (入居日から〇年以内。応急修理を利用する場合は、発災日から最長6か月)
-----	------------	---

【入居予定者】 申込者以外の入居予定者について記入してください。

入居する親族等	氏 名	性別	続柄	生年月日	年齢	備 考 (高齢者、障がい者、要介護等の特記事項など)

【被災状況等の確認】 該当する項目に☑を付けてください。

1 被災した住宅の状況	<input type="checkbox"/> 住家が全壊、全焼又は流失した。 <input type="checkbox"/> 半壊(大規模半壊、中規模半壊を含む。)であっても、水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができない又は水害によるにおい等の影響で生活が困難 <input type="checkbox"/> 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン(水道、電気、ガス、道路等)が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けている、住宅が被害を受けて居住することが困難となり親族宅等に身を寄せているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できない <input type="checkbox"/> 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する者のうち、修理に要する期間が1か月を超えると見込まれる者 <input type="checkbox"/> その他、国と県の協議により、やむを得ず入居すべきと認められた者
2 資力要件	自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
3 個人情報	記載された個人情報を、被災者支援のため、他の行政機関等に提供することの同意 <input type="checkbox"/> 同意する <input type="checkbox"/> 同意しない
4 その他	1 災害救助法が適用された市町村に、令和〇年〇月〇日時点において在住していた。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 2 災害救助法による被災した住宅の応急修理を申請していない。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 3 既に応急仮設住宅の提供を受けていない。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 4 申込者及び入居者が暴行団構成員等ではない。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
5 添付書類	<input type="checkbox"/> 賃貸型応急住宅入居申込書(様式第1号) <input type="checkbox"/> 入居希望物件概要書(様式第1号の2) <input type="checkbox"/> 同意書(様式第2号)又は 確約書(様式第3号) <input type="checkbox"/> 誓約書(様式第4号) <input type="checkbox"/> 住民票の写し(原本) (入居予定者全員分 続柄記載あり、マイナンバー記載なし) <input type="checkbox"/> 罹災証明書 ※ 要綱第6条(2)①②③は申込時、④は事後でも可。 <input type="checkbox"/> 申出書(様式第5号) ※ 住家が全壊、全焼又は流失した力以外。 <input type="checkbox"/> 切替契約に係る同意書(様式第6号) ※ 申込者が既に別途契約して民間賃貸住宅に入居している場合

【注意事項】

- ・「賃貸型応急住宅」とは、民間の賃貸アパートなどを市町村が借り上げ、提供する住宅です。
- ・賃料等は〇〇市が負担しますが、駐車場使用料、光熱水費、自治会費等は入居者負担となります。
- ・賃貸型応急住宅に入居した場合、原則として、他の応急仮設住宅に入居(転居)はできません。

(参考資料2) 賃貸型応急住宅の実施要綱・事務処理要領に関する参考資料(案)

(様式第1号の2)

入居希望物件概要書

(1) 賃貸型応急住宅の状況

住宅の所在地				
住宅の名称等	号室			
住宅の間取り	() ・ LDK ・ DK ・ K ・ リンルーム			
建設時期	昭和 ・ 平成 ・ 令和 年 月 建設			
費用	賃料	月額	円	・ 1名：〇〇,〇〇〇円以内 ・ 2～4名：〇〇,〇〇〇円以内 ・ 5名以上：〇〇,〇〇〇円以内
	共益費・管理費		円	社会通念上適正な金額を限度
	礼金		円	賃料1か月分を上限
	退去修繕負担金		円	賃料2か月分を上限
	仲介手数料		円	賃料0.55か月分を上限
入居時 鍵交換費		円	社会通念上適正な金額を限度	

※ 費用については、貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものに限ります。

※ また、駐車場使用料、光熱水費、自治会費等は入居者負担となります。

※ 建築年月日が昭和56年6月1日以前の場合、耐震性について以下をチェックすること。

- 「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に規定する日本住宅性能表示基準に定められた耐震等級1以上
- 国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）の評価指針」に定められた耐震等級1以上
- 地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、建築基準法における耐震基準を満たす。
- その他（ ）

(2) 損害保険について ※該当する項目に☑してください。

<input type="checkbox"/> 賃貸型応急住宅に入居し、〇〇市が加入する右記の保険契約の適用を受けることについて同意します。	【補償内容】 ・ 借家人賠償責任 保険金額〇〇万円（免責金額〇円） ・ 個人賠償責任 保険金額〇〇億円（免責金額〇円） ・ 修理費用補償 保険金額〇〇万円（免責金額〇円）
<input type="checkbox"/> 家財の損害を補償する「家財保険」に加入する場合の保険料は、自己負担となることについて同意します。	
※ 家財保険については、〇〇市で加入しません。家財保険に加入する際は、〇〇市が加入する補償内容と重複しないようにしてください。	

(3) 貸主及び仲介業者連絡先

貸主	〒	【電話番号】	【携帯番号】
仲介業者			
仲介業者連絡先	〒	(TEL:) (FAX:)	
仲介業者所属団体	<input type="checkbox"/> 全国賃貸住宅経営者協会連合会 <input type="checkbox"/> 全日本不動産協会 <input type="checkbox"/> 福岡県宅地建物取引業協会 <input type="checkbox"/> その他 ()		

※ 上記内容を審査の上、〇〇市から上記連絡先あてに「入居決定通知書」等を送付します。

(様式第2号)

〇〇市長 様

同意書

下記の賃貸住宅が「〇〇〇〇に係る賃貸型応急住宅実施要綱」に基づく賃貸型応急住宅として使用されることについて同意します。

また、契約期間内に合意解除により退居する場合は、違約金は徴収いたしません。

(1) 住宅の所在地 _____

(2) 住宅の名称等 _____ (部屋番号 _____)

令和 年 月 日

(貸主) 住所 _____

氏名 _____

様式第 3 号

確 約 書

〇〇市長 様

賃貸型応急住宅の入居申し込みにつきまして、下記事項について確約します。

記

1 申込者

2 賃貸型応急住宅

物件所在地:

名称・部屋番号:

貸主名:

貸主所在地:

3 確約事項

上記物件については、貸主の所在地が遠方であり、早期に同意書への記名ができないため、契約時に提出することを確約いたします。

なお、貸主については、口頭にて事前に同意を得ております。

(仲介業者等)

法 人 名

代表者氏名

(様式第 4 号)

誓 約 書

〇〇市長 様

私が、このたび入居する賃貸型応急住宅につきましては、入居条件を遵守して使用し、定められた期限までに必ず退去いたします。

なお、入居後、申請内容の不実及び入居条件違反等が判明した場合、原状回復し、直ちに退去するとともに、その損害賠償の責任を負うことについて異議は申しません。

令和 年 月 日

(入居者) 住 所 _____

氏 名 _____

(様式第 5 号)

令和 年 月 日

〇〇市長 様

申込者氏名 _____

申 出 書

次の被災した住宅の状況について、〇〇〇〇に係る賃貸型応急住宅実施要綱の要件に該当することを申し出ます。

被災した住宅の所在地: _____

【被災した住宅の状況】

- ※ 該当する状況に を付けてください。
- ※ 裏面に、被災状況を記載すると共に被災状況が確認できる写真を添付すること。

(要綱第 6 条)

- 災害発生の日（令和〇年〇月〇日）時点において、災害救助法が適用された市町村に居住する
- ① 住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない
- ② 「半壊」（「中規模半壊」、「大規模半壊」を含む。）であって、住み続けることが困難な程度の傷みや、避難指示の長期化により住宅としての利用ができず、自らの住家に居住できない
 - ア 土砂、流木等の流入により生活の空間が確保できない状態
 - イ 屋根、外壁の損傷により雨風をしのぐことができない状態
 - ウ 住家への浸水により耐えがたい悪臭がしており、生活に支障が生じている状態
 - エ アへうに準ずる状況により生活が困難であると県が認める場合
- ③ 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できないと市町村が認める者
- ④ 災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する者のうち、修理に要する期間が1か月を超えると見込まれる者であって、②に該当する
- ⑤ その他、国と県の協議により、やむを得ず入居すべきと認められた者

以下にも
チェック

※ 被災状況について記載してください。

.....
.....
.....

※ 被災状況が確認できる写真を貼付してください。

写真の印刷が難しい場合はメール件名に申込者名、メール本文に被災した住所、連絡先を記載の上、下記アドレスあてにデータ送付をお願いいたします。

〇〇市役所〇〇課
メールアドレス _____ @ _____



(写真を添付してください)

該当要件確認印
(〇〇市記入欄)

(様式 6)

切替契約に係る同意書

〇〇市長 様

このたび、〇〇〇〇災害以降、現入居者と賃貸借契約を締結しましたが、賃貸型応急住宅として〇〇市と定期賃貸借契約を締結することから、現入居者が既に支払った家賃、敷金、礼金、入居時鍵交換費及び解約保険料を返金することに合意しました。

今後、この件に関して疑義が生じた場合は、貸主と入居者で協議の上、解決します。

物件の所在地 _____

物件の名称等 _____

令和 年 月 日

(貸主) 住所: _____

氏名: _____

(入居者) 住所: _____

氏名: _____

(様式第 7 号)

令和 年 月 日

(申込者) 様

〇〇市長 〇〇 〇〇

賃貸型応急住宅入居決定通知書

令和 年 月 日付で提出のありました賃貸型応急住宅入居申込について、下記のとおり決定したので、通知します。

記

1 入居物件

所在地 _____

名称・部屋番号 _____

2 入居者

3 その他

様式第 9 号により締結した契約書の契約期間始期から、賃貸型応急住宅に入居可能となります。

仲介業者（仲介業者を通してない場合は貸主）へこの決定通知書を提示してください。

仲介業者はこの決定通知の写しを取っていただき、契約書 3 部など必要書類を作成し〇〇市へ送付してください。

なお、本通知日より前に入居されている場合の賃貸型応急住宅の契約期間は、賃貸型応急住宅事務処理要領の定めるとおりとなります。

(様式第8号)

令和 年 月 日

(中込者) 様

〇〇市長 〇〇 〇〇

賃貸型応急住宅入居不可決定通知書

令和 年 月 日付けで提出のありました賃貸型応急住宅入居申込について、下記のとおり入居不可としましたので、通知します。

記

1 入居申請者

2 入居不可の理由

(審査請求及び取消訴訟)

- この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、書面で、〇〇市に対して審査請求をすることができます。なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。
- この処分の取消しを求める訴え(取消訴訟)は、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、〇〇市を被告として(訴訟において〇〇市を代表する者は〇〇市長となります。)、提起することができます。なお、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、取消訴訟を提起することができません。



(様式第9号)
【〇〇〇〇災害】

賃貸型応急住宅賃貸借契約書

貸主(以下「甲」という。))と借主(以下「乙」という。))、入居者(以下「丙」という。))は、災害救助法第4条に定める応急仮設住宅の供与のため、この契約書により頭書に表示する不動産に関し、契約期間満了により契約が終了して更新されない定期建物賃貸借契約を締結する。

頭書(1) 目的物件の表示

建物	名称			部屋番号	号室
	所在地	(住居表示) 〒			
	構造	木造・鉄骨・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽鉄骨造・その他 () / 瓦葺・スレート葺・亜鉛メッキ鋼板葺・セメント瓦葺・陸屋根・ その他() / () 階建/全() 戸			
	種類	マンション・アパート・戸建・()	新築年月	年	月
住戸部分	間取り	() LDK・DK・K・ワンルーム	床面積	㎡	
附属設備	ガスコンロ	含む・含まない			
	照明器具	含む・含まない			
	エアコン	含む・含まない			
	冷蔵庫	含む・含まない			
	駐車場(1台)	含む・含まない			
	自転車置場	含む・含まない			
	物置	含む・含まない			
専用庭	含む・含まない				

頭書(2) 契約期間

令和 年 月 日 から	令和 年 月 日まで
-------------	------------

※ 契約期間は入居の日から〇年以内です。

頭書(3) 賃料等

賃料	月額	円	共益費	月額	円
			管理費	月額	円
その他の条件		初回支払期限:原則として、契約成立の翌月末まで 第2回以降:原則として、当月分を前月末まで			

※賃料が上限(1人の世帯は〇〇, 〇〇〇円、2人以上4人以下の世帯は〇〇, 〇〇〇円、5人以上の世帯は〇〇, 〇〇〇円)を超えることのないように記入してください。

※入居者が負担する自治会費等については記入しないでください。

(参考資料2) 賃貸型応急住宅の実施要綱・事務処理要領に関する参考資料 (案)

頭書(4) 一時金等

項目	使途	負担者	支払先	支払時期	金額(税込)
礼金	貸主に対する礼金	乙		契約成立の翌月末まで	円 (定額: 賃料1か月分)
退去修繕負担金	原状回復(通常損耗、経年劣化を含む)の費用として	乙		契約成立の翌月末まで	円 (定額: 賃料2か月分)
入居時鍵交換費	入居前の鍵交換経費として	乙		契約成立の翌月末まで	円 (定額: 社会通念上必要な金額)
仲介手数料	賃貸借契約の媒介報酬として	乙	仲介業者	契約成立の翌月末まで	円 (定額: 賃料0.55か月分)
その他条件					

頭書(5) 振込指定口座

① 甲が指定する口座		送金される金銭: 賃料等			
金融機関	支店名	預金種別	口座番号	口座名義人	
		<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座		(713*1)	
② 仲介業者が指定する口座		送金される金銭: 仲介手数料			
金融機関	支店名	預金種別	口座番号	口座名義人	
		<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座		(713*1)	

※ 口座名義人は銀行口座の名義人を正しく記入してください。通帳の写しを添付してください。

頭書(6) 丙の連絡先及び同居者

連絡先	(本契約に基づく賃貸型応急住宅) TEL - -				
	(勤め先) TEL - - (会社名・部署名)				
	(携帯) TEL - -				
入居者・同居者名	年齢	続柄	同居者名	年齢	続柄
		本人			

頭書(7) 管理業者(甲から事務代行及び管理の委託を受けた不動産業者) ※ 甲の自主管理の場合は記載不要。

管理業者	商号又は名称
所在地	〒 TEL ()
受託業務	甲と管理業者との間の管理委託契約等による
賃貸住宅管理業者登録番号	
管理担当者	氏名

※ 貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所

頭書(8) 特約事項

本契約において乙は、災害救助法第4条に定める応急仮設住宅の供与事業の実施主体としての立場で賃借人となるものであり、乙による本物件の使用収益は予定されていないことに照らし、原状回復の範囲及び程度について以下のとおり定める。

乙は、甲に対し、契約条項第1.6条の原状回復に要する費用として、頭書(4)に記載する退去修繕負担金(以下「退去修繕負担金」という。)を初回賃料支払時に合わせて支払うものとし、退去修繕負担金の返還請求は行わない。

また、乙は、丙の故意又は過失による損壊の有無にかかわらず、退去修繕負担金を超える原状回復義務を負わない。

丙は自らの故意又は過失による損壊に係る原状回復費用が退去修繕負担金を超える場合に限り、超えた部分の費用を負担する。

(参考資料2) 賃貸型応急住宅の実施要綱・事務処理要領に関する参考資料(案)

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、甲、乙、丙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲・貸主	氏名	TEL ()
	住所 〒	
甲代理 (貸主代理の場合)	氏名	TEL ()
	住所 〒	
乙・借主	氏名 ○○市長 ○○ ○○	TEL ()
	住所 〒	
丙・入居者	氏名	TEL ()
	住所 〒	
	○○市が賃貸型応急住宅の損害保険に加入する際、入居者氏名等を保険会社に通知することに同意します。	

※ 甲及び甲代理が法人の場合は、代表者職・氏名まで記入すること。

※ 丙の住所欄には、被災時の住所を記入すること。

宅 地 建 物 取 引 業 者	A		B	
	商号又は名称		商号又は名称	
代表者職・氏名		代表者職・氏名		
上たる事務所 所在地 TEL	〒	上たる事務所 所在地 TEL	〒	
免許証番号	()第 号	免許証番号	()第 号	
免許年月日	年 月 日	免許年月日	年 月 日	
所属団体名	全宅連・全日・その他	所属団体名	全宅連・全日・その他	
宅 地 建 物 取 引 士	氏 名		氏 名	
	登 録 番 号	知事 第 号	登 録 番 号	知事 第 号
	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL		業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	

※ 使用者(入居者)の入居実態がない場合は契約が解除となります。

※ 契約条項を必ず付けてください。契約条項にも判り印は必要です。

※ 所属団体名の略称はそれぞれ次のとおり。全宅連：福岡県宅地建物取引業協会、全日：全日本不動産協会福岡県本部、その他：その他の団体又は所属していない

契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)、借主(以下「乙」という。)、○○○○の災害により被災した者のうち、「○○○○に係る賃貸型応急住宅実施要綱」の入居要件を具備した入居者(以下「丙」という。)は、頭書(1)に記載する居住を目的とする目的物件(以下「本物件」という。)について、借地借家法第38条に定める定期建物賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結する。

(契約の目的)

第2条 乙は、丙及び頭書(6)に記載した者の居住のみを目的とする住宅を丙に対し供与するため、甲から本物件を賃借する。
2 甲は、乙が本物件を災害救助法第4条に定める応急仮設住宅として内に転貸(使用貸借)することを承諾するものとする。
3 丙は、本物件を自己及び頭書(6)に記載した者の居住のみを目的として使用しなければならない。
4 丙は、恒久住宅を確保した場合は、速やかに本物件から退去しなければならない。

(契約期間)

第3条 契約期間は、頭書(2)に記載するのとおりとする。
2 本契約は、前項に規定する期間の満了により終了し、更新がない。ただし、甲、乙、丙は、協議の上、本契約の期間の満了の日の翌日を始期とする新たな定期建物賃貸借契約をすることができる。

(賃料)

第4条 乙は、頭書(3)の記載に従い、賃料を原則として、当月分を前月末までに甲が指定する口座に支払うものとする。ただし、初回支払い分等の賃料については以下のとおりとする。
一 初回支払い分は、契約当月分、翌月分及び翌々月分を契約翌月末までに甲が指定する口座に支払う。ただし、当月分及び翌月分が当月末に、翌々月分が翌月末に支払われる場合がある。
2 1月に満たない期間の賃料は、1月を実日数で日割計算(先乗後除)した額とする。(1円未満切捨)

(共益費及び管理費)

第5条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費及び管理費を頭書(3)の記載に従い、頭書(5)記載の甲が指定する口座に支払うものとする。
2 1月に満たない期間の共益費及び管理費は、1月を実日数で日割計算(先乗後除)した額とする。(1円未満切捨)

(負担の帰属)

第6条 本物件の所有者は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。
2 丙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。
3 乙は、礼金及び入居時鍵交換費用を負担するものとし、頭書(4)の記載に従い、頭書(5)記載の振込口座に支払うものとする。
4 乙は、乙の負担にて、丙を被保険者とする本物件の借家人賠償責任保険に加入するものとする。

(反社会的勢力の排除)

第7条 甲、乙、丙は、次の各号の事項を確約する。
一 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと。
二 自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと。

(参考資料2) 賃貸型応急住宅の実施要綱・事務処理要領に関する参考資料(案)

- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止又は制限される行為)

- 第8条 丙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
- 2 丙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
- 一 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
 - 二 大型の金庫、その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること。
 - 三 排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと。
 - 四 大音量でテレビ、ステレオ、カラオケ等の操作、ピアノ等の演奏を行うこと。
 - 五 猛獣、毒蛇、鳴き声、臭い等の明らかに近隣に迷惑をかける動物を飼育すること。
 - 六 本物件を、反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
 - 七 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威嚇を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること。
 - 八 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること。
 - 九 甲及び乙の承諾なしに、頭書(6)に記載した者以外を同居させ、若しくは頭書(6)に記載した者以外に本物件を使用させ、又は丙を変更すること。
 - 十 その他法令又は条例に違反する行為を行うこと。
- 3 丙は、本物件の使用にあたり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
- 一 犬、猫その他小動物等(前項第五号に掲げる動物を除く。)を飼育すること。
 - 二 階段、廊下等共用部分に物品を置くこと。
 - 三 階段、廊下等共用部分への看板、ポスター等の広告物を掲示すること。
- 4 丙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為を行う場合には、甲及び丁に通知しなければならない。
- 一 頭書(6)の記載事項を変更する場合
 - 二 1月以上継続して本物件を留守にする場合

(丙の善管注意義務)

- 第9条 丙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
- 2 丙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 丙は、甲が定める管理規約・使用細則等を遵守するものとする。また、甲が本物件管理上必要な事項を内に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
- 4 丙は、甲より貸与された鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、丙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。この場合、新たな鍵の設置費用は丙の負担とする。
- 5 丙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

- 第10条 甲は、次の各号に掲げる修繕を除き、丙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合において、丙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、丙が負担しなければならない。
- 一 畳の取替え、裏返し
 - 二 障子紙の張り替え、ふすま紙の張り替え
 - 三 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え

- 四 風呂場等のゴミ栓、鎖の取替え
- 五 蛇口のパッキン、コマの取替え
- 六 その他費用が軽微な修繕

- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を丙に通知しなければならない。この場合において、丙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができる。
- 3 丙は、甲の承諾を得ることなく、第1項各号に掲げる修繕を自らの負担において行うことができる。
- 4 本物件内に破損箇所が生じたとき、丙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは、丙はこれを賠償する。

(契約の解除)

- 第11条 甲は、丙が自らの故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠った場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務を履行しないときは本契約を解除することができる。
- 2 甲は、丙が次の各号に掲げる行為をした場合において、当該行為により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、乙、丙に催告することなく、直ちに本契約を解除することができる。
- 一 本物件を居住の用以外に使用したとき
 - 二 第8条のいずれかの規定(第8条第2項第六号から第八号に掲げる行為を除く。)に違反したとき
 - 三 その他丙が本契約の各条項(次項に掲げるものを除く)に違反したとき
- 3 甲は、丙が次の各号のいずれかに該当した場合には、乙、丙に催告することなく、直ちに本契約を解除することができる。
- 一 第7条各号に反する事実が判明した場合
 - 二 第8条第2項第六号から第八号に掲げる行為を行った場合
 - 三 契約締結後に丙又は丙の同居人が反社会的勢力に該当した場合

(7からの解約)

- 第12条 乙は、甲に対して1月前までに解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、甲に対して解約申入れの日から1月分の賃料又は賃料相当額を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して1月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。
- 3 乙は前2項を丙が退去する場合又は入居実態がない場合に適用するものとする。
- 4 丙は、本物件から退去する場合は、退去予定日の40日前までに「仮設住宅等使用終了届」により乙に通知しなければならない。
- 5 第3項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当した場合は、乙は本契約を解約することができる。
- 一 甲又は丙の第7条各号に反する事実が判明した場合
 - 二 丙が第8条第2項第六号から第八号に掲げる行為を行った場合
 - 三 契約締結後に甲、丙又は丙の同居人が反社会的勢力に該当した場合
 - 四 翌年度以降本契約に係る予算の減額又は削減があった場合

(一部減失等による賃料の減額等)

- 第13条 本物件の一部が減失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙及び丙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、賃料は、その使用できなくなった部分の割合に応じて、減額されるものとする。この場合において、甲及び乙は、減額の程度、期間その他必要な事項について協議するものとする。
- 2 本物件の一部が減失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存部分のみでは乙が賃借をした目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができる。

(契約の終了)

- 第14条 本契約は、本物件の全部が減失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了する。

(参考資料 2) 賃貸型応急住宅の実施要綱・事務処理要領に関する参考資料 (案)

(解約に係る甲の報告義務)

第15条 甲は、丙から解約若しくは退去の申入れを受けた場合又は退去に伴う立ち会いを行った場合は、丙に対して第12条第4項の規定に基づき乙への通知の有無を確認するとともに、通知がされていない場合は、乙に対して速やかにその旨を報告しなければならない。

(明渡し及び明渡し時の原状回復)

- 第16条 乙及び丙は、明渡し日を1月前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに貸主又は仲介業者立ち会いにより本物件を明け渡さなければならない。
- 2 乙及び丙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙及び丙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵を甲に返渡し、複製した鍵は甲に引き渡さなければならない。
- 4 本契約終了時に本物件等内に残置された丙の所有物があり、本物件を維持管理するために、緊急やむを得ない事情があるときは、丙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に必要な費用を丙に請求することができる。
- 5 本物件の明渡し時における本物件の原状回復工事は甲が行うものとする。
- 6 甲及び丙は、本物件の明渡し時において、別表第1の規定に基づき丙が行う原状回復の内容及び方法について協議するものとする。

(立入り)

- 第17条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ丙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
- 2 丙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
- 3 本契約終了後において本物件を貸借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が下見をするときは、甲及び下見をする者は、あらかじめ丙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
- 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ丙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、丙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を丙に通知しなければならない。

(宅地建物取引業者)

- 第18条 乙は、この取引を代理又は媒介する宅地建物取引業者（以下「仲介業者」という。）に、頭書（4）に記載する仲介手数料を契約成立の翌月末までに、頭書（5）記載の仲介業者が指定する口座に支払うものとする。（1円未満切捨）
- 2 仲介業者は、この取引の代理又は媒介を行う。

(免責)

第19条 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲、乙、若しくは丙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲、乙、又は丙の損害について、甲、乙、又は丙は互いにその責を負わないものとする。

(損害賠償)

第20条 丙は、本契約に違反して乙に損害を与えた場合には、乙に対し、その損害を賠償しなければならない。

(協議)

第21条 甲、乙、及び丙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第22条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方（簡易）裁判所を第一審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第23条 特約事項については、頭書（8）に記載するとおりとする。

別表第1（第16条関係）

【原状回復の条件について】

本物件の原状回復条件は、賃貸住宅の原状回復に関する費用負担の一般原則の考え方によります。すなわち、

- 丙の故意・過失、善管注意義務違反、その他通常の使用方法を超えるような使用による損耗等については、丙が負担すべき費用となる。なお、震災等の不可抗力による損耗、上階の居住者など丙と無関係な第三者がもたらした損耗等については、丙が負担すべきものではない。
- 建物・設備等の自然的な劣化・損耗等（経年変化）及び丙の通常の使用により生ずる損耗等（通常損耗）については、甲が負担すべき費用となる。

ものとする。その具体的内容は、国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（再改訂版）」において定められた別表1及び別表2のとおりですが、その概要は、下記のとおりです。

記

本物件の原状回復条件

1 甲・丙の修繕分担表

甲の負担となるもの	丙の負担となるもの
【床（畳・フローリング・カーペットなど）】	
1. 畳の裏返し、表替え（特に破損していないが、次の入居者確保のために行うもの） 2. フローリングのワックスがけ 3. 家具の設置による床、カーペットのへこみ、設置跡 4. 畳の变色、フローリングの色落ち（日照、建物構造欠陥による雨漏りなどで発生したもの）	1. カーペットに飲み物等をこぼしたことによるシミ、カビ（こぼした後の手入れ不足等の場合） 2. 冷蔵庫下のサビ跡（サビを放置し、床に洩指等の損害を与えた場合） 3. 引越作業等で生じた引っかきキズ 4. フローリングの色落ち（丙の不注意で雨が吹き込んだことなどによるもの）
【壁、天井（クロスなど）】	
1. テレビ、冷蔵庫等の後部壁面の黒ずみ（いわゆる電気ヤケ） 2. 壁に貼ったポスターや絵画の跡 3. 壁等の凹跡、ピン等の穴（下地ボードの張替えは不要な程度のもの） 4. エアコン（丙所有）設置による壁のビス穴、跡 5. クロスの变色（日照などの自然現象によるもの）	1. 丙が日常の清掃を怠ったための台所の油污（使用後の手入れが悪く、ススや油が付着している場合） 2. 丙が結露を放置したことで拡大したカビ、シミ（甲に通知せず、かつ、拭き取るなどの手入れを怠り、壁等を腐食させた場合） 3. クーラーから水漏れし、丙が放置したことによる壁の腐食 4. タバコ等のヤニ、臭い（喫煙等によりクロス等が変色したり、臭いが付着している場合） 5. 壁等のくぎ穴、ネジ穴（重量物をかけるためにあけたもので、下地が下の張替えが必要な程度のもの） 6. 丙が天井に直接つけた照明器具の跡 7. 落書き等の故意による毀損
【建具等、襖、柱等】	
1. 網戸の張替え（特に破損はしていないが、次の入居者確保のために行うもの） 2. 地震で破損したガラス 3. 網入りガラスの亀裂（構造により自然に発生したもの）	1. 向背ベッドによる柱等のキズ、臭い（ベッドによる柱、クロス等にキズが付いたり、臭いが付着している場合） 2. 落書き等の故意による毀損
【設備、その他】	
1. 専門業者による全体のハウスクリーニング（丙が通常の清掃を実施している場合） 2. エアコンの内部洗浄（喫煙等の臭いなどが付着していない場合） 3. 消毒（台所・トイレ） 4. 浴槽、風呂釜等の取替え（破損等はしていないが、次の入居者確保のために行うもの） 5. 鍵の取替え（破損、鍵紛失のない場合） 6. 設備機器の故障、使用不能（機器の寿命によるもの）	1. ガスコンロ置き場、換気扇等の油污、すず（丙が清掃・手入れを怠った結果汚損が生じた場合） 2. 風呂、トイレ、洗面台の水垢、カビ等（丙が清掃・手入れを怠った結果汚損が生じた場合） 3. 日常の不適切な手入れ又は用法違反による設備の毀損 4. 鍵の紛失又は破損による取替え 5. 戸建賃貸住宅の庭に生じた雑草

(参考資料2) 賃貸型応急住宅の実施要綱・事務処理要領に関する参考資料(案)

2 丙の負担単位			
負担内容	丙の負担単位		経過年数等の考慮
床	畳部分の補修	畳	原則一枚単位 畳損部分が複数枚の場合はその枚数分(裏返しか表替えかは、畳損の程度による) (畳表) 経過年数は考慮しない。
		カーペット クッション フロア	畳損等が複数箇所の場合は、居室全体 (畳床・カーペット・クッションフロア) 6年で残存価値1円となるような負担割合を算定する。
		フローリング	原則㎡単位 畳損等が複数箇所の場合は、居室全体 (フローリング) 補修は経過年数を考慮しない。 (フローリング全体にわたる畳損等があり、張り替える場合は、当該建物の耐用年数で残存価値1円となるような負担割合を算定する。)
壁・天井(クロス)	畳部分の補修	壁(クロス)	㎡単位が壊れやすいが、丙が畳損した箇所を含む一面分までは張替え費用を丙負担としても支弁をえないとする。 (壁〔クロス〕) 6年で残存価値1円となるような負担割合を算定する。
		タバコ等のヤニ、臭い	喫煙等により当該居室全体においてクロス等がヤニで変色したり臭いが付着した場合のみ、居室全体のクリーニング又は張替え費用を丙負担とすることが妥当と考えられる。
建具・柱	畳部分の補修	襖	1枚単位 (襖紙、障子紙) 経過年数は考慮しない。
		柱	1本単位 (襖、障子等の建具部分、柱) 経過年数は考慮しない。
設備・その他	設備の補修	設備機器	補修部分、交換相当費用 (設備機器) 耐用年数経過時点で残存価値1円となるような直線(又は曲線)を想定し、負担割合を算定する。
		鍵	補修部分 紛失の場合は、シリンダーの交換も含む。 鍵の紛失の場合は、経過年数は考慮しない。交換費用相当分を借主負担とする。
		通常の清掃等	クリーニング ※通常の清掃や退去時の清掃を意味した場合のみ 部位ごと、又は作り全体 経過年数は考慮しない。丙負担となるのは、通常の清掃を実施していない場合で、部位又は住戸全体の清掃費用相当分を丙負担とする。

設備等の経過年数と丙負担割合(耐用年数6年及び8年、定額法の場合)
丙負担割合(原状回復義務がある場合)

経過年数 (年)	6年耐用年数 (%)	8年耐用年数 (%)
0	100	100
1	83.3	87.5
2	66.7	75
3	50	62.5
4	33.3	50
5	16.7	37.5
6	0	25
7	-	12.5
8	-	0
9	-	-12.5
10	-	-25
11	-	-37.5
12	-	-50
13	-	-62.5
14	-	-75
15	-	-87.5

(様式第10号)

(貸主)

請求書

令和 年 月 日

〇〇市長 様

(貸主)

住所
氏名

㊞

〇〇〇〇に係る賃貸住宅の借り上げに係る下記物件について、下記のとおり請求します。

建物名称	
部屋番号	
所在地	
請求金額	円
(請求額内訳)	
退去修繕負担金	円 (賃料の2か月分)
礼金	円 (賃料の1か月分)
入居時鍵交換費用	円 (社会通念上必要な金額を限度)

※端数は1円未満切り捨て。

(参考資料 2) 賃貸型応急住宅の実施要綱・事務処理要領に関する参考資料 (案)

(様式第10号の2)

請 求 書

(仲介業者)

〇〇市長 様

令和 年 月 日

(仲介業者)

住 所

氏 名

印

〇〇〇〇に係る賃貸住宅の借り上げに係る下記物件の仲介料について、請求します。

建物名称	
部屋番号	
所在地	
請求金額	円
(請求額内訳)	
仲介料	円 (賃料の0.55か月分)

※端数は1円未満切り捨て。

(様式 1 1)

定期賃貸住宅契約についての説明 (借地借家法第 38 条第 3 項関係)

令和 年 月 日

定期賃貸住宅契約についての説明

貸 主 (甲) 住所

氏名

印

代理人

住所

氏名

印

下記住宅について定期建物賃貸借契約を締結するに当たり、借地借家法第 38 条第 3 項に基づき、次のとおり説明します。

下記住宅の賃貸借契約は、更新がなく、期間の満了により賃貸借は終了しますので、期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約 (再契約) を締結する場合を除き、期間の満了の日までに、下記住宅を明け渡さなければなりません。

記

(1) 住 宅	名 称					
	所 在 地					
	住 戸 番 号					
(2) 契約期間	始期	令和	年	月	日から	年 月 間
	終期	令和	年	月	日まで	

上記住宅につきまして、借地借家法第 38 条第 3 項に基づく説明を受けました。

令和 年 月 日

借 主 (乙) 住所

氏名

〇〇市長

〇〇

印

入居者 (丙) 住所

氏名

〇〇

〇〇

印

(様式第 1 2 号)

令和 年 月 日

〇〇市長 様

入居住宅名称・部屋番号 _____

入居者氏名 _____ 印

終了後住所 _____

携帯電話番号 _____

仮設住宅等使用終了届

私は令和 年 月 日に下記理由により退去（使用終了）しますので届け出ます。

記

1 退去（使用終了）理由（番号に○をつけてください。「その他」の場合は理由を（ ）内に具体的に記載してください。）

- ① 新築住宅取得により退去
- ② 中古住宅取得により退去
- ③ 賃貸型応急住宅を買取り
- ④ ほかの民間賃貸住宅への転居により退去
- ⑤ 公営住宅など公的賃貸住宅への転居により退去
- ⑥ 貸主都合により退去
- ⑦ 自己負担での継続入居
- ⑧ その他（ _____ ）

2 注意事項

- (1) 入居者は、貸主または貸主代理に退去日を説明してください。
なお、説明を行った証明として以下に貸主または貸主代理の記名と捺印が必要です。

私は入居者から退去日について説明を受けました。

令和 年 月 日

貸主・貸主代理 _____ 印

- (2) 終了届は退去日の40日以上前までに〇〇市に提出してください。
(3) 退去時の入居者の故意または過失による損壊に対する修理費用は入居者の負担となります。

3 個人情報の提供

- 終了後住所に係る情報を福祉的支援及び生活再建に係る相談対応・情報提供のため福岡県及び関係自治体、社会福祉協議会、民生委員会等へ情報提供することに同意しない。

※同意しない場合は または を記入願います。

(様式第 1 2 号の 2)

令和 年 月 日

〇〇市長 様

貸主（貸主代理）

住所

氏名

印

賃貸型応急住宅賃貸借契約終了確認書

下記定期賃貸借契約について、入居者が賃貸型応急住宅の使用を終了したことを確認します。

1 定期賃貸借契約

- (1) 物件名
- (2) 物件所在地
- (3) 入居者（代表者）名
- (4) 解約日

令和 年 月 日

2 退去理由

(様式第13号)

第 号
令和 年 月 日

様

〇〇市長 〇〇 〇〇

賃貸型応急住宅解約の申入れについて (通知)

賃貸型応急住宅の供給に御協力いただきまして厚く御礼申し上げます。

さて、ご提供いただきました下記物件につきましては、賃貸型応急住宅賃貸借契約 (以下「契約書」という。) を締結し、〇〇〇〇の災害で被災された方の応急仮設住宅として活用させていただきましたが、このたび、入居者から仮設住宅等使用終了届が提出されましたので、契約書第12条に基づき契約を解約させていただきますので、お知らせします。

なお、精算につきましては、下記のとおりとさせていただきますので、併せてご理解・ご了承願います。

また、過払い分につきましては、後日返金させていただきますので、通知が届きましたら速やかにご返金下さい。

今後とも本市の住宅行政に御協力を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

記

- 1 物件名・部屋番号
- 2 物件住所
- 3 申入れ日
- 4 解約日
- 5 精算業務 契約書第12条第 項に基づき令和 年 月 日
までの賃料相当をお支払いいたします。

(担当)

(様式第15号) 【〇〇〇〇の災害】

契約書管理番号	
令和 年 月 日	

〇〇市長 様

(届出者)

住所

氏名

印

賃貸型応急住宅賃貸借契約同居者変更届

このたび、(1)に表示する不動産に関して締結した賃貸型応急住宅賃貸借契約について、下記のとおり同居者の変更を届け出ます。
なお、この変更届に記入した内容については、貸主に対しても通知していることを申し添えます。

(1)目的物件の表示

建物	名称	部屋番号
	所在地	

(2)同居者

(変更前)

同居者名	年齢	続柄	同居者名	年齢	続柄
		本人			

(変更後) 変更期日:令和 年 月 日付

同居者名	年齢	続柄	同居者名	年齢	続柄
		本人			

(3)変更理由 (該当する番号に○を付けてください。③は()に理由を記入してください。)

- ① 同居者の転出等による「入居人数」の変更
- ② 婚姻等による姓の変更
- ③ その他 ()

※入居者(本人)についての変更または当初契約以外の者を同居させる場合、「賃貸型応急住宅賃貸借変更契約書」を提出してください。

(貸主・貸主代理)

住所

氏名

印

(参考資料2) 賃貸型応急住宅の実施要綱・事務処理要領に関する参考資料(案)

(様式第16号)【〇〇〇〇の災害】

契約書管理番号	
---------	--

令和 年 月 日

〇〇市長 様

(貸主・貸主代理)
住所

氏名 印

貸主(貸主代理)住所及び連絡先変更届

このたび、(1)に表示する不動産に関して締結した賃貸型応急住宅賃貸借契約について、下記のとおり貸主(貸主代理)の住所、連絡先を変更したので届け出ます。
なお、この変更届に記入した内容については、入居者に対しても通知していることを申し添えます。

(1)目的物件の表示

建物	名称		部屋番号	
	所在地			

(2)貸主・貸主代理の住所及び連絡先 (変更前)

住所	〒	
連絡先		

(変更後) 変更期日:令和 年 月 日付

住所	〒	
連絡先		

(3)変更理由

[]

(様式第17号)【〇〇〇〇の災害】

契約書管理番号	
---------	--

令和 年 月 日

〇〇市長 様

(貸主・貸主代理)
住所

氏名 印

振込口座変更届

このたび、(1)に表示する不動産に関して締結した賃貸型応急住宅賃貸借契約について、賃料等の振込指定口座の変更を届け出ます。

(1)目的物件の表示

建物	名称		部屋番号	
	所在地			

※物件が複数の場合は、対象となる物件の一覧を添付してください。

(2)賃料等振込指定口座 (変更前)

金融機関	支店名	預金種別	口座番号	フリガナ(上段) 口座名義人
		<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座		

(変更後)

金融機関	支店名	預金種別	口座番号	フリガナ(上段) 口座名義人
		<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座		

※変更後の通帳の写し(銀行名、支店名、口座番号、フリガナの分かる部分)を1部、添付してください。

(3)特記事項

1. 本届(2)を適用する場合は、契約条項第5条第1項中、「預金(G)」を「振込口座変更届の(2)」と読み替える。

※本届は振込口座のみ変更する場合に使用してください。

(参考資料2) 賃貸型応急住宅の実施要綱・事務処理要領に関する参考資料(案)

(様式第18号)【〇〇〇〇の災害】

契約書管理番号	
---------	--

令和 年 月 日

〇〇市長 様

(貸主・貸主代理)
住所

氏名 印

貸主(貸主代理)法人代表者変更届

このたび、(1)に表示する不動産に関して締結した賃貸型応急住宅賃貸借契約について、貸主(貸主代理)の法人代表者の変更を届け出ます。

(1)目的物件の表示

建物	名称	部屋番号	
	所在地		

※物件が複数の場合は、対象となる物件の一覧を添付してください。

(2)貸主・貸主代理

変更期日:令和 年 月 日付

旧代表者職・氏名 _____

新代表者職・氏名 _____

※本届は貸主(貸主代理)となっている法人代表者が変更となった場合に使用してください。

※登記事項証明書の写しを1部、添付してください。

(様式第19号)【〇〇〇〇の災害】

契約書管理番号	
---------	--

令和 年 月 日

〇〇市長 様

(貸主・貸主代理)
住所

氏名 印

貸主(貸主代理)商号(法人名称)変更届

このたび、(1)に表示する不動産に関して締結した賃貸型応急住宅賃貸借契約について、貸主(貸主代理)の商号(法人名称)の変更を届け出ます。
なお、この変更届に記入した内容については、入居者に対しても通知していることを申し添えます。

(1)目的物件の表示

建物	名称	部屋番号	
	所在地		

※物件が複数の場合は、対象となる物件の一覧を添付してください。

(2)貸主・貸主代理

変更期日:令和 年 月 日

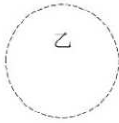
旧商号(法人名称) _____

新商号(法人名称) _____

※本届は貸主(貸主代理)となっている法人の商号(名称)が変更となった場合に使用してください。

※登記事項証明書の写しを1部、添付してください。

(参考資料2) 賃貸型応急住宅の実施要綱・事務処理要領に関する参考資料 (案)



(様式第20号)

【〇〇〇〇の災害】

賃貸型応急住宅賃貸借変更契約書

貸主(以下「甲」という。)と借主(以下「乙」という。)と入居者(以下「丙」という。)は、この変更契約書により(1)に表示する不動産に関し、賃貸型応急住宅賃貸借契約書の次の事項(各項目の冒頭にある口欄を塗りつぶした事項)について変更する定期賃貸借契約を締結した。その他の事項については、当初契約書のとおりとする。

(1)目的物件の表示

建 物	名称	部屋番号
	所在地	

(2)変更理由

--

□ (3)入居者及び同居者 (変更前)

※変更する場合は左記口を塗りつぶす

緊急 連絡先	(自宅)	TEL	(勤め先)	TEL		
	(携帯)	TEL	(会社名・部署名)			
入居者・同居者名		年齢	続柄	同居者名	年齢	続柄
			本人			

(変更後)

緊急 連絡先	(自宅)	TEL	(勤め先)	TEL		
	(携帯)	TEL	(会社名・部署名)			
入居者・同居者名		年齢	続柄	同居者名	年齢	続柄
			本人			

※当初契約以外の者を同居させる場合を除く同居者に関する変更の場合は、「〇〇県賃貸型応急住宅賃貸借契約同居者変更届」を提出してください。

□ (4)振込指定口座

※変更する場合は左記口を塗りつぶす

①甲が指定する口座

送金される金銭・賃料等

金融機関	支店名	預金種別	口座番号	フリガナ(上段) 口座名義人
		<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座		

※変更する場合は変更後の通帳の写し(銀行名、支店名、口座番号、フリガナの分かる部分)を添付してください。
※振込口座のみ変更となる場合は「振込口座変更届」を提出してください。

□ (5)管理業者(甲から事務代行及び管理の委任を受けた不動産業者)

※変更する場合は左記口を塗りつぶす

管理業者	
所在地	TEL
受託業務	甲と管理業者との間の管理委託契約等による
管理担当者	氏名

□ (6)貸主・貸主代理(新貸主は(9)に記入)

※変更する場合は左記口を塗りつぶす

旧貸主	
住所	
旧貸主代理	
住所	

※貸主(貸主代理)の住所・連絡先のみ変更する場合は「貸主(貸主代理)住所及び連絡先変更届」を提出してください。
また、法人代表者のみ変更となった場合は「貸主(貸主代理)法人代表者変更届」を提出してください。

□ (7)仲介業者

※変更する場合は左記口を塗りつぶす

旧仲介業者				
住所				
新仲介業者				
住所	TEL			
免許番号	()第 号	免許年月日	年 月 日	
所属団体名	全宅連	全日	全住協	その他

(8)特記事項

1. 変更契約書(3)を適用する場合は、契約条項第5条第1項中、「頭書(5)」を「変更契約書の(3)」と読み替える。

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、甲、乙、丙は記名押印の上、各自1通を保有する。

(参考資料2) 賃貸型応急住宅の実施要綱・事務処理要領に関する参考資料(案)

(9)本契約に係る甲、乙、丙 令和 年 月 日

甲・貸主	氏名 印	TEL
	住所 〒	
(貸主代理の場合)	氏名 印	TEL
	住所 〒	
乙・借主	氏名 ○○市長 ○○ ○○ 印	TEL
	住所 〒	
丙・入居者	氏名 印	TEL
	住所 〒	

(様式第21号)

令和 年 月 日

○○市長 様

名義人変更届

旧所有者兼貸主
住所・氏名 _____ 印

新所有者
住所・氏名 _____ 印

このたび、 _____ に所有の土地と建物は令和 年 月 日に
(相続 ・ 任意売買) により、所有権を旧所有者 _____ から新所有者の _____ に移
転しました。

これに伴い、○○市と締結の賃貸型応急住宅賃貸契約については、現状のまま新所有者に有
効に引き継がれ、以下のとおり承継されます。

1 賃料等の請求権
変更契約後の賃料等は以下の新貸主の指定口座に振り込むように依頼します。

旧 (これまでの振込先)

金融機関：
支店名：
預金種別：
口座番号：
口座名義人：
口座名義人フリガナ：

新 (新しい振込先)

金融機関：
支店名：
預金種別：
口座番号：
口座名義人：
口座名義人フリガナ：

連絡先：住所 _____
氏名 _____
電話 _____

(参考資料2) 賃貸型応急住宅の実施要綱・事務処理要領に関する参考資料(案)

(様式第21号の2)

令和 年 月 日

〇〇市長 様

名義人変更届

貸主(以下「甲」という。)

住所

氏名

印

貸主代理(以下「乙」という。)

住所

氏名

印

この度、下記の賃貸型応急住宅について、甲は令和 年 月 日付けで、乙を貸主代理として任命いたしました。

これに伴い、賃貸型応急住宅賃貸借契約については、現状のまま甲から乙に有効に引き継がれ、承継されます。

なお、変更契約後の賃料等振込先は、賃貸型応急住宅賃貸借変更契約書のとおりです。

記

名称
所在地

部屋番号

(様式第21号の3)

令和 年 月 日

〇〇市長 様

名義人変更届

貸主(以下「甲」という。)

住所

氏名

印

貸主代理(以下「乙」という。)

住所

氏名

印

この度、下記の賃貸型応急住宅については、甲乙合意により、令和 年 月 日付けで、乙の貸主代理権を解除することとなりました。

なお、変更契約後の賃料等振込先は、賃貸型応急住宅賃貸借変更契約書のとおりです。

記

名称
所在地

部屋番号

(参考資料3) 賃貸型応急住宅の重要事項説明書に関する参考資料(案)

重要事項説明書(建物賃貸借住居用)

様 令和 年 月 日

下記の不動産について、宅地建物取引業法第35条・同35条の2の規定に基づき、次の通り説明します。この内容は重要ですから、十分理解されるようお願いいたします。ただし、■印のない□欄、又は線で抹消した説明等は、関係ないことを示します。

	A	B
宅 地 建 物 取 引 業 者	商号又は名称 代表者の氏名 主たる事務所 所在地 T E L	商号又は名称 代表者の氏名 主たる事務所 所在地 T E L
	免許証番号 福岡県知事()第 号	免許証番号
	氏名 登録番号 業務に従事する 事務所所在地 T E L	氏名 登録番号 業務に従事する 事務所所在地 T E L
取 引 態 様		
供 託 所 に 関 する 説 明	宅地建物取引業保証協会の名称及び所在地 公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会 東京都千代田区岩本町2丁目8番3号	宅地建物取引業保証協会の名称及び所在地
	所属地方本部の名称及び所在地	所属地方本部の名称及び所在地
	公益社団法人 全国宅地建物取引業保証協会福岡本部 福岡県福岡市東区馬出1丁目13番10号	
	弁済業務保証金の供託所及び所在地 東京法務局 東京都千代田区九段南1丁目1番15号	弁済業務保証金の供託所及び所在地

建物及び貸主等の表示

名称	test1	階	号室
所在地	(住居表示)	(登記簿)	
構造		階建	間取り
種類		新築年月	年 月
貸主の住所・氏名			

管理の委託先

建物一棟の 管理の委託先	商号又は名称 住所	TEL
	「マンション管理の適正化の推進に関する法律」による登録番号 国土交通大臣()第 号	
取引対象部分の 管理の委託先	商号又は名称 住所	TEL
	賃貸不動産経営管理上の氏名と登録番号	氏名 ()
	賃貸住宅管理業務等の適正化に関する法律」による登録を受けている場合はその番号 国土交通大臣()第 号	

1

(C)公益社団法人 福岡県宅地建物取引業協会 2404

1 建物登記簿に記載された事項等(令和 年 月 日現在)

甲 区	名義人の住所氏名	
	所有権にかかっている権利に 関する事項	<input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有: <input type="checkbox"/> 差押登記 <input type="checkbox"/> 仮差押 <input type="checkbox"/> 仮処分 <input type="checkbox"/> 所有権移転仮登記 <input type="checkbox"/> ()
乙 区	所有権以外の権利に 関する事項	<input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有: <input type="checkbox"/> 抵当権 <input type="checkbox"/> 根抵当権 <input type="checkbox"/> 賃借権 <input type="checkbox"/> ()
	登記名義人と貸主が <input type="checkbox"/> 同じ・ <input type="checkbox"/> 異なる → 理由: <input type="checkbox"/> 転賃借・ <input type="checkbox"/> 相続・ <input type="checkbox"/>	

※抵当権に対抗することができない賃借権については、抵当権の実行による競売がなされた場合、賃借人は競売人の買受の日から6か月間に限り、当該不動産の明渡しを拒むことができます。なお、敷金は競売人に引き継がれません。

2 建物賃貸借契約の種類・期間・更新等

種 類	<input type="checkbox"/> 普通借家契約 <input type="checkbox"/> 定期借家契約 <input type="checkbox"/> 取壊し予定期限付き借家契約 <input type="checkbox"/> 一時使用の賃貸借 <input type="checkbox"/> 高齢者の居住の安定確保に関する法律による終身建物賃貸借 <input type="checkbox"/> 使用貸借
期 間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで (年 ヶ月)
更 新	<input type="checkbox"/> 普通借家契約では更新することができます(貸主の更新拒絶に正当事由があるときは更新できません)。 <input type="checkbox"/> 定期借家契約は更新のない借家契約です(合意により再契約をすることはできます)。 <input type="checkbox"/>

3 用途その他の利用の制限

用 途 制 限	<input type="checkbox"/> 住宅専用 <input type="checkbox"/> その他()
利 用 の 制 限	<input type="checkbox"/> ペット不可 <input type="checkbox"/> ピアノ不可 <input type="checkbox"/> その他()

4 法令に基づく制限の概要

法 令 名	<input type="checkbox"/> 新住宅市街地開発法32条1項の制限 <input type="checkbox"/> 新都市基盤整備法51条1項の制限
制 限	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 流通業務市街地の整備に関する法律38条1項の制限
制 限 の 内 容	

※住宅、その他用途によって別に法令の制限を受けることがあります。その場合は、具体的な利用計画についてその他の法令の制限の確認が必要になります。

5 当該建物が造成宅地防災区域内か否か

宅地造成及び 特定盛土等規制法	造成宅地防災区域	<input type="checkbox"/> 外・ <input type="checkbox"/> 内→説明
備 考		

6 当該建物が土砂災害警戒区域内か否か

土砂災害防止 対策推進法	土砂災害警戒区域	<input type="checkbox"/> 外・ <input type="checkbox"/> 内→説明・ <input type="checkbox"/> 未指定
備 考		

2

(C)公益社団法人 福岡県宅地建物取引業協会 2404

(参考資料3) 賃貸型応急住宅の重要事項説明書に関する参考資料 (案)

7 当該建物が津波災害警戒区域内か否か

津波防災地域づくりに関する法律	津波災害警戒区域	<input type="checkbox"/> 外・ <input type="checkbox"/> 内→説明・ <input type="checkbox"/> 未指定
備考		

8 水防法施行規則の規定により市町村の長が提供する図面(水害ハザードマップ)における当該宅地建物の所在地

水害ハザードマップの有無	洪水	<input type="checkbox"/> 有 図面名称: () <input type="checkbox"/> 無 (照会先:)
	雨水出水(内水)	<input type="checkbox"/> 有 図面名称: () <input type="checkbox"/> 無 (照会先:)
	高潮	<input type="checkbox"/> 有 図面名称: () <input type="checkbox"/> 無 (照会先:)
水害ハザードマップにおける宅地建物の所在地	<input type="checkbox"/> 該当する図面(ハザードマップ)における当該宅地建物の所在地については別添のとおりです。なお、水害ハザードマップに記載されている内容については今後変更される場合があります。	
備考		

9 工事完了時における形状・構造等(未完成物件の場合)

本物件は未完成物件に <input type="checkbox"/> 該当します。(資料にて完成時の形状を説明。) <input type="checkbox"/> 該当しません。

10 建物状況調査の結果の概要(既存の住宅のとき)

建物状況調査の実施の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (別添「建物状況調査の結果の概要(重要事項説明用)参照」)
備考	

※既存住宅状況調査技術者が実施した建物状況調査で、1年(鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の共同住宅等にあつては2年)以内に実施したものがあつた場合、説明します。

11 建物についての石綿使用調査結果の記録に関する事項

石綿使用調査結果の記録の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 有 (※別途補足資料参照)
	【照会先】 <input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 管理業者 () <input type="checkbox"/> 管理組合(区分所有建物の場合) <input type="checkbox"/> 施工会社 ()
備考	

12 建物の耐震診断に関する事項

耐震診断の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
	【照会先】 <input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 管理業者 () <input type="checkbox"/> 管理組合(区分所有建物の場合)
備考	

13 施設・設備の状況(完成物件の場合)

①	電気	<input type="checkbox"/> 小売電気事業者：九州電力 <input type="checkbox"/> 借主は選択できません [容量] アンペア/[メーター] <input type="checkbox"/> 専・ <input type="checkbox"/> 子・ <input type="checkbox"/> 割当・ <input type="checkbox"/>	
②	ガス	<input type="checkbox"/> 都市・ <input type="checkbox"/> プロパン (<input type="checkbox"/> 集中・ <input type="checkbox"/> 個別)・ <input type="checkbox"/> 無/[メーター] <input type="checkbox"/> 専・ <input type="checkbox"/> 子・ <input type="checkbox"/> 割当・ <input type="checkbox"/> ガス会社： <input type="checkbox"/> 借主は選択できません <input type="checkbox"/>	
③	水道	<input type="checkbox"/> 公営・ <input type="checkbox"/> 私営・ <input type="checkbox"/> 井戸/[メーター] <input type="checkbox"/> 専・ <input type="checkbox"/> 子・ <input type="checkbox"/> 割当・ <input type="checkbox"/>	
④	排水	<input type="checkbox"/> 公共下水・ <input type="checkbox"/> 浄化槽・ <input type="checkbox"/> 側溝	
⑤	トイレ	<input type="checkbox"/> 専用(浴室と別・ <input type="checkbox"/> 一緒) <input type="checkbox"/> 共用	⑩ 冷暖房 <input type="checkbox"/> 有(使用可) 台・ <input type="checkbox"/> 無(<input type="checkbox"/> 設置可・ <input type="checkbox"/> 不可)
		<input type="checkbox"/> 保温 <input type="checkbox"/> 温水洗浄 <input type="checkbox"/> 乾燥 <input type="checkbox"/> ロータンク <input type="checkbox"/> 手洗い <input type="checkbox"/> () <input type="checkbox"/> 水洗 <input type="checkbox"/> 汲取	⑪ 台所 <input type="checkbox"/> 専用・ <input type="checkbox"/> 共用
			⑫ コンロ <input type="checkbox"/> 有(使用可)・ <input type="checkbox"/> 無
			⑬ 電話設置 <input type="checkbox"/> 可(ヶ所)・ <input type="checkbox"/> 不可
			⑭ 照明器具 <input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無
⑥	浴室	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	⑮ 火災警報器 <input type="checkbox"/> 有(ヶ所) <input type="checkbox"/> 無
⑦	シャワー	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	⑯ TVアンテナ <input type="checkbox"/> 地上 <input type="checkbox"/> BS <input type="checkbox"/> ()
⑧	洗面所	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	⑰ インターフォン <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
⑨	給湯	<input type="checkbox"/> 有(<input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> 洗面所 <input type="checkbox"/> シャワー) <input type="checkbox"/> 無	⑱ TVモニター付インターフォン <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
			⑲ インターネット回線 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 不明()
サービス設置品		<input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 有 ()	
備考			

14 借賃・借賃以外に授受される金銭

賃料	月額	円	敷金(賃料の ヶ月分)	円
共益費(管理費)	月額	円	礼金(賃料の ヶ月分)	円
駐車料	月額	円	保険料()	円
町費	月額	円	保証料 ()	円
		円	保証更新料	円
		円		円
消費税込		円		円
月額合計		円	媒介報酬額(税込) (賃料の ヶ月分)	円
支払い時期・方法 毎月 日までに 翌月分 を				
精算方法	<input type="checkbox"/> 実費精算方法 (敷金は、借家契約終了時に賃料滞納や故意・過失による損害等がある時は精算のうえ、残金があれば返却する。)			
	<input type="checkbox"/> 敷引方法 (敷金は、借家契約終了時に [<input type="checkbox"/> 退去時賃料の ヶ月分又は <input type="checkbox"/> 退去時敷金の %又は <input type="checkbox"/> 円]を敷引金として控除し、その残金を返却する。ただし、賃料滞納や故意・重過失による損害等がある時は同敷引金とは別に精算のうえ、残金があれば返却する。)			
	<input type="checkbox"/> その他 ()			

(参考資料3) 賃貸型応急住宅の重要事項説明書に関する参考資料 (案)

15 契約解除に関する事項

- 借主は貸主に対して少なくとも[前]に書面で解約の申し入れを行うことにより本契約を解除でき、また同期間分の賃料相当額を家主に支払うことにより即時に本契約を解除できます。
- 賃料の滞納額が2ヶ月分に達した場合、相当期間履行を勧告し、その期間内に借主の履行がないときは、本契約を解除できます。
- 借主又は同居者が別添の[建物賃貸借契約書(住居用)案第18条第2項から第4項・ 定期建物賃貸借契約書(住居用)案第17条第2項から第4項]のいずれかに該当したときは、貸主は催告その他の法定手続によらず、直ちに本契約を解除できます。

16 損害賠償額の予定又は違約金に関する事項

定め 無し・ 有り (別添の「建物賃貸借契約書案第24条」の通りとします。)

17 支払金又は預り金の保全措置の概要

保全措置を講ずるかどうか 講じません。・ 講じます。
(保全措置を行う機関:)

18 建物敷地が借地の場合 (該当 する・ しない)

土地の賃貸借契約書の有無	
借地権の内容	種類
	満了日 令和 年 月 日迄 <input type="checkbox"/> 不詳
	その他 <input type="checkbox"/> 土地の賃貸借契約書参照 <input type="checkbox"/> ()
備考	

19 添付書類

1.	3.	5.
2.	4.	6.

20 備考

頭書宅地建物取引士から宅地建物取引士証の提示があり、重要事項説明書を受領し、以上の重要事項について説明を受け十分理解しました。

令和 年 月 日

借主 (住所)

(氏名)

(印)

中長期の収容施設の提供に係るモデル検討 【公的住宅】

【検討項目 1 : 供与可能数・各戸情報の把握方法】

○公的住宅の供与可能数・各戸情報の調査方法について

- ① 建築都市総務課は、防災企画課からの指示に基づき、関係各課（住宅計画課、県営住宅課、総務事務厚生課）に、公的住宅の供与可能数の調査を指示
- ② 県営住宅課は、関係各課（住宅計画課、総務事務厚生課）に（ ）の住宅の空き住戸の情報の提供を依頼
県営住宅課（県営住宅）
 - 住宅計画課（市町村営住宅）
 - 総務事務厚生課（職員住宅）
- ③ 関係各課は、対象地域（7市）、物件規模（1人向け、2～4人向け、5人以上向け）別に区分した物件数の表を作成し、県営住宅課に報告
- ④ 県営住宅課は、公的住宅の供与可能数を取りまとめて、建築都市総務課に報告
- ⑤ 建築都市総務課は、公的住宅の供与可能数を防災企画課に報告

○供与可能な公的住宅の情報整理方法について

- 県営住宅課は、関係各課（住宅計画課、総務事務厚生課）を通じて供与可能である空き住戸の情報を集約

【検討項目2：入居者の募集方法】

○案内内容について

○県営住宅、職員住宅

- 提供期間…入居後6ヶ月。必要に応じて最大1年間まで延長可能
- 家賃等…家賃、敷金は免除。ただし、共益費、光熱水費は自己負担
- エアコン、電灯、ガスコンロ等の備品はなし
- ペット不可

○市町村営住宅

各市町村の定めるところによる。

○募集要項等の様式案について

○県営住宅

- 大規模災害時に被災者が県営住宅への入居をする際に提出させている「県営住宅一時使用許可申請書（大規模災害用）」と同等の様式を想定（要項は作成しない。）

○職員住宅

- 申請書は、能登半島地震用に作成した「職員住宅貸付申請書」と同様のものを想定。

○市町村営住宅

- 各市町村の定めるところによる。

○周知方法について

- 県のHPに避難者へ様々な情報を提供できるプラットフォームを作り、その中で住宅支援の窓口を掲載

【検討項目3：相談対応の方法】

○窓口の設置について

- 県営住宅課で電話受付をし、入居者人数等必要事項を聞き取った情報を相談調書に整理し福岡県住宅供給公社へ送付
福岡県住宅供給公社は、避難住民へ電話で入居可能な県営住宅及び職員住宅を案内
県営住宅を希望する避難住民は、福岡県住宅供給公社で入居手続きを行う。
職員住宅を希望する避難住民は、福岡県住宅供給公社から県営住宅課を通じて総務事務厚生課へ連絡し、総務事務厚生課から避難住民へ連絡し、入居手続きを行う。
- 市町村営住宅を希望する避難住民は、直接市町村へ連絡して入居手続きを行う。

※ 避難住民のうち、どの属性の人がどの住宅（公営住宅、賃貸住宅等）に案内するのか前さばきが必要（沖縄で公営住宅に入居している避難住民は公営住宅に入居する等）

【検討項目 4 : 入居手続きの方法】

○必要書類について

○県営住宅

- 県営住宅一時使用許可申請書
- 誓約書（迷惑行為を行わないこと、団地自治会規則順守、善管注意義務の順守等）
- 住民票
- 避難住民であることを証明する書類等（災害等の被災者が県営住宅を一時使用を申請する際に必要な書類（罹災証明）と同等とする。）
- 車検証の写し（駐車場使用者のみ）

○職員住宅

- 貸付申請書（県様式）
- 誓約書（県様式）
- 住民票
- 避難住民であることを証明する書類等
- 車検証の写し（駐車場使用者のみ）

※（検討項目 3 の）相談対応時に、福岡県住宅供給公社から県営住宅課を通じて総務事務厚生課に職員住宅の入居希望があった旨の連絡があった場合、総務事務厚生課から入居希望者に連絡し、希望内容を聞き取って「職員住宅一時使用入居相談調書」に記載し、提出が必要な書類を伝える。

【検討項目4：入居手続きの方法】

○各書類の様式案について

- 県営住宅
 - 災害等の被災者が県営住宅を一時使用を申請する際に必要な書類と同等とする。
- 職員住宅
 - 能登半島地震用に作成したものと同様。

○個別世帯とのやり取りの方法について

- 県営住宅
 - 必要に応じて福岡県住宅供給公社が電話連絡を行う。
- 職員住宅
 - 入居希望者から申請書類一式が提出された後、総務事務厚生課で入居審査及び入居決定後、職員住宅貸付許可書を電子メールで交付。
 - 総務事務厚生課は職員住宅管理業務委託業者に入居決定者の連絡先を情報共有し、管理業務委託者から入居決定者に連絡を行い、入居日の調整や、鍵及び入居の手引き（入居上の注意点等を記載）の引き渡しを行う。また職員住宅の自治会にも情報共有を行う。

【検討項目5：入居期間中の対応方法】

○入居期間中の相談対応の方法について

○県営住宅

- 県営住宅の施設に関する相談は、福岡県住宅供給公社が電話等に対応（生活必需品の供与等生活に関する相談は対応不可）

○職員住宅

- 職員住宅の施設に関する相談は、基本的に管理業務委託者と入居者との間で電話にて行い、必要に応じて総務事務厚生課が対応する。

【検討項目6：退居手続きの方法】

○必要書類について

- 県営住宅
 - 行政財産使用の中止（明渡し）届
- 職員住宅
 - 退居届

○各書類の様式案について

- 県営住宅
 - 災害等の被災者で県営住宅を一時使用している者が退去する際に必要な書類と同等のものを想定。
 - 県営住宅の目的外利用に関して使用しているものと同様
- 職員住宅
 - 能登半島地震用に作成したものと同様

○個別世帯とのやり取りの方法について

- 県営住宅
 - 許可期限 1 カ月前を目途に福岡県住宅供給公社が電話などで連絡し、退去や延長等、意向を確認
- 職員住宅
 - 入居者から総務事務厚生課に退居する旨の連絡があったら、管理業務委託業者と情報共有し、退居検査の日の決定を行う。
 - 入居者の責による汚損・破損箇所修繕は退居時に入居者に負担してもらう。

○修繕費について

- 県営住宅、職員住宅
 - 県負担（ただし、入居者の不注意又は故意による汚損は入居者の負担）

(3) 就学再開

就学再開に関する検討方針

1. 就学再開に関する基本的考え方

- 児童生徒の就学機会の確保は極めて重要な課題であるとの認識の下、避難後における就学再開のための必要な調整や手続等について整理する。
- 避難元地域との連携・協力体制の構築や児童生徒の受入れ、就学再開の際に必要な支援等を速やかに実行できるよう、これまでの自然災害時の対応等を参考にしつつ、関係者が協力して検討を進める。
- 検討においては、障がいのある児童生徒への対応、児童生徒の心のケアや負担など、特別な事情等について配慮する。

2. 前提事項

- 沖縄県の先島諸島は要避難地域と指定されるものの、九州・山口各県には武力攻撃の危険は及んでおらず、平時の社会経済活動等が営まれているものとする。
- 令和7年度においては、まず、初期的な計画で検討した受入れ先市町村の中から、対象となる地域を選定し、児童生徒の受入れ・支援スキーム等を検討することとし、平行して検討されている中長期避難住宅等の状況を踏まえ検討を進める。
- 令和7年度においては、まず、公立の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（小学部・中学部・高等部）について優先的に検討を進める。
- これまでの自然災害に関する対応等を踏まえ、当面の検討においては、例えば、「避難先地域の学校への転入学」や「避難先地域における避難元学校の教育活動再開」等いずれの可能性も想定しつつ、避難元地域と避難先地域の役割分担等を明確にした上で検討を進める。
- これまでの自然災害に関する対応等を踏まえ、例えば、児童生徒の受入れについては可能な限り弾力的に取り扱い、速やかに受入れを行うこと等について検討する。その際、必ず児童生徒の在籍関係を明確にした上で受け入れるなど、児童生徒の不利益とならないよう配慮する。
- 避難時期は未確定であるため、実際には避難先地域の学校の統廃合や児童生徒数の偏りにより受入れが困難になる場合も想定されるが、今回検討においては、令和7年度時点での地域や学校の状況を基礎として検討する。
- 避難元地域に関して、どの地区にどの年齢の児童生徒がどれくらい在籍しており、そのうち各避難先地域に何人避難するか、どの学校に通学を希望するかが未確定であるため、避難元学校の受入れ先市町村が複数に分散する場合の「児童数・教員数」については、「初期的な計画」における受入れ数割合により按分計算した推計値により検討する。

3. モデル検討の対象となる受入れ地域の選定

○「初期的な計画」で検討した受入れ先市町村の中から、モデル検討の対象となる受入れ地域として、次の市を選定する。

◎モデル検討の対象となる受入れ地域：北九州市、福岡市、久留米市

※「初期的な計画」における避難元市町村：石垣市、宮古島市

○受入れ地域における就学再開に関する役割・担当部署は以下の通り。

役 割	教育委員会の担当部署
県（市）内取りまとめ、連絡調整	福岡県総務企画課 北九州市総務課 福岡市総務課 久留米市教育部総務
避難元地域（沖縄県・市町村）との相談窓口（高校教育）	福岡県高校教育課 北九州市学校教育課 福岡市高校教育課 久留米市教育部総務高校教育チーム
避難元地域（沖縄県・市町村）との相談窓口（義務教育）	福岡県義務教育課 北九州市学校教育課 福岡市教育支援課 久留米市学校教育課
避難元地域（沖縄県・市町村）との相談窓口（特別支援教育）	福岡県特別支援教育課 北九州市特別支援教育課 福岡市発達教育センター 久留米市学校教育課
保護者からの相談窓口（個別の転校相談、経済的に就学が困難な場合 等）	福岡県高校教育課 特別支援教育課 北九州市学事課 福岡市教育支援課 高校教育課※ ¹ 発達教育センター※ ¹ 久留米市学校教育課※ ¹ 学校保健課※ ²

※¹ 個別の転校相談のみを担当する。

※² 個別の転校相談は担当しない。

【検討項目1：避難元地域と避難先地域との連携】

双方地域の緊密な連携・協力を図る上で整理すべき事項

○避難元地域・避難先地域間において円滑な連絡調整を行うための体制・仕組みの構築

- 就学再開に関する県関係部署、県教育委員会、市町村教育委員会等における担当・連絡先等関係者を一覧化・共有する。
- 連絡調整等の総括や総合調整等を行うための体制・仕組みを整備する。
- 避難元地域や避難者等個人からの相談・問合せ等に対応するための体制・仕組みを整備する。
- 双方地域関係者による定期的な意見交換等の場を整備する。

○避難元地域・避難先地域双方の役割分担の整理

- 避難先地域の学校への転入学の場合や、避難先地域における避難元学校の教育活動再開の場合など、個別の対応等に応じて、避難元・避難先双方の役割分担（各種手続の主体や協力体制等）を明確化する。
- 役割分担に関わらず、避難元地域（自治体・教育委員会・学校等）の避難後の状況や不測の事態等を踏まえ、各種手続等における弾力的な対応や必要な支援等の実施など、臨機応変に対応する。
- 避難終了後において、円滑に避難元地域での教育に戻ることができるように、転入学の場合も避難元・避難先双方で連携しながら対応する。
- 障がいのある児童生徒の避難先での学びの場の決定は、相当な時間を要することを踏まえ、関係者間で十分な共通理解のもと、弾力的に対応する。

○避難元地域・避難先地域間における児童生徒に関する情報共有

- 障がいのある児童生徒など特別な配慮・支援が必要な児童生徒の個人情報（「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を含む。）や、転入学手続等において必要となる指導要録等の基本情報、高等学校及び特別支援学校高等部においては避難元地域の学校の教育課程に関する情報を適切かつ円滑に共有できるような情報共有の考え方を整理する。
- 避難元地域等の状況等を踏まえ、転入学手続や学籍関係等における情報共有や事務手続等について弾力的に対応する方法を整理する。
- 避難前及び避難終了後（沖縄県に戻るとき）における避難元地域と避難先地域の学校の保有する個人情報をやりとりする手続きを整理する。
- 避難元地域で児童生徒が使用している教科書等の教材やタブレット端末等の情報を共有する方法を整理する（避難終了後のことも考慮し、避難先地域での教材等の情報も共有できる仕組みとすることが望ましい。）。

【検討項目2：児童生徒の受入れ】

児童生徒の受入れに係る手続・イメージ図

《避難元地域》

連携・協力

《避難先地域》

避難先での就学確保の対象となる児童生徒の確認

避難先での就学再開方針の検討

※次ページの例1・例2等を踏まえてどのような対応をとるかの検討
(これまでの自然災害(例))

- ・一時的に、避難先の学校へ転入学。その後、準備ができた段階で避難先で、避難元による学校を再開
- ・避難先の学校を間借りし、避難元による学校を再開 等

避難先地域への支援依頼・調整内容の検討

(転入学の場合(例))

- ・受入れ可能学校の調整
- ・避難元地域の教職員による協力体制・身分の調整 等

(学校再開の場合(例))

- ・施設・設備等に関する調整 等

(全体への就学再開方針の説明前に必要に応じて)

保護者等からの相談等への対応

保護者等への就学再開方針の説明

保護者等からの相談対応、相談を踏まえた調整

(必要に応じて)

避難元地域からの相談等への対応

(対応の例)

- ・避難元地域からの相談等に応じて、就学再開に向けた検討を行う上で参考となる地域の学校や施設等に関する基礎的な情報を提供 等

(必要に応じて)

避難元保護者等からの個別の転入学相談等への対応

(対応の例)

- ・保護者等からの相談等に応じて、地域の学校等に関する情報を提供
- ・転入学手続等に関する問い合わせへの対応
- ・就学援助、授業料減免、奨学金の貸与等に係る情報の提供 等

避難元地域からの支援依頼を踏まえた対応

(対応の例)

- ・避難元からの支援依頼を踏まえ、地域の各学校や公共施設、民間事業者等に対する状況確認の実施
(児童生徒の受入れや施設・設備等に関する状況把握等)
- ・学校や施設等に関する情報を集約し、避難元地域が就学再開方針を検討・決定する上で必要となる情報を提供・説明
- ・避難元における検討・調整等の結果、再度支援依頼があった場合における対応(追加の情報収集・情報提供等) 等

教育委員会、学校、保護者等との必要な手続の実施

(必要となる手続の例)

- ・(転入学の場合(例)) 転入学時の教育委員会間、学校間、保護者との手続
- ・(学校再開の場合(例)) 施設・設備の借用等に関する契約等の手続 等



就学再開



【検討項目 2 : 児童生徒の受入れ】

例 1 : 「避難先地域の学校への転入学」に係る 避難先地域における調整・手続

例 2 : 「避難先地域における避難元学校の教育活動 再開」に係る避難先地域における調整・手続

避難元地域からの相談等への対応

- ▶ 避難元地域からの相談や問い合わせ等に応じて、避難元地域が転入学に関する検討等を行う上で、参考となる基本情報等を提供する
- ▶ 先行して受入れ学校候補の調査等を行っている場合は、当該学校に関する基本情報を提供する

- ▶ 避難元地域からの相談や問い合わせ等に応じて、避難元地域が教育活動再開に関する検討等を行う上で、参考となる基本情報等を提供する
- ▶ 先行して受入れ施設候補の調査等を行っている場合は、当該施設に関する基本情報を提供する

避難元保護者等からの個別の転入学相談等への対応

- ▶ 保護者等からの相談等に応じて、地域の学校等に関する情報を提供する
- ▶ 転入学手続等に関する問い合わせに対応する

- ▶ 避難元地域の対応方針に関わらず、個別に転入学等を希望する保護者等からの問い合わせに対応する

避難元地域からの支援依頼を踏まえた対応

- ▶ 避難元地域からの支援依頼を踏まえ、地域の学校に対して、受入れ可能性等の状況を確認するため、受入れ可能人数や、障がいのある児童生徒への対応可否、立地、教育課程等を含めた基本情報について情報収集を行う
- ▶ キャパシティの問題で避難先地域での受入れが難しい場合、近隣施設の利用や隣接する市町村の学校への転入学も検討する
- ▶ 私立学校について情報提供希望があった場合は、関係部署等に情報提供を要請する
- ▶ 受入れ学校候補に関する情報を集約し、避難元地域に提供するとともに、内容等について説明を行う
- ▶ 教材やタブレット端末等を避難先地域に持ち込まない場合には、必要数を確保する

- ▶ 避難元地域からの支援依頼を踏まえ、地域の施設に対して、受入れ可能性等の状況を確認するため、受入れ可能人数・施設規模や、設備の状況、利用に関する条件、立地等を含めた基本情報について情報収集を行う
- ▶ 学校や公民館、社会教育施設等公共施設に加え、民間施設や廃校校舎等を含めた情報収集を行う
- ▶ 受入れ施設候補に関する情報を集約し、避難元地域に情報提供するとともに、内容等について説明を行う
- ▶ 避難元地域からの支援依頼を踏まえ、教材やタブレット端末等を避難先地域に持ち込まない場合には、必要数の確保に協力する

教育委員会、学校、保護者等との必要な手続の実施

- ▶ 受入れ学校及び受入れ人数を特定し、教員や備品、通学手段等の必要な教育環境整備等を行った上で受入れ準備を行う
- ▶ 転入学時の教育委員会間、学校間、保護者との手続について、これまでの自然災害に関する対応等を踏まえ、可能な限り弾力的に取扱い、速やかな受入れを行う
- ▶ 学齢簿編製、指導要録作成等の手続について、弾力的に対応する
- ▶ 必ず児童生徒等の在籍関係を明確にした上で受け入れるよう留意する
- ▶ 保護者・児童生徒に対する転入学前の説明を行う

- ▶ 避難元地域からの要請等を踏まえ、施設所有者・管理者等との交渉や避難先地域住民への説明等各種調整や手続等における支援・助言を行う
- ▶ 受入れ施設が学校等公共施設の場合における使用許可や借用・契約手続等について弾力的に対応する
- ▶ スクールバスや学校給食の手配等に関する地元情報等地域のネットワークやコネクション等を共有する

【検討項目 2 : 児童生徒の受入れ】

児童生徒の受入れに当たり勘案すべき事項

○避難期間（当初 1 か月 / 1 か月を超える場合等）

- 避難直後には、避難先収容施設（ホテル等）の近隣施設（学校等）の臨時的な利用等の応急的な対応が予想されることから、これらの実施のために必要な協力・支援等（利用可能施設紹介等の調整・手続）について、速やかに対応する。
- 避難後 1 か月以降は、居住地が変わることが見込まれることを踏まえ、本格的な就学再開を速やかに行うことができるよう、避難元地域に対する協力や支援等について検討を進める。

○居住地（避難先収容施設）との関係

- 就学の再開に際しては、居住地との関係を踏まえることが必要不可欠であり、転入学・学校再開いずれの場合においても、まず最初に、居住地を特定した上で、通学区域や通学方法等を勘案しつつ、受入れ可能な学校・施設等について検討していく必要がある。
- 現時点では、避難当初の収容施設（ホテル等）の後の中長期収容施設等（住宅、要配慮者の受入れ施設等）が未確定であるため、中長期収容施設等に関する検討状況等を踏まえ、今後検討を進める必要がある。

※避難期間や居住地等を想定した受入れ計画の概略（例・イメージ）

区分		▶▶▶ 避難後 1 か月間 ▶▶▶		▶▶▶ 避難後 1 か月以降 ▶▶▶	
避難元地域と避難先地域との連携		速やかに連携・協力体制を整備、相談や問合せ等に対応	●避難元地域との連絡・調整等連携・協力体制構築 ●役割分担整理 ●児童生徒に関する情報共有 など	避難元地域との意見交換や相談対応、情報共有等を継続	
短期・中長期で居住地が大きく変わる場合	避難先収容施設（ホテル等）に居住する期間の教育活動	避難後、速やかな教育活動を再開するための協力・支援等を実施	本格的な就学再開までの応急的な対応等を実施 （利用可能な施設やオンラインを活用した教育活動の実施など）		
	中長期収容施設移行後の期間の教育活動	転入学の場合 転入学に関する避難元地域からの要請を踏まえ、受入れ先学校候補の調査を実施し、情報を提供 受入れ手続においては、弾力的・速やかに対応		避難先地域への転入学	※途中で対応が変更となる場合も想定
		学校再開の場合 学校再開に関する避難元地域からの要請を踏まえ、受入れ先施設候補の調査を実施し、情報を提供 学校再開手続等について、可能な限り協力・支援		避難元地域による学校再開	
短期・中長期で居住地があまり変わらない場合	中長期収容施設移行後の期間の教育活動	避難後、速やかな教育活動を再開するための協力・支援等を実施	本格的な就学再開までの応急的な対応等を実施	速やかに、避難先地域への転入学・学校再開を実施	
就学再開の際に必要な児童生徒への支援		避難後の状況や要請等を踏まえ速やかに対応		●学用品（教科書含む）の給与 ●スクールバス等による通学支援 ●学校給食の提供 ●オンライン教育環境の整備 ●障がいのある児童生徒への配慮 ●家計が急変した児童生徒に対する就学支援 ●心のケアや学習支援等の教職員加配 ●スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる支援 ●学童保育 など	

【検討項目 3 : 児童生徒への支援に当たり留意すべき事項】

国民保護法における救援及び過去の自然災害の際における支援、調整・手続等を踏まえて必要な事項

○児童生徒・教職員の心のケア、負担等への配慮に関する調整・手続

- 避難先地域の学校への転入学の場合における児童生徒に対する心のケア、負担等への配慮に関する対応として、スクールカウンセラーの配置等による心のケアやスクールバス等による通学支援、家計が急変した世帯への経済的支援等の対応を行う。
- 避難先地域において教育活動を再開した避難元学校が実施する児童生徒の心のケア等に係る協力・支援として、避難元学校からの要請等を踏まえ、スクールカウンセラーの配置やスクールバス等による通学支援等各種手続等に関する支援・助言、情報提供や、避難先地域の医療機関の紹介等、地域の情報やコネクション等を共有する。
- 避難元地域の福利厚生部門からの要請等を踏まえ、教職員に対する健康診断、心のケア等に関する支援・援助、情報提供等について検討を行う。

○学校種に応じた配慮事項

- 高等学校及び特別支援学校高等部の転入学に関しては、義務教育とは異なり、修得した単位に応じて相当学年に転入することができることや、専門高校の場合、実習室等の不足も考えられることなどを踏まえ、調整・手続についての検討を進める。
- 避難元地域の高等学校及び特別支援学校は石垣市、宮古島市にあるため、避難先が複数県・複数市に分散することも踏まえ検討を進める。
- 特別支援学校においては、教室不足となっている学校が多いことから、複数の特別支援学校への分散や特別支援学校以外での受入れも含めて検討を進める。

○進級、進学、卒業等における配慮

- 児童生徒の各学年の課程の修了または卒業の認定等に当たっては、弾力的に対応し、進級、卒業等に不利益が生じないよう配慮する。
- 卒業年次の高校生等については、大学等への進学に際して利用できる経済的支援を周知するなど、必要な配慮について検討を進める。
- 沖縄県での就職を希望する生徒に対して、求人開拓や就職情報の共有等両県の学校間で連携できる仕組みの検討を進める。

○設置者・学校種等に応じて今後整理すべき事項（私立学校についての整理）

- 本検討における基本的な調整・手続は、公立学校を想定して整理しているが、例えば、避難元地域の私立学校についての対応や、避難先地域において私立学校を希望する保護者や児童生徒への対応についても想定しつつ、今後検討を進める。

○設置者・学校種等に応じて今後整理すべき事項（就学前施設、大学についての整理）

- 幼稚園、認定こども園及び保育所等就学前施設並びに大学に関しては、本年度の検討成果等を踏まえた上で、今後検討を進める。

【検討項目 4：課題・留意点等の把握】

モデル検討の各事項等における実行上の課題や留意点等の把握

○受入れ先県・市町村の担当部署等に対する意見聴取等による児童生徒の受入れや就学支援等に関する課題・留意点等の整理

就学再開における児童生徒の受入れ・支援等に係る調整・手続の各検討項目について、実際に対応する上で想定される課題や、その対応方策、留意点等について、県及び「モデル検討の対象となる受入れ地域」の就学関係担当部署に対して、アンケートにより意見聴取し、以下のとおり意見を整理した。

意見聴取等結果

避難元地域と避難先地域との連携に係る課題や対応策、留意点等について

意見自治体	課題や対応策、留意点等
福岡県、北九州市、福岡市	連絡調整の体制や仕組みは、教育委員会独自で構築するより、防災担当部局も含めた体制整備が必要である。
福岡県、北九州市、福岡市	避難者等個人からの相談・問合せ等に対応するためにコールセンターを設置するなど費用負担等の検討が必要となることも考えられる。 …保護者等の連絡で事務局がバンクする可能性は高い（コールセンターはぜひ検討すべき）。
福岡県、北九州市、福岡市、久留米市	避難元地域で、平時に児童生徒及び保護者に避難先教委へ個人情報等を提供する旨の確認を行う仕組みを確立する必要がある。
福岡県、福岡市	定期的に教育課程や教材等の情報を共有するとともに、避難元の具体的な情報をもとに避難先地域でシミュレーションを行うことが望ましい。 …避難元と避難先で、使用教科書、教育課程の進度が違うため、どういう形で就学再開するかシミュレーションしておかないと早期かつ円滑な再開は難しい。 (能登地震の際の就学再開をモデルケースにして検討が必要)
福岡県、北九州市、福岡市、久留米市	具体的な避難施設や避難者の学校種・学年・人数等の避難の詳細について整理又は想定されなければ、具体的な検討を進めることが難しい。
福岡県、北九州市	避難元地域が避難先地域に求める具体的な支援内容について整理してもらえなければ、具体的な検討を進めることが難しい。

就学再開における児童生徒の受入れ・支援等に係る課題等

【検討項目4：課題・留意点等の把握】

児童生徒の受入れに関して、避難先地域の学校への転入学させることに関する課題や対応策、留意点等について

意見自治体	課題や対応策、留意点等
福岡県、北九州市	避難施設によっては、遠隔地にしか学校がないことも考えられ、スクールバスの運行等の方法や経費負担を検討する必要がある。
福岡県、北九州市、福岡市、久留米市	児童生徒数の増加や特別支援学級の設置、学校の統廃合等により空き教室がなく、避難による急な人数増に対応できないことも考えられる。
福岡県、福岡市、久留米市	障がいのある児童生徒の転入に際しては、事前に避難元の就学状況を情報共有をし、就学先を決定できることが望ましい。
福岡県、福岡市	急な人数増に対応するためのタブレット端末や教材等の購入を必要とするが、販売元の供給が十分ではないことも考えられる。 …義務教育段階においては、一時的にタブレットや教材が不足していても授業ができないということはない。タブレット・教材が不足していても臨機応変に対応可能。 (高校(特に職業系)は設備や教材が足りないと授業が難しいかもしれない。)
福岡県、北九州市、久留米市	急な人数増に対応するための学校給食に係る食材等の供給に問題がないか検討が必要である。 …各給食施設において、提供できる食数のキャパがあるため、人数規模ごとの供給体制の検討が必要。
福岡県、北九州市、福岡市、久留米市	事前に避難元地域からの情報や避難施設の場所の想定がなければ、具体的な検討を進めることが難しい。

児童生徒の受入れに関して、避難元学校の教育活動を再開させることに関する課題や対応策、留意点等について

意見自治体	課題や対応策、留意点等
福岡県、北九州市	避難先地域が複数市となる想定であるため、避難元地域の高等学校や特別支援学校の再開は困難であると考えられる。
福岡県、北九州市、久留米市	急な人数増に対応するための学校給食に係る食材等の供給に問題がないか検討が必要である。
福岡県、北九州市、福岡市、久留米市	事前に避難元地域からの情報・要請や避難施設の場所の想定がなければ、具体的な検討を進めることが難しい。
福岡県	避難先が複数県にまたがる場合、座学についてはオンライン授業により全く不可能とは言えないと考えるが、専門高校の実習等はオンライン対応は難しい。当該校の生徒を同じ県・市に避難させるなど避難先の調整の検討がなされるのであれば、当該校全ての生徒の受け入れ場所の確保の検討が必要である。
福岡県	平時に沖縄県立学校事務室が行っている県費支出、給与等支給、就学支援金、奨学金や学事に係る事務について、沖縄県のネットワーク内の各種システムを利用している場合、当該システムを福岡県内で利用することは難しいのではないかと。

就学再開における児童生徒の受入れ・支援等に係る課題等

【検討項目4：課題・留意点等の把握】

児童生徒への支援に当たり留意すべき事項に係る課題や対応策、留意点等について

意見自治体	課題や対応策、留意点等
福岡県、北九州市、福岡市、久留米市	転入学の場合、多くの場合、避難により家計が急変することになると考えられるため、就学援助等の手続きが急増する可能性がある。
福岡県、福岡市、久留米市	避難施設近くの小中学校に、避難元地域と同種の特別支援学級が設置されていないことが考えられる。
福岡県、北九州市、福岡市	特別支援学校のうち、視覚、聴覚及び肢体不自由教育部門については県内に分散して設置されているため通学の支援が必要である。
福岡県、福岡市	例えば水産高校は県内に1校しかなく、専門高校への転入学を希望する場合には、通学の支援を検討することが想定される。
福岡県、北九州市、福岡市	指導要録等は、機密性を確保しながらオンラインで情報共有できることが望ましく、各市の情報担当部署間でのやりとりが必要である。 …様式の統一化、システムの互換性を事前に確認しておけば、スムーズに要録等を渡すことが可能（紙で短期間に大量の要録を渡すことは難しいかもしれない。）。
福岡県、北九州市、福岡市、久留米市	転入学の場合は、避難終了後を考慮して、避難元地域への個人情報提供に係る本人・保護者への確認が必要である。 …避難終了後に戻るかどうかが不明なため、転入学後は避難元に情報提供できないのではと考える。戻り場合の手順は確認しておく必要はあると思われる。 …転入学の際の単位認定については、各校の教育課程を共有し相互で配慮する必要がある。
福岡県、福岡市	急な避難に対応するために、情報共有は定期的に行われることが望ましい。
福岡県、北九州市、福岡市	事前に避難元地域からの情報・要請や避難施設の場所の想定がなければ、具体的な検討を進めることが難しい。

その他の課題や対応策、留意点等について

意見自治体	課題や対応策、留意点等
福岡県、福岡市	避難先地域に関わらず児童生徒が可能な限り同様の支援を受けられるように、避難先地域内でも情報連携することが望ましい。
福岡県、北九州市、久留米市	避難後当初1カ月間の応急的な教育に関しては避難先での検討が難しく、避難元地域から具体的な協力・支援内容について示してほしい。
福岡県、北九州市	避難先地域で各市の役場機能が確立するまでは、沖縄県教育委員会を避難元地域の対応窓口としてよいか検討されたい。
北九州市	いずれの項目についても、避難元地域の意向や情報が整理されることで、課題等の具体の検討、整理ができると考えている。 また、避難元地域の児童生徒・保護者・自治体の意向が大事であることから、避難元地域から具体的な協力・支援内容について示してほしい。 （空き校舎で教育を実施したい、避難先学校への合流を希望するなど）

【検討項目 5 : 課題・留意点等の検証・分析】

就学再開に関する課題・留意点等の検証・分析及び次年度の検討に向けた課題等の整理

○意見聴取結果等を踏まえた検証・分析

- 調整・手続の各検討項目の全体を通して、検討を進めていくためには、事前に避難元地域からの要請や情報提供が必要である。
また、就学再開に必要な費用の負担についても整理することが必要である。
- 避難元地域と避難先地域との連携においては、体制を整備するとともに具体的な情報を元に十分なシミュレーションを行うことが重要である。
- 児童生徒の受入においては、具体的な就学再開の方法を検討する上で、避難施設の情報が必要である。
また、教材や食材等の供給について検証を行えることが望ましい。
なお、学校種によって転入学・避難元再開それぞれの困難性は異なり、一律的な実現可能性の検証は難しい。
- 児童生徒への支援に当たり留意するべき事項としては、物理的な学校の設置状況や避難元／先の具体的な情報共有の方法が課題となる。
また、就学援助等や奨学金の手続きが急増することが見込まれ、その対応についても検討する必要がある。
- その他として、避難先地域内での連携が望ましいという意見があった。
また、避難後当初における避難元の対応について整理が必要と考えられる。

○分析結果等を踏まえた次年度の検討に向けた課題等の整理

児童生徒の受入れ・支援等に係る調整・手続において、特に重要となる事項や支援方策等の取組の方向性を中心に必要な事項を整理し、次年度の検討に向けた課題の整理等に加え、その解決方策や調整・手続等に係る改善方策についても併せて整理・記載する。

次年度に向けた課題等

次年度の検討に向けた課題等	課題の解決方策や調整・手続に係る改善方策
転入学の実施可能かつ具体的な手続を整理する必要がある。	避難元地域からの学年や人数等の情報をもとに、県及び各市が所管する学校に係る転入手続きについて整理する。
学校再開が実施可能かどうか検討する必要がある。	避難元地域からの要請や避難施設の想定をもとに、県及び各市が所管する学校に係る受入れ施設候補を検討し、基本情報を整理する。

【検討項目5：課題・留意点等の検証・分析】

就学再開に関する課題・留意点等の検証・分析及び次年度の検討に向けた課題等の整理

○検証・分析における参考データ①：避難元地域の学校数・児童生徒数・教員数

《市町村立小学校・中学校》

- 小学校は、「初期的な計画」における受入れ先市町村に対応する避難元市町村・コミュニティ（小学校区等）を参考に記載。
- 中学校は、上記の小学校区との関係を踏まえ、受入れ先市町村に対応する避難元市町村・コミュニティ（中学校区等）を想定し記載。
- 一部、避難先が分散する小学校・中学校については「初期的な計画」における受入れ数割合により按分計算した推計値により記載。
- 教員については、勤務地学区内に居住しているとは限らないため、実際の受入れ先市町村が異なる可能性があることに留意。

初期的な計画における 受入れ先市町村	避難元 市町村	小学校				中学校			
		学校数	児童数	教員数	備考	学校数	生徒数	教員数	備考
福岡市	石垣市	4	1,838	122		2	896	61	
北九州市	宮古島市	2	815	59		2	506	48	
久留米市		1	179	12		1	59	6	左記の生徒数等の一部につ いては、他の受入れ先市町 村との重複あり
大牟田市		1	101	6	左記の児童数等の一部につ いては、他の受入れ先市町 村との重複あり	1	33	5	
飯塚市		1	122	8		1	40	4	
田川市		1	79	5		1	26	3	
朝倉市		1	101	6		1	33	3	

《高等学校・特別支援学校》

- 高等学校及び特別支援学校は、「初期的な計画」における受入れ先市町村に対応する避難元の宮古島市・石垣市に所在する学校について記載。
- 当該学校のうちの一定数について受け入れる可能性があるが、現時点では、当該学校の児童生徒数・教員数について、受入れ先市町村毎の詳細情報（内数）が確認できないため、暫定的に学校全体の総数を記載（他の受入れ先市町村と児童生徒数・教員数が重複するため、全ての児童生徒・教員が受入れ対象ではないことに留意）。

初期的な計画における 受入れ先県・市町村	避難元 市町村	高等学校				特別支援学校			
		学校数	生徒数	教員数	備考	学校数	児童生徒数	教員数	備考
福岡県 北九州市 福岡市 久留米市	石垣市	4	1,459		左記の生徒数等のうち 154の一定数について受入 れ可能性あり	1	63 (幼1/小15 /中16/高31)		左記の児童生徒数等 53のうちの一定数につい て受入れ可能性あり
	宮古島市	3	1,367		左記の生徒数等のうち 142の一定数について受入 れ可能性あり	1	90 (幼5/小42 /中18/高25)		左記の児童生徒数等 61のうちの一定数につい て受入れ可能性あり

【検討項目5：課題・留意点等の検証・分析】

就学再開に関する課題・留意点等の検証・分析及び次年度の検討に向けた課題等の整理

○検証・分析における参考データ②：県内受入れ先市町村に所在する学校数（令和7年5月1日現在）

- 「初期的な計画」における受入れ先市町村に所在する公立の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の数は以下の通り。
- 実際の受入れにおいては、各学校の実状や避難元地域の意向、児童生徒の居住地・通学区域（学区）等、様々な条件を踏まえた上での調整が必要となるため、全ての学校が受入れ対象ではないことに留意する必要がある。
- 特別支援学校の障がい種別によっては、受入れ先市町村以外の県立特別支援学校となる場合がある。

区分		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
北九州市	国立	1校	1校	0校	0校
	公立	127校	64校	22校	10校 (小学部9、中学部9、高等部8)
	私立	4校	8校	15校	0校
	計	132校	73校	37校	10校 (小学部9、中学部9、高等部8)
福岡市	国立	1校	1校	0校	0校
	公立	147校	71校	19校	12校 (小学部8、中学部8、高等部11)
	私立	3校	12校	24校	0校
	計	151校	84校	43校	12校 (小学部8、中学部8、高等部11)
久留米市	国立	1校	1校	0校	0校
	公立	43校	17校	8校	3校 (小学部3、中学部3、高等部2)
	私立	0校	2校	4校	0校
	計	44校	20校	12校	3校 (小学部3、中学部3、高等部2)
合計		327校	177校	92校	25校 (小学部20、中学部20、高等部21)

(4) 就労支援

就労支援の検討方針

就労支援の 検討に係る 基本的な 考え方

- 国民保護基本指針等に定めるとおり、職業紹介等の雇用対策の中心は厚生労働省であり、都道府県は厚生労働省の施策、措置に協力し、被災地域等の実情に応じた雇用確保等を実施する役割であることから、令和7年度における福岡県における避難住民の方々の就労支援の検討は、福岡県をはじめとして避難先地域の自治体と福岡労働局とが協力して行う。
- 令和7年度の福岡県における就労支援の検討については、「避難住民や避難先地域の実情に応じた雇用確保」に主眼を置き、沖縄県石垣市及び宮古島市で就業している方々の職業等を考慮するとともに、福岡県の避難先地域の自治体の労働市場、就労支援等の状況を踏まえた上で、避難先地域の自治体と福岡労働局における平素からの連携、協力といった仕組みを活用した体制等を整理するほか、就労をはじめ多岐にわたる労働関連の相談窓口の設置や雇用吸収ができないと予想される分野、避難により生じる雇用機会に対して、避難先地域の自治体と福岡労働局との間で準備できることについて検討していく。

前提事項

- 避難元の石垣市及び宮古島市から避難先の福岡県に約47,400人の住民が避難する。
- 避難先となる福岡県内の関係各自治体の受入数は次の7自治体。

受入れ先	受入数（概数）	避難元（沖縄県）
福岡市	27,000	石垣市 登野城小学校区などの4小学校区
北九州市	12,300	宮古島市 南小学校区・北小学校区
久留米市	2,500	宮古島市 平良第一小学校区内 5地区
大牟田市	1,400	宮古島市 平良第一小学校区内 富名腰2区
飯塚市	1,700	宮古島市 平良第一小学校区内 3地区
田川市	1,100	宮古島市 平良第一小学校区内 2地区
朝倉市	1,400	宮古島市 平良第一小学校区内 富名腰1区

- 避難先の福岡県では、通常为社会経済活動が行われているものとする。
- 職業紹介をはじめ就労支援は、国が主体となる業務が多く、福岡労働局と福岡県との役割を明確にした上での検討を行うこととする。
- 個別のマッチングによるコミュニティ配慮、中長期の収容住宅の提供、就学再開との整合性までは原則として検討しないが、避難住民が避難先の県内において就労できるよう支援する。
- 障害者、高齢者、母子・父子家庭の就労支援に配慮する。
- 費用負担は、これまでの自然災害に関する対応も参考に、政府において引き続き検討する。

就労支援のフロー

避難開始

要避難地域の決定
受入れ自治体の決定

避難元住民が
避難先に避難

総合的な労働
相談窓口の設置

支援継続

- ① 避難開始
- ② 実態把握
- ③ 総合的な労働相談窓口<検討>
- ④ 避難住民への各種支援措置の検討
- ⑤ 総合的な労働相談窓口<準備>
- ⑥ 総合的な労働相談窓口<設置>
- ⑦ 必要に応じ機能の追加
- ⑧ 総合的な労働相談窓口<縮小移行>
- ⑨ 通常業務を通じた支援継続

福岡
労働局

① 平時に構築した体制を基に、支援準備を開始し、県等に連絡

② 受入れ数、受入れ市町、避難住民の就業者数の把握

避難住民の就業者数の把握・分析

③ ②を基に設置可否、設置数、付する機能、設置時期の目安等を検討

必要人員、資機材等に係る調整

④ 各種就労支援策を検討

就職困難者への個別支援や人材不足分野への充足支援

⑤ ④を反映して③を具体化

⑥ 人員、資機材等を確保して設置

広報・周知

⑦ 避難住民（相談者）の状況や要望から機能の追加等を判断

避難住民の状況や要望を踏まえた支援

⑧ 相談者数等の状況に応じ、総合的な労働相談窓口の縮小

⑨ 通常の施設、人員での支援を継続

福岡県

① 平時に構築した体制を基に、支援準備の開始

② 受入れ数、受入れ市町、避難住民の就業者数の把握

避難住民の就業者数の把握・分析

③ ②を基にした国の検討を受けて必要に応じ候補を選定

県として付する機能に係る関係部局等と調整

④ 各種就労支援策を検討

取組事業（県独自の就職支援事業）の活用検討

⑤ 国の設置準備に協力

⑥ 県の取組に必要な人員、資機材等の確保

広報・周知

⑦ 避難住民（相談者）の状況や要望から機能の追加等を判断

避難住民の状況や要望を踏まえた支援

⑧ 相談者数等の状況に応じ、総合的な労働相談窓口の縮小

⑨ 通常の施設、人員での支援を継続

実態把握を踏まえた就労支援等

平時の準備
(体制づくり)

平成27年10月22日付けで福岡県と福岡労働局が締結した雇用対策協定に基づく運営協議会等の機会を活用し、国民保護事案時の就労支援の体制や手順等を確認する。

実態把握による課題の抽出

受入れ市町・人数と公共職業安定所等関連施設の分布状況の把握

避難元自治体	受入れ市町と受入れ人数		公共職業安定所等関連施設
登野城小学校区等 4 小学校区	福岡市	27,000人	4 箇所（福岡中央、福岡東、福岡南及び福岡西公共職業安定所）（調整中）
南小学校区・北小学校区	北九州市	12,300人	5 箇所（八幡公共職業安定所黒崎駅前庁舎、同若松出張所、同戸畑分室、小倉公共職業安定所、同門司出張所）
平良第一小学校区 5 地区	久留米市	2,500人	久留米公共職業安定所
平良第一小学校区 富名腰 2 区	大牟田市	1,400人	大牟田公共職業安定所
平良第一小学校区 3 地区	飯塚市	1,700人	飯塚公共職業安定所
平良第一小学校区 2 地区	田川市	1,100人	田川公共職業安定所
平良第一小学校区 富名腰 1 区	朝倉市	1,400人	朝倉公共職業安定所

統計資料の突合による実態把握と課題の抽出 （1 宮古島市及び石垣市の職種別有効求職者数）

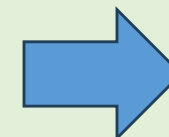
宮古島市及び石垣市の職種別有効求職者数（R7.9）	福岡労働局の有効求職者数（R7.9）	福岡労働局の有効求人数（R7.9）
管理的職業	3人	221人
研究・技術、法務、経営等の専門的職業	77人	7,054人
医療・看護・保健、保育・教育の職業	127人	15,890人
事務的職業	317人	10,505人
販売・営業の職業	74人	12,241人
福祉・介護の職業	70人	13,074人
サービスの職業	211人	11,442人
警備・保安の職業	14人	2,847人
農林漁業の職業	30人	537人
製造・修理・塗装・製図等の職業	48人	9,728人
配送・輸送・機械運転の職業	86人	6,793人
建設・土木・電気工事の職業	27人	4,394人
運搬・清掃・包装・選別等の職業	187人	9,188人
計（※）	1,590人	93,957人

※ その他の職種もあるため合計は一致しない

実態把握による課題の抽出

統計資料の
突合による
実態把握と
課題の抽出
(2 雇用保
険被保険者
数)

雇用保険被保険者数 (R7.9月末時点)	HW宮古 (宮古島市他)	HW八重山 (石垣市他)	合計	福岡労働局管内
農業、林業、漁業	180人	229人	409人	5,467人
漁業	24人	36人	60人	246人
鉱業、採石業、砂利採取業	5人	38人	43人	705人
建設業	1,869人	1,301人	3,170人	129,640人
製造業	855人	761人	1,616人	241,111人
電気・ガス・熱供給・水道業	20人	0人	20人	15,043人
情報通信業	146人	422人	568人	58,583人
運輸業、郵便業	646人	946人	1,592人	136,122人
卸売業、小売業	1,054人	1,440人	2,494人	336,934人
金融業、保険業	8人	10人	18人	45,491人
不動産業、物品賃貸業	449人	242人	691人	30,375人
学術研究、専門・技術サービス業	294人	252人	546人	73,352人
宿泊業、飲食サービス業	2,142人	2,157人	4,299人	55,165人
生活関連サービス・娯楽業	380人	705人	1,085人	41,704人
教育、学習支援業	138人	213人	351人	55,046人
医療、福祉	2,683人	2,227人	4,910人	323,634人
複合サービス	385人	417人	802人	17,762人
サービス業	837人	821人	1,658人	196,496人
公務	761人	896人	1,657人	23,979人
その他	6人	1人	7人	610人
合計	12,882人	13,114人	25,996人	1,787,465人



モデル検討の対象となる受入れ地域の選定

モデル市町の選定（関係者の整理）

モデル検討の対象となる受入れ地域 福岡市（※避難元：石垣市）		
	担当部署	役割
国 (福岡労働局)	雇用環境・均等部指導課 総合労働相談コーナー	総合労働相談の実施等
	職業安定部職業安定課	公共職業安定所関連業務の総括調整
	職業安定部職業対策課福岡助成金センター	雇用関係助成金の相談、申請、審査、支給
	職業安定部需給調整事業課	労働者派遣事業及び職業紹介事業等に関する相談
	福岡中央公共職業安定所	職業相談、職業紹介、各種雇用保険手続等
	福岡東公共職業安定所	職業相談、職業紹介、各種雇用保険手続等
	福岡南公共職業安定所	職業相談、職業紹介、各種雇用保険手続等
	福岡西公共職業安定所	職業相談、職業紹介、各種雇用保険手続等
	福岡中央労働基準監督署	各種労働条件、労災補償給付の相談等
	福岡東労働基準監督署	各種労働条件、労災補償給付の相談等
福岡県	就業支援課	避難受入れに係る関係機関への連絡等 就職相談、職業紹介業務の総括
	労働政策課	労働問題に関する相談等の総括
	福岡労働者支援事務所	労働問題に関する相談等
福岡市	経営支援課（就労相談窓口）	職業相談、職業紹介

モデル検討の対象となる受入れ地域の選定

モデル市町の選定（関係者の整理）

モデル検討の対象となる受入れ地域 北九州市（※避難元：宮古島市）		
	担当部署	役割
国 (福岡労働局)	雇用環境・均等部指導課 総合労働相談コーナー	総合労働相談の実施等
	職業安定部職業安定課	公共職業安定所関連業務の総括調整
	職業安定部職業対策課福岡助成金センター	雇用関係助成金の相談、申請、審査、支給
	職業安定部需給調整事業課	労働者派遣事業及び職業紹介事業等に関する相談
	八幡公共職業安定所 黒崎駅前庁舎	職業相談、職業紹介、各種雇用保険手続等
	八幡公共職業安定所 若松出張所	職業相談、職業紹介、各種雇用保険手続等
	八幡公共職業安定所 戸畑分室	職業相談、職業紹介、各種雇用保険手続等
	小倉公共職業安定所	職業相談、職業紹介、各種雇用保険手続等
	小倉公共職業安定所 門司出張所	職業相談、職業紹介、各種雇用保険手続等
	北九州西労働基準監督署	各種労働条件、労災補償給付に関する相談等
	北九州東労働基準監督署	各種労働条件、労災補償給付に関する相談等
北九州東労働基準監督署 門司支署	各種労働条件、労災補償給付に関する相談等	
福岡県	就業支援課	避難受入れに係る関係機関への連絡等 就職相談、職業紹介業務の総括
	労働政策課	労働問題に関する相談等の総括
	北九州労働者支援事務所	労働問題に関する相談等
北九州市	雇用・産業人材政策課（就労相談窓口）	職業相談、職業紹介

モデル検討の対象となる受入れ地域の選定

モデル検討の対象となる受入れ地域 久留米市（※避難元：宮古島市）

	担当部署	役割
国 (福岡労働局)	雇用環境・均等部指導課 総合労働相談コーナー	総合労働相談の実施等
	職業安定部職業安定課	公共職業安定所関連業務の総括調整
	職業安定部職業対策課福岡助成金センター	雇用関係助成金の相談、申請、審査、支給
	職業安定部需給調整事業課	労働者派遣事業及び職業紹介事業等に関する相談
	久留米公共職業安定所	職業相談、職業紹介、各種雇用保険手続
	久留米労働基準監督署	各種労働条件、労災補償給付に関する相談等
福岡県	就業支援課	避難受入れに係る関係機関への連絡等 就職相談、職業紹介業務の総括
	労働政策課	労働問題に関する相談等の総括
	筑後労働者支援事務所	労働問題に関する相談等
久留米市	商工観光労働部労政課	連絡調整窓口

モデル市町の 選定（関係者 の整理）

体制づくりに係る検討内容

平時の協力体制の活用

- ・福岡県と福岡労働局は、誰もが意欲と能力を生かして働くことができる社会の実現に向け、相互に連携・協力して施策を推進することを目的に、平成27年10月22日に「福岡県雇用対策協定」を締結した。
この協定に基づき、福岡県、福岡労働局及び県内各公共職業安定所は、地域の実情に応じた雇用創出の取組や、きめ細かな実効性のある就職支援等を密接な連携の下に効果的、一体的に実施するため、「福岡県雇用対策協定に基づく事業計画」を取りまとめ、各施策に対する相互理解を深めつつ、雇用問題の改善に強力に取り組むこととしている。
- また、福岡県知事及び福岡労働局長は、本計画に定める取組以外についても、両者が進める雇用創出の取組、就職困難者への支援、地元企業雇用調整時の離職者への再就職支援、企業誘致に際しての人材確保、その他各施策への連携・協力等について、相互に要請があった時は、その要請に誠実かつ迅速に対応するよう努めることとしており、非常時における就労支援に関しても、本協定の趣旨に則り相互に連携し取り組むものである。
- ・また、非常時における運営協議会をはじめとした関係者への連絡方法等は、対面、メール、オンライン等を用いて確立する。
- ・福岡労働局及び福岡県等は、それぞれ関係部局等に対して本取組の周知を図る。

体制の性質

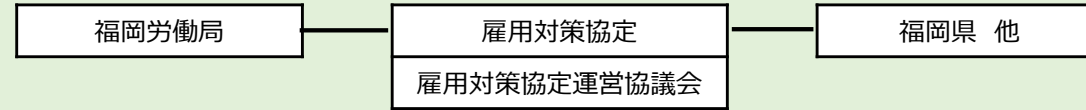
- ・福岡労働局が主体となり、福岡県及び関係自治体と連携を図って就労支援を行う。
- ・福岡県は福岡労働局が行う就労支援に協力するほか、県独自の就労支援にも並行して取り組む。

立ち上がりの時期

- ・避難元都道府県に対し、九州・山口各県を避難先地域と指定した「避難措置の指示」の発令を契機とする。

体制づくりに係る検討内容

・福岡県雇用対策協定運営協議会を中心に、必要なメンバー等を参集する。



メンバー等

職業安定部需給調整事業課	福岡労働局担当部署	福岡県担当部署 (※)	福岡県労働者支援事務所
関係公共職業安定所	職業安定部職業安定課	福祉労働部労働局労働政策課	農林水産部経営技術支援課 後継人材育成室
関係労働基準監督署	職業安定部職業対策課	福祉労働部労働局就業支援課	保健医療介護部 高齢者地域包括ケア課 介護人材確保対策室
	職業安定部訓練課	福祉労働部労働局能力開発課	福祉労働部福祉総務課
	雇用環境・均等部企画課		
	雇用環境・均等部指導課		

・平時から、福岡県雇用対策協定運営協議会の機会を通じ、国民保護事案発生時の就労支援の体制や手順の確認を行う。
(※) 令和8年4月に組織変更予定

本体制が就労支援で果たそうとする役割

実態把握① 就労支援に係る事前準備のための実態把握	<ul style="list-style-type: none"> ・救援の指示発令直後に受入れ数、受入れ市町を把握するほか、避難先住民のうちの就業者数の概数等を統計資料等から分析し、福岡労働局、福岡県及び関係自治体で共有し、課題を抽出する。 ・実態把握は断絶させることなく、避難住民の需要を把握してその解決を図る。
総合的な労働相談窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・設置の必要性の判断 ・設置場所、設置数、付する機能、縮小・移転等の時期の判断 ・総合的な労働相談窓口に適した施設の選定
人員等の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・応援職員の派遣調整（国・県）、必要に応じ全国からの応援職員の派遣申請等（国） ・就労支援活動に必要な資機材の検討及び調整
実態把握② 避難住民の状況や要望を踏まえた就労支援のための実態把握	<ul style="list-style-type: none"> ・統計資料等の傾向から事前に準備しておく就労支援の検討 ・総合的な労働相談窓口における実態把握を基にした就労支援の検討

- 避難者からの労働に関する相談について、ニーズに応じた的確に対応するため、**①総合的な労働相談窓口、②特別労働相談窓口**の設置を検討する。

①総合的な労働相談窓口：

(想定される対象者)

労働に関する問題を抱えているが、どこに相談したらいいのかわからない方

(有する機能)

相談者の抱えている問題を丁寧に聞き取り、問題を切り分けて問題ごとに適切な相談窓口を整理し教示すること

②特別労働相談窓口：

(想定される相談者)

自身の抱えている労働に関する問題について、どこに相談すればいいのかわかっている方

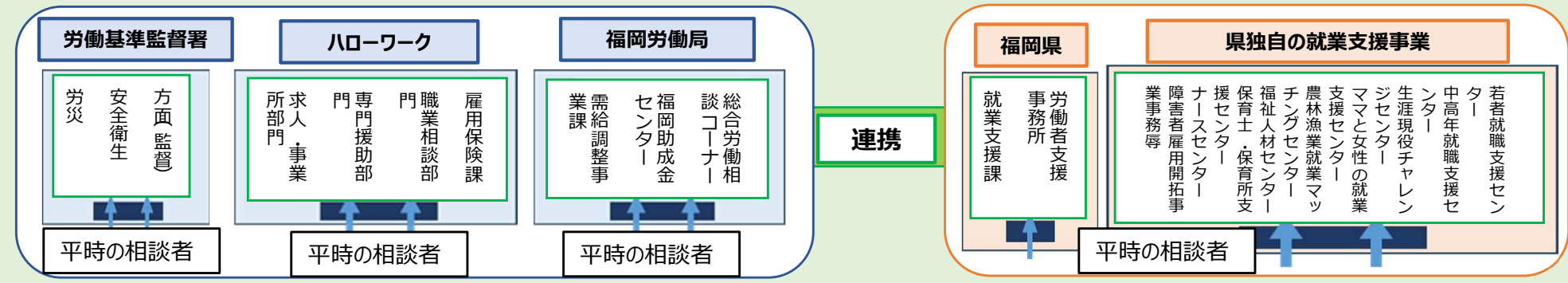
※ 総合的な労働相談窓口を経由して案内される方もいれば、総合的な労働相談窓口を経由せず直接利用する方もいる想定

(有する機能)

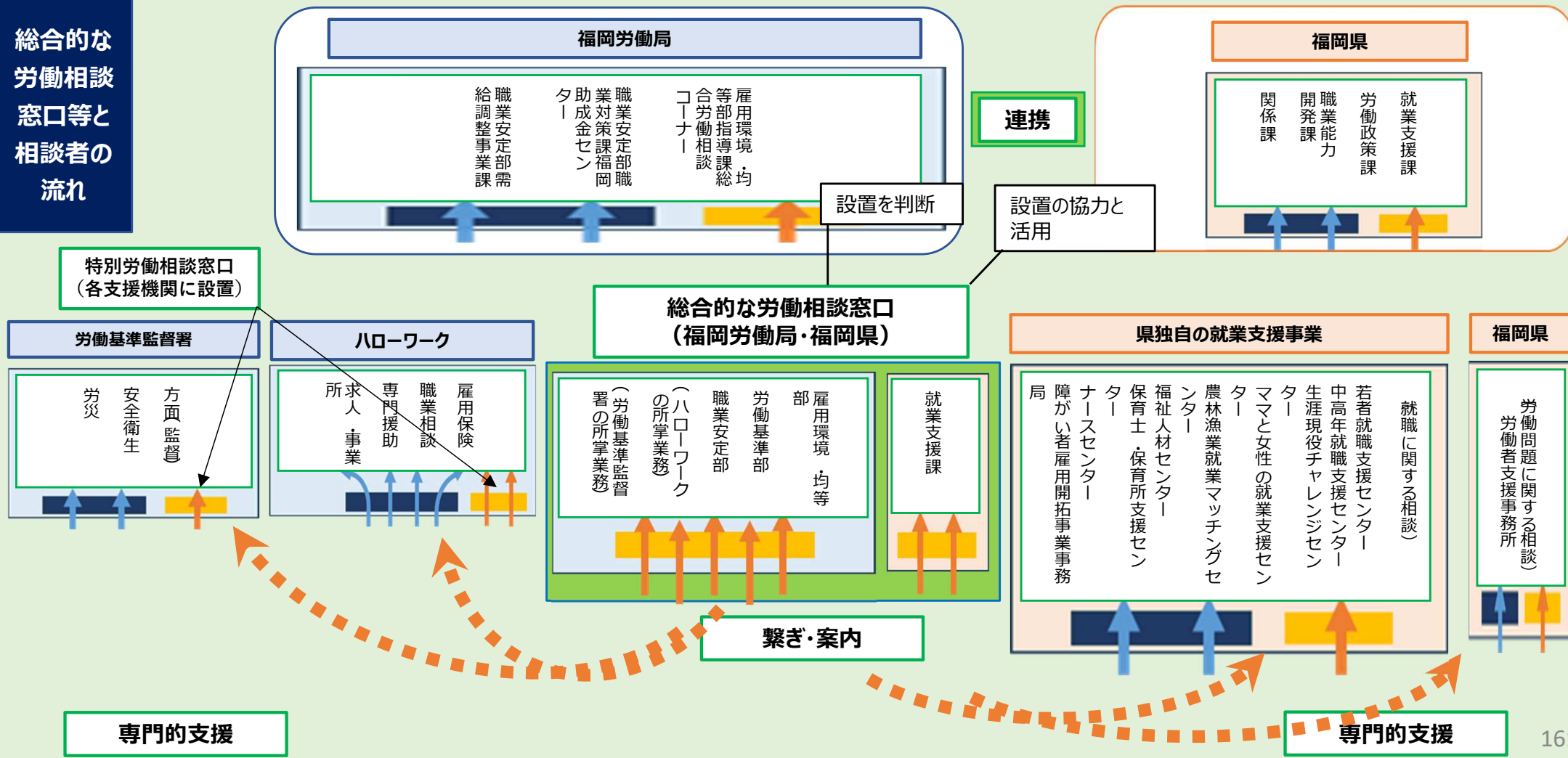
相談者の抱えている問題を解決するため、専門的な支援を実施すること

総合的な労働相談窓口・特別労働相談窓口のイメージ

平時の連携と相談者の流れ



総合的な労働相談窓口等と相談者の流れ



総合的な労働相談窓口等に係る検討内容

第1 労働局や公共職業安定所等の施設での対応が可能か、労働相談窓口の設置が必要かの判断

労働局等の既存関連施設での運営可能性

福岡労働局（福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎新館） 担当区域：福岡県全域					
受入れ数	想定される潜在的相談者数	相談対応が可能な施設	1日に対応可能な相談者の概数	交通利便性	人員の調整等
福岡県全域で石垣市及び宮古島から約47,400人を受入	<p>福岡県全域で約32,706人（※）</p> <p>※ 就業者数を潜在的な相談者数と仮定。就業者数は、推計値（福岡県の受入数×宮古島市及び石垣市の労働力人口の割合）</p> <p>参考：宮古島市及び石垣市の15歳以上人口82,246人、労働力人口（就業者＋完全失業者）56,714人、よって就業率69.0%と推計（R2国勢調査）</p>	<p>福岡労働局及び受入れ市を管轄する、管内労働基準監督署8署管内公共職業安定所8所</p> <p>※避難住民の受入れ市を管轄する署所を原則とする。</p>	<p>相談は多岐にわたることが想定され、相談者も多様であることから、1人当たりの相談時間を想定することは困難</p>	<p>福岡労働局は、JR博多駅筑紫口から徒歩6分</p> <p>相談は電話でも応じることとし、来所による相談であっても避難住民の受入れ市を管轄する署所であれば交通利便性に問題はない。</p>	不要
総合的な労働相談窓口を設置する判断	<ul style="list-style-type: none"> ・避難住民からの多岐にわたる労働関連の相談に対しては、適切な支援に迅速に繋ぐことが重要である。 ・専門的支援に繋ぐことを目的とする「総合的な労働相談窓口」については、電話による相談が中心であることが見込まれるため、福岡労働局では「総合的な労働相談窓口」は設置せず、避難施設やSNS等により特別労働相談窓口を周知する予定である。 ・一方、管内関係労働基準監督署及び管内関係公共職業安定所においては、専門的支援を行う特別労働相談窓口を早期に設置することにより、当該施設において迅速に支援を開始することとなる。 ・なお、これまでの震災等による経験則から実際の相談は来所・対面でなく電話によるものが多いことが予想されることなども勘案すれば、避難住民のためだけの「総合的な労働相談窓口」として新たな施設を設置する必要はなく、労働局における既存の施設（労働基準監督署、公共職業安定所等）に設置する特別労働相談窓口により対応は可能である。 ・また、福岡県が設置する労働者支援事務所での労働相談や県独自の就労支援事業における職業紹介も実施しており、県の施策との連携を図ることにより、相談窓口の対応を確保することが可能である。 				

総合的な労働相談窓口等に係る検討内容

福岡市

福岡中央公共職業安定所（福岡市中央区赤坂1-6-19） 担当区域：福岡市中央区、博多区、早良区、城南区、南区（一部） 他
 福岡東公共職業安定所（福岡市東区千早6-1-1） 担当区域：福岡市東区 他
 福岡南公共職業安定所（春日市春日公園3-2） 担当区域：福岡市南区（福岡中央所管轄以外） 他
 福岡西公共職業安定所（福岡市西区姪浜駅南3-8-10） 担当区域：福岡市西区 他
 福岡中央労働基準監督署（福岡市中央区長浜2-1-1） 担当区域：福岡市（東区を除く） 他
 福岡東労働基準監督署（福岡市東区香椎浜1-3-26） 担当区域：福岡市東区 他

受入れ数	想定される潜在的相談者数	相談対応が可能な施設	1日に対応可能な相談者の概数	交通利便性	人員の調整等
福岡市で約27,000人を受入	約19,278人 (積算根拠) 石垣市の15歳以上人口は38,654人に対し、労働力人口は27,593人であり、その割合は71.4%。 よって、27,000人×71.4%と推計。(R2国勢調査)	上記のとおり	相談は多岐にわたることが想定され、相談者も多様であることから、1人当たりの相談時間を想定することは困難	相談は電話でも応じることとし、来所による相談であっても避難住民の受入れ市を管轄する署所であれば交通利便性に問題はない。	不要
総合的な労働相談窓口を設置する判断	<ul style="list-style-type: none"> ・避難住民からの多岐にわたる労働関連の相談に対しては、適切な支援に迅速に繋ぐことが重要である。 ・専門的支援に繋ぐことを目的とする「総合的な労働相談窓口」については、電話による相談が中心であることが見込まれるため、福岡労働局では「総合的な労働相談窓口」は設置せず、避難施設やSNS等により特別労働相談窓口を周知する予定である。 ・一方、管内関係労働基準監督署及び管内関係公共職業安定所においては、専門的支援を行う特別労働相談窓口を早期に設置することにより、当該施設において迅速に支援を開始することとなる。 ・なお、これまでの震災等による経験則から実際の相談は来所・対面でなく電話によるものが多いことが予想されることなども勘案すれば、避難住民のためだけの「総合的な労働相談窓口」として新たな施設を設置する必要はなく、労働局における既存の施設（労働基準監督署、公共職業安定所等）に設置する特別労働相談窓口により対応は可能である。 ・また、福岡県が設置する福岡労働者支援事務所での労働相談や県独自の就労支援事業における職業紹介も実施しており、県の施策との連携を図ることにより、相談窓口の対応を確保することが可能である。 				

労働局等の既存関連施設での運営可能性

総合的な労働相談窓口等に係る検討内容

北九州市

八幡公共職業安定所 黒崎駅前庁舎（北九州市八幡西区黒崎3-15-3 コムシティ6階） 担当区域：北九州市八幡東区、八幡西区他
 八幡公共職業安定所 若松出張所（北九州市若松区本町1-14-12） 担当区域：北九州市若松区
 八幡公共職業安定所 戸畑分室（北九州市戸畑区汐井町1-6 ウエルとばた8階） 担当区域：北九州市戸畑区
 小倉公共職業安定所（北九州市小倉北区萩崎町1-11） 担当区域：北九州市小倉北区、小倉南区
 小倉公共職業安定所 門司出張所（北九州市門司区北川町1-18） 担当区域：北九州市門司区
 北九州西労働基準監督署（北九州市八幡西区岸の浦1-5-10） 担当区域：北九州市八幡東区、八幡西区、戸畑区、若松区 他
 北九州東労働基準監督署（北九州市小倉北区大手町13-26） 担当区域：北九州市小倉北区、小倉南区
 北九州東労働基準監督署門司支署（北九州市門司区北川町1-18） 担当区域：北九州市門司区

受入れ数	想定される潜在的相談者数	相談対応が可能な施設	1日に対応可能な相談者の概数	交通利便性	人員の調整等
北九州市で約12,300人を受入	約8,216人 (積算根拠) 宮古島市の15歳以上人口は43,592人に対し、労働力人口は29,121人であり、その割合は66.8%。 よって、12,300人×66.8%と推計。 (R2国勢調査)	上記のとおり	相談は多岐にわたることが想定され、相談者も多様であることから、1人当たりの相談時間を想定することは困難	相談は電話でも応じることとし、来所による相談であっても避難住民の受入れ市を管轄する署所であれば交通利便性に問題はない。	不要

総合的な労働相談窓口を設置する判断

- ・避難住民からの多岐にわたる労働関連の相談に対しては、適切な支援に迅速に繋ぐことが重要である。
- ・専門的支援に繋ぐことを目的とする「総合的な労働相談窓口」については、電話による相談が中心であることが見込まれるため、福岡労働局では「総合的な労働相談窓口」は設置せず、避難施設やSNS等により特別労働相談窓口を周知する予定である。
- ・一方、管内関係労働基準監督署及び管内関係公共職業安定所においては、専門的支援を行う特別労働相談窓口を早期に設置することにより、当該施設において迅速に支援を開始することとなる。
- ・なお、これまでの震災等による経験則から実際の相談は来所・対面でなく電話によるものが多いことが予想されることなども勘案すれば、避難住民のためだけの「総合的な労働相談窓口」として新たな施設を設置する必要はなく、労働局における既存の施設（労働基準監督署、公共職業安定所等）に設置する特別労働相談窓口により対応は可能である。
- ・また、福岡県が設置する労働者支援事務所での労働相談や県独自の就労支援事業における職業紹介も実施しており、県の施策との連携を図ることにより、相談窓口の対応を確保することが可能である。
- ・また、福岡県が設置する北九州労働者支援事務所での労働相談や県独自の就労支援事業における職業紹介も実施しており、県の施策との連携を図ることにより、相談窓口の対応を確保することが可能である。

労働局等の
既存関連施設での運営
可能性

総合的な労働相談窓口等に係る検討内容

久留米市

久留米公共職業安定所（久留米市諏訪野町2401） 担当区域：久留米市 他
 久留米労働基準監督署（久留米市諏訪野町2401） 担当区域：久留米市 他

受入れ数	想定される潜在的相談者数	相談対応が可能な施設	1日に対応可能な相談者の概数	交通利便性	人員の調整等
久留米市で約2,500人を受入	約1,670人 （積算根拠） 宮古島市の15歳以上人口は43,592人に対し、労働力人口は29,121人であり、その割合は66.8%。 よって、2,500人×66.8%と推計。 （R2国勢調査）	上記のとおり	相談は多岐にわたることが想定され、相談者も多様であることから、1人当たりの相談時間を想定することは困難	相談は電話でも応じることとし、来所による相談であっても避難住民の受入れ市を管轄する署所であれば交通利便性に問題はない。	不要
総合的な労働相談窓口を設置する判断	<ul style="list-style-type: none"> ・避難住民からの多岐にわたる労働関連の相談に対しては、適切な支援に迅速に繋ぐことが重要である。 ・専門的支援に繋ぐことを目的とする「総合的な労働相談窓口」については、電話による相談が中心であることが見込まれるため、福岡労働局では「総合的な労働相談窓口」は設置せず、避難施設やSNS等により特別労働相談窓口を周知する予定である。 ・一方、管内関係労働基準監督署及び管内関係公共職業安定所においては、専門的支援を行う特別労働相談窓口を早期に設置することにより、当該施設において迅速に支援を開始することとなる。 ・なお、これまでの震災等による経験則から実際の相談は来所・対面でなく電話によるものが多いことが予想されることなども勘案すれば、避難住民のためだけの「総合的な労働相談窓口」として新たな施設を設置する必要はなく、労働局における既存の施設（労働基準監督署、公共職業安定所等）に設置する特別労働相談窓口により対応は可能である。 ・また、福岡県が設置する労働者支援事務所での労働相談や県独自の就労支援事業における職業紹介も実施しており、県の施策との連携を図ることにより、相談窓口の対応を確保することが可能である。 ・また、福岡県が設置する筑後労働者支援事務所での労働相談や県独自の就労支援事業における職業紹介も実施しており、県の施策との連携を図ることにより、相談窓口の対応を確保することが可能である。 				

労働局等の既存関連施設での運営可能性

人員の確保

【共通事項】

- ・就労支援に相談は多岐にわたることが想定され、相談者も多様であることから、1人当たりの相談時間を想定することは困難であり、かつ必要な人員数を積算することも困難である。
- ・福岡労働局においては、避難先自治体に所在する各相談機関が通常業務を継続する中において、避難住民の対応等により著しく窓口が繁忙となることが見込まれる場合は、福岡労働局及び管下の各公共職業安定所間での応援体制を構築する場合がある。

【総合的な労働相談窓口】

専門的支援に繋ぐことを目的とする「総合的な労働相談窓口」について、福岡労働局では原則として設置することは想定しておらず、福岡県との連携のもと、各避難施設に、就労支援に係る連絡先等を記載した掲示物の掲示、ホームページや公式SNSでの情報発信により適切な相談窓口につなげることをとする。

【特別労働相談窓口】

- 特別労働相談窓口については、平時の社会経済活動が行われていることを前提に、福岡県が避難者の受け入れを開始した日以後、すみやかに設置する。
- ・特別労働相談窓口に必要な人員の配置については、状況の変化に応じ、適宜見直しを行うこととする。
 - ・労働局庁舎勤務の職員を、繁忙となる官署へ応援派遣する場合の手順等を整理する。
 - ・受け入れ市を管轄する官署以外の官署に勤務する職員について、繁忙となる官署へ応援派遣する場合の手順等を整理する。
 - ・全国からの応援職員の派遣を要請する場合の手順等について確認する。

総合的な労働相談窓口等に係る検討内容

第2 総合的な労働相談窓口に付する機能

総合的な労働相談窓口に付する機能

国（福岡労働局）	
想定される相談事項	繋げる支援機関
<ul style="list-style-type: none"> 労働問題の様々なトラブルに関する相談 その他相談先がわからない労働関係の相談 	労働局（総合労働相談コーナー）
<ul style="list-style-type: none"> 各種雇用関係助成金の相談 	労働局（福岡助成金センター）
<ul style="list-style-type: none"> 労働者派遣事業、職業紹介事業等に関する相談 	労働局需給調整事業課
<ul style="list-style-type: none"> 労働基準関係法令に関する相談 賃金等の労働条件に関する相談 労災補償給付等に関する相談 等 	労働基準監督署
<ul style="list-style-type: none"> 就職に関する相談 求人に関する相談 雇用保険に関する相談 等 	公共職業安定所

連携

福岡県	
想定される相談事項	繋げる支援機関
<ul style="list-style-type: none"> 就職に関する相談 合同就職説明会等の実施 関係部局との連携 	<ul style="list-style-type: none"> 若者就職支援センター 中高年就職支援センター 生涯現役チャレンジセンター ママと女性の就業支援センター 農林漁業就業マッチングセンター 福祉人材センター 保育士・保育所支援センター ナースセンター
<ul style="list-style-type: none"> 障害者の就職に関する相談 関係部局との連携 	障がい者雇用開拓事業事務局
<ul style="list-style-type: none"> 労働問題に関する相談 等 情報提供 等 	労働者支援事務所

国（福岡労働局）の支援機関と県の支援機関の情報（支援内容、所在地、連絡先等）をお互いで共有することにより、総合的な労働相談窓口における避難住民の相談を適切な支援に繋ぐ機能を整備する。

※労働関係に関わらず、国（福岡労働局）による労働関係の相談課程で把握した労働関係以外の相談に対して、県による独自の支援（就学支援等）に繋ぐことが可能な相談事項について、引き続き検討する。

総合的な労働相談窓口等に係る検討内容

第3 特別労働相談窓口に付する機能

※ 従来の取組と同様に、就労支援に当たって福岡労働局と福岡県は、緊密に連携して対応する。

特別労働相談 窓口に付する 機能

福岡労働局		福岡県	
労働局	総合労働相談 ・労働問題の様々なトラブルへの相談対応等	<ul style="list-style-type: none"> ・若者就職支援センター ・中高年就職支援センター ・生涯現役チャレンジセンター ・ママと女性の就業支援センター ・農林漁業就業マッチングセンター ・福祉人材センター ・保育士・保育所支援センター ・ナースセンター 	<ul style="list-style-type: none"> ・就職に関する相談 ・合同就職説明会等の実施 ・関係部局との連携 ・障害者の就職に関する相談
	各種雇用関係助成金の申請、相談対応 ・雇用調整助成金 等		
	労働者派遣・職業紹介事業に関する相談対応		
関係公共職業安定所 (※付属施設においても取組実施を検討する。)	職業相談・職業紹介 (※) ・職業相談、職業紹介 ・求人情報の提供 ・各種面接会、説明会、セミナー等の案内	障がい者雇用開拓事業事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者の就職に関する相談 ・関係部局との連携
	障害者・高齢者等の就労支援 ・障害者の就労支援 ・高齢者の就労支援 ・母子家庭の母等への就労支援 ・外国人、生活困窮者等への就労支援		
	職業訓練に関する相談対応	労働者支援事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・労働問題に関する相談 ・情報提供 等
	雇用保険失業給付等に関する相談対応		
	求人事業所への相談対応、人材確保支援		
	その他		
	関係労働基準監督署	労働条件に関する申告・相談対応	
労災補償に関する相談対応			
労働保険に関する相談対応			

総合的な労働相談窓口等に係る検討内容

第4 設置時期等

設置時期等	設置時期	<ul style="list-style-type: none">・総合的な労働相談窓口については、避難措置の指示の発令後に、設置の可否について検討し判断する。なお、既存の労働局各施設において、通常の業務運営と並行して対応が可能となる場合は、設置しないこととする。・特別労働相談窓口については、県が避難者の受入れを開始した日以後、すみやかに設置する。
	縮小時期	<ul style="list-style-type: none">・過去の被災対応時の実績を踏まえ、相談件数等の推移をみて、適宜縮小する。・なお、労働局各施設において相談件数等の推移を鑑み、平時の体制での支援でも差し支えないと判断できる場合は、特別労働相談窓口を閉鎖し、平時の支援体制に移行する。

第5 総合的な労働相談窓口等の周知方法の検討

周知の方法	<p>福岡労働局と福岡県、受入れ市町村が連携し、避難者への必要な周知を行うこととし、周知・広報の方法は必要に応じ随時見直すこととする。</p> <ul style="list-style-type: none">・周知・広報の方法 公式ホームページ、公式SNS、自治体広報紙、テレビ・ラジオ等のマスメディアの活用 避難住民の宿泊施設での広報（ポスター掲示やチラシの配布、必要性を踏まえ説明会の実施） プレスリリース（情報ツール（新聞、インターネット等）の活用） 各種協議会等構成員や協力的な事業者との連携強化による広報
-------	---

実態把握を踏まえた就労支援等に係る検討内容

<p>避難住民の状況や要望を踏まえた就労支援等</p>	<p>統計資料の傾向等から事前に準備しておく就労支援の検討</p>	<p>避難元地域の要配慮者等への支援（つきそい、訪問などの支援）状況等を踏まえた個別支援の取組</p>	<p>【高齢者・障害者等の就職困難者】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各公共職業安定所の専門窓口において、通常業務の一環として丁寧な個別支援を行う。なお、個別支援に当たり、必要に応じ地元自治体や福祉・医療等の関係機関と連携する。 <p>【人材不足分野の事業所への充足支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各公共職業安定所において、求職者へ必要な求人情報を提供するほか、事業所の見学会、説明会や面接会等のイベントの周知等とおして積極的な応募勧奨を行い、早期の求人充足に繋げる。 <p>※参考 令和6年度における県内各公共職業安定所における人材確保のイベント回数は計578回</p>
		<p>避難先地域における取組事業の活用</p>	<p>【自治体における取組の活用・連携】</p> <p>福岡県では、若者から高齢者までの年代別や女性、障がい者の対象別、介護、農林水産業等の業種において就職支援センターを運営しており、職業紹介を行っているため、避難住民の雇用機会創出のため連携する必要がある。</p>
			<p>【一次産業への就業希望者に対する支援】</p> <p>福岡県農林水産部において、担い手の確保・育成対策（農業・林業・漁業）を実施している。</p> <p>避難住民が避難先において一次産業での就労を希望する場合は、県の農林漁業就業マッチングセンターが運営する「ふくおかで農林漁業！就職応援サイト」を通じて、登録された求人者の情報をもとに、職業斡旋を行う。</p> <p>求職する避難住民が著しく増加する場合は、市町村と連携し、求人者の情報収集を行う。</p>
			<p>【移住施策の活用可否】</p> <p>福岡県企画・地域振興部市町村振興局政策支援課において、移住施策を実施しているが、「県外からの移住者」を対象としており、「沖縄県から一時的に避難してくる方」を対象としていないため、非常時における柔軟な活用について関係先との調整を図る。</p>

避難住民の状況 や要望を踏まえた 就労支援等

・雇用統計については、従前から毎月福岡労働局と福岡県において情報共有を行っているところ、雇用対策協定に基づく運営協議会等の仕組みを用いて福岡労働局と福岡県との初期的な情報を共有するほか、福岡労働局が把握した避難住民の実態、需要等について、確実に福岡県等と共有し、有効な就労支援活動を展開する。また、福岡県が総合的な労働相談窓口等で把握した情報についても同様の取扱いとする。

・総合的な労働相談窓口等を設置した場合における入手した情報の集約・報告方法

- ◇ 集約専従職員（班）を設置
- ◇ 集約結果をメール等を用いて福岡労働局職業安定部職業安定課地方労働市場情報官に報告する
- ◇ 当日の取扱い情報の管理

・情報の分析

- ◇ 労働局長の定例記者会見時に合わせて毎月定期的な情報の分析を行い傾向や需要を把握する。
- ◇ 福岡労働局は、他の都道府県の労働局と分析結果を共有し、広域的な実態把握を行う。

・分析結果の情報共有

- ◇ 毎月、福岡労働局と福岡県では雇用情勢に係る定例記者会見後に情報共有を実施しているところであり、当該取組を継続する。
なお、必要に応じ雇用対策協定に基づく運営協議会等の仕組みを用い情報共有する。
- ◇ 福岡県は、必要に応じ、共有された情報を関係部署及び避難受入れ市町にメール等により提供する。

・分析結果の活用

- ◇ 福岡労働局と福岡県は、分析結果に基づいた就労支援の強化や新規取組等の実施に向けた検討を行う機会を設定する。
検討の機会を設定する場合は、雇用対策協定運営協議会の枠組みを必要に応じ活用する。
- ◇ 実態把握を就労支援の強化や新規取組等の実現に結び付ける。

検討により見えてきた課題と対応方針

課題と対応	項目等	課題と方針 (※令和8年度の検討課題、検討方針)
	総合的な労働相談窓口（福岡労働局・福岡県）	<ul style="list-style-type: none"> ・特別労働相談窓口に早期に繋ぐ観点から、相談内容と取次先機関が的確に結びつくような資料の作成と共有が必要であり、効果的な周知方法や広報資料等について、福岡労働局・福岡県にて引き続き検討する。
	特別労働相談窓口（福岡労働局・福岡県）	<ol style="list-style-type: none"> 1 ハローワーク及び福岡県に設置する特別労働相談窓口においては、避難元及び避難先地域における求人・求職の動向等を踏まえた就労支援を行うことについて検討する。 2 就労支援に当たって、次のような配慮を必要とする者（例示）に対する関係機関との連携について、引き続き検討する。 <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者や保護施設の利用者等（自治体の福祉関係窓口） ・保育施設の利用者等（自治体の母子保健・育児支援窓口） ・長期療養者や障害者等（地域の医療機関、地域の福祉関係団体、自治体の障害福祉窓口等） ・高等学校等卒業予定者（学校等教育機関、自治体の教育窓口等） ・その他（オンライン手続きが困難な者等）
	雇用情勢に合わせた就労支援	<ul style="list-style-type: none"> ・就労期間が流動的になりがちな避難住民を受け入れる企業がどれほど存在するか不透明であるため、企業や経済団体等に対して、避難住民が安定した生活を維持する上で、就労が不可欠であることなどを丁寧に説明し、受け入れへの協力を依頼するなど、避難住民の希望に沿った就労先が確保できるよう、具体的な手法を検討する。 ・統計資料の突合による実態把握において、職業分類上の差異はあるものの、避難中の生活維持及び帰島を前提とする働き方を希望する場合においては、本人の希望職種のみならず県内雇用動向を踏まえ職種転換を含めた相談対応を行うこととする。

【初期的な計画における検討項目】

1 受入空港の運用時間(離着陸時間)の設定

- ▶ 原則として、避難元空港の運用計画に基づく離着陸時間を基本とし、弾力的な運用を行う。

平時の空港運用時間(利用時間)

■福岡空港：24時間(利用時間7:00～22:00) ■鹿児島空港：7:00～22:00

【参考】□石垣空港：8:00～21:00 □宮古空港：8:00～21:00 □下地島空港：8:00～19:30

※一部の空港は運用時間の延長を想定

2 避難元空港からの受入空港までに要するフライト時間

【フライト時間】

- ▶ 石垣空港～福岡空港(2時間) ▶ 宮古空港～鹿児島空港(1時間30分)
- ▶ 下地島空港～鹿児島空港(1時間30分)

※平時において定期便が就航していない路線があることから、航空会社等のご意見を踏まえフライト時間を仮設定

3 空港の優先利用

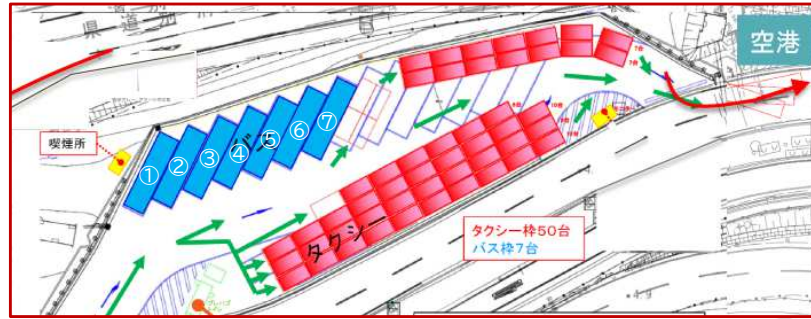
- ▶ 特定公共施設利用法に基づく飛行場施設として、国民保護措置に優先利用となるが、国際線及び離島路線は定期便の維持を追求する。

4 ナイトステイ(夜間駐機)

- ▶ 使用される航空機は受入空港等にてナイトステイ(夜間駐機)することを基本とするが、乗務員入替え及び機体整備に応じて各航空会社にて設定する。

(5) 輸送計画－バス待機場及び団体バスのりばの全体像の整理

- ・通常の団体バスの運用に準じて、「バス待機場」「団体バスのりば」を利用し、国内線旅客ターミナルを經由して移動してくる避難住民の対応を行う。
- ・国際線、離島路線以外の航空便はすべて臨時便(石垣空港・与那国空港からのチャーター便)となる場合、タクシーやレンタカーの需要は少なくなる事が想定される。
- ・各県が手配する貸切バス＝福岡空港で定義する団体バス(高さ3.5m以上、幅2.5m以上、長さ7m以上、30名乗り以上)との前提を置く。

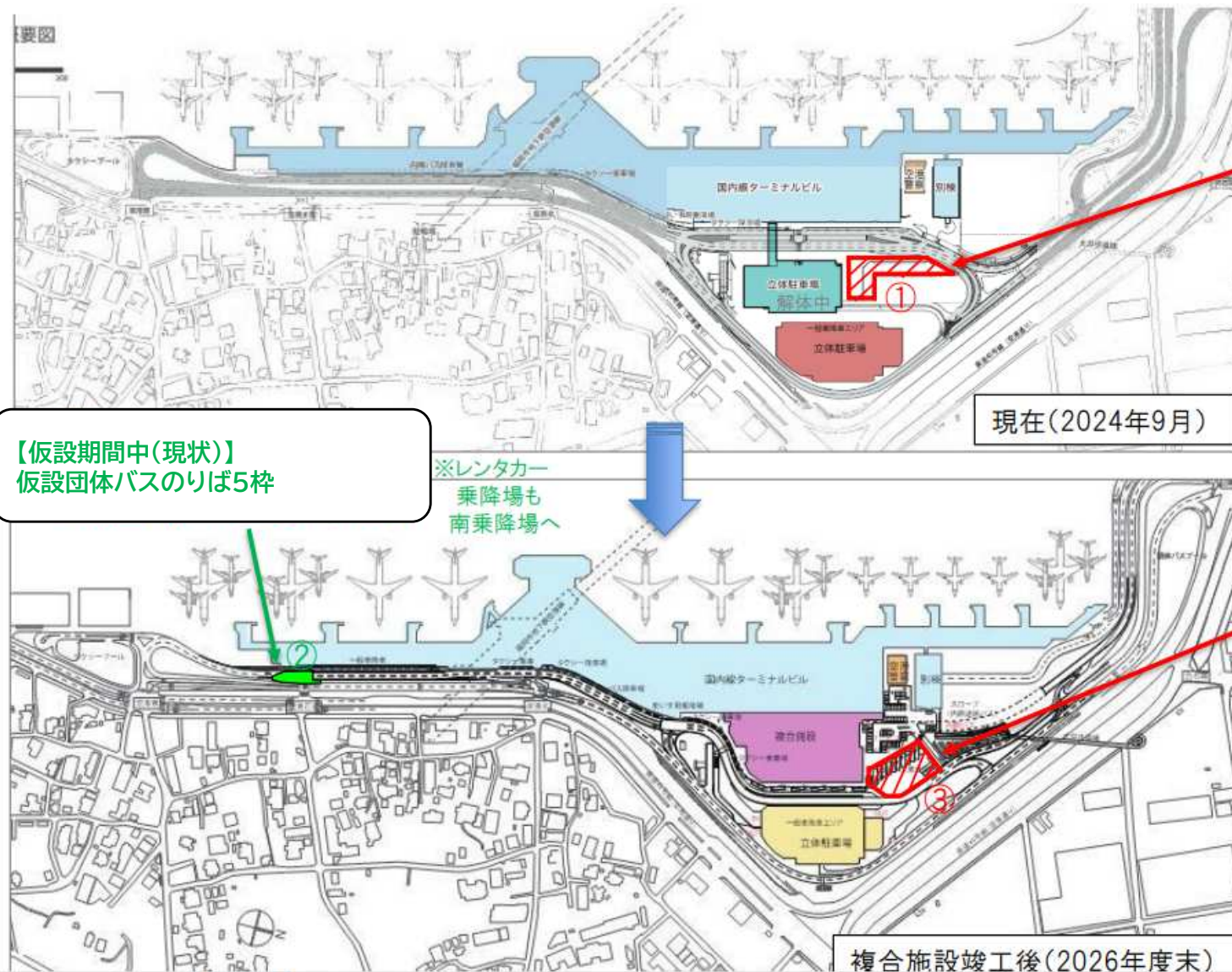


【団体バスのりば】
バス待機可能枠:9枠(2026年度末の整備後)
 ※国内線地区構内道路整備により、**2025/1/15から構内道路が切り替わり**、
 現行団体バスのりばは閉鎖され、南乗降場の一部が仮設団体バスのりば
 (5枠のみ) となっているが、検討は整備後の団体バスのりばで進める。

(5) 輸送計画－バス待機場及び団体バスのりばの全体像の整理

- ・国内線地区構内道路整備により、**2025/1/15**から構内道路が切り替わり、現行団体バスのりばは閉鎖され、南乗降場の一部が仮設団体バスのりば(5枠のみ)となり移動経路も大幅に変わっている。
- ・検討においては、整備後(2026年度末)、新団体バスのりばは9枠として、関係機関と調整を進める。

団体バスのりば 運用変更



図：福岡国際空港株式会社

(5) 輸送計画 - 全体イメージ図

受入空港から各避難先連絡所への輸送フロー

福岡空港及び鹿児島空港に到着する機体サイズ・降機パターンに合わせて実施。
 PBB(パッセンジャーボーディングブリッジ)から降機する人は、空港内の移動時間が出てくるため、空港から定刻で出発するシャトルバス方式で輸送。オープンスポットで降機する人は、予めバスを待機させ、全員揃ったところで出発させる方式を採用する。
 鹿児島空港については時間効率、バス・運転手確保の観点から、鹿児島中央駅経由の新幹線輸送をメインとする。

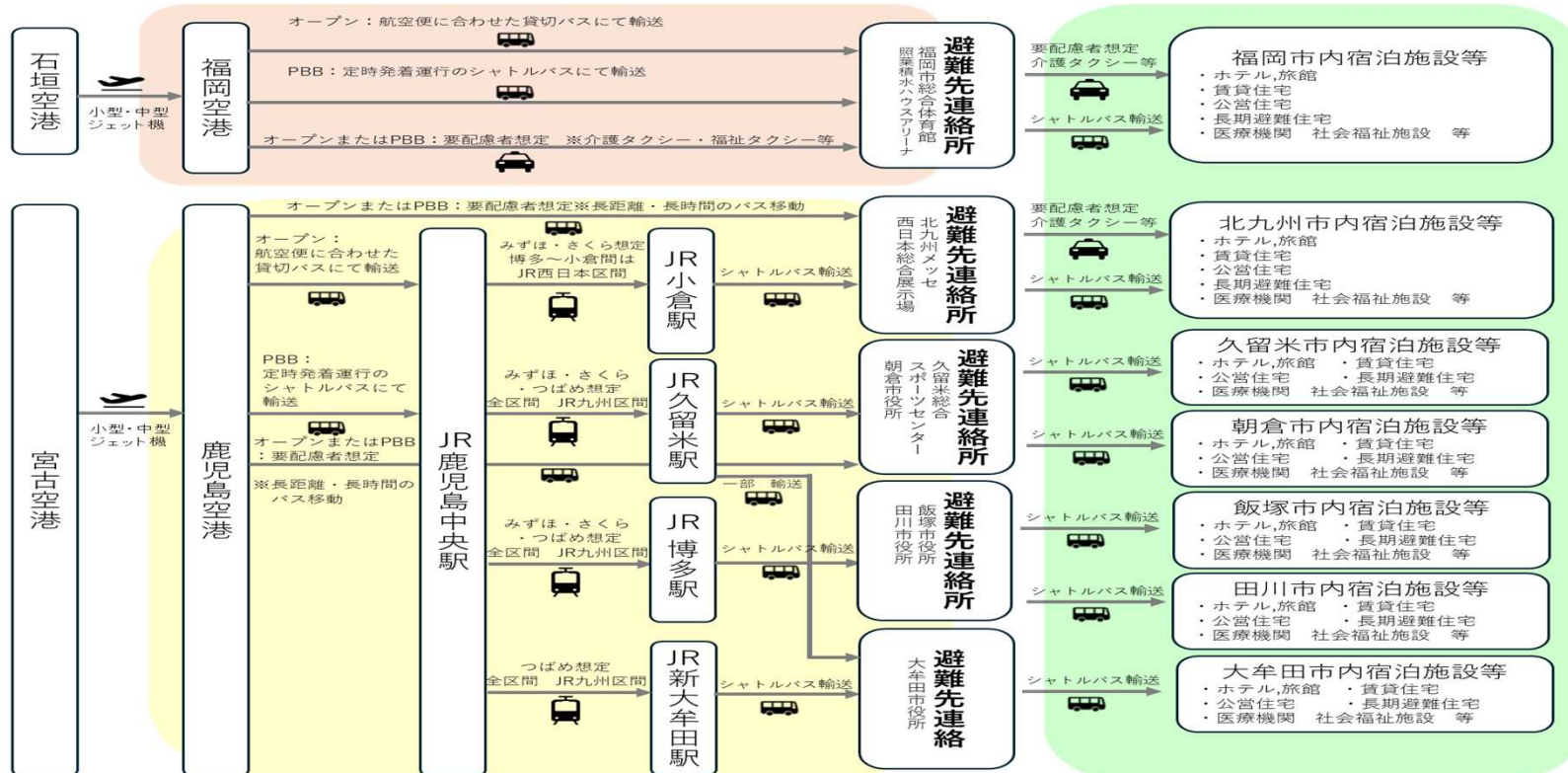
各避難先連絡所から各市の収容施設への輸送フロー

【北九州市、福岡市、久留米市】

空港や主要駅と避難先連絡所の往復、避難先連絡所と宿泊施設の往復のシャトルバス形式で輸送を行う。
 空港や各主要駅と避難先連絡所を往復するバスの台数と同数のバスを用意し、避難先連絡所と宿泊施設との往復シャトルバスを運行させる。

【大牟田市、飯塚市、田川市、朝倉市】

往路に使用したバスを、避難先連絡所に待機させ、そのまま宿泊施設までの輸送を行う。
 主要駅から各避難先連絡所まで移動後、受付終了時までバスを待機させ、往路に使用したバスをそのまま使い、各宿泊施設までの輸送を行う。



(5) 輸送計画－福岡空港からの避難経路及び輸送イメージ Aパターン

A 航空機はオープンスポットに駐機、チャーターバスを機側につけ乗換え

主に小型ジェット機(B738)を想定

R7.9.5暫定一案として関係機関と合意
(入退場ゲート)



撮影:国土交通省 九州地方整備局 博多港湾 空港整備事務所

(5) 輸送計画－福岡空港から避難先連絡所までの輸送計画 Aパターン

条件整理

- ・Aパターン(航空機はオープンスポットに駐機、チャーターバスを機側につけ乗換え)の場合、航空機に合わせてバスの配車が必要。
- ・福岡空港制限エリア内に進入する際は、FIAC社員及び福岡空港事務所職員がバス(先頭)に同乗する乗降時間が必要。
- ・空港⇄避難先連絡所(福岡市総合体育館)を往復するバスの所要時間を算出し、1日あたり20台で運行を行う。
- ・バス乗務員の連続バス運転時間から必要とされる休憩時間も考慮し、発車ピッチを変更しながら運行を行う。
- ・福岡空港でのバスの乗降場所は最大8台分のスペースがあり、搭乗者に合わせた台数で輸送を行うことを想定する。

福岡空港から避難先連絡所までのタイムライン

日次等	号車ナンバー					福岡空港			福岡市総合体育館 照葉積水ハウスアリーナ		福岡空港	一台 乗車 人員	乗車 人数	累計	
						到着時間	航空機 到着時刻	出発時間	到着時間	出発時間	到着時間				
1日目 5便 大浜小学校区 825人	1	2	3	4			19:05	19:20	19:35	20:05	20:15	20:45	45	180	180
	5	6	7	8			19:15	19:30	19:45	20:15	20:25	20:55	45	180	360
	9	10	11	12			20:15	20:30	20:45	21:15	21:25	21:55	45	180	540
	13	14	15	16			20:25	20:40	20:55	21:25	21:35	22:05	45	180	720
	17	18	19	20			20:35	20:50	21:05	21:35	21:45	22:15	45	180	900
	2日目 8便 大浜小学校区 1,202人	1	2	3	4			19:05	19:20	19:35	20:05	20:15	20:45	45	180
5	6	7	8			19:15	19:30	19:45	20:15	20:25	20:55	45	180	360	
9	10	11	12			20:15	20:30	20:45	21:15	21:25	21:55	45	180	540	
13	14	15	16			20:25	20:40	20:55	21:25	21:35	22:05	45	180	720	
17	18	19	20			20:35	20:50	21:05	21:35	21:45	22:15	45	180	900	
1	2	3	4			21:35	21:50	22:05	22:35	22:45	23:15	45	180	1,080	
5	6	7	8			21:45	22:00	22:15	22:45	22:55	23:25	45	180	1,260	
9	10	11	12			21:55	22:10	22:25	22:55	23:05	23:35	45	180	1,440	
3日目 14便 八島小学校区 2,310人	1	2	3	4			15:05	15:20	15:35	16:05	16:15	16:45	45	180	180
	5	6	7	8			15:15	15:30	15:45	16:15	16:25	16:55	45	180	360
	9	10	11	12			16:15	16:30	16:45	17:15	17:25	17:55	45	180	540
	13	14	15	16			16:25	16:40	16:55	17:25	17:35	18:05	45	180	720
	17	18	19	20			16:35	16:50	17:05	17:35	17:45	18:15	45	180	900
	1	2	3	4			17:35	17:50	18:05	18:35	18:45	19:15	45	180	1,080
	5	6	7	8			17:45	18:00	18:15	18:45	18:55	19:25	45	180	1,260
	9	10	11	12			17:55	18:10	18:25	18:55	19:05	19:35	45	180	1,440
	13	14	15	16			18:55	19:10	19:25	19:55	20:05	20:35	45	180	1,620
	17	18	19	20			19:05	19:20	19:35	20:05	20:15	20:45	45	180	1,800
	1	2	3	4			19:15	19:30	19:45	20:15	20:25	20:55	45	180	1,980
	5	6	7	8			20:15	20:30	20:45	21:15	21:25	21:55	45	180	2,160
	9	10	11	12			20:25	20:40	20:55	21:25	21:35	22:05	45	180	2,340
	13	14	15	16			20:35	20:50	21:05	21:35	21:45	22:15	45	180	2,520
4日目 11便 登野城小学校区 1,903人	1	2	3	4			17:35	17:50	18:05	18:35	18:45	19:15	45	180	180
	5	6	7	8			17:45	18:00	18:15	18:45	18:55	19:25	45	180	360
	9	10	11	12			17:55	18:10	18:25	18:55	19:05	19:35	45	180	540
	13	14	15	16			18:55	19:10	19:25	19:55	20:05	20:35	45	180	720
	17	18	19	20			19:05	19:20	19:35	20:05	20:15	20:45	45	180	900
	1	2	3	4			19:15	19:30	19:45	20:15	20:25	20:55	45	180	1,080
	5	6	7	8			20:15	20:30	20:45	21:15	21:25	21:55	45	180	1,260
	9	10	11	12			20:25	20:40	20:55	21:25	21:35	22:05	45	180	1,440
	13	14	15	16			20:35	20:50	21:05	21:35	21:45	22:15	45	180	1,620
	17	18	19	20	1	2	21:30	21:45	22:00	22:30	22:40	23:10	45	270	1,890
	3	4	5	6			21:55	22:10	22:25	22:55	23:05	23:35	45	180	2,070

日次等	号車ナンバー					福岡空港			福岡市総合体育館 照葉積水ハウスアリーナ		福岡空港	一台 乗車 人員	乗車 人数	累計	
						到着時間	航空機 到着時刻	出発時間	到着時間	出発時間	到着時間				
5日目 14便 登野城小学校区 2,093人	1	2	3	4			16:15	16:30	16:45	17:15	17:25	17:55	45	180	180
	5	6	7	8			16:25	16:40	16:55	17:25	17:35	18:05	45	180	360
	9	10	11	12			16:35	16:50	17:05	17:35	17:45	18:15	45	180	540
	13	14	15	16			17:35	17:50	18:05	18:35	18:45	19:15	45	180	720
	17	18	19	20			17:45	18:00	18:15	18:45	18:55	19:25	45	180	900
	1	2	3	4			17:55	18:10	18:25	18:55	19:05	19:35	45	180	1,080
	5	6	7	8			18:55	19:10	19:25	19:55	20:05	20:35	45	180	1,260
	9	10	11	12			19:05	19:20	19:35	20:05	20:15	20:45	45	180	1,440
	13	14	15	16			19:15	19:30	19:45	20:15	20:25	20:55	45	180	1,620
	17	18	19	20			20:15	20:30	20:45	21:15	21:25	21:55	45	180	1,800
	1	2	3	4			20:25	20:40	20:55	21:25	21:35	22:05	45	180	1,980
	5	6	7	8			20:35	20:50	21:05	21:35	21:45	22:15	45	180	2,160
	9	10	11	12			21:35	21:50	22:05	22:35	22:45	23:15	45	180	2,340
	13	14	15	16			21:45	22:00	22:15	22:45	22:55	23:25	45	180	2,520
6日目 22便 平真小学校区 3,619人	1	2	3	4			10:55	11:10	11:25	11:55	12:05	12:35	45	180	180
	5	6	7	8			11:05	11:20	11:35	12:05	12:15	12:45	45	180	360
	9	10	11	12			11:15	11:30	11:45	12:15	12:25	12:55	45	180	540
	13	14	15	16			12:15	12:30	12:45	13:15	13:25	13:55	45	180	720
	17	18	19	20			12:25	12:40	12:55	13:25	13:35	14:05	45	180	900
	1	2	3	4			12:35	12:50	13:05	13:35	13:45	14:15	45	180	1,080
	5	6	7	8			13:35	13:50	14:05	14:35	14:45	15:15	45	180	1,260
	9	10	11	12			13:45	14:00	14:15	14:45	14:55	15:25	45	180	1,440
	13	14	15	16			13:55	14:10	14:25	14:55	15:05	15:35	45	180	1,620
	17	18	19	20			14:55	15:10	15:25	15:55	16:05	16:35	45	180	1,800
	1	2	3	4			15:05	15:20	15:35	16:05	16:15	16:45	45	180	1,980
	5	6	7	8			15:15	15:30	15:45	16:15	16:25	16:55	45	180	2,160
	9	10	11	12			16:15	16:30	16:45	17:15	17:25	17:55	45	180	2,340
	13	14	15	16			16:25	16:40	16:55	17:25	17:35	18:05	45	180	2,520
17	18	19	20			16:35	16:50	17:05	17:35	17:45	18:15	45	180	2,700	
1	2	3	4			17:35	17:50	18:05	18:35	18:45	19:15	45	180	2,880	
5	6	7	8			17:45	18:00	18:15	18:45	18:55	19:25	45	180	3,060	
9	10	11	12			17:55	18:10	18:25	18:55	19:05	19:35	45	180	3,240	
13	14	15	16			18:55	19:10	19:25	19:55	20:05	20:35	45	180	3,420	
17	18	19	20			19:05	19:20	19:35	20:05	20:15	20:45	45	180	3,600	
1	2	3	4			19:15	19:30	19:45	20:15	20:25	20:55	45	180	3,780	
5	6	7	8			20:15	20:30	20:45	21:15	21:25	21:55	45	180	3,960	

(5) 輸送計画－福岡空港からの避難経路及び輸送イメージ Bパターン 令和8年度末まで

B パッセンジャーボーディングブリッジを有するスポットに駐機、通常の流れと同様に空港ターミナル内へ進入、チャーターバスに乗換え

中型ジェット機
B788を想定



(5) 輸送計画 – 福岡空港からの避難経路及び輸送イメージ Bパターン 整備後

中型ジェット機
B788を想定

B パッセンジャーボーディングブリッジを有するスポットに駐機、通常の流れと同様に空港ターミナル内へ進入、チャーターバスに乗換え



(5) 輸送計画－福岡空港から避難先連絡所までの輸送計画 Bパターン

条件整理

- ・Bパターン(パッセンジャーボーディングブリッジを有するスポットに駐機、通常の流れと同様に空港ターミナル内に進入、チャーターバスに乗換え)の場合、最初に出てくる人と最後に出てくる人で大きな時間差が発生するため、空港ターミナル内での滞留を防ぐため、定時でバスを出発させるシャトルバス方式をとる。
- ・空港⇄避難先連絡所(福岡市総合体育館)を往復するバスの所要時間を算出し、1日あたり16台で運行を行う。
- ・バス乗務員の連続バス運転時間から必要とされる休憩時間も考慮し、発車ピッチを変更しながら運行を行う。
- ・福岡空港団体バス乗り場に一度に駐車できる枠は、最大9台分を基本とし、駐車しているバス車内への誘導を促しながら、空港内に人が滞留しない運行を行う。

福岡空港から避難先連絡所までのタイムライン

日次等	号車ナンバー			福岡空港		福岡市総合体育館 照葉積水ハウスアリーナ		福岡空港		一台 乗車 人員	乗車 人数	累計
				出発時間	到着時間	出発時間	到着時間					
1日目 大浜小学校区 4便 1,340人	1	2		19:35	20:05	20:10	20:40	45	90	90		
	3	4		19:45	20:15	20:20	20:50	45	90	180		
	5	6		19:55	20:25	20:30	21:00	45	90	270		
	7	8		20:05	20:35	20:40	21:10	45	90	360		
	9	10		20:15	20:45	20:50	21:20	45	90	450		
	11	12		20:25	20:55	21:00	21:30	45	90	540		
	13	14		20:35	21:05	21:10	21:40	45	90	630		
	15	16		20:45	21:15	21:20	21:50	45	90	720		
	1	2		20:55	21:25	21:30	22:00	45	90	810		
	3	4		21:05	21:35	21:40	22:10	45	90	900		
	5	6		21:15	21:45	21:50	22:20	45	90	990		
	7	8		21:25	21:55	22:00	22:30	45	90	1,080		
	9	10		21:35	22:05	22:10	22:40	45	90	1,170		
	11	12		21:45	22:15	22:20	22:50	45	90	1,260		
	13	14		21:55	22:25	22:30	23:00	45	90	1,350		
15	16		22:05	22:35	22:40	23:10	45	90	1,440			
2日目 大浜小学校区 4便 1,340人	1	2		19:35	20:05	20:10	20:40	45	90	90		
	3	4		19:45	20:15	20:20	20:50	45	90	180		
	5	6		19:55	20:25	20:30	21:00	45	90	270		
	7	8		20:05	20:35	20:40	21:10	45	90	360		
	9	10		20:15	20:45	20:50	21:20	45	90	450		
	11	12		20:25	20:55	21:00	21:30	45	90	540		
	13	14		20:35	21:05	21:10	21:40	45	90	630		
	15	16		20:45	21:15	21:20	21:50	45	90	720		
	1	2		20:55	21:25	21:30	22:00	45	90	810		
	3	4		21:05	21:35	21:40	22:10	45	90	900		
	5	6		21:15	21:45	21:50	22:20	45	90	990		
	7	8		21:25	21:55	22:00	22:30	45	90	1,080		
	9	10		21:35	22:05	22:10	22:40	45	90	1,170		
	11	12		21:45	22:15	22:20	22:50	45	90	1,260		
	13	14		21:55	22:25	22:30	23:00	45	90	1,350		
15	16		22:05	22:35	22:40	23:10	45	90	1,440			

日次等	号車ナンバー			福岡空港		福岡市総合体育館 照葉積水ハウスアリーナ		福岡空港		一台 乗車 人員	乗車 人数	累計
				出発時間	到着時間	出発時間	到着時間					
3日目 八島小学校区 9便 2,970人	1	2		16:15	16:45	16:50	17:20	45	90	90		
	3	4		16:25	16:55	17:00	17:30	45	90	180		
	5	6		16:35	17:05	17:10	17:40	45	90	270		
	7	8		16:45	17:15	17:20	17:50	45	90	360		
	9	10		16:55	17:25	17:30	18:00	45	90	450		
	11	12		17:05	17:35	17:40	18:10	45	90	540		
	13	14		17:15	17:45	17:50	18:20	45	90	630		
	15	16		17:25	17:55	18:00	18:30	45	90	720		
	1	2		17:35	18:05	18:10	18:40	45	90	810		
	3	4		17:45	18:15	18:20	18:50	45	90	900		
	5	6		17:55	18:25	18:30	19:00	45	90	990		
	7	8		18:05	18:35	18:40	19:10	45	90	1,080		
	9	10		18:15	18:45	18:50	19:20	45	90	1,170		
	11	12		18:25	18:55	19:00	19:30	45	90	1,260		
	13	14		18:35	19:05	19:10	19:40	45	90	1,350		
15	16		18:45	19:15	19:20	19:50	45	90	1,440			
1	2		18:55	19:25	19:30	20:00	45	90	1,530			
3	4		19:05	19:35	19:40	20:10	45	90	1,620			
5	6		19:15	19:45	19:50	20:20	45	90	1,710			
7	8		19:25	19:55	20:00	20:30	45	90	1,800			
9	10		19:35	20:05	20:10	20:40	45	90	1,890			
11	12		19:45	20:15	20:20	20:50	45	90	1,980			
13	14		19:55	20:25	20:30	21:00	45	90	2,070			
15	16		20:05	20:35	20:40	21:10	45	90	2,160			
1	2	3	4	20:40	21:10	21:15	21:45	45	180	2,340		
5	6	7	8	21:00	21:30	21:35	22:05	45	180	2,520		
9	10	11	12	21:20	21:50	21:55	22:25	45	180	2,700		
13	14	15	16	21:40	22:10	22:15	22:45	45	180	2,880		
1	2	3		22:00	22:30	22:35	23:05	45	135	3,015		

(5) 輸送計画－福岡空港から避難先連絡所への輸送計画 Bパターン

日次等	号車ナンバー				福岡空港		福岡市総合体育館 照葉積水ハウスアリーナ		福岡空港		一台 乗車 人員	乗車 人数	累計
					出発時間	到着時間	出発時間	到着時間					
4日目 登野城小学校区 5便 1,675人	1	2			18:55	19:25	19:30	20:00	45	90	90		
	3	4			19:05	19:35	19:40	20:10	45	90	180		
	5	6			19:15	19:45	19:50	20:20	45	90	270		
	7	8			19:25	19:55	20:00	20:30	45	90	360		
	9	10			19:35	20:05	20:10	20:40	45	90	450		
	11	12			19:45	20:15	20:20	20:50	45	90	540		
	13	14			19:55	20:25	20:30	21:00	45	90	630		
	15	16			20:05	20:35	20:40	21:10	45	90	720		
	1	2			20:15	20:45	20:50	21:20	45	90	810		
	3	4			20:25	20:55	21:00	21:30	45	90	900		
	5	6			20:35	21:05	21:10	21:40	45	90	990		
	7	8			20:45	21:15	21:20	21:50	45	90	1,080		
	9	10			20:55	21:25	21:30	22:00	45	90	1,170		
	11	12			21:05	21:35	21:40	22:10	45	90	1,260		
	13	14			21:15	21:45	21:50	22:20	45	90	1,350		
15	16			21:25	21:55	22:00	22:30	45	90	1,440			
1	2			21:35	22:05	22:10	22:40	45	90	1,530			
3	4			21:45	22:15	22:20	22:50	45	90	1,620			
5	6			21:55	22:25	22:30	23:00	45	90	1,710			
7	8			22:05	22:35	22:40	23:10	45	90	1,800			
5日目 登野城小学校区 9便 2,898人	1	2			16:15	16:45	16:50	17:20	45	90	90		
	3	4			16:25	16:55	17:00	17:30	45	90	180		
	5	6			16:35	17:05	17:10	17:40	45	90	270		
	7	8			16:45	17:15	17:20	17:50	45	90	360		
	9	10			16:55	17:25	17:30	18:00	45	90	450		
	11	12			17:05	17:35	17:40	18:10	45	90	540		
	13	14			17:15	17:45	17:50	18:20	45	90	630		
	15	16			17:25	17:55	18:00	18:30	45	90	720		
	1	2			17:35	18:05	18:10	18:40	45	90	810		
	3	4			17:45	18:15	18:20	18:50	45	90	900		
	5	6			17:55	18:25	18:30	19:00	45	90	990		
	7	8			18:05	18:35	18:40	19:10	45	90	1,080		
	9	10			18:15	18:45	18:50	19:20	45	90	1,170		
	11	12			18:25	18:55	19:00	19:30	45	90	1,260		
	13	14			18:35	19:05	19:10	19:40	45	90	1,350		
15	16			18:45	19:15	19:20	19:50	45	90	1,440			
1	2			18:55	19:25	19:30	20:00	45	90	1,530			
3	4			19:05	19:35	19:40	20:10	45	90	1,620			
5	6			19:15	19:45	19:50	20:20	45	90	1,710			
7	8			19:25	19:55	20:00	20:30	45	90	1,800			
9	10			19:35	20:05	20:10	20:40	45	90	1,890			
11	12			19:45	20:15	20:20	20:50	45	90	1,980			
13	14			19:55	20:25	20:30	21:00	45	90	2,070			
15	16			20:05	20:35	20:40	21:10	45	90	2,160			
1	2	3	4	20:40	21:10	21:15	21:45	45	180	2,340			
5	6	7	8	21:00	21:30	21:35	22:05	45	180	2,520			
9	10	11	12	21:20	21:50	21:55	22:25	45	180	2,700			
13	14	15	16	21:40	22:10	22:15	22:45	45	180	2,880			
1				22:00	22:30	22:35	23:05	45	45	2,925			

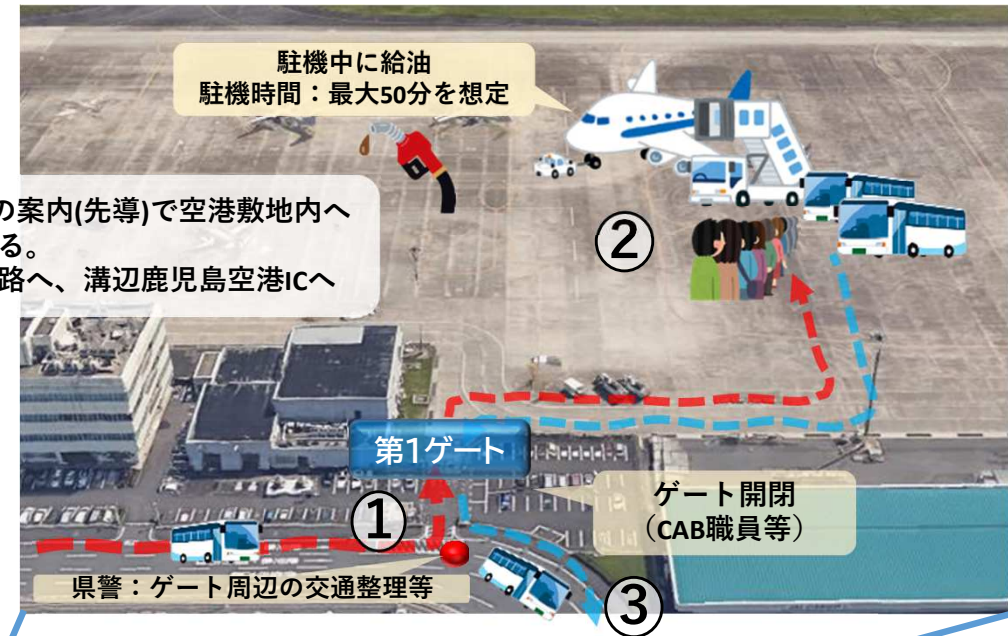
日次等	号車ナンバー				福岡空港		福岡市総合体育館 照葉積水ハウスアリーナ		福岡空港		一台 乗車 人員	乗車 人数	累計
					出発時間	到着時間	出発時間	到着時間					
6日目 平真小学校区 14便 4,674人	1	2			11:35	12:05	12:10	12:40	45	90	90		
	3	4			11:45	12:15	12:20	12:50	45	90	180		
	5	6			11:55	12:25	12:30	13:00	45	90	270		
	7	8			12:05	12:35	12:40	13:10	45	90	360		
	9	10			12:15	12:45	12:50	13:20	45	90	450		
	11	12			12:25	12:55	13:00	13:30	45	90	540		
	13	14			12:35	13:05	13:10	13:40	45	90	630		
	15	16			12:45	13:15	13:20	13:50	45	90	720		
	1	2			12:55	13:25	13:30	14:00	45	90	810		
	3	4			13:05	13:35	13:40	14:10	45	90	900		
	5	6			13:15	13:45	13:50	14:20	45	90	990		
	7	8			13:25	13:55	14:00	14:30	45	90	1,080		
	9	10			13:35	14:05	14:10	14:40	45	90	1,170		
	11	12			13:45	14:15	14:20	14:50	45	90	1,260		
	13	14			13:55	14:25	14:30	15:00	45	90	1,350		
15	16			14:05	14:35	14:40	15:10	45	90	1,440			
1	2			14:15	14:45	14:50	15:20	45	90	1,530			
3	4			14:25	14:55	15:00	15:30	45	90	1,620			
5	6			14:35	15:05	15:10	15:40	45	90	1,710			
7	8			14:45	15:15	15:20	15:50	45	90	1,800			
9	10			14:55	15:25	15:30	16:00	45	90	1,890			
11	12			15:05	15:35	15:40	16:10	45	90	1,980			
13	14			15:15	15:45	15:50	16:20	45	90	2,070			
15	16			15:25	15:55	16:00	16:30	45	90	2,160			
1	2	3	4	16:00	16:30	16:35	17:05	45	180	2,340			
5	6	7	8	16:20	16:50	16:55	17:25	45	180	2,520			
9	10	11	12	16:40	17:10	17:15	17:45	45	180	2,700			
13	14	15	16	17:00	17:30	17:35	18:05	45	180	2,880			
1	2			17:20	17:50	17:55	18:25	45	90	2,970			
3	4			17:30	18:00	18:05	18:35	45	90	3,060			
5	6			17:40	18:10	18:15	18:45	45	90	3,150			
7	8			17:50	18:20	18:25	18:55	45	90	3,240			
9	10			18:00	18:30	18:35	19:05	45	90	3,330			
11	12			18:10	18:40	18:45	19:15	45	90	3,420			
13	14			18:20	18:50	18:55	19:25	45	90	3,510			
15	16			18:30	19:00	19:05	19:35	45	90	3,600			
1	2			18:40	19:10	19:15	19:45	45	90	3,690			
3	4			18:50	19:20	19:25	19:55	45	90	3,780			
5	6			19:00	19:30	19:35	20:05	45	90	3,870			
7	8			19:10	19:40	19:45	20:15	45	90	3,960			
9	10			19:20	19:50	19:55	20:25	45	90	4,050			
11	12			19:30	20:00	20:05	20:35	45	90	4,140			
13	14			19:40	20:10	20:15	20:45	45	90	4,230			
15	16			19:50	20:20	20:25	20:55	45	90	4,320			
1	2			20:00	20:30	20:35	21:05	45	90	4,410			
3	4			20:10	20:40	20:45	21:15	45	90	4,500			
5	6			20:20	20:50	20:55	21:25	45	90	4,590			
7	8			20:30	21:00	21:05	21:35	45	90	4,680			

(5) 輸送計画－鹿児島空港からの避難経路及び輸送イメージ Aパターン

A 航空機はオープンスポットに駐機、チャーターバスを機側につけ乗換え

第2ゲートは1番スポットで使用

第1ゲートは17・18番スポットで使用



(5) 輸送計画－鹿児島空港から鹿児島中央駅への輸送計画 Aパターン

条件整理

- ・Aパターン(航空機はオープンスポットに駐機、チャーターバスを機側につけ乗換え)の場合、航空機に合わせてバスの配車が必要。
- ・空港⇄鹿児島中央駅を往復するバスの所要時間を算出し、1日あたり4台、3日目以降は16台で運行を行う。
- ・バス乗務員の連続バス運転時間から必要とされる休憩時間も考慮し、発車ピッチを変更しながら運行を行う。
- ・鹿児島空港でのバスの乗降場所はスペースが限られており、他県(山口県・佐賀県・長崎県・大分県)も使用するが、搭乗人数に合わせて福岡県の一度に乗降できる台数は8台と想定する。

鹿児島空港から鹿児島中央駅までのタイムライン

日次等	号車ナンバー										鹿児島空港			鹿児島中央駅		鹿児島空港	一台乗車人員	乗車人数	累計
											到着時間	航空機到着時刻	出発時間	到着時間	出発時間				
1日目 1便 南小学校区 177人	1	2	3	4							17:55	18:10	18:25	18:55			45	180	180
2日目 1便 南小学校区 177人	1	2	3	4							17:55	18:10	18:25	18:55			45	180	180
3日目 9便 南小学校区 北小学校区 1,732人	1	2									11:30	11:45	12:00	12:30	12:40	13:10	45	90	90
	3	4	5	6							12:40	12:55	13:10	13:40	13:50	14:20	45	180	270
	7	8	9	10							13:50	14:05	14:20	14:50	15:00	15:30	45	180	450
	11	12	13	14	15	16	1	2			14:30	14:45	15:00	15:30	15:40	16:10	45	360	810
	3	4	5	6							15:00	15:15	15:30	16:00	16:10	16:40	45	180	990
	7	8	9	10							16:10	16:25	16:40	17:10	17:20	17:50	45	180	1,170
	11	12	13	14	15	16	1	2			17:20	17:35	17:50	18:20	18:30	19:00	45	360	1,530
	3	4	5	6							17:20	17:35	17:50	18:20	18:30	19:00	45	180	1,710
7	8	9	10							17:55	18:10	18:25	18:55	19:05	19:35	45	180	1,890	
4日目 8便 南小学校区 北小学校区 平良第一小学校区 1,478人	1	2									11:30	11:45	12:00	12:30	12:40	13:10	45	90	90
	3	4	5	6	7	8	9	10			11:40	11:55	12:10	12:40	12:50	13:20	45	360	450
	11	12	13	14							12:40	12:55	13:10	13:40	13:50	14:20	45	180	630
	15	16	1	2							13:50	14:05	14:20	14:50	15:00	15:30	45	180	810
	3	4	5	6	7	8	9	10			14:30	14:45	15:00	15:30	15:40	16:10	45	360	1,170
	11	12	13	14							15:00	15:15	15:30	16:00	16:10	16:40	45	180	1,350
	15	16	1	2							16:10	16:25	16:40	17:10	17:20	17:50	45	180	1,530
	3	4	5								17:55	18:10	18:25	18:55	19:05	19:35	45	135	1,665

日次等	号車ナンバー										鹿児島空港			鹿児島中央駅		鹿児島空港	一台乗車人員	乗車人数	累計
											到着時間	航空機到着時刻	出発時間	到着時間	出発時間				
5日目 8便 南小学校区 平良第一小学校区 1,660人	1	2	3	4							10:20	10:35	10:50	11:20	11:30	12:00	45	180	180
	5	6	7	8							11:30	11:45	12:00	12:30	12:40	13:10	45	180	360
	9	10	11	12	13	14	15	16			11:40	11:55	12:10	12:40	12:50	13:20	45	360	720
	1	2	3	4							12:40	12:55	13:10	13:40	13:50	14:20	45	180	900
	5	6	7	8							13:50	14:05	14:20	14:50	15:00	15:30	45	180	1,080
	9	10	11	12	13	14	15	16			14:30	14:45	15:00	15:30	15:40	16:10	45	360	1,440
	1	2	3	4							15:00	15:15	15:30	16:00	16:10	16:40	45	180	1,620
	5	6	7	8							16:10	16:25	16:40	17:10	17:20	17:50	45	180	1,800
6日目 10便 南小学校区 北小学校区 平良第一小学校区 2,027人	1	2	3	4							10:20	10:35	10:50	11:20	11:30	12:00	45	180	180
	5	6	7	8							11:30	11:45	12:00	12:30	12:40	13:10	45	180	360
	9	10	11	12	13	14	15	16			11:40	11:55	12:10	12:40	12:50	13:20	45	360	720
	1	2	3	4							12:40	12:55	13:10	13:40	13:50	14:20	45	180	900
	5	6	7	8							13:50	14:05	14:20	14:50	15:00	15:30	45	180	1,080
	9	10	11	12	13	14	15	16			14:30	14:45	15:00	15:30	15:40	16:10	45	360	1,440
	1	2	3	4							15:00	15:15	15:30	16:00	16:10	16:40	45	180	1,620
	5	6	7	8							16:10	16:25	16:40	17:10	17:20	17:50	45	180	1,800
9	10	11	12	13	14	15	16			17:20	17:35	17:50	18:20	18:30	19:00	45	360	2,160	
1										17:20	17:35	17:50	18:20	18:30	19:00	45	45	2,205	

(5) 輸送計画－鹿児島空港からの避難経路及び輸送イメージ Bパターン

B パッセンジャーボーディングブリッジを有するスポットに駐機、通常の流と同様に空港ターミナル内に進入、チャーターバスに乗換え



(5) 輸送計画－鹿児島空港から鹿児島中央駅への輸送計画 Bパターン

条件整理

- ・Bパターン(パッセンジャーボーディングブリッジを有するスポットに駐機、通常の流れと同様に空港ターミナル内に進入、チャーターバスに乗換え)の場合、最初に出てくる人と最後に出てくる人で大きな時間差が発生するため、空港ターミナル内での滞留を防ぐため、定時でバスを出発させるシャトルバス方式をとる。
- ・空港⇄鹿児島中央駅を往復するバスの所要時間を算出し、1日あたり16台で運行を行う。
- ・バス乗務員の連続バス運転時間から必要とされる休憩時間も考慮し、発車ピッチを変更しながら運行を行う。
- ・鹿児島空港でのバスの乗降場所で一度に乗降できる台数は4台から9台まで想定可能。

鹿児島空港から鹿児島中央駅までのタイムライン

日次等	号車ナンバー	鹿児島空港		鹿児島中央駅		鹿児島空港		一台乗車人員	乗車人数	累計
		出発時間	到着時間	出発時間	到着時間	出発時間	到着時間			
1日目 南小学校区 5便 885人	1 2 3	16:10	16:50	16:55	17:35	17:35	18:15	45	135	135
	4 5 6	16:25	17:05	17:10	17:50	17:50	18:30	45	135	270
	7 8 9	16:40	17:20	17:25	18:05	18:05	18:45	45	135	405
	10 11 12	16:55	17:35	17:40	18:20	18:20	19:00	45	135	540
	13 14	17:10	17:50	17:55	18:35	18:35	19:15	45	90	630
	15 16	17:25	18:05	18:10	18:50	18:50	19:30	45	90	720
	1 2 3	17:40	18:20	18:25	19:05	19:05	19:45	45	135	855
	4 5 6	17:55	18:35	18:40	19:20	19:20	20:00	45	135	990
	7 8 9	18:15	18:55	19:00	19:40	19:40	20:20	45	135	1,125
	10 11 12	18:35	19:15	19:20	20:00	20:00	20:40	45	135	1,260
2日目 南小学校区 5便 885人	1 2 3	16:10	16:50	16:55	17:35	17:35	18:15	45	135	135
	4 5 6	16:25	17:05	17:10	17:50	17:50	18:30	45	135	270
	7 8 9	16:40	17:20	17:25	18:05	18:05	18:45	45	135	405
	10 11 12	16:55	17:35	17:40	18:20	18:20	19:00	45	135	540
	13 14	17:10	17:50	17:55	18:35	18:35	19:15	45	90	630
	15 16	17:25	18:05	18:10	18:50	18:50	19:30	45	90	720
	1 2 3	17:40	18:20	18:25	19:05	19:05	19:45	45	135	855
	4 5 6	17:55	18:35	18:40	19:20	19:20	20:00	45	135	990
	7 8 9	18:15	18:55	19:00	19:40	19:40	20:20	45	135	1,125
	10 11 12	18:35	19:15	19:20	20:00	20:00	20:40	45	135	1,260
3日目 南小学校区 北小学校区 12便 2,380人	1 2 3	12:55	13:35	13:40	14:20	14:20	15:00	45	135	135
	4 5 6	13:10	13:50	13:55	14:35	14:35	15:15	45	135	270
	7 8 9	13:25	14:05	14:10	14:50	14:50	15:30	45	135	405
	10 11 12	13:40	14:20	14:25	15:05	15:05	15:45	45	135	540
	13 14	13:55	14:35	14:40	15:20	15:20	16:00	45	90	630
	15 16	14:25	15:05	15:10	15:50	15:50	16:30	45	90	720
	1 2 3	14:35	15:15	15:20	16:00	16:00	16:40	45	135	855
	4 5 6	14:45	15:25	15:30	16:10	16:10	16:50	45	135	990
	7 8 9	14:55	15:35	15:40	16:20	16:20	17:00	45	135	1,125
	10 11 12	15:10	15:50	15:55	16:35	16:35	17:15	45	135	1,260
	13 14	15:25	16:05	16:10	16:50	16:50	17:30	45	90	1,350
	15 16	15:55	16:35	16:40	17:20	17:20	18:00	45	90	1,440
	1 2 3	16:15	16:55	17:00	17:40	17:40	18:20	45	135	1,575
	4 5 6	16:25	17:05	17:10	17:50	17:50	18:30	45	135	1,710
	7 8 9	16:35	17:15	17:20	18:00	18:00	18:40	45	135	1,845
10 11 12	16:50	17:30	17:35	18:15	18:15	18:55	45	135	1,980	
1 2 3	17:15	17:55	18:00	18:40	18:40	19:20	45	135	2,115	
4 5 6	17:30	18:10	18:15	18:55	18:55	19:35	45	135	2,250	
7 8 9	17:45	18:25	18:30	19:10	19:10	19:50	45	135	2,385	
10 11 12	18:00	18:40	18:45	19:25	19:25	20:05	45	135	2,520	

日次等	号車ナンバー	鹿児島空港		鹿児島中央駅		鹿児島空港		一台乗車人員	乗車人数	累計
		出発時間	到着時間	出発時間	到着時間	出発時間	到着時間			
4日目 南小学校区 北小学校区 平良第一小学校区 14便 2,703人	1 2 3	12:55	13:35	13:40	14:20	14:20	15:00	45	135	135
	4 5 6	13:10	13:50	13:55	14:35	14:35	15:15	45	135	270
	7 8 9	13:25	14:05	14:10	14:50	14:50	15:30	45	135	405
	10 11 12	13:40	14:20	14:25	15:05	15:05	15:45	45	135	540
	13 14	13:55	14:35	14:40	15:20	15:20	16:00	45	90	630
	15 16	14:25	15:05	15:10	15:50	15:50	16:30	45	90	720
	1 2 3	14:35	15:15	15:20	16:00	16:00	16:40	45	135	855
	4 5 6	14:45	15:25	15:30	16:10	16:10	16:50	45	135	990
	7 8 9	14:55	15:35	15:40	16:20	16:20	17:00	45	135	1,125
	10 11 12	15:10	15:50	15:55	16:35	16:35	17:15	45	135	1,260
	13 14	15:25	16:05	16:10	16:50	16:50	17:30	45	90	1,350
	15 16	15:55	16:35	16:40	17:20	17:20	18:00	45	90	1,440
	1 2 3	16:15	16:55	17:00	17:40	17:40	18:20	45	135	1,575
	4 5 6	16:25	17:05	17:10	17:50	17:50	18:30	45	135	1,710
	7 8 9	16:35	17:15	17:20	18:00	18:00	18:40	45	135	1,845
10 11 12	16:50	17:30	17:35	18:15	18:15	18:55	45	135	1,980	
1 2 3	17:15	17:55	18:00	18:40	18:40	19:20	45	135	2,115	
4 5 6	17:30	18:10	18:15	18:55	18:55	19:35	45	135	2,250	
7 8 9	17:45	18:25	18:30	19:10	19:10	19:50	45	135	2,385	
10 11 12	18:00	18:40	18:45	19:25	19:25	20:05	45	135	2,520	
5日目 南小学校区 平良第一小学校区 15便 3,057人	1 2 3	10:35	11:15	11:20	12:00	12:00	12:40	45	135	135
	4 5 6	10:50	11:30	11:35	12:15	12:15	12:55	45	135	270
	7 8 9	11:05	11:45	11:50	12:30	12:30	13:10	45	135	405
	10 11 12	11:20	12:00	12:05	12:45	12:45	13:25	45	135	540
	13 14	11:35	12:15	12:20	13:00	13:00	13:40	45	90	630
	15 16	12:05	12:45	12:50	13:30	13:30	14:10	45	90	720
	1 2 3	12:15	12:55	13:00	13:40	13:40	14:20	45	135	855
	4 5 6	12:25	13:05	13:10	13:50	13:50	14:30	45	135	990
	7 8 9	12:35	13:15	13:20	14:00	14:00	14:40	45	135	1,125
	10 11 12	12:50	13:30	13:35	14:15	14:15	14:55	45	135	1,260
	13 14	13:05	13:45	13:50	14:30	14:30	15:10	45	90	1,350
	15 16	13:35	14:15	14:20	15:00	15:00	15:40	45	90	1,440
	1 2 3	14:10	14:50	14:55	15:35	15:35	16:15	45	135	1,575
	4 5 6	14:20	15:00	15:05	15:45	15:45	16:25	45	135	1,710
	7 8 9	14:30	15:10	15:15	15:55	15:55	16:35	45	135	1,845
10 11 12	14:45	15:25	15:30	16:10	16:10	16:50	45	135	1,980	
1 2 3	15:15	15:55	16:00	16:40	16:40	17:20	45	135	2,115	
4 5 6	15:25	16:05	16:10	16:50	16:50	17:30	45	135	2,250	
7 8 9	15:35	16:15	16:20	17:00	17:00	17:40	45	135	2,385	
10 11 12	15:50	16:30	16:35	17:15	17:15	17:55	45	135	2,520	

日次等	号車ナンバー	鹿児島空港		鹿児島中央駅		鹿児島空港		一台乗車人員	乗車人数	累計
		出発時間	到着時間	出発時間	到着時間	出発時間	到着時間			
6日目 南小学校区 北小学校区 平良第一小学校区 16便 3,222人	1 2 3	10:35	11:15	11:20	12:00	12:00	12:40	45	135	135
	4 5 6	10:50	11:30	11:35	12:15	12:15	12:55	45	135	270
	7 8 9	11:05	11:45	11:50	12:30	12:30	13:10	45	135	405
	10 11 12	11:20	12:00	12:05	12:45	12:45	13:25	45	135	540
	13 14	11:35	12:15	12:20	13:00	13:00	13:40	45	90	630
	15 16	12:05	12:45	12:50	13:30	13:30	14:10	45	90	720
	1 2 3	12:15	12:55	13:00	13:40	13:40	14:20	45	135	855
	4 5 6	12:25	13:05	13:10	13:50	13:50	14:30	45	135	990
	7 8 9	12:35	13:15	13:20	14:00	14:00	14:40	45	135	1,125
	10 11 12	12:50	13:30	13:35	14:15	14:15	14:55	45	135	1,260
	13 14	13:05	13:45	13:50	14:30	14:30	15:10	45	90	1,350
	15 16	13:35	14:15	14:20	15:00	15:00	15:40	45	90	1,440
	1 2 3	14:10	14:50	14:55	15:35	15:35	16:15	45	135	1,575
	4 5 6	14:20	15:00	15:05	15:45	15:45	16:25	45	135	1,710
	7 8 9	14:30	15:10	15:15	15:55	15:55	16:35	45	135	1,845
10 11 12	14:45	15:25	15:30	16:10	16:10	16:50	45	135	1,980	
1 2 3	15:15	15:55	16:00	16:40	16:40	17:20	45	135	2,115	
4 5 6	15:25	16:05	16:10	16:50	16:50	17:30	45	135	2,250	
7 8 9	15:35	16:15	16:20	17:00	17:00	17:40	45	135	2,385	
10 11 12	15:50	16:30	16:35	17:15	17:15	17:55	45	135	2,520	

(5) 輸送計画－鹿児島中央駅から各駅への輸送計画

鹿児島中央駅から小倉駅までのタイムライン 避難先連絡所：北九州市

日次等	便名	機体	搭乗人数	コミュニティ	出発空港	鹿児島空港発	鹿児島空港着	スポット種類	鹿児島中央駅着	鹿児島中央駅発	小倉駅着	バス台数	
1日目 1,062人	2-3	SKY738	177	南	下地	14:10	15:40	PBB	随時	17:04	みずほ608号	18:39	4
	3-3	SKY738	177	南	下地	14:35	16:05	PBB	随時	17:54	みずほ610号	19:30	4
	1-3	SKY738	177	南	下地	15:00	16:30	PBB	随時	17:54	みずほ610号	19:30	4
	2-4	SKY738	177	南	下地	15:50	17:20	PBB	随時	18:41	さくら572号	20:33	4
	3-4	SKY738	177	南	下地	16:15	17:45	PBB	随時	19:51	みずほ614号	21:24	4
	1-4	SKY738	177	南	下地	16:40	18:10	オープン	19:05	19:51	みずほ614号	21:24	4
2日目 1,062人	2-3	SKY738	177	南	下地	14:10	15:40	PBB	随時	17:04	みずほ608号	18:39	4
	3-3	SKY738	177	南	下地	14:35	16:05	PBB	随時	17:54	みずほ610号	19:30	4
	1-3	SKY738	177	南	下地	15:00	16:30	PBB	随時	17:54	みずほ610号	19:30	4
	2-4	SKY738	177	南	下地	15:50	17:20	PBB	随時	18:41	さくら572号	20:33	4
	3-4	SKY738	177	南	下地	16:15	17:45	PBB	随時	19:51	みずほ614号	21:24	4
	1-4	SKY738	177	南	下地	16:40	18:10	オープン	19:05	19:51	みずほ614号	21:24	4
3日目 4,112人	3-2	JAL738	60	北	宮古	10:15	11:45	オープン	12:40	13:45	さくら558号	15:38	2
	6-3	ANA738	165	北	宮古	10:55	12:25	PBB	随時	14:17	さくら560号	16:01	4
	3-3	JAL738	165	北	宮古	11:25	12:55	オープン	13:50	14:17	さくら560号	16:01	4
	5-3	ANA788	335	北	宮古	11:50	13:20	PBB	随時	14:45	さくら562号	16:38	8
	6-4	ANA738	165	北	宮古	12:05	13:35	PBB	随時	15:17	さくら564号	17:01	4
	3-4	JAL738	165	北	宮古	12:35	14:05	オープン	15:00	15:17	さくら564号	17:01	4
	5-4	ANA788	335	北	宮古	13:15	14:45	オープン	15:40	16:17	さくら568号	18:01	8
	6-5	ANA738	165	北	宮古	13:15	14:45	PBB	随時	16:17	さくら568号	18:01	4
	3-5	JAL738	165	北	宮古	13:45	15:15	オープン	16:10	17:04	みずほ608号	18:39	4
	2-3	SKY738	177	南	下地	14:10	15:40	PBB	随時	17:04	みずほ608号	18:39	4
	6-6	ANA738	165	北	宮古	14:25	15:55	PBB	随時	17:07	さくら570号	19:01	4
	3-3	SKY738	177	南	下地	14:35	16:05	PBB	随時	17:54	みずほ610号	19:30	4
	5-5	ANA788	335	北	宮古	14:40	16:10	PBB	随時	17:54	みずほ610号	19:30	8
	3-6	JAL738	165	北	宮古	14:55	16:25	オープン	17:20	18:30	みずほ612号	20:03	4
	1-3	SKY738	177	南	下地	15:00	16:30	PBB	随時	18:30	みずほ612号	20:03	4
	6-7	ANA738	165	北	宮古	15:35	17:05	PBB	随時	18:30	みずほ612号	20:03	4
	2-4	SKY738	177	南	下地	15:50	17:20	PBB	随時	18:41	さくら572号	20:33	4
	5-6	ANA788	335	北	宮古	16:05	17:35	オープン	18:30	18:41	さくら572号	20:33	8
	3-7	JAL738	165	北	宮古	16:05	17:35	オープン	18:30	19:51	みずほ614号	21:24	4
	3-4	SKY738	177	南	下地	16:15	17:45	PBB	随時	19:51	みずほ614号	21:24	4
1-4	SKY738	177	南	下地	16:40	18:10	オープン	19:05	20:14	さくら408号	22:07	4	

日次等	便名	機体	搭乗人数	コミュニティ	出発空港	鹿児島空港発	鹿児島空港着	スポット種類	鹿児島中央駅着	鹿児島中央駅発	小倉駅着	バス台数	
4日目 3,892人	3-2	JAL738	51	北	宮古	10:15	11:45	オープン	12:40	13:45	さくら558号	15:38	2
	5-2	ANA788	335	北	宮古	10:25	11:55	オープン	12:50	13:45	さくら558号	15:38	8
	6-3	ANA738	165	北	宮古	10:55	12:25	PBB	随時	14:17	さくら560号	16:01	4
	3-3	JAL738	165	北	宮古	11:25	12:55	オープン	13:50	14:17	さくら560号	16:01	4
	5-3	ANA788	335	北	宮古	11:50	13:20	PBB	随時	14:45	さくら562号	16:38	8
	6-4	ANA738	165	北	宮古	12:05	13:35	PBB	随時	15:17	さくら564号	17:01	4
	3-4	JAL738	165	北	宮古	12:35	14:05	オープン	15:00	15:17	さくら564号	17:01	4
	2-2	SKY738	177	南	下地	12:30	14:00	PBB	随時	15:17	さくら564号	17:01	4
	3-4	JAL738	165	北	宮古	12:35	14:05	オープン	15:00	16:17	さくら568号	18:01	4
	3-2	SKY738	177	南	下地	12:55	14:25	PBB	随時	16:17	さくら568号	18:01	4
	5-4	ANA788	335	北	宮古	13:15	14:45	オープン	15:40	17:04	みずほ608号	18:39	8
	6-5	ANA738	165	北	宮古	13:15	14:45	PBB	随時	17:04	みずほ608号	18:39	4
	1-2	SKY738	134	南	下地	13:20	14:50	PBB	随時	17:07	さくら570号	19:01	3
	3-5	JAL738	165	北	宮古	13:45	15:15	オープン	16:10	17:54	みずほ610号	19:30	4
2-3	SKY738	177	南	下地	14:10	15:40	PBB	随時	17:54	みずほ610号	19:30	4	
6-6	ANA738	41	北	宮古	14:25	15:55	PBB	随時	17:54	みずほ610号	19:30	1	
3-3	SKY738	177	南	下地	14:35	16:05	PBB	随時	18:30	みずほ612号	20:03	4	
5-5	ANA788	335	北	宮古	14:40	16:10	PBB	随時	18:30	みずほ612号	20:03	8	
1-3	SKY738	177	南	下地	15:00	16:30	PBB	随時	18:41	さくら572号	20:33	4	
2-4	SKY738	177	南	下地	15:50	17:20	PBB	随時	19:51	みずほ614号	21:24	4	
3-4	SKY738	177	南	下地	16:15	17:45	PBB	随時	19:51	みずほ614号	21:24	4	
1-4	SKY738	97	南	下地	16:40	18:10	オープン	19:05	20:14	さくら408号	22:07	3	
5日目 1,062人	2-2	SKY738	177	南	下地	12:30	14:00	PBB	随時	15:17	さくら564号	17:01	4
	3-2	SKY738	177	南	下地	12:55	14:25	PBB	随時	15:45	さくら566号	17:38	4
	1-2	SKY738	177	南	下地	13:20	14:50	PBB	随時	17:04	みずほ608号	18:39	4
	2-3	SKY738	177	南	下地	14:10	15:40	PBB	随時	17:04	みずほ608号	18:39	4
3-3	SKY738	177	南	下地	14:35	16:05	PBB	随時	17:54	みずほ610号	19:30	4	
1-3	SKY738	177	南	下地	15:00	16:30	PBB	随時	17:54	みずほ610号	19:30	4	
6日目 1,062人	2-2	SKY738	177	南	下地	12:30	14:00	PBB	随時	15:17	さくら564号	17:01	4
	3-2	SKY738	177	南	下地	12:55	14:25	PBB	随時	15:45	さくら566号	17:38	4
	1-2	SKY738	177	南	下地	13:20	14:50	PBB	随時	17:04	みずほ608号	18:39	4
	2-3	SKY738	177	南	下地	14:10	15:40	PBB	随時	17:04	みずほ608号	18:39	4
	3-3	SKY738	177	南	下地	14:35	16:05	PBB	随時	17:54	みずほ610号	19:30	4

鹿児島中央駅から久留米駅までのタイムライン 避難先連絡所：久留米市

日次等	便名	機体	搭乗人数	コミュニティ	出発空港	鹿児島空港発	鹿児島空港着	スポット種類	鹿児島中央駅着	鹿児島中央駅発	久留米駅着	バス台数	
4日目 289人	6-6	ANA738	124	平良第一	宮古	14:25	15:55	PBB	随時	18:05	さくら406号	19:22	3
	3-6	JAL738	165	平良第一	宮古	14:55	16:25	オープン	17:20	18:41	さくら572号	19:58	4
5日目 2,177人	6-1	ANA738	165	平良第一	宮古	8:35	10:05	PBB	随時	11:20	さくら402号	12:39	4
	5-1	ANA788	335	平良第一	宮古	9:00	10:30	PBB	随時	12:20	さくら404号	13:39	8
	3-1	JAL738	165	平良第一	宮古	9:05	10:35	オープン	11:30	12:20	さくら404号	13:39	4
	6-2	ANA738	165	平良第一	宮古	9:45	11:15	PBB	随時	12:55	さくら556号	14:02	4
	3-2	JAL738	165	平良第一	宮古	10:15	11:45	オープン	12:40	12:55	さくら556号	14:02	4
	5-2	ANA788	335	平良第一	宮古	10:25	11:55	オープン	12:50	13:45	さくら558号	15:02	8
	6-3	ANA738	165	平良第一	宮古	10:55	12:25	PBB	随時	13:45	さくら558号	15:02	4
	3-3	JAL738	165	平良第一	宮古	11:25	12:55	オープン	13:50	14:17	さくら560号	15:25	4
	5-3	ANA788	335	平良第一	宮古	11:50	13:20	PBB	随時	14:45	さくら562号	16:02	8
	6-4	ANA738	165	平良第一	宮古	12:05	13:35	PBB	随時	14:45	さくら562号	16:02	4
3-4	JAL738	17	平良第一	宮古	12:35	14:05	オープン	15:00	15:45	さくら566号	17:02	1	

鹿児島中央駅から久留米駅までのタイムライン 避難先連絡所：大牟田市

日次等	便名	機体	搭乗人数	コミュニティ	出発空港	鹿児島空港発	鹿児島空港着	スポット種類	鹿児島中央駅着	鹿児島中央駅発	久留米駅着	バス台数	
5日目 148人	3-4	JAL738	148	平良第一	宮古	12:35	14:05	オープン	15:00	15:17	さくら564号	16:25	4

(5) 輸送計画－鹿児島中央駅から各駅への輸送計画

鹿児島中央駅から新大牟田駅までのタイムライン 避難先連絡所：大牟田市

日次等	便名	機体	搭乗人数	コミュニティ	出発空港	出発空港発	鹿児島空港着	スポット種類	鹿児島中央駅着	鹿児島中央駅発	新大牟田駅着	バス台数
5日目 1,323人	5-4	ANA788	335	平良第一	宮古	13:15	14:45	オープン	15:40	16:22 つばめ328号	17:37	8
	6-5	ANA738	165	平良第一	宮古	13:15	14:45	PBB	随時	16:22 つばめ328号	17:37	4
	3-5	JAL738	165	平良第一	宮古	13:45	15:15	オープン	16:10	18:59 つばめ334号	20:12	4
	6-6	ANA738	165	平良第一	宮古	14:25	15:55	PBB	随時	18:59 つばめ334号	20:12	4
	5-5	ANA738	335	平良第一	宮古	14:40	16:10	PBB	随時	19:33 つばめ336号	20:55	8
	3-6	JAL738	158	平良第一	宮古	14:55	16:25	オープン	17:20	19:33 つばめ336号	20:55	4

鹿児島中央駅から博多駅までのタイムライン 避難先連絡所：飯塚市

日次等	便名	機体	搭乗人数	コミュニティ	出発空港	出発空港発	鹿児島空港着	スポット種類	鹿児島中央駅着	鹿児島中央駅発	博多駅着	バス台数
5日目 7人	3-6	JAL738	7	平良第一	宮古	14:55	16:25	オープン	17:20	18:05 さくら406号	19:40	1
6日目 1,702人	6-1	ANA738	165	平良第一	宮古	8:35	10:05	PBB	随時	11:20 さくら402号	12:57	4
	5-1	ANA788	335	平良第一	宮古	9:00	10:30	PBB	随時	12:20 さくら404号	13:57	8
	3-1	JAL738	165	平良第一	宮古	9:05	10:35	オープン	11:30	12:20 さくら404号	13:57	4
	6-2	ANA738	165	平良第一	宮古	9:45	11:15	PBB	随時	12:55 さくら556号	14:21	4
	3-2	JAL738	165	平良第一	宮古	10:15	11:45	オープン	12:40	12:55 さくら556号	14:21	4
	5-2	ANA788	335	平良第一	宮古	10:25	11:55	オープン	12:50	13:45 さくら558号	15:02	8
	6-3	ANA738	165	平良第一	宮古	10:55	12:25	PBB	随時	13:45 さくら558号	15:02	4
	3-3	JAL738	165	平良第一	宮古	11:25	12:55	オープン	13:50	14:17 さくら560号	15:43	4
	5-3	ANA788	42	平良第一	宮古	11:50	13:20	PBB	随時	14:45 さくら562号	16:21	1

鹿児島中央駅から博多駅までのタイムライン 避難先連絡所：田川市

日次等	便名	機体	搭乗人数	コミュニティ	出発空港	出発空港発	鹿児島空港着	スポット種類	鹿児島中央駅着	鹿児島中央駅発	博多駅着	バス台数
6日目 1,081人	5-3	ANA788	293	平良第一	宮古	11:50	13:20	PBB	随時	14:45 さくら562号	16:21	7
	6-4	ANA738	165	平良第一	宮古	12:05	13:35	PBB	随時	14:45 さくら562号	16:21	4
	3-4	JAL738	165	平良第一	宮古	12:35	14:05	オープン	15:00	15:45 さくら566号	17:21	4
	5-4	ANA788	335	平良第一	宮古	13:15	14:45	オープン	15:40	16:17 さくら568号	17:43	8
	6-5	ANA738	123	平良第一	宮古	13:15	14:45	PBB	随時	16:17 さくら568号	17:43	3

鹿児島中央駅から久留米駅までのタイムライン 避難先連絡所：朝倉市

日次等	便名	機体	搭乗人数	コミュニティ	出発空港	出発空港発	鹿児島空港着	スポット種類	鹿児島中央駅着	鹿児島中央駅発	久留米駅着	バス台数
6日目 1,404人	6-5	ANA738	42	平良第一	宮古	13:15	14:45	PBB	随時	16:17 さくら568号	17:25	1
	3-5	JAL738	165	平良第一	宮古	13:45	15:15	オープン	16:10	16:22 つばめ328号	17:51	4
	6-6	ANA738	165	平良第一	宮古	14:25	15:55	PBB	随時	18:05 さくら406号	19:22	4
	5-5	ANA788	335	平良第一	宮古	14:40	16:10	PBB	随時	18:05 さくら406号	19:22	8
	3-6	JAL738	165	平良第一	宮古	14:55	16:25	オープン	17:20	18:41 さくら572号	19:58	4
	6-7	ANA738	165	平良第一	宮古	15:35	17:05	PBB	随時	18:41 さくら572号	19:58	4
	5-6	ANA788	335	平良第一	宮古	16:05	17:35	オープン	18:30	20:14 さくら408号	21:31	8
	3-7	JAL738	32	平良第一	宮古	16:05	17:35	オープン	18:30	20:14 さくら408号	21:31	1

(5) 輸送計画 - 各駅から各避難先連絡所への輸送計画

小倉駅から避難先連絡所までのタイムライン 避難先連絡所：北九州市

日次等	号車ナンバー								小倉駅		北九州メッセ 西日本総合展示場		小倉駅	一台 乗車 人員	乗車 人数	累計
									到着時間	出発時間	到着時間	出発時間				
1日目 1,062人	1	2	3	4					18:39	18:59	19:04	19:09	19:14	45	180	180
	1	2	3	4					19:30	19:50	19:55	20:00	20:05	45	180	360
	1	2	3	4					19:30	20:10	20:15	20:20	20:25	45	180	540
	1	2	3	4					20:33	20:53	20:58	21:03	21:08	45	180	720
	1	2	3	4					21:24	21:44	21:49	21:54	21:59	45	180	900
	1	2	3	4					21:24	22:04	22:09	22:14	22:19	45	180	1,080
2日目 1,062人	1	2	3	4					18:39	18:59	19:04	19:09	19:14	45	180	180
	1	2	3	4					19:30	19:50	19:55	20:00	20:05	45	180	360
	1	2	3	4					19:30	20:10	20:15	20:20	20:25	45	180	540
	1	2	3	4					20:33	20:53	20:58	21:03	21:08	45	180	720
	1	2	3	4					21:24	21:44	21:49	21:54	21:59	45	180	900
	1	2	3	4					21:24	22:04	22:09	22:14	22:19	45	180	1,080
3日目 4,112人	1	2							15:38	15:58	16:03	16:08	16:13	45	90	90
	3	4	5	6					16:01	16:21	16:26	16:31	16:36	45	180	270
	7	8	1	2					16:01	16:21	16:26	16:31	16:36	45	180	450
	1	2	3	4	5	6	7	8	16:38	16:58	17:03	17:08	17:13	45	360	810
	1	2	3	4					17:01	17:21	17:26	17:31	17:36	45	180	990
	5	6	7	8					17:01	17:21	17:26	17:31	17:36	45	180	1,170
	1	2	3	4	5	6	7	8	18:01	18:21	18:26	18:31	18:36	45	360	1,530
	1	2	3	4					18:01	18:41	18:46	18:51	18:56	45	180	1,710
	5	6	7	8					18:39	18:59	19:04	19:09	19:14	45	180	1,890
	1	2	3	4					18:39	19:09	19:14	19:19	19:24	45	180	2,070
	5	6	7	8					19:01	19:21	19:26	19:31	19:36	45	180	2,250
	1	2	3	4					19:30	19:50	19:55	20:00	20:05	45	180	2,430
	1	2	3	4	5	6	7	8	19:30	20:10	20:15	20:20	20:25	45	360	2,790
	1	2	3	4					20:03	20:33	20:38	20:43	20:48	45	180	2,970
	5	6	7	8					20:03	20:33	20:38	20:43	20:48	45	180	3,150
	1	2	3	4					20:03	20:53	20:58	21:03	21:08	45	180	3,330
	5	6	7	8					20:33	20:53	20:58	21:03	21:08	45	180	3,510
	1	2	3	4	5	6	7	8	20:33	21:13	21:18	21:23	21:28	45	360	3,870
	1	2	3	4					21:24	21:44	21:49	21:54	21:59	45	180	4,050
	5	6	7	8					21:24	21:44	21:49	21:54	21:59	45	180	4,230
1	2	3	4					22:07	22:27	22:32	22:37	22:42	45	180	4,410	

日次等	号車ナンバー								小倉駅		北九州メッセ 西日本総合展示場		小倉駅	一台 乗車 人員	乗車 人数	累計
									到着時間	出発時間	到着時間	出発時間				
4日目 3,892人	1	2							15:38	15:58	16:03	16:08	16:13	45	90	90
	1	2	3	4	5	6	7	8	15:38	16:18	16:23	16:28	16:33	45	360	450
	1	2	3	4					16:01	16:41	16:46	16:51	16:56	45	180	630
	5	6	7	8					16:01	16:41	16:46	16:51	16:56	45	180	810
	1	2	3	4	5	6	7	8	16:38	17:08	17:13	17:18	17:23	45	360	1,170
	1	2	3	4					17:01	17:31	17:36	17:41	17:46	45	180	1,350
	5	6	7	8					17:01	17:31	17:36	17:41	17:46	45	180	1,530
	1	2	3	4					18:01	18:21	18:26	18:31	18:36	45	180	1,710
	5	6	7	8					18:01	18:21	18:26	18:31	18:36	45	180	1,890
	1	2	3	4	5	6	7	8	18:39	18:59	19:04	19:09	19:14	45	360	2,250
	1	2	3	4					18:39	19:19	19:24	19:29	19:34	45	180	2,430
	5	6	7	8					19:01	19:21	19:26	19:31	19:36	45	180	2,610
	1	2	3	4					19:30	19:50	19:55	20:00	20:05	45	180	2,790
	5	6	7	8					19:30	19:50	19:55	20:00	20:05	45	180	2,970
	1	2	3	4					20:03	20:33	20:38	20:43	20:48	45	180	3,150
	5	6	7	8					20:03	20:33	20:38	20:43	20:48	45	180	3,330
	1	2	3	4					20:33	20:53	20:58	21:03	21:08	45	180	3,510
	5	6	7	8					20:33	21:13	21:18	21:23	21:28	45	360	3,870
1	2	3	4					21:24	21:44	21:49	21:54	21:59	45	180	4,050	
5	6	7	8					21:24	21:44	21:49	21:54	21:59	45	180	4,230	
1	2	3	4					22:07	22:27	22:32	22:37	22:42	45	180	4,410	
5日目 1,062人	1	2	3	4					17:01	17:21	17:26	17:31	17:36	45	180	180
	1	2	3	4					17:38	17:58	18:03	18:08	18:13	45	180	360
	1	2	3	4					18:39	18:59	19:04	19:09	19:14	45	180	540
	1	2	3	4					18:39	19:19	19:24	19:29	19:34	45	180	720
	1	2	3	4					19:30	19:50	19:55	20:00	20:05	45	180	900
	1	2	3	4					19:30	20:10	20:15	20:20	20:25	45	180	1,080
6日目 1,062人	1	2	3	4					17:01	17:21	17:26	17:31	17:36	45	180	180
	1	2	3	4					17:38	17:58	18:03	18:08	18:13	45	180	360
	1	2	3	4					18:39	18:59	19:04	19:09	19:14	45	180	540
	1	2	3	4					18:39	19:19	19:24	19:29	19:34	45	180	720
	1	2	3	4					19:30	19:50	19:55	20:00	20:05	45	180	900
	1	2	3	4					19:30	20:10	20:15	20:20	20:25	45	180	1,080

久留米駅から避難先連絡所までのタイムライン 避難先連絡所：久留米市

日次等	号車ナンバー								久留米駅		久留米アリーナ		久留米駅	一台 乗車 人員	乗車 人数	累計
									到着時間	出発時間	到着時間	出発時間				
4日目 289人	1	2	3	4					19:22	19:37	19:47	19:52	20:02	45	180	180
	1	2	3	4					19:58	20:13	20:23	20:28	20:38	45	180	360
5日目 2,177人	1	2	3	4					12:39	12:54	13:04	13:09	13:19	45	180	180
	1	2	3	4	5	6	7	8	13:39	13:54	14:04	14:09	14:19	45	360	540
	9	10	11	12					13:39	13:54	14:04	14:09	14:19	45	180	720
	1	2	3	4					14:02	14:17	14:27	14:32	14:42	45	180	900
	5	6	7	8					14:02	14:22	14:32	14:37	14:47	45	180	1,080
	9	10	11	12	1	2	3	4	14:25	14:40	14:50	14:55	15:05	45	360	1,440
	5	6	7	8					15:02	15:17	15:27	15:32	15:42	45	180	1,620
	9	10	11	12					15:25	15:40	15:50	15:55	16:05	45	180	1,800
	1	2	3	4	5	6	7	8	16:02	16:17	16:27	16:32	16:42	45	360	2,160
	9	10	11	12					16:02	16:17	16:27	16:32	16:42	45	180	2,340
	1	2	3	4					17:02	17:17	17:27	17:32	17:42	45	180	2,520

(5) 輸送計画－各駅から各避難先連絡所への輸送計画

久留米駅から避難先連絡所：大牟田市までのタイムライン

日次等	号車ナンバー								久留米駅		大牟田市役所		久留米駅 到着時間	一台 乗車 人員	乗車 人数	累計
									到着時間	出発時間	到着時間	出発時間				
5日目 148人	1	2	3	4					16:25	16:40	17:55			45	180	180

新大牟田駅から避難先連絡所：大牟田市までのタイムライン

日次等	号車ナンバー								新大牟田駅		大牟田市役所		新大牟田駅 到着時間	一台 乗車 人員	乗車 人数	累計
									到着時間	出発時間	到着時間	出発時間				
5日目 1,323人	1	2	3	4	5	6	7	8	17:37	17:52	18:12	18:17	18:37	45	360	360
	9	10	11	12					17:37	17:52	18:12	18:17	18:37	45	180	540
	1	2	3	4					20:12	20:27	20:47	20:52	21:12	45	180	720
	5	6	7	8					20:12	20:27	20:47	20:52	21:12	45	180	900
	9	10	11	12	1	2	3	4	20:55	21:25	21:45	21:50	22:10	45	360	1,260
	5	6	7	8					20:55	21:25	21:45	21:50	22:10	45	180	1,440

博多駅から避難先連絡所：飯塚市までのタイムライン

日次等	号車ナンバー								博多駅		飯塚市役所		博多駅 到着時間	一台 乗車 人員	乗車 人数	累計
									到着時間	出発時間	到着時間	出発時間				
5日目 7人	1								19:40	20:00	21:00			45	45	45
6日目 1,702人	1	2	3	4					12:57	13:17	14:17	14:22	15:22	45	180	180
	5	6	7	8	9	10	11	12	13:57	14:17	15:17	15:22	16:22	45	360	540
	13	14	15	16					13:57	14:17	15:17	15:22	16:22	45	180	720
	17	18	19	20					14:21	14:41	15:41	15:46	16:46	45	180	900
	21	22	23	24					14:21	14:41	15:41	15:46	16:46	45	180	1,080
	25	26	27	28	29	30	31	32	15:02	15:22	16:22	16:27	17:27	45	360	1,440
	1	2	3	4					15:02	15:32	16:32	16:37	17:37	45	180	1,620
	5	6	7	8					15:43	16:33	17:33	17:38	18:38	45	180	1,800
	9								16:21	16:41	17:41	17:46	18:46	45	45	1,845

博多駅から避難先連絡所：田川市までのタイムライン

日次等	号車ナンバー								博多駅		田川市役所 到着時間	一台 乗車 人員	乗車 人数	累計
									到着時間	出発時間				
6日目 1,081人	1	2	3	4	5	6	7		16:21	16:41	17:51	45	315	315
	8	9	10	11					16:21	16:41	17:51	45	180	495
	12	13	14	15					17:21	17:41	18:51	45	180	675
	16	17	18	19	20	21	22	23	17:43	18:03	19:13	45	360	1,035
	24	25	26						17:43	18:03	19:13	45	135	1,170

久留米駅から避難先連絡所：朝倉市までのタイムライン

日次等	号車ナンバー								久留米駅		朝倉市役所		久留米駅 到着時間	一台 乗車 人員	乗車 人数	累計
									到着時間	出発時間	到着時間	出発時間				
6日目 1,404人	1								17:25	17:40	18:30	18:35	19:25	45	45	45
	2	3	4	5					17:51	18:06	18:56	19:01	19:51	45	180	225
	6	7	8	9					19:22	19:37	20:27	20:32	21:22	45	180	405
	10	11	12	13	14	15	16	17	19:22	19:37	20:27	20:32	21:22	45	360	765
	18	19	20	1					19:58	20:13	21:03	21:08	21:58	45	180	945
	2	3	4	5					19:58	20:13	21:03	21:08	21:58	45	180	1,125
	6	7	8	9	10	11	12	13	21:31	21:46	22:36	22:41	23:31	45	360	1,485
	14								21:31	21:46	22:36	22:41	23:31	45	45	1,530

(5) 輸送計画－輸送手段の保有数の把握 アンケート・ヒアリング調査結果

貸切バスの保有状況

アンケート回答事業者の車両保有状況から、大型バスを保有する事業者が大半を占めており、避難住民の集団輸送に対応可能な体制が整っていることが確認された。加えて、中型バス、小型バスを保有する事業者も多く、避難フェーズや受入れ地域の特性に応じた柔軟な輸送対応が可能な事業者構成となっている。

大型バス

保有台数	事業者数
1～5台	11
6～10台	10
11～20台	7
21～50台	6
51台以上	4
合計	38

初動・一斉避難のフェーズで、大量輸送の即応力が高い

中型バス

保有台数	事業者数
1～2台	9
3～5台	11
6～10台	8
11台以上	4
合計	32

受入れ後の分散のフェーズで、地域内移動・施設分散に有効

小型バス

保有台数	事業者数
1～2台	13
3～5台	9
6～10台	5
11台以上	2
合計	29

きめ細かな対応のフェーズで、狭険地・少人数対応が可能

アンケート・ヒアリング結果より

- ・1日に必要なバスの台数は最大174台と想定しており、アンケートに回答した各バス協会に加盟するバス事業者だけで十分確保できる可能性があるが、運行に必要な運転手については、国が入域自粛要請を実施し、九州・山口各県も県を跨ぐ移動の自粛要請を実施する特別な状況でなければ確保できないことが分かった。
- ・6日間の連続した輸送になるため、運転手を含めたバスの確保には、各バス協会及び各バス事業者の協力が必要であり、要配慮者の輸送に使用することを想定したハイヤーについては、組織として事業者の協力を得ることは難しく、個別に各事業者と協議及び依頼をして台数を確保する必要がありそうである。
- ・特に貸切バスの運転手は路線バス運行の経験を経たベテランであり、路線バスから代用することもできないため、国として通常の貸切バスの運行を取りやめる制限を出すことが必要である。
- ・鹿児島中央駅～博多駅間の運行についてはJR九州での調整が可能であるが、博多駅～小倉駅間はJR西日本の運行区間であるため、別途、協議が必要である。小倉駅を経由して、北九州市へ避難する場合は「みずほ」または「さくら」の車両を使用するか、あるいは博多駅でJR九州運行区間の特急に乗り換える方法が想定される。
- ・現時点では、定時ダイヤの新幹線を利用する想定であり、臨時列車の運行を想定すると、それに合わせたバスでの輸送が必要となり、輸送の難易度が上がる可能性がある。
- ・鹿児島空港から鹿児島中央駅への輸送を想定しているが、武力攻撃予測事態が発生した際は、鹿児島県内における輸送業務が優先となるため、福岡県への輸送に関しては協力が難しいことから、鹿児島空港から鹿児島中央駅への輸送については、福岡県内もしくは他県のバスを回送する必要があることが分かった。

(5) 輸送計画－必要な車両数の割り出し・調達手続き

バスの必要な車両数

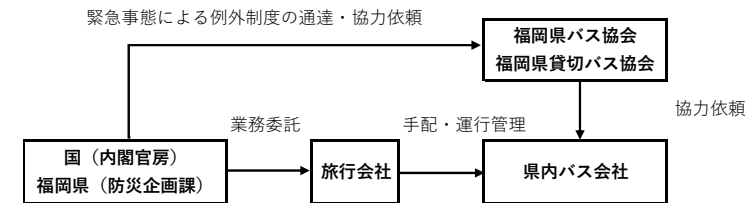
6日間の輸送に必要なバスの台数は、福岡県内で1日あたり68台から最大150台、鹿児島県内で1日あたり20台から最大32台となる。この台数は県内のバス事業者が保有する台数で賄えるが、他業務での貸し出しがないこと及び乗務員の確保が全てできていることが前提となっている。台数とともに乗務員の確保は重要な事項であり、鹿児島県での輸送には宿泊を伴った運行依頼が必要である。田川市や飯塚市、朝倉市などの輸送では、使用する駅から距離が離れていることから、1回の輸送に時間がかかり、その結果多くの台数を必要とすることが分かった。

新幹線の必要な車両数

鹿児島中央駅から避難先連絡所の最寄り駅(新大牟田駅、久留米駅、博多駅、小倉駅)への輸送に新幹線を使用する。1日あたり最大13便に分乗(1便あたり約500名を上限とする)して、各最寄り駅にて下車する。定期便を使用する想定で、座席の確保には、JR九州やJR西日本の協力が必要であり、乗車券とその誘導も含め旅行会社へ委託することを想定している。1便あたりの上限数約500名は指定席および自由席を最大限に使用した数字であり、実際の利用には、他乗客をなくすなど調整が必要になることが想定される。

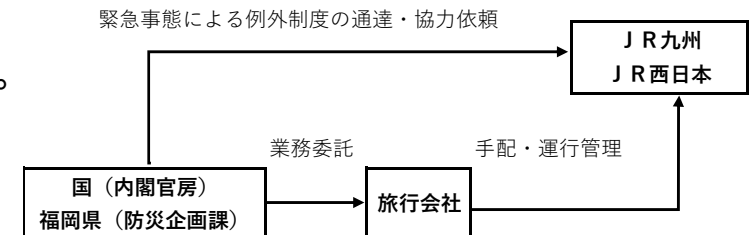
バスの調達方法

国や県は緊急事態による例外制度の設計及び各バス協会への協力依頼を実施。併せて旅行会社に業務委託をすることで、旅行会社主導でバスの手配及び運行管理を行う仕組みを想定。運行に係る乗務員の宿泊当の手配も一括して委任することができる。



新幹線乗車券の調達方法

国や県は緊急事態による例外制度の設計及びJR九州やJR西日本への協力依頼を実施。併せて旅行会社に業務委託をすることで、旅行会社主導で乗車券の手配及び避難住民の輸送管理を行う仕組みを想定。

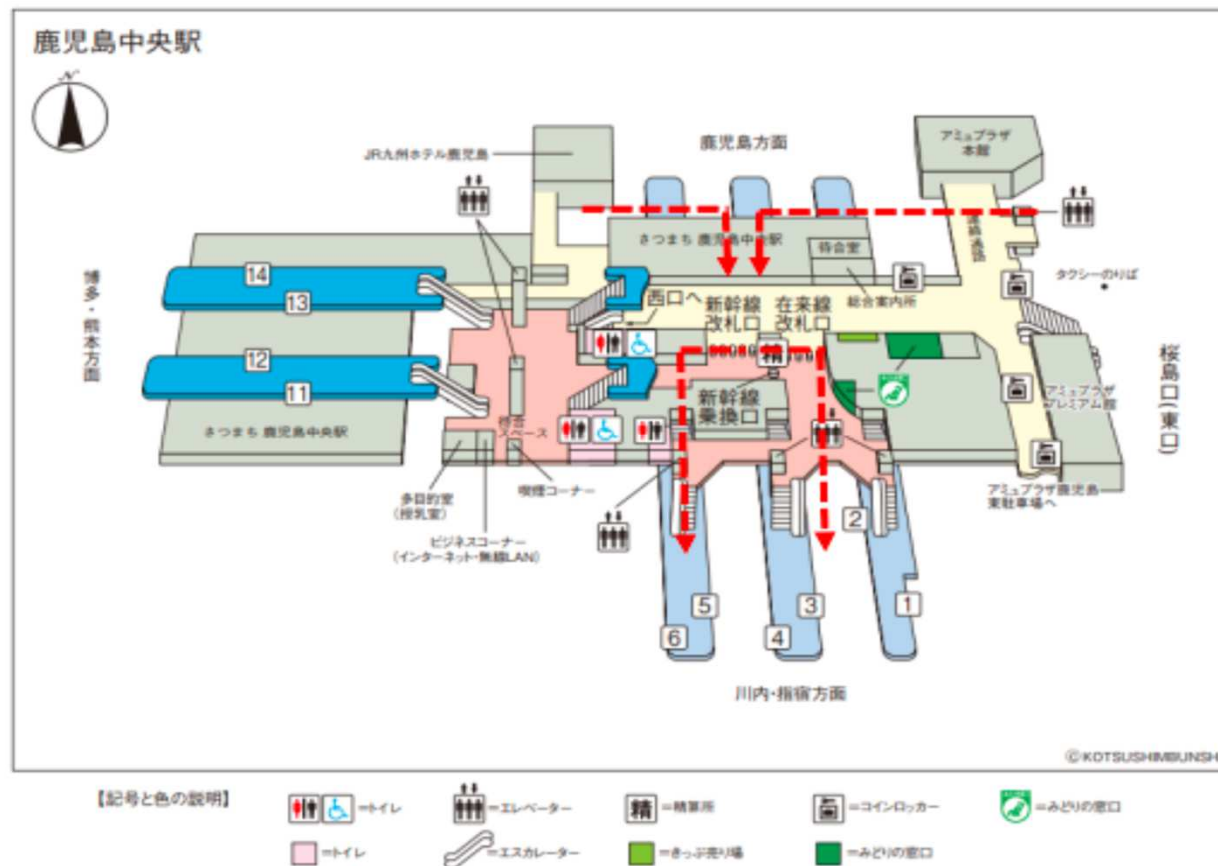


(5) 輸送計画－各駅での誘導方法

鹿児島中央駅

避難住民は、鹿児島中央駅到着後、スタッフの誘導により、乗車する新幹線のホームへと移動する。駅構内には大きな待機所がないため、乗車便と集合時間を避難住民に伝えて、一次解散及び再集合を想定している。

再集合後は、①人数点呼 ②乗車券(確認票)の配布 ※団体乗車券利用を想定しているため、原券の配布は行わない。 ③団体改札の通過 ④指定の便に搭乗 という工程を明確に区分し、滞留や錯綜を防止する構成としている。



(必要な誘導スタッフ)

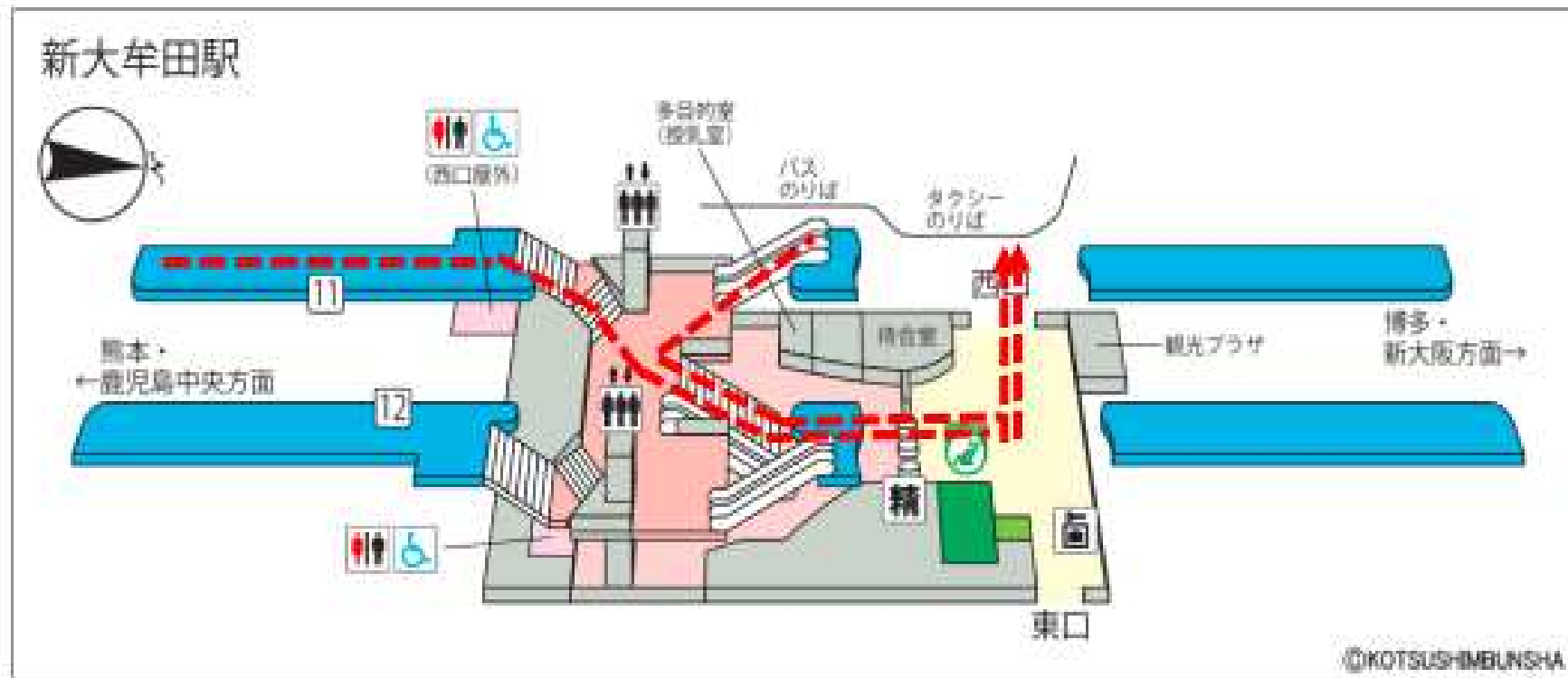
- ①駅構内誘導スタッフ 3名(バス下車口から、駅入場付近に1～2名、全体混雑緩和誘導係1名)
- ②改札通過サポートスタッフ 3名(改札入口1名、改札出口1名、全体混雑緩和誘導係1名)
- ③人数点呼～改札通過～乗車車両への誘導スタッフ 8～16名 *構内における幹旋員の役割
(バス1台に対しスタッフ1名を配置、隣接の時間帯にも対応できるように、十分な人数を配置予定)

(5) 輸送計画－各駅での誘導方法

新大牟田駅

避難住民は、新大牟田駅到着後、スタッフの誘導により、ホームから改札を出て、バスまで移動する。構内はコンパクトで誘導しやすいものの、一時的に大人数が移動するため、誘導棒(旗)や拡声器を使いながらスムーズに誘導を行う。

- ①ホームから改札への誘導 ②改札からバスへの誘導 ③バスへの乗せ込み ④人数点呼及び出発の指示、連絡



【記号と色の説明】



(必要な誘導スタッフ)

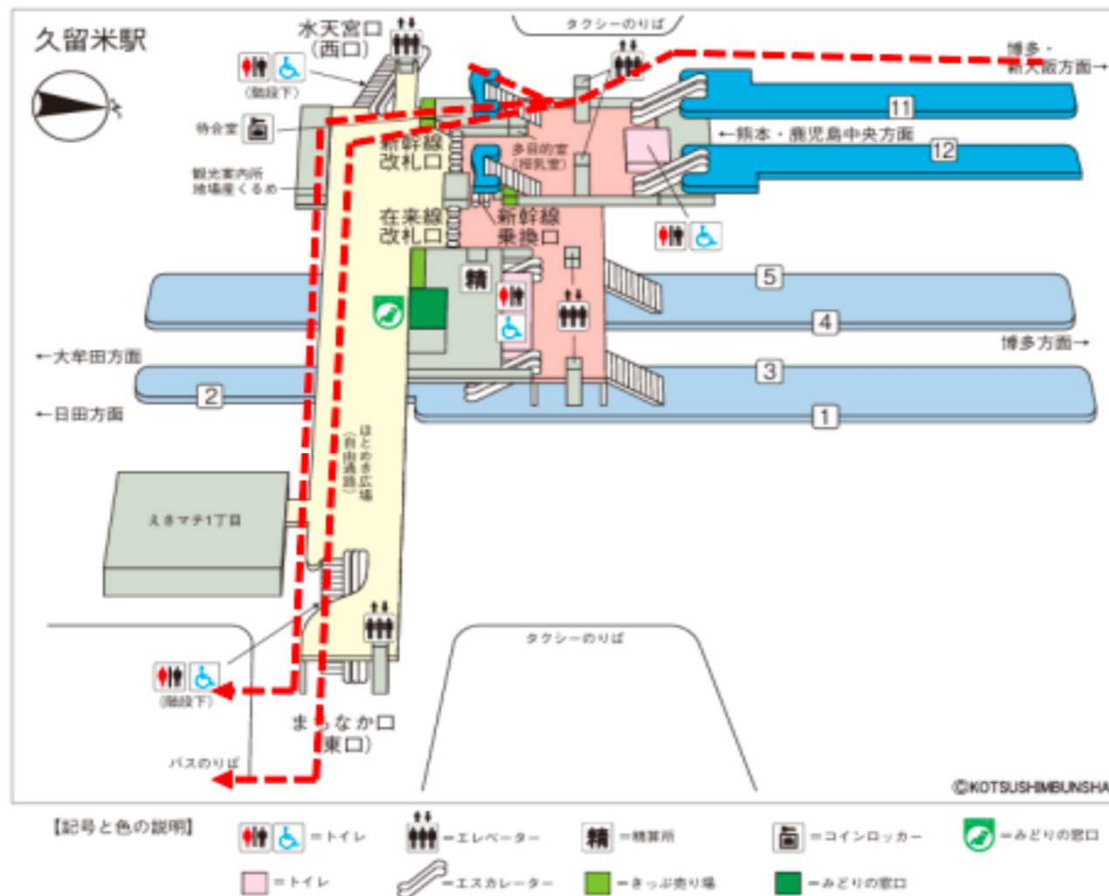
- ①下車案内誘導スタッフ 8名(各車両に1名)
- ②改札通過サポートスタッフ 2名(改札出入口1名、全体混雑緩和誘導係1名)
- ③ホームから改札通過、バス乗せ込みまでの誘導スタッフ 12名 *構内における幹旋員の役割
(バス1台に対しスタッフ1名を配置、隣接の時間帯にも対応できるように、十分な人数を配置予定)

(5) 輸送計画－各駅での誘導方法

久留米駅

避難住民は、久留米駅到着後、スタッフの誘導により、ホームから改札を出て、バスまで移動する。構内はコンパクトで誘導しやすいものの、一時的に大人数が移動するため、誘導棒(旗)や拡声器を使いながらスムーズに誘導を行う。

- ①ホームから改札への誘導 ②改札からバスへの誘導 ③バスへの乗せ込み ④人数点呼及び出発の指示、連絡



(必要な誘導スタッフ)

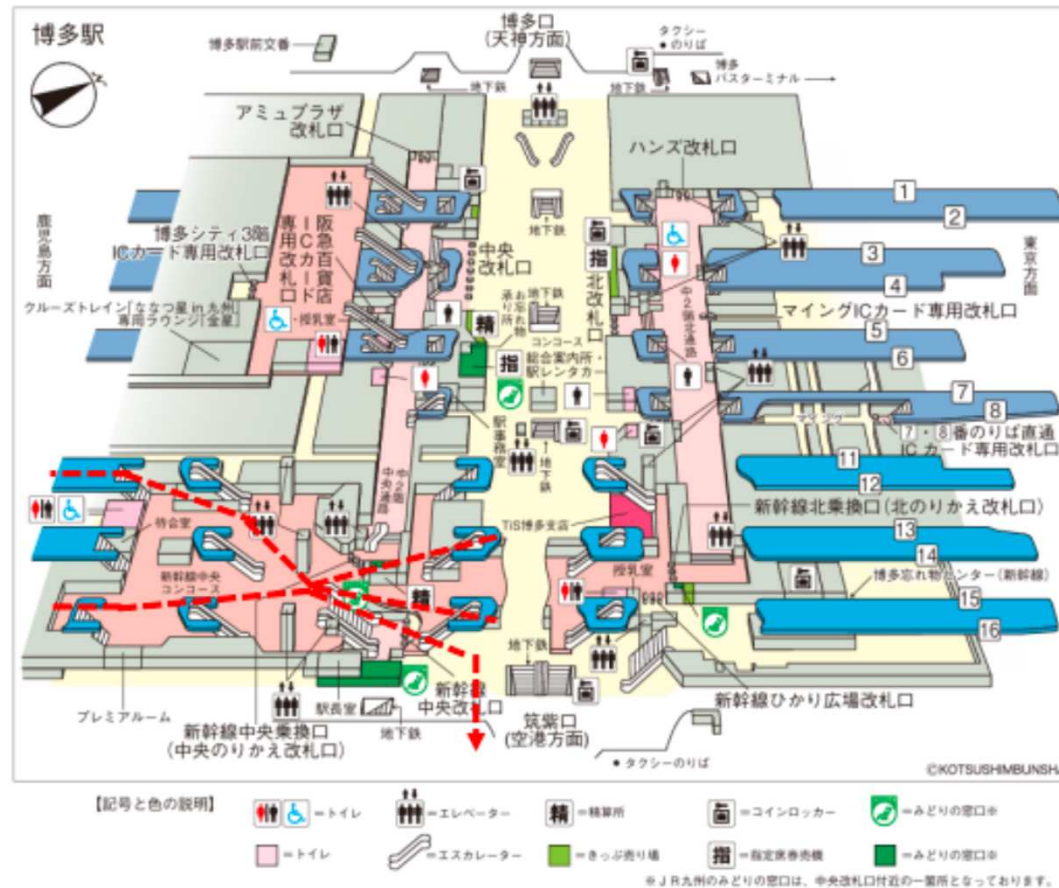
- ①下車案内誘導スタッフ 8名(各車両に1名)
- ②改札通過サポートスタッフ 2名(改札出入口1名、全体混雑緩和誘導係1名)
- ③ホームから改札通過、バス乗せ込みまでの誘導スタッフ 12名(久留米) *構内における幹旋員の役割
- ④ホームから改札通過、バス乗せ込みまでの誘導スタッフ 12名(朝倉) *構内における幹旋員の役割
(バス1台に対しスタッフ1名を配置、隣接の時間帯にも対応できるように、十分な人数を配置予定)

(5) 輸送計画－各駅での誘導方法

博多駅

避難住民は、博多駅到着後、スタッフの誘導により、ホームから改札を出て、バスまで移動する。構内は広いため、はぐれないように注意しながら誘導する必要がある。一時的に大人数が移動するため、誘導棒(旗)や拡声器を使いながらスムーズに誘導を行う。

- ①ホームから改札への誘導 ②改札からバスへの誘導 ③バスへの乗せ込み ④人数点呼及び出発の指示、連絡



(必要な誘導スタッフ)

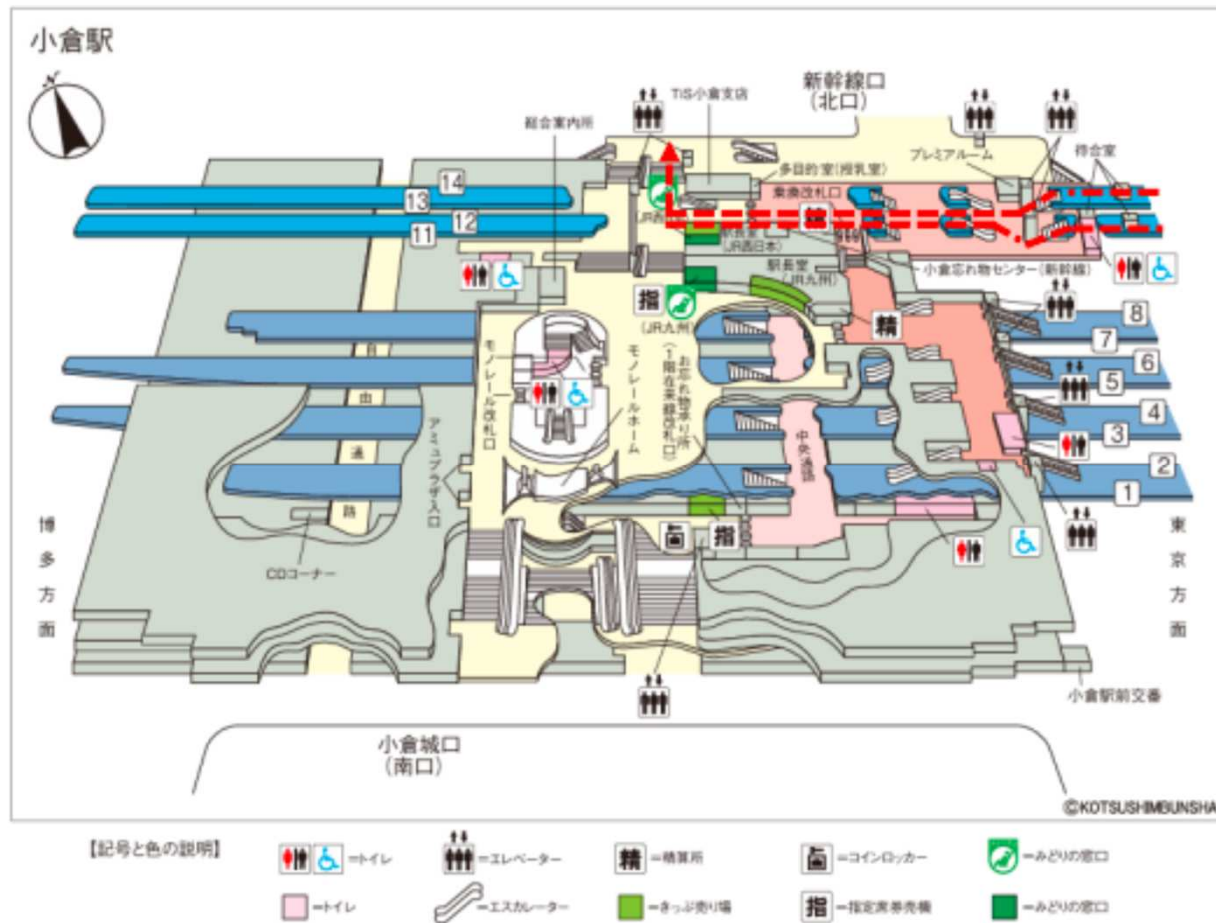
- ①下車案内誘導スタッフ 8名(各車両に1名)
- ②改札通過サポートスタッフ 5名(改札入口1名、改札出口1名、全体混雑緩和誘導係3名)
- ③ホームから改札通過、バス乗せ込みまでの誘導スタッフ 12名(田川) *構内における幹旋員の役割
- ④ホームから改札通過、バス乗せ込みまでの誘導スタッフ 12名(飯塚) *構内における幹旋員の役割
(バス1台に対しスタッフ1名を配置、隣接の時間帯にも対応できるように、十分な人数を配置予定)

(5) 輸送計画－各駅での誘導方法

小倉駅

避難住民は、小倉駅到着後、スタッフの誘導により、ホームから改札を出て、バスまで移動する。構内は広いため、はぐれないように注意しながら誘導する必要がある。一時的に大人数が移動するため、誘導棒(旗)や拡声器を使いながらスムーズに誘導を行う。

- ①ホームから改札への誘導 ②改札からバスへの誘導 ③バスへの乗せ込み ④人数点呼及び出発の指示、連絡



(必要な誘導スタッフ)

- ①下車案内誘導スタッフ 8名(各車両に1名)
- ②改札通過サポートスタッフ 5名(改札入口1名、改札出口1名、全体混雑緩和誘導係3名)
- ③ホームから改札通過、バス乗せ込みまでの誘導スタッフ 24名 *構内における幹旋員の役割
(バス1台に対しスタッフ1名を配置、隣接の時間帯にも対応できるように、十分な人数を配置予定)

(6) 収容施設の供与—避難所の確保（避難先連絡所の選定について）

福岡県の整理

- ① 避難住民の受入れに関して、可能な限り速やかにホテル等の施設に案内するため、避難住民到着後、本人確認や救援に関する説明などを行う場所として、避難先連絡所を設置する。
- ② 避難住民の円滑な受入れのため、次のような機能を有する必要がある。
 - ・ 避難住民の受入窓口（本人確認、健康状態の確認 等）
 - ・ ホテル・旅館等への輸送までの一時的な宿泊先（冷暖房、シャワー設置）

(6) 収容施設の供与—ホテル・旅館

- ① 受け入れ可能な宿泊施設（室数、所在地等）を把握
 - ② 避難開始前の調整時間の中で、対応可能な施設を確保
 - ③ 可能な限り避難住民が離散しないよう、ホテル・旅館は全棟借り上げにて検討し、収容人数の多いホテルを優先する。
- ※ 避難当初1か月間は、ホテルでの受入れを基本として、県内のホテルが不足する場合は、公営住宅や賃貸住宅を候補とする。

(6) 宿泊施設等との調整における外部委託

外部委託の考え方

- ① 外部委託について、前述の調整の流れを踏まえ、例として、以下「1～3」のとおり整理する。
- ② 1（1）において、宿泊施設等との調整の流れを検証し、具体化したマニュアルを作成する。また他の外部委託の内容（業務、成果物、委託先、契約主体）についても検証する。
- ③ 外部委託は国費の対象となる範囲で実施する。

1. 準備時

(1) 宿泊施設等との調整に係るマニュアル作成業務

目的 : 受入れを円滑なものとするため、マニュアル作成、及び宿泊施設等との調整の流れ（案）の検証等を行うことを目的とする。

業務 : ① 宿泊施設等との調整の流れ（案）について、他の事例と比較し検証
② 宿泊施設等との調整において検討している、他の外部委託内容について内容の検討
③ ①②の結果を踏まえ、事態認定前後における宿泊施設等との調整に係るマニュアルを作成

成果物 : 宿泊施設等との調整の流れ、外部委託内容案、宿泊施設等との調整に係るマニュアル

委託先 : 旅行代理店等

契約主体 : 県

(2) 宿泊施設との国民保護における協定締結支援業務（受入れ基本要領作成後に実施）

目的 : 宿泊施設との調整を円滑に行うためには、事前の協定締結が必要であることから、県内に所在する多数の宿泊施設との協定締結について、調整を行うことを目的とする。

業務 : ① 協定案の作成
② 県内宿泊施設との折衝、①について宿泊施設の意向確認
③ ②において協定内容に了解が取れた施設について県へ報告
④ 本県と宿泊施設において協定締結に係る調整

成果物 : 協定案、協定締結宿泊施設リスト

委託先 : 旅行代理店等

契約主体 : 県

(6) 宿泊施設等との調整における外部委託

2. 事態認定前

(1) 宿泊施設への協力依頼支援業務

目的 : 避難住民を受け入れるため、宿泊施設の確保が必要である。避難開始までに、受入れ市に所在する多数の宿泊施設と調整し、受入れ可能な宿泊施設の情報について整理することを目的とする。

業務 : ① 部屋タイプ数、食事提供有無等、避難住民の割振りに必要な項目の整理
② 受入れ市の各宿泊施設（本県との協定締結施設を中心に）に対し、受入れの要請
③ ②において受入れ可とする施設に対し、①で整理した項目内容の聞き取り
④ ③の聞き取り結果について、リストの作成

成果物 : 受入れ可能宿泊施設リスト

委託先 : 旅行代理店

契約主体 : 県

3. 事態認定後

(1) 受入れにおける進捗管理のための事務員の労働者派遣

目的 : 避難開始当初の本県における避難住民の受入れについて、進捗を管理し、関係機関へ共有する必要がある。受入れの進捗確認が必要な地点に人員を派遣し、状況を把握することを目的とする。

業務 : ① 県が指示した進捗確認地点、又は車両に人員を派遣し、県の指示のもと、輸送機関の運行状況や避難住民の到達状況を随時県及び避難先連絡所（市）に報告
② その他トラブルの発生があれば随時県へ報告

委託先 : 人材派遣会社

契約主体 : 県

(2) 避難先連絡所における運営支援のための事務員の労働者派遣（受入れ市において必要な場合）

目的 : 避難住民の円滑な受入れにおいては、避難先連絡所の運用は非常に重要であるため、受入れ市における避難先連絡所の運用において人員不足を補うことを目的とする。

業務 : 車両の誘導、避難住民の誘導、清掃、資材管理等

委託先 : 人材派遣会社

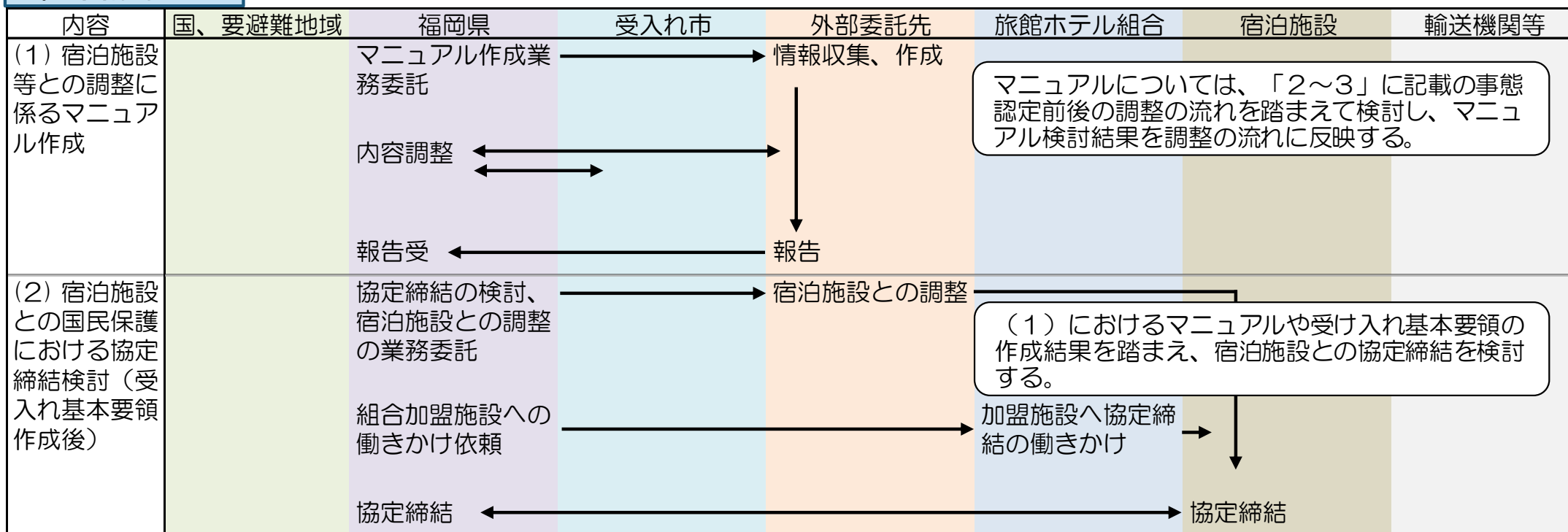
契約主体 : 市

(6) 宿泊施設等との調整の流れ

福岡県の整理

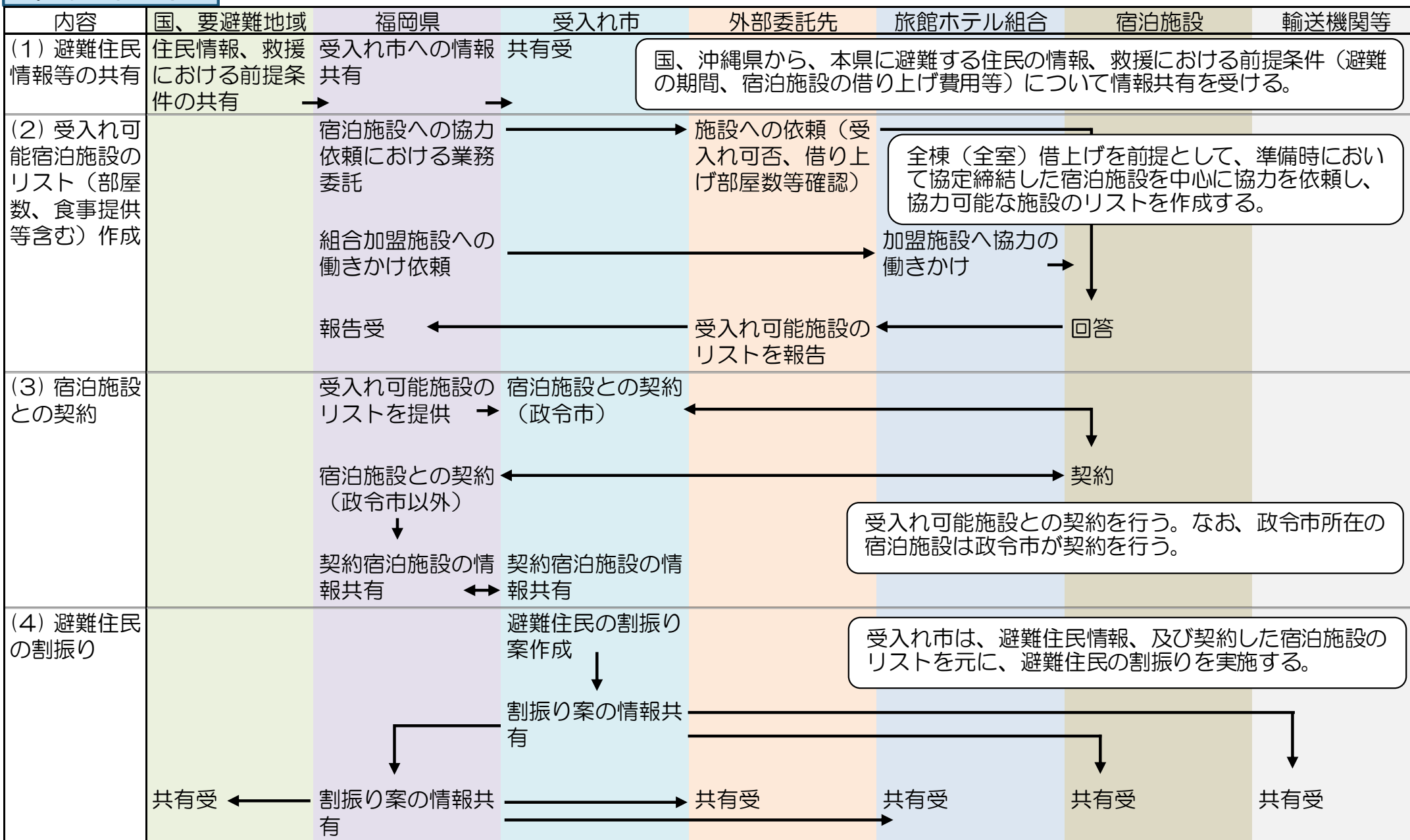
- ① 事態認定前の調整時間において、県が受入れ可能宿泊施設のリスト作成、県と政令市が契約、市が割振りを行う。
- ② 事態認定後、空港から避難先連絡所までの輸送調整については、県が行う。
- ③ 避難先連絡所から宿泊施設までの輸送調整については、受入れ市が行う。
- ④ 宿泊施設との調整等には、膨大な事務量が発生することが想定されることから、必要に応じて外部委託の検討を行う。なお、「宿泊施設等との調整における外部委託」において外部委託（案）を記載する。
- ⑤ 県は宿泊施設との調整について実行性を高めるため、準備時においてマニュアルの作成や協定締結の検討を行う。
- ⑥ 調整の流れ（案）について、以下「1～3」のとおり整理する。

1. 準備時



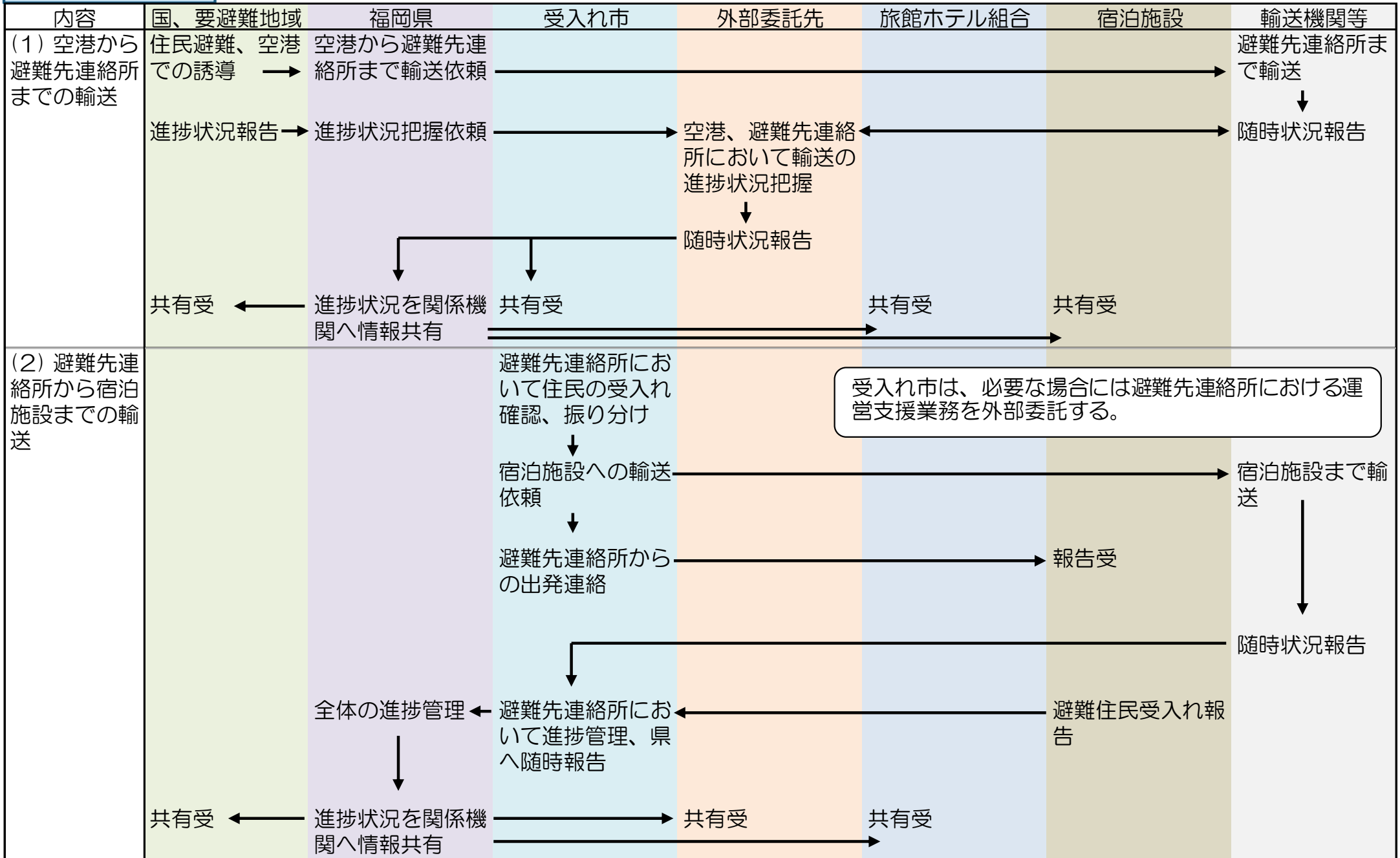
(6) 宿泊施設等との調整の流れ

2. 事態認定前



(6) 宿泊施設等との調整の流れ

3. 事態認定後



収容施設（ホテル・旅館等）の提供・運営について

【検討事項】

- ✓ 避難所（ホテル・旅館等）の割り当て・管理等に当たって、必要となる項目の洗い出しと必要な時期の検討
- ✓ 避難住民台帳の基本様式の作成
- ✓ 避難所（ホテル・旅館等）に関してあらかじめ確認しておくべき項目の洗い出し
- ✓ 避難所（ホテル・旅館等）リストの基本様式の作成
- ✓ 避難所（ホテル・旅館等）のマッチング方法の検討
- ※ 個人情報保護の関係については、国において整理

上記項目の検討内容

- ・ 救援の実施に当たって必要な情報

赤字は被災者台帳において取得していない情報

必要な情報		必要となるタイミング
個人情報	個人番号、氏名、生年月日（年齢）、性別	福岡県に上陸までに
配慮事項	障害の種類・程度、該当項目の確認（乳幼児・妊婦・外国語）、持病の有無・状態、ケアマネ等の支援者の氏名・連絡先、配偶者等の常時支援可能な者の有無	福岡県に上陸までに
ホテル等の割り当てに必要な情報	世帯情報（世帯構成、世帯主、世帯番号）、 就学情報（就学時の有無、学年） 、考慮事項（DV、児童虐待）	福岡県に上陸までに
その他の基本情報	住民票の住所、滞在する避難所情報（避難所の住所、連絡先、アドレス）、親戚などのその他の連絡先（氏名、住所、連絡先）	福岡県に上陸までに

- ・ 救援等の避難住民への対応を円滑に実施するために必要な情報

必要な情報

救援の実施状況	食料・飲料水・生活必需品・学用品の支給状況
長期避難住宅	入居希望、入居日、住所、連絡先、アドレス、退去日、考慮事項（DV・児童虐待）、賃貸型の貸主情報（所有者の氏名・住所・居住・電話番号・アドレス）
その他申請の状況	義援金、税金・保険料の減免、水道代・・・

✓ 避難住民台帳の基本様式の作成

受付番号	避難所利用者の個人情報						配慮事項								世帯情報		
	個人番号	氏名	（ふりがな）	生年月日	年齢	性別	障害の種類	障害の程度	乳幼児	妊婦	持病の有無	持病の状況	外国籍	支援を要する高齢者	配偶者の支援者の有無	世帯の構成（単数・複数）	世帯主
1																	
2																	

- ・ 避難所（ホテル・旅館等）の割り振りに当たって必要な情報

必要な情報

施設情報	施設名、所在地、担当者、電話番号、メールアドレス、協定の締結状況
設備等の情報	収容可能人数、部屋数・料金（シングル、ダブル、ツイン、トリプル）、バリアフリー対応、通信設備・洗濯設備の設置状況

✓ 避難所（ホテル・旅館等）リストの基本様式の作成

宿泊施設一覧

施設番号	施設情報						設備等の状況											
	施設名	所在地	担当者名	電話番号	メールアドレス	協定締結	収容可能人数	部屋数				料金				バリアフリー	通信設備	洗濯設備
								シングル	ダブル	ツイン	トリプル	シングル	ダブル	ツイン	トリプル			
1																		
2																		

(7) 食品の給与・飲料水の供給

福岡県の整理

<調 達>

- ① 避難先連絡所では、食料物資や飲料水を手配する。
- ② 収容施設等では、それぞれの施設内において3食提供する。食堂や調理施設があり対応できる場合は、その活用を検討する。食事の提供設備がない場合、弁当や食料物資を手配する。
- ③ 飲料水は、ペットボトル飲料のほか、避難先連絡所や収容施設等の上水道を利用する。

<輸送方法>

- ① 集積拠点施設（＝避難先連絡所）までの食料物資の輸送については、協定事業者に要請する。ただし、協定事業者が対応困難な場合は、福岡県トラック協会に要請する。
- ② 集積拠点施設（＝避難先連絡所）から収容施設等までの食料物資の輸送については、市と調整の上、実施することとする。

(7) 食品の給与・飲料水の供給 ～北九州市の例（初期的な計画より）～

考え方

- 以下の①～②を踏まえ、避難先連絡所における食料の給与は、パン・カップラーメン・レトルト食品等により実施する。
 - ① 避難先連絡所で提供する食品に関して、弁当といった品質管理の難しいものは、食中毒等の発生の可能性があり、衛生的な観点から好ましくない。
 - ② 避難先連絡所の滞留者は流動的であり、弁当等の業者による仕込みが必要な食事の提供は困難である。
- 必要に応じて、国又は県に対し、避難先連絡所で必要となる食品・飲料水の供給を要請する。
- 市備蓄物資を使用した場合、市の備蓄分の補充については、国民保護法に基づき、国がその費用を負担する。

全体の流れ

1

避難先連絡所へ
輸送



【事業者】

避難先連絡所へ物資を輸送し、配付体制を整備する。

2

提供



【北九州市】

避難先連絡所で避難住民へ提供する。

長期保存が可能な食糧を想定。
例：長期保存パン、カップラーメン

(7) 宿泊施設における食品の給与・飲料水の供給

考え方

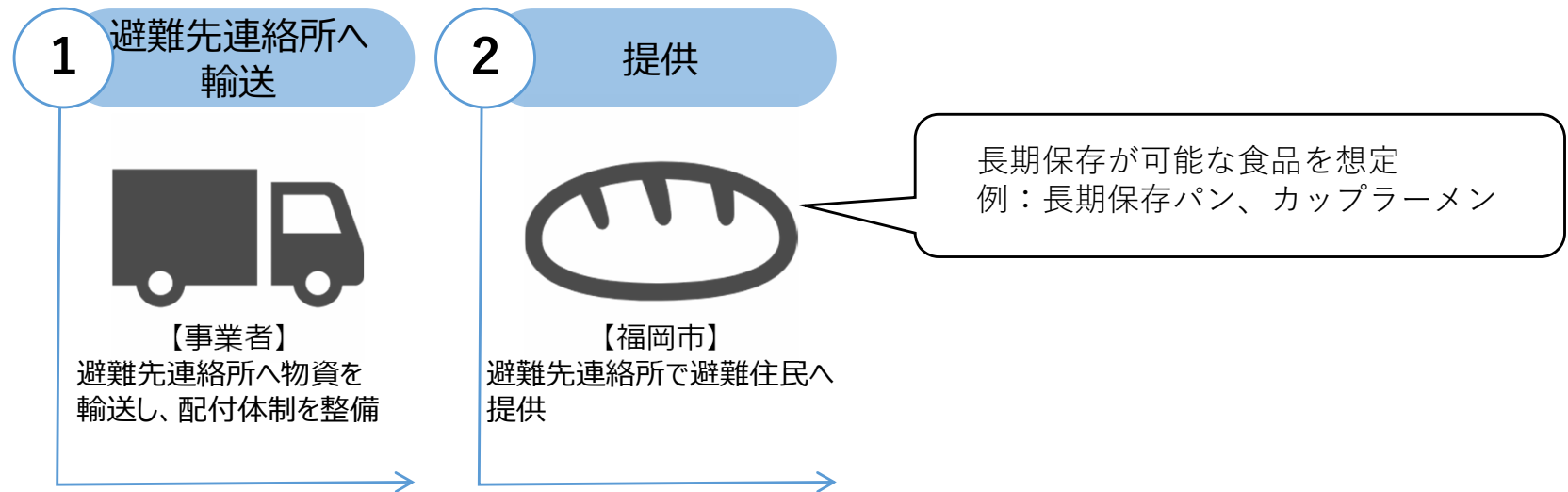
- 原則、宿泊施設で3食提供。食堂や調理施設があり対応できるホテル等は活用する。
- 食事の提供設備がない場合、ホテル等が別途手配し、配送等に対応。なお、ホテル等が対応できない場合、北九州市が対応する。
- 食物アレルギー、離乳食、咀嚼・嚥下困難等の特別な対応が必要な方については、可能な限り、提供を行う。

食事の提供方法	準備	提供方法
宿泊施設による提供	<ul style="list-style-type: none"> ■ ホテル等に対し、以下の対応が可能か確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎食3食提供可能か。 ・ 食物アレルギーや離乳食、咀嚼・嚥下困難等の特別な配慮が必要な場合に別途対応できるか。 ※ 対応できない場合は、市で別途対応を検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 食事の提供については、ホテル等と調整の上、当該施設機能に応じて対応を検討する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 食堂がある場合→食堂で定刻に提供 ・ 食堂がない場合→指定された場所、時間で配付する。
弁当事業者による提供	<ul style="list-style-type: none"> ■ 原則、ホテル等が手配する。 手配にあたって留意が必要な事項は以下のとおり <ul style="list-style-type: none"> ・ 提供対応可能な人数であるか（毎食の最大食数の提示） ・ 毎日3食提供可能か ・ 宿泊施設が配送可能なエリアにあるか ・ 食物アレルギーや離乳食、咀嚼・嚥下困難等の特別な配慮が必要な場合に対応できるか。 	

(7) 食品の給与・飲料水の供給 ～福岡市の例（初期的な計画より）～

考え方

- 以下の①～②を踏まえ、避難先連絡所における食料の給与は、パン・カップラーメン・レトルト食品等により実施する。
- ① 避難先連絡所で提供する食品に関して、弁当といった品質管理の難しいものは、食中毒等の発生の可能性があり、衛生的な観点から好ましくない。
- ② 避難先連絡所の滞留者は流動的であり、弁当等の業者による仕込みが必要な食事の提供は困難である。
- 必要に応じて、国又は県に対し、避難先連絡所で必要となる食品・飲料水の供給を要請する。【来年度以降の検討事項】
- 市備蓄物資を使用した場合、市の備蓄分の補充については、国民保護法に基づき、国がその費用を負担する。



(7) 宿泊施設における食品の給与について ～福岡市の例（初期的な計画より）～

考え方

- 原則、宿泊施設で3食提供する。食堂や調理施設があり対応できるホテル等を活用する。
- 食事の提供設備がない場合、ホテル等が別途手配し、弁当事業者からの配送等で対応する。なお、ホテル等が対応できない場合については、市が対応する。
- 食物アレルギー、離乳食、咀嚼・嚥下困難等の特別な対応が必要な方に対する提供方法について検討を進める。

食事の提供方法	準備	提供方法
<p style="text-align: center;">宿泊施設による提供</p>	<p>■ホテル等に対し、以下の対応が可能か確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎日3食提供可能か。 ・食物アレルギーや離乳食、咀嚼・嚥下困難等の特別な配慮が必要な場合に別途対応できるか。 <p>※対応できない場合は、市で別途対応を検討</p>	<p>■食事の提供については、ホテル等と調整の上、当該施設機能に応じて対応を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食堂がある場合→食堂で定刻に提供 ・食堂がない場合→指定された場所・時間で配付する。
<p style="text-align: center;">弁当事業者による提供</p>	<p>■原則、ホテル等が手配する。</p> <p>手配にあたって留意が必要な事項は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提供対応可能な人数であるか（毎食の最大食数の提示） ・毎日3食提供可能か ・宿泊施設が配送可能なエリアにあるか ・食物アレルギーや離乳食、咀嚼・嚥下困難等の特別な配慮が必要な場合に対応できるか。 	

提供方法

◆ 食料・飲料水の供給イメージ

- 避難先連絡所（久留米アリーナ）※避難先連絡所の滞在期間は1日程度と想定

提供物

- ① 食料物資 パックご飯、缶詰、カップ麺、レトルト食品（カレー、シチュー、パスタ）、インスタント食品（スープ、味噌汁等）、ゼリー飲料、菓子パン、介護食、アレルギー食、お菓子類（チョコ、クッキー）
- ② 飲料水 ペットボトル飲料

- 収容施設等（市内ホテル・旅館を想定）

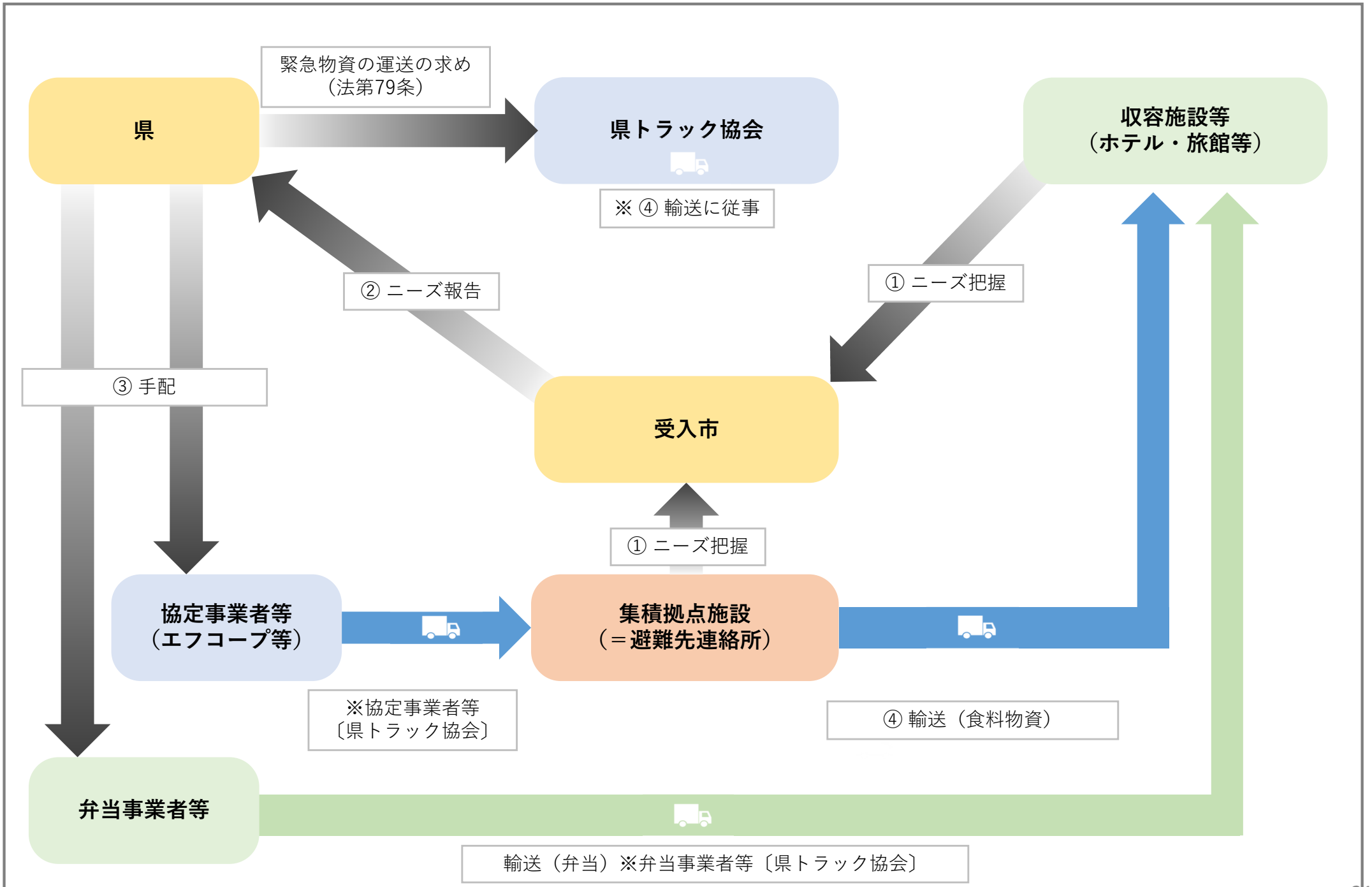
提供物

- ① 食事 収容施設等で3食提供（※3食提供できない場合、弁当や食料物資で対応する。）

◆ ニーズの把握（受入市）

- 受入市が、必要数を把握し、県へ報告する。
- 避難者の家族構成や食物アレルギーや文化・宗教上の理由から食べることができない食材などがある方を把握する。

(7) 食品の給与・飲料水の供給の流れ



食事の提供について

目的：スフィア基準を踏まえた、複数の選択肢のある満足度の高い（温かく、栄養バランスが取れている等）食事を避難住民に提供すること

【検討項目】

✓満足度の高い食事の提供方法（冷凍弁当、セントラルキッチン方式、キッチンカーなど）

→弁当の手配は、製造する人員の手配と継続性がないことによる製造能力の問題、リードタイムの問題から、製造可能な数量は約2,000食程度に留まる見込み。※1

→弁当は、配送・温度管理・消費期限・保管管理・表示物等、管理水準が高いため、取り扱いには十分な注意が必要であることから、提供可能数量はかなり少量。加えて、スフィア基準を満たすことは到底困難。

→セントラルキッチン方式については、給食センター等、既存施設の活用が困難であるため新たな施設整備を伴うおそれがあること、また、キッチンカーは、提供目標数量を満たすことが難しいことから、双方ともに困難。



✓アレルギー、高齢者、乳幼児、宗教等の要配慮者に対応した特別食の提供方法

→アレルギー対応食については、費用面で災害救助費の基準で対応することは現状困難。

→高齢者、乳幼児、宗教等に配慮した特別食については、費用面の課題に加え工場の製造工程等の課題があるため提供困難。

✓満足度の高い食事及び特別食を提供するために必要な費用

→現在の物価高の状況から、災害救助費の基準(1,390円/人・日)では困難。必要な額は、普通食の場合600(※1)円程度/人・食、アレルギー対応の特別食の場合800(※1)円程度/人・食。なお、費用面の課題を克服しても、製造する人員の手配等の課題により必要量を供給することは困難。

【検討結果】

●避難先連絡所：パン、カップラーメン、レトルト食品等を供給（アレルギー食や介護食に対応した食料物資も提供）

●収容施設(ホテル・旅館)等：原則収容施設が食事の提供を手配する。

※提供可能数量や3食のうち提供可能な食数等、提供困難なケースを考慮して、食料物資やクーポン券を検討する。

※1：総合スーパー事業大手による聞取結果

（現金給付に係る検討）

✓クーポン券や現金給付の具体的手法（目的外使用の防止策、基準額内での提供も含め）

→463円/人・食のクーポン券を配布し、収容施設周辺の協力飲食店のみで使用する。(463円/人・食より掛かった経費は避難者が負担)

※基本的に1食当たりの食費が、463円以上の食事に使用することを想定。

✓国庫負担金申請時のレシート等の証明書類や精算方法

→今後検討する見込み。

✓現金給付を行う者と自ら調達することが難しい要配慮者等への食事の提供方法の線引き

→原則、避難者全員にクーポン券を配布し、食事をする際に各提供元に提出することで対応。

(8) 生活必需品の給与及び貸与

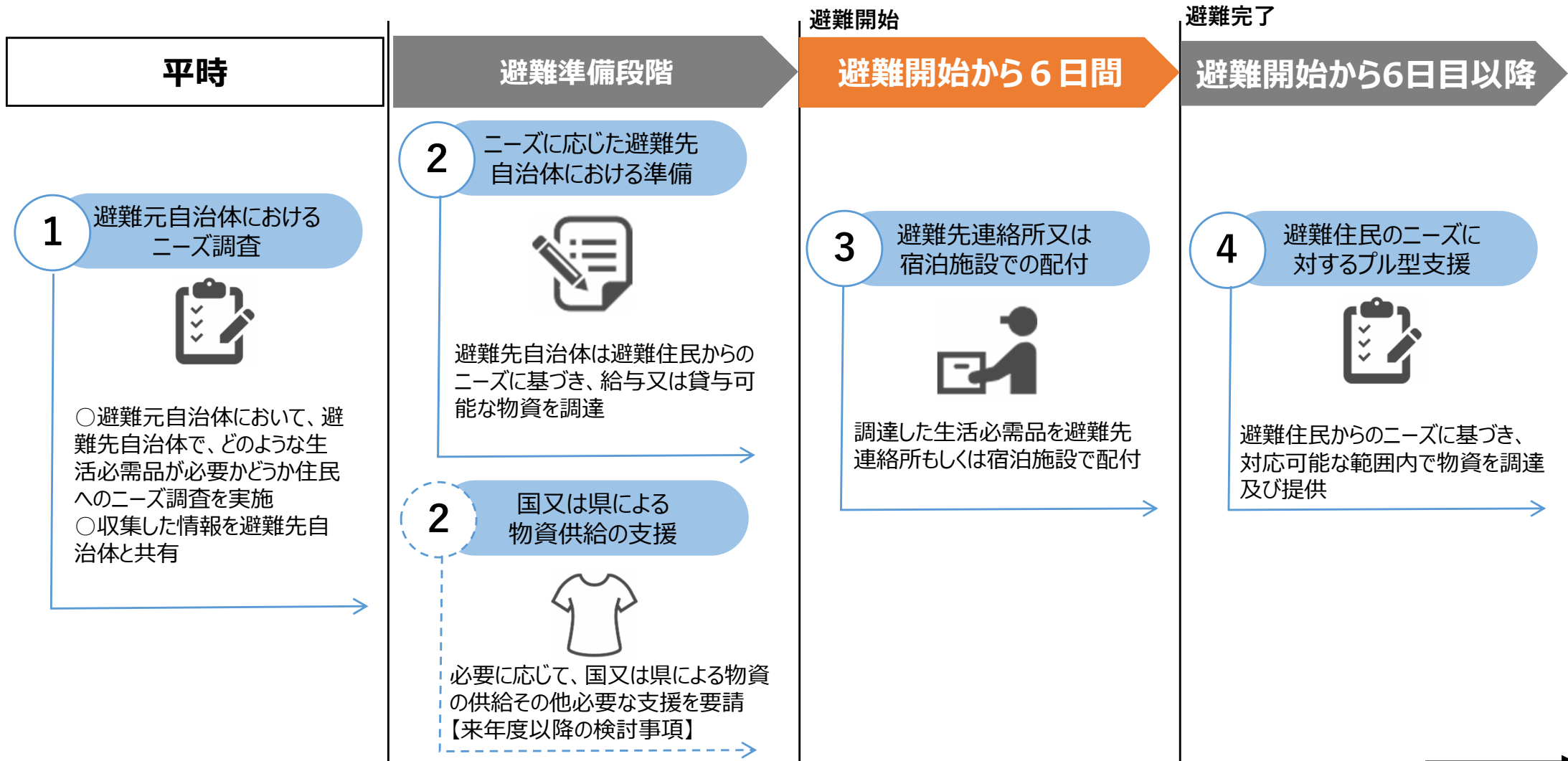
福岡県の整理

- ① 物資の調達については、災害時における物資供給協定を締結している事業者（以下「協定事業者」という。）に要請する。
ただし、在庫不足や協定事業者の被災など、協定事業者だけでは調達が困難な場合は、備蓄物資を供給するものとする。
- ② 物資は物資集積拠点（避難先連絡所）において集約・仕分けを行う。
避難住民への提供は、避難先連絡所でのお渡し又は収容施設（ホテル等）に直接輸送する。
- ③ 物資集積拠点までの輸送については、協定事業者に要請する。
ただし、協定事業者が対応困難な場合は、福岡県トラック協会に要請する。
- ④ 物資集積拠点（避難先連絡所）から収容施設までの物資の輸送方法については、市と調整の上、実施することとする。

(8) 生活必需品の給与及び貸与 ～北九州市の例（初期的な計画より）～

避難住民への生活必需品の給与の考え方（案）

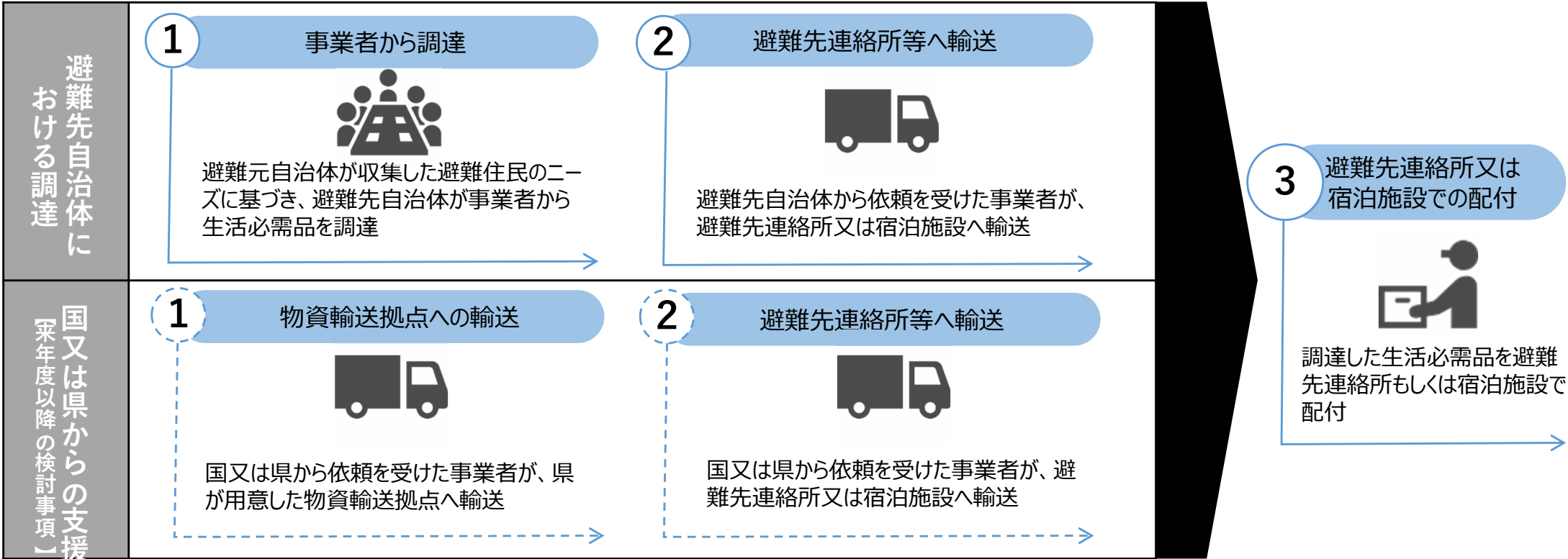
○ 避難開始までの調整に要する時間が制約要因とならない想定のため、下図のとおり、避難元自治体及び国、県と協力して生活必需品を調達及び配付を行う。



(8) ニーズに応じた避難先自治体における調達及び国又は県による支援について
～北九州市の例（初期的な計画より）～

考え方

- 避難元自治体が収集した避難住民のニーズに基づき、避難先自治体において、事業者から生活必需品を調達する。なお、国又は県による物資供給の支援で賄うことができる生活必需品は、避難先自治体における調達の対象外とする。
- 必要に応じて、国又は県に対し、先島諸島からの避難住民に必要な物資の供給を求める。【来年度以降の検討事項】

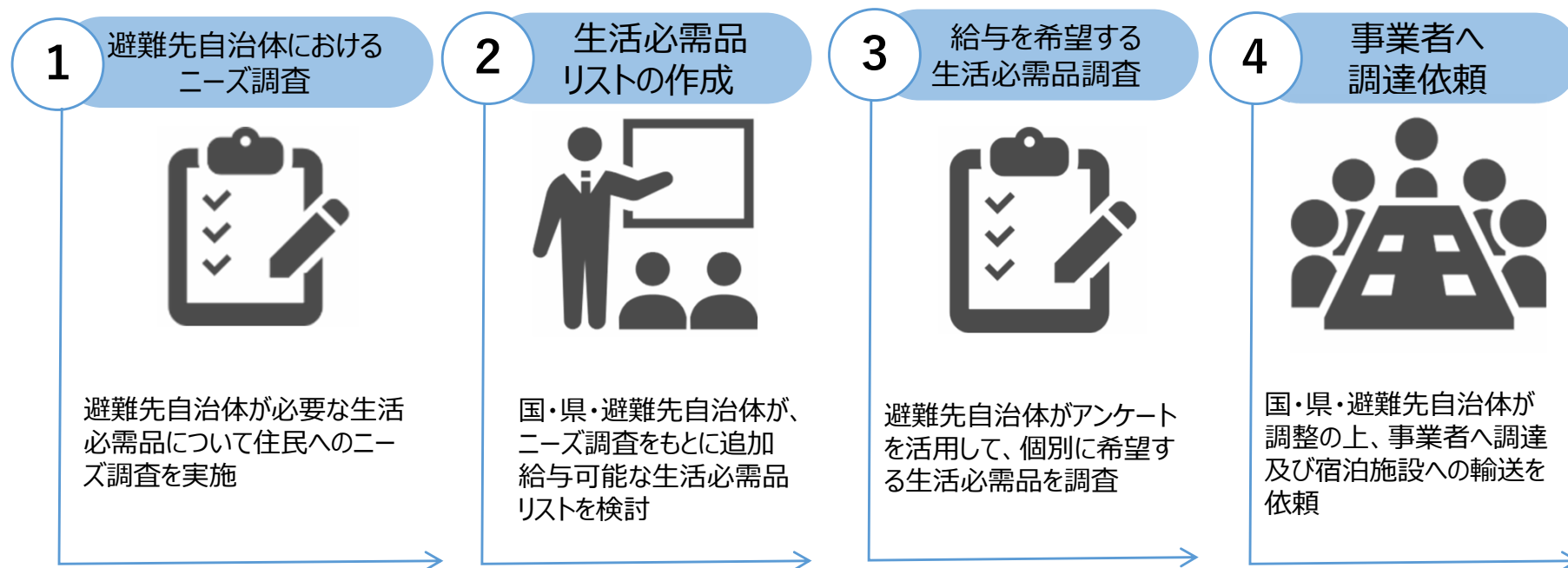


(8) 避難住民のニーズに対するプル型支援について～北九州市の例（初期的な計画より）～

考え方

避難先自治体において、避難生活開始後、当初想定されていなかった避難住民からの生活必需品ニーズに対し、国・県・避難先自治体において対応する。

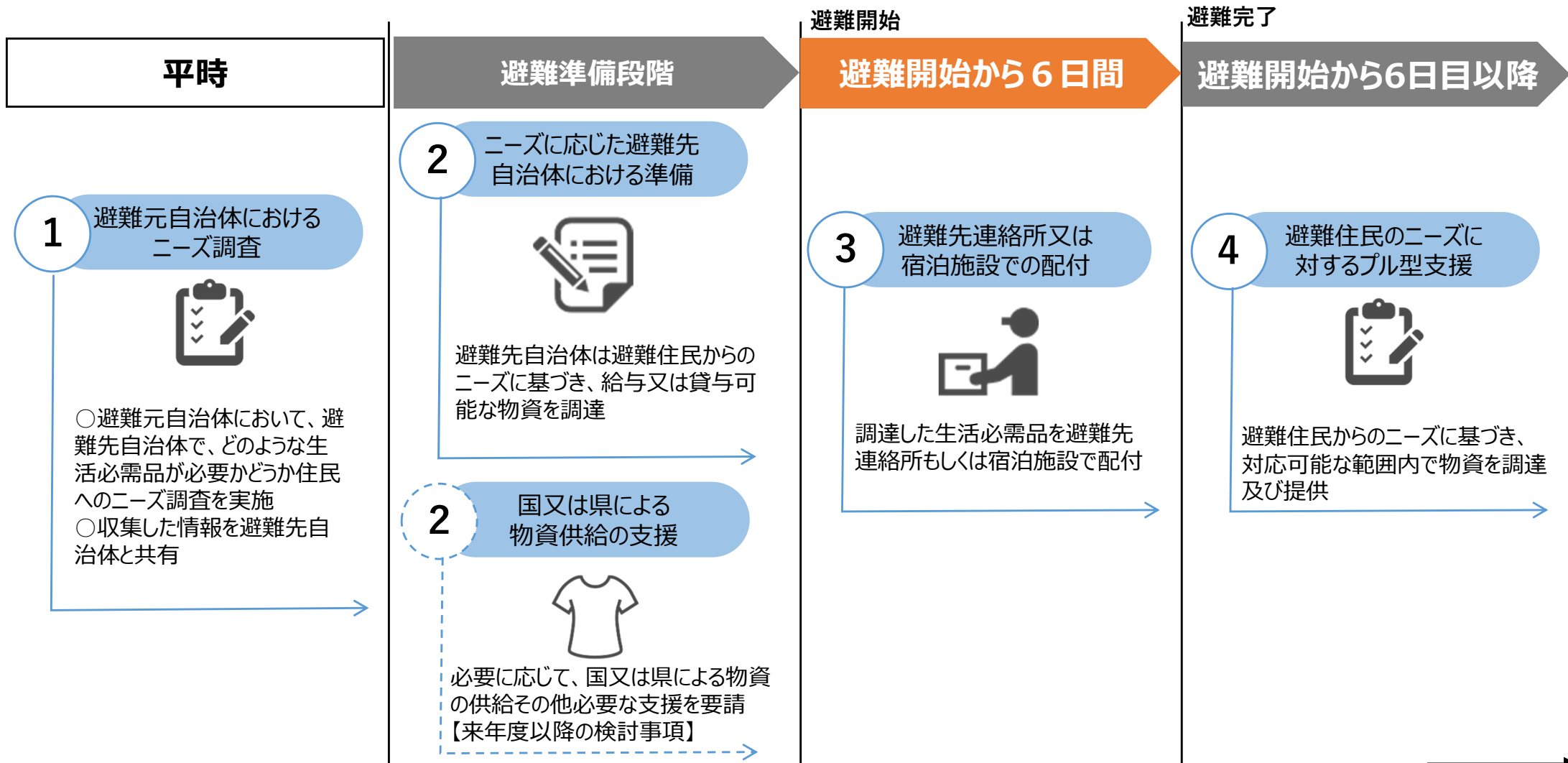
緊急性の高い物資については、国・県・避難先自治体で調整の上、対応する。



(8) 生活必需品の給与及び貸与 ～福岡市の例（初期的な計画より）～

避難住民への生活必需品の給与の考え方（案）

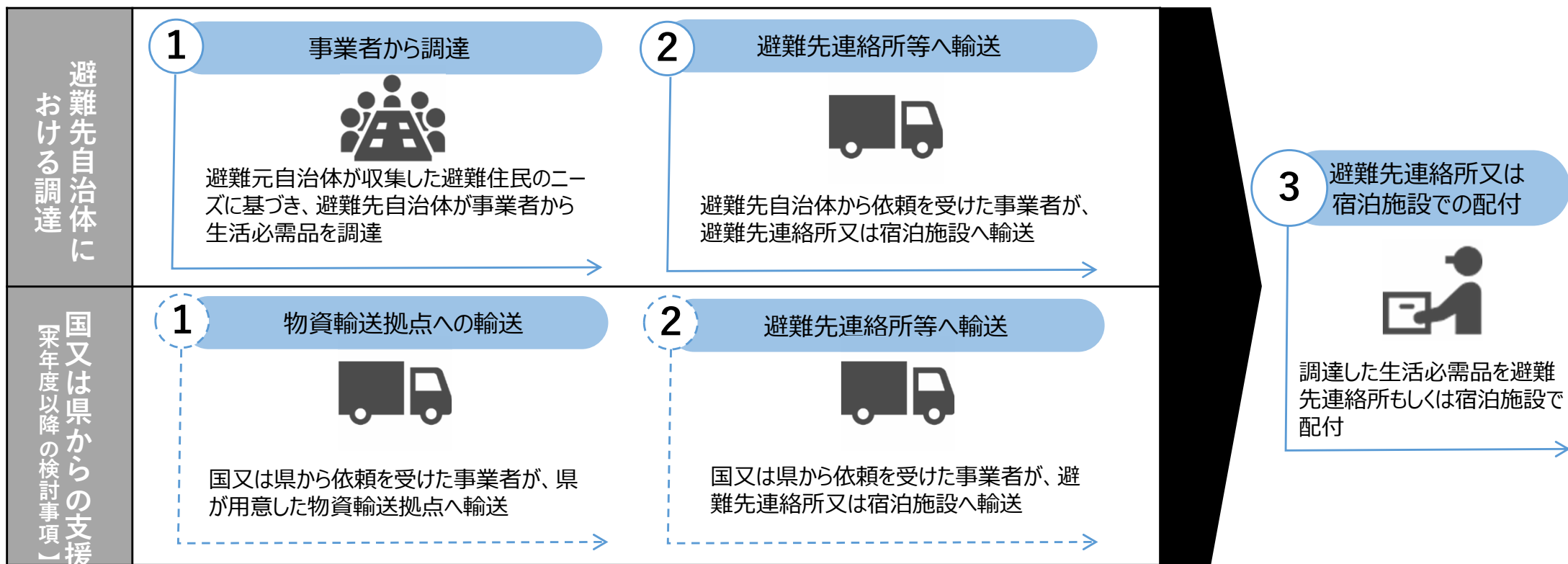
○ 避難開始までの調整に要する時間が制約要因とならない想定のため、下図のとおり、避難元自治体及び国、県と協力して生活必需品を調達及び配付を行う。



(8) ニーズに応じた避難先自治体における調達及び国又は県による支援について
～福岡市の例（初期的な計画より）～

考え方

- 避難元自治体が収集した避難住民のニーズに基づき、避難先自治体において、事業者から生活必需品を調達する。なお、国又は県による物資供給の支援で賄うことができる生活必需品は、避難先自治体における調達の対象外とする。
- 必要に応じて、国又は県に対し、先島諸島からの避難住民に必要となる物資の供給を求める。【来年度以降の検討事項】

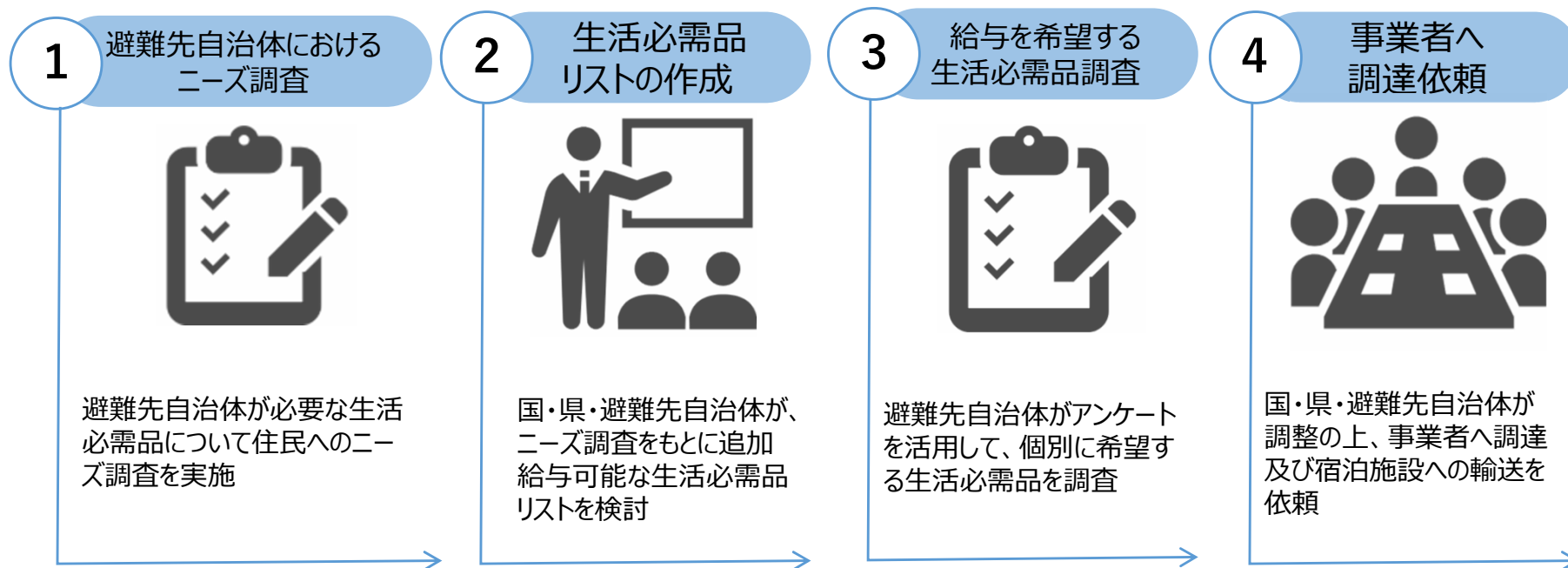


(8) 避難住民のニーズに対するプル型支援について ～福岡市の例（初期的な計画より）～

考え方

避難先自治体において、避難生活開始後、当初想定されていなかった避難住民からの生活必需品ニーズに対し、国・県・避難先自治体において対応する。

緊急性の高い物資については、国・県・避難先自治体で調整の上、対応する。



(8) 生活必需品の給与及び貸与 ～久留米市の例（初期的な計画より）～

福岡県の整理

- ① 物資調達のスキームや事業者の選定等について調整する猶予があるものとし、物資の調達については、災害時における物資供給協定を締結している事業者（以下「協定事業者」という。）に要請する。
ただし、在庫不足や協定事業者の被災など、協定事業者だけでは調達が困難な場合は、備蓄物資を供給するものとする。
- ② 物資は物資集積拠点（避難先連絡所）である久留米アリーナにおいて集約・仕分けを行う。
避難住民への提供は、避難先連絡所でのお渡し又は収容施設（ホテル等）に直接輸送する。
- ③ 久留米アリーナまでの輸送については、協定事業者に要請する。
ただし、協定事業者が対応困難な場合は、福岡県トラック協会に要請する。
- ④ 久留米アリーナから収容施設までの物資の輸送方法については、久留米市と調整の上、実施することとする。

提供方法

◆ 提供する生活必需品

実情に応じ、以下の品目の範囲内において現物をもって行う。

- 被服、寝具及び身の回り品 ○ 日用品 ○ 炊事用具及び食器 ○ 光熱材料

◆ ニーズの把握（検討中）

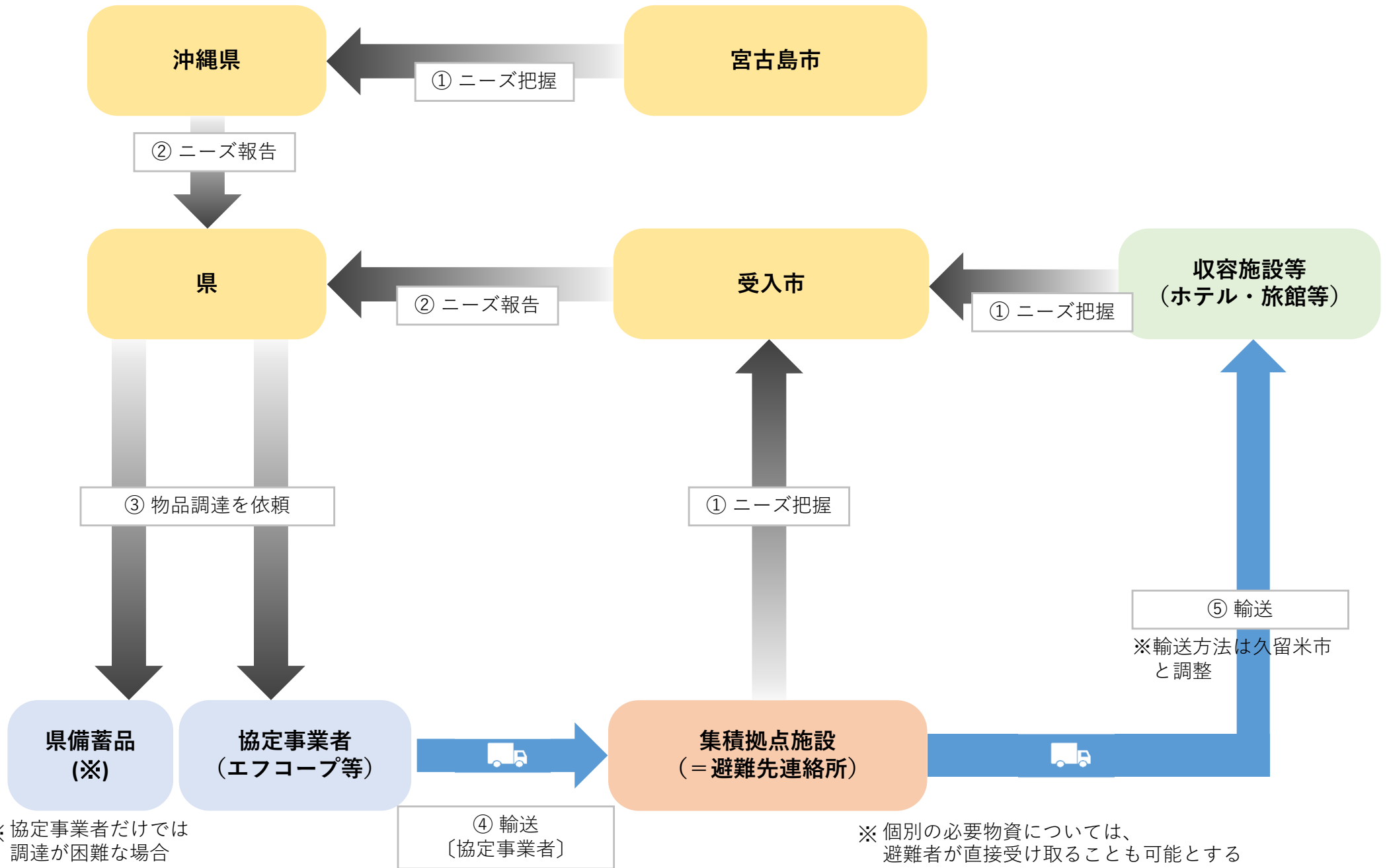
○ 避難前

- ① 宮古島市において、住民から避難先で必要となる物品について、調査。沖縄県に報告。
- ② 宮古島市から報告されたリストを福岡県に送付。

○ 避難後

- ① 久留米市において、避難者に対し必要な物品を調査。
- ② 福岡県に報告。

(8) 生活必需品の給与又は貸与の流れ ～久留米市の例 (初期的な計画より) ～



※ 協定事業者だけでは調達が困難な場合

※ 協定事業者が対応困難な場合、県トラック協会

※ 個別の必要物資については、避難者が直接受け取ることも可能とする

物資（水・生活必需品・学用品）の提供・デジタル化について

【検討事項】

- ✓ 物資の備蓄状況の把握・新物資システム（B-PLo）への登録
- ✓ 物資の使用・不足状況をリアルタイムに把握するための方法の検討
- ✓ 物資の調達、提供の方法及び時期の検討
- ✓ 避難所の入退室や救援の実施状況の把握方法の検討

上記項目の検討内容

<備蓄状況の把握方法>

- ・ 避難所ごとの現在の備蓄状況の確認し、新物資システム（B-PLo）に登録するなど、平時における備蓄状況を管理する。
- ・ 有事の際においても物資の調達や在庫の状況については、新物資システム（B-PLo）で管理を行う。
- ・ 県及び受入れ市が新物資システム（B-PLo）への登録を行うことにより、物資の使用・不足状況をリアルタイムに把握する。

<物資の調達方法・提供方法及び要配慮者への提供方法並びに時期の検討 >

- ・ 別添のとおり

物資（水・生活必需品・学用品）の提供・デジタル化について

物資の調達方法・提供方法及び要配慮者への提供方法並びに時期

<物資の調達方法>

	必要な物資	保管場所	調達先	運送事業者
被服、寝具及び身の回り品	タオルケット、毛布、布団等の寝具	協定業者から集積拠点施設に運搬し保管	協定業者から調達	協定業者が運送
	洋服上下、子供服等の上着、シャツ、パンツ等の下着	協定業者から集積拠点施設に運搬し保管	協定業者から調達	協定業者が運送
	タオル、靴下、靴、サンダル、傘等の身の回り品	協定業者から集積拠点施設に運搬し保管	協定業者から調達	協定業者が運送
日用品	石鹸、歯磨用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等の日用品	協定業者から集積拠点施設に運搬し保管	協定業者から調達	協定業者が運送
炊事用具及び食器	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等の調理道具	協定業者から集積拠点施設に運搬し保管	協定業者から調達	協定業者が運送
	茶碗、皿、箸等の食器	協定業者から集積拠点施設に運搬し保管	協定業者から調達	協定業者が運送
季節用品	寒冷地の防寒、ヒートショック等の避難住民の健康被害を防止する観点から必要とされる簡易な電気ストーブ又はこれに準ずるもの（電気ストーブ、セラミックヒーターや電気カーペット）	協定業者から集積拠点施設に運搬し保管	協定業者から調達	協定業者が運送
	猛暑による熱中症及び脱水症状等の避難住民の健康被害を防止する観点から必要とされる扇風機	協定業者から集積拠点施設に運搬し保管	協定業者から調達	協定業者が運送
高齢者用の消耗品	高齢者、障害者等の日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材	協定業者や取扱業者から集積拠点施設に運搬し保管	協定業者や取扱業者から調達	協定業者や取扱業者が運送

<物資の提供方法>

必要な物資		提供場所	提供方法	頻度・タイミング	物資の在庫の確認方法	提供状況の確認方法
被服、寝具及び身の回り品	タオルケット、毛布、布団等の寝具	集積拠点施設→収容施設等・長期避難住宅	避難元・避難先自治体におけるニーズ調査に基づき、協定業者から調達し、提供	避難住民のニーズに応じて提供（長期避難住宅への入居後を想定）	新物資システム等を活用	配布時にリストでチェック
	洋服上下、子供服等の上着、シャツ、パンツ等の下着	集積拠点施設→収容施設等・長期避難住宅	避難元・避難先自治体におけるニーズ調査に基づき、協定業者から調達し、提供	避難住民のニーズに応じて提供（避難当初を想定）	新物資システム等を活用	配布時にリストでチェック
	タオル、靴下、靴、サンダル、傘等の身の回り品	集積拠点施設→収容施設等・長期避難住宅	避難元・避難先自治体におけるニーズ調査に基づき、協定業者から調達し、提供	避難住民のニーズに応じて提供（避難当初を想定）	新物資システム等を活用	配布時にリストでチェック
日用品	石鹸、歯磨用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等の日用品	集積拠点施設→収容施設等・長期避難住宅	避難元・避難先自治体におけるニーズ調査に基づき、協定業者から調達し、提供	避難住民のニーズに応じて提供（長期避難住宅への入居後を想定）	新物資システム等を活用	配布時にリストでチェック
炊事用具及び食器	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等の調理道具	集積拠点施設→収容施設等・長期避難住宅	避難元・避難先自治体におけるニーズ調査に基づき、協定業者から調達し、提供	避難住民のニーズに応じて提供（長期避難住宅への入居後を想定）	新物資システム等を活用	配布時にリストでチェック
	茶碗、皿、箸等の食器	集積拠点施設→収容施設等・長期避難住宅	避難元・避難先自治体におけるニーズ調査に基づき、協定業者から調達し、提供	避難住民のニーズに応じて提供（長期避難住宅への入居後を想定）	新物資システム等を活用	配布時にリストでチェック
季節用品	寒冷地の防寒、ヒートショック等の避難住民の健康被害を防止する観点から必要とされる簡易な電気ストーブ又はこれに準ずるもの（電気ストーブ、セラミックヒーターや電気カーペット）	集積拠点施設→収容施設等・長期避難住宅	避難元・避難先自治体におけるニーズ調査に基づき、協定業者から調達し、提供	避難住民のニーズに応じて提供（長期避難住宅への入居後を想定）	新物資システム等を活用	配布時にリストでチェック
	猛暑による熱中症及び脱水症状等の避難住民の健康被害を防止する観点から必要とされる扇風機	集積拠点施設→収容施設等・長期避難住宅	避難元・避難先自治体におけるニーズ調査に基づき、協定業者から調達し、提供	避難住民のニーズに応じて提供（長期避難住宅への入居後を想定）	新物資システム等を活用	配布時にリストでチェック
高齢者用の消耗品	高齢者、障害者等の日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材	集積拠点施設→収容施設等・長期避難住宅	避難元・避難先自治体におけるニーズ調査に基づき、協定業者から調達し、提供	避難住民のニーズに応じて提供（避難当初を想定）	新物資システム等を活用	配布時にリストでチェック

<要配慮者への提供方法>

必要な物資		提供方法	頻度
高齢者用の消耗品	高齢者、障害者等の日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材	・避難元・避難先自治体におけるニーズ調査に基づき、協定業者や取扱業者から調達し、提供 ・介助者による訪問時の配布	避難住民のニーズに応じて提供

(9) 避難者の健康管理に関する事項

避難先連絡所、ホテル等への巡回等に係る人材確保方法

○健康相談等の活動を行う保健師の確保

- ・保健医療介護部本庁各課及び各保健福祉(環境)事務所へ保健師の派遣可否について健康増進課が調査を依頼する
- ・各所属は、本人の了解を得た上で派遣者リストを健康増進課へ提出する
- ・健康増進課にて各所属から報告をとりまとめた上で、派遣者を決定し、1チーム2名の班を編成する(状況に応じて栄養士や事務職を入れ、3名のチームにする可能性もあり)

保健師チーム等の派遣ローテーションの整理

- ・2名の保健師で構成したチームを、避難所やホテル等の数により調整の上、健康増進課が1日1～3チーム程度を配置する
- ・派遣期間は、1チーム5日間程度とし、ローテーションを組む
- ・健康相談が必要な避難者の人数を勘案し、1チーム3カ所程度の避難所やホテルを担当する

(9) 避難者の健康管理に関する事項

健康状態が悪化した避難住民の医療機関への受入れ等に必要な項目の整理

○医療機関への受入れに必要な項目

- ・周辺の医療機関リストを準備(診療科目、診療時間、救急病院等)し、避難所に掲示または避難者に配布する
- ・管内の保健所等を、夜間等の緊急時の連絡先として避難所に掲示し、医療機関の紹介を行う
- ・県から県医師会等に対し、医療機関へ避難者の受診がある可能性について情報提供を行っておく
- ・巡回診療と連携を図り、すぐに連絡が取れるよう連絡先を把握

(医療機関への受診は通院を基本とし、難しい場合は巡回診療と連携を図り、受診支援を行う)

- ・消防機関へ避難者が近隣ホテル等にいることについて情報提供を行っておく

○保健師等による初回問診時の項目

- ・基礎疾患や避難のストレス等による不安、体調不良の訴え等により、健康相談を希望する方には保健師が対面での健康相談を実施し、必要に応じて医療機関への受診支援を行う

(10) 通信設備の提供

福岡県の整理

- ① 避難施設・収容施設のリストについては、受入れ市から情報提供を受けるとともにWi-Fi設備の有無を確認
- ② Wi-Fi設備の無い施設について、Wi-Fi整備対象としてリストアップ
- ③ 各施設の収容者数を参考に貸出が必要となるWi-Fi対応端末の数を推計
- ④ 通信事業者とWi-Fi設備を整備する施設、貸出端末数等を調整
- ⑤ 通信事業者と通信設備の提供に関する協定を締結

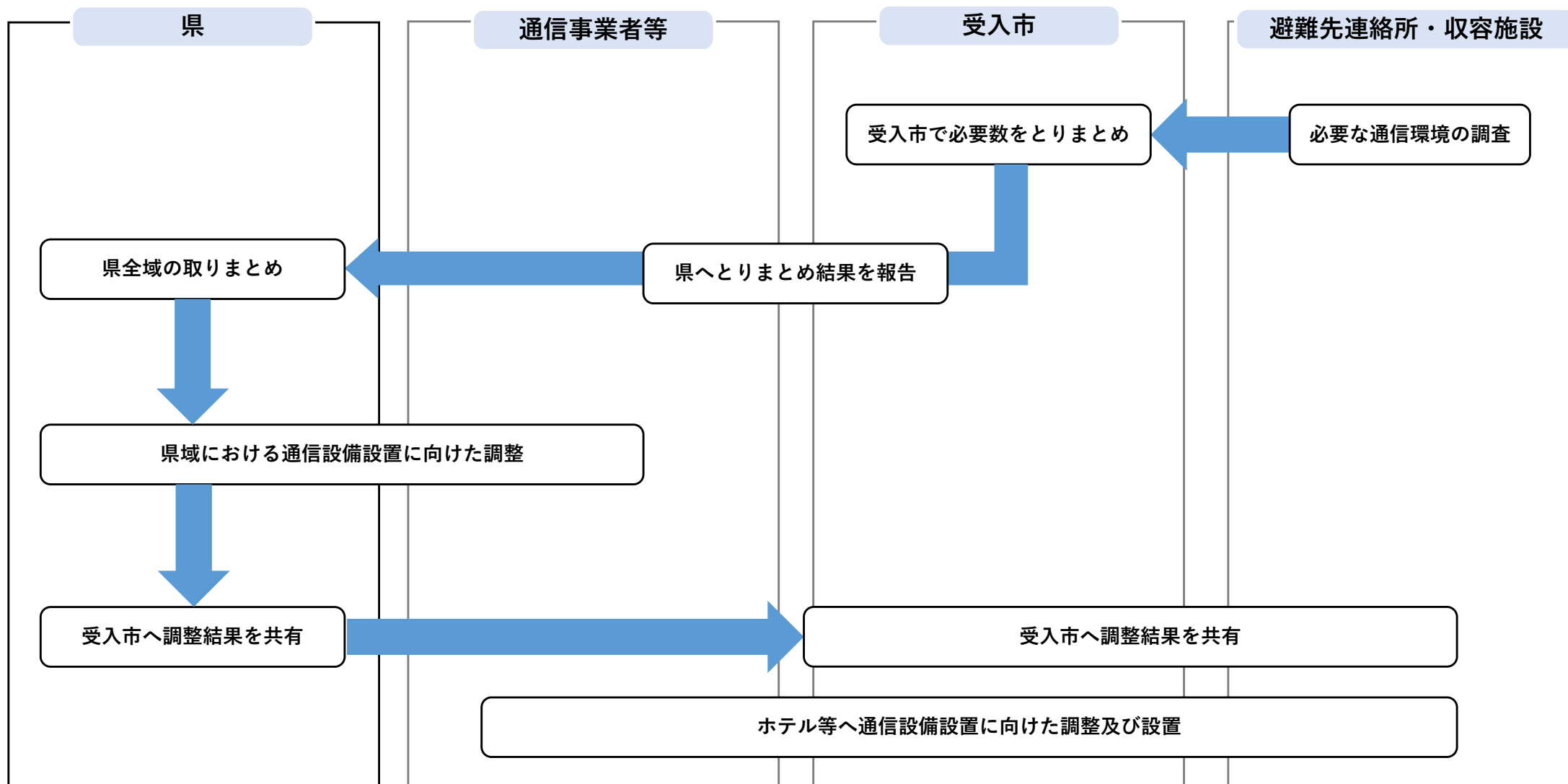
準備

- ① 受入市が必要な通信環境（ニーズ）の把握に係る調査を実施
- ② 受入市が調査結果を県へ報告
- ③ 県が調査結果に基づき、通信事業者等と通信設備の調達及び設置に係る調整を実施
- ④ 県と通信事業者との間で、通信設備の調達及び設置に係る合意（覚書等）を明文化
- ⑤ 県から受入市へ調整結果を共有
- ⑥ 受入市が収容施設と通信設備の設置に係る調整を実施

関係機関

関係機関	担当部署
九州総合通信局	防災対策推進室
西日本電信電話 株式会社	九州支店 設備部 災害対策室
株式会社 NTTドコモ 九州支社	ネットワーク部 災害対策室 災害対策担当
KDDI 株式会社	西日本運用センター 西日本エリア担当
ソフトバンク 株式会社	総務本部 総務企画統括部 リスク対策部 リスク渉外課
楽天モバイル 株式会社	BCP管理本部 BCP運用部 災害対応支援課 九州/沖縄BCPリエゾングループ
株式会社 Qtnet	技術統括部計画グループ

(10) 通信設備の提供の流れ

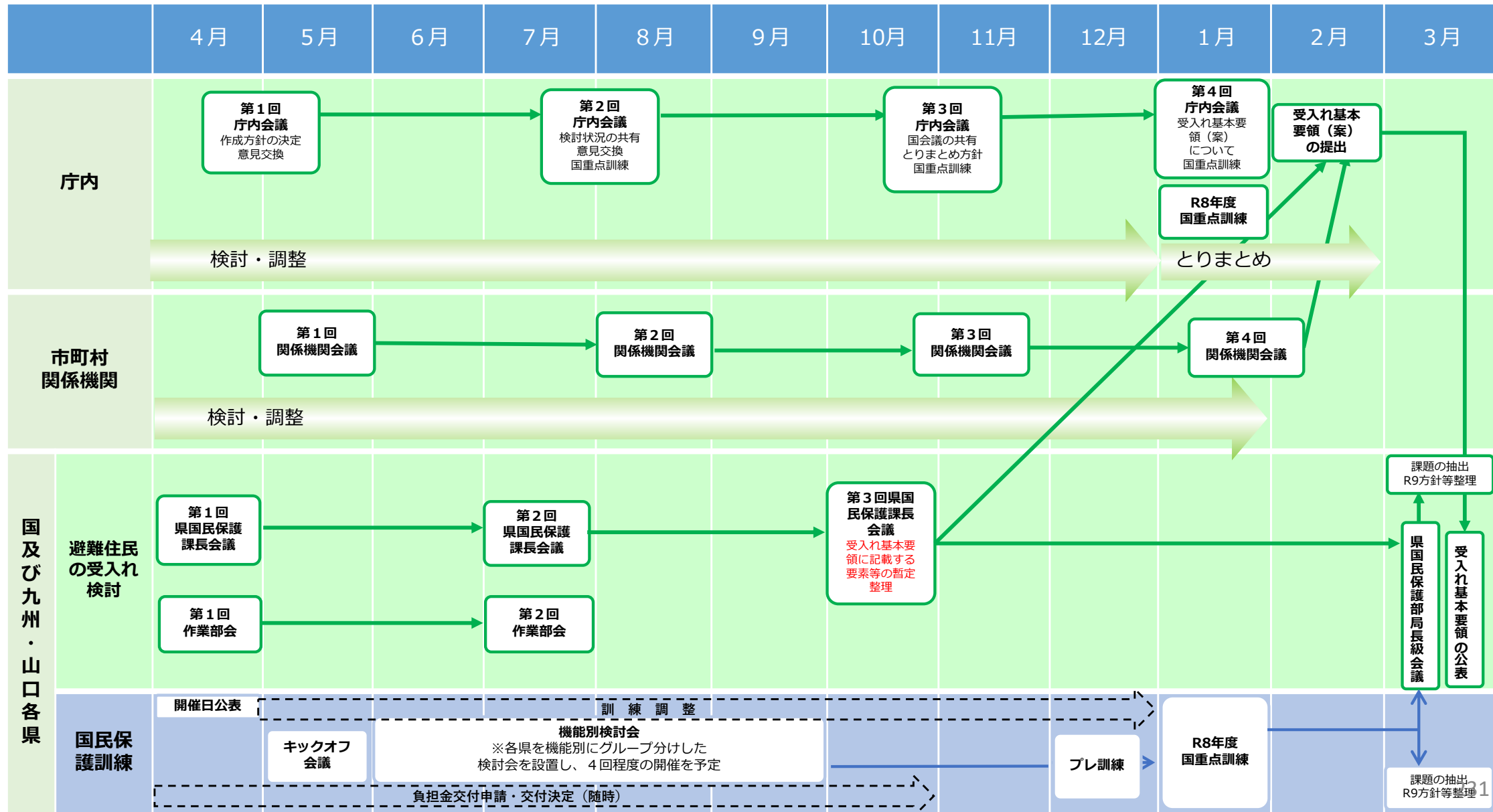


3 令和8年度に向けて

(1) 検討スケジュール

【令和8年度】

- 令和8年度は、1月下旬に国重点国民保護共同実動・図上訓練が実施される予定。
- 令和7年度における検討のブラッシュアップ、積み残した内容を検討しつつ、抽出された論点や課題を踏まえ、令和8年度の新規検討項目を盛り込み、「受入れ基本要領」を作成していく。



(2) 国への問題提起、提案（令和7年10月27日九州地方知事会資料より）

○ 住民輸送手段の確保及び経由空港等の想定

- ・ 今回の検討では、航空機避難の経由空港が福岡空港及び鹿児島空港に限定されているが、空港所在県以外の県では避難住民の輸送にバスを使用する際にピストン輸送が出来ないことから、多くのバス運転士を確保する必要が生じている。
- ・ 全国的にバス運転士が不足する中、教育旅行などの繁忙期には九州・山口各県の中で運転士を融通することは難しくなると考えられることから、他の地域からのバス運転士の確保について国が主体となった検討が必要。
- ・ また、福岡空港・鹿児島空港及び要配慮者の船舶避難の経由港に指定されている鹿児島港について避難住民の負担軽減の観点からも、国において各県に所在する空港及び港を使用可能とする想定に変更するなど柔軟な対応が必要。

○ 要配慮者の避難に係る医療・介護人材確保の体制整備

- ・ 要配慮者の避難については、避難時や避難後の施設等での受入れに際して多くの医療・介護人材が必要となることが想定されるが、九州・山口各県は平時から医療・介護人材が不足している状況にあるため、国において他の地域から人材を確保するための体制の検討が必要。

○ 現金給付による救援実施の検討

- ・ 今回の検討では、弁当などの現物支給により避難住民に対して満足度の高い食事を提供することが求められている。
- ・ 一方、避難住民のアレルギーや嗜好は様々であり、九州・山口各県は平時の状態で、飲食店等は通常どおり営業しているため、国において、現物給付だけでなく現金給付を想定に加えるための検討が必要。

○ 救援以外の項目を検討する上での財政負担等の整理

- ・ 今回の検討では、「就学再開」や「就労支援」など、必ずしも救援の枠組みに当てはまらない課題も検討の対象とされているが、これらの支援の法的な位置づけや財政負担などの考え方が国から明確に示されていない中で検討が進められているため、国において整理が必要。

○ 避難元と避難先の役割分担の整理

- ・ 今回の検討では、避難元の役所機能が避難先に移転してくる想定となっているが、現時点では避難元と避難先の具体的な役割分担に関する議論がなされていない。今後さらに検討を進めていく中で、双方の役割分担についても具体的な議論が必要。

○ 自粛要請によって生じる宿泊施設のキャンセル等への補償

- ・ 今回の検討では、避難当初1か月の避難先として宿泊施設の活用を想定しており、避難開始までに施設を全て空室にするため、国が国民に対し、九州・山口各県への入域の自粛要請を行う想定。
- ・ 要請が出された場合、避難住民の受け入れがない宿泊施設ではキャンセルによる損害が発生するほか、各県の観光業界等にも大きな影響が予想される。
- ・ こういった影響に対する補償等について、現在国から明確な方針が示されていないため、今後検討を進めていくこととセットで、補償等の検討が必要。

(2) 国への問題提起、提案（福岡県の個別懸案事項）

- 鹿児島空港からの住民輸送手段の確保について
 - ・ 鹿児島空港から避難先連絡所まで、バス、鉄道等の輸送手段を想定しているが、鹿児島県内のバスは、鹿児島県内に避難する住民の輸送に対応するため、他県への避難住民のための利用が困難な状況が想定され、福岡県や他県のバスを利用する可能性が生じるが、九州各県のバスも同様に相互利用が困難と考えられ、九州運輸局等、国が関与した全体的なバス運行の調整が必要。

- 要配慮者の受入れについて
 - ・ 今年度は、パターン別のモデル検討を行ったが、福岡県内に避難する要配慮者の想定される人数や属性等を勘案し、受入れ可能な医療機関や施設、対応する医療従事者及び搬送手段が十分に確保できるか具体的な検討が必要。
 - ・ 市内の障がい児の入所施設はキャパオーバーしており、入所をお断りしていることが多く、有事の際の入所調整は大変困難になると予想される。
 - ・ 要配慮者の受入れ施設（医療機関や施設、障がい児入所施設等）は、施設の空きやキャパシティが十分に確保できるのか、受入れに伴う職員をどのように確保するのか、課題解決できない場合にどのような代替手段や解決手段をとるのか等、具体的な検討を進める必要がある。
 - ・ 保健医療福祉活動チーム（DMAT等）は、災害対策基本法に規定されている災害に派遣されるものであり、武力攻撃予測事態下において派遣要請できるための整理が課題である。

- 食事の提供・生活必需品について
 - ・ 原則は、収容施設（ホテル・旅館等）で3食提供し、食事の提供設備が無い場合等は弁当事業者からの配送等で対応することとしているが、事業者へのヒアリングを考慮すると、約47,000人分の食事を確保し、かつ収容施設へ配送することは困難と考えられる。特に夏場は食中毒等のリスクが高く、温度の管理等が必要であるが、冷蔵トラックの不足が見込まれることや、衛生管理（HACCP等）が担保される事業者での対応となると、更に弁当の供給量が減少する。
 - ・ 複数事業者で弁当の提供を行う際、種類（内容物・量等）の統一が難しく公平性が失われる。
 - ・ 以上のことから、現物による食事の提供における課題への対応や、その対応が困難な場合の給付金やクーポン等の検討とともに、現行法の枠組みに縛られることなく、より効率的かつ効果的な方法を検討することが必要。
 - ・ 生活必需品について、避難住民のニーズは様々であり、必要な物品も異なることが予想され、種類や数量もニーズに見合った調整が必要になる。衣服等同じものを画一的に支給するのではなく、避難住民の方々の自由度、満足度にも配慮しながら、早期に配布できる体制を整えるためにも、現金給付を行い、必要物品は避難住民自らが購入する形が合理的である。避難住民のニーズを考えないまま生活必需品をパッケージングして配布する方法が良いか、避難住民自らが生活必需品の選択をして揃えるのが良いか、検討する必要がある。

(2) 国への問題提起、提案（福岡県の個別懸案事項）

- 北九州空港の利用について
 - ・ 福岡空港は周辺住民の生活環境への配慮から、利用時間が22時までとなっている。北九州市等へ避難する住民のスムーズな輸送に対応するため、海上空港で24時間利用可能な北九州空港の利用を検討することも必要。
- 行政機能の維持について
 - ・ 避難後の住民票や税金、国民健康保険等の住民サービスの提供について、どのように対応するか避難元市との検討が出来ていない。
 - ・ 特に、宮古島市の避難住民は、4県15市町へ避難する想定となっており、行政機能の維持が大きな課題である。
- 受入れ人数について
 - ・ 今回の受入れ人数について、受入れに係る整理・検討を行うための、あくまで仮定のものであることと認識しているが、現実的には受入れの困難な人数設定になっている。
 - ・ 今回の検討に関しても自治体の負担は大きく、オールジャパンでの取組や九州・山口各県における検討項目の分担等が必要。
- 他都市等からの応援体制の検討について
 - ・ 九州・山口各県においては、平時の社会経済活動等が営まれている想定であるため、すべての検討項目において、人員不足が想定される。国において、他都市等からの応援体制に関する検討が必要。
- 中長期の収容施設の提供について
 - ・ 避難住民からの問合せ・相談が殺到することが想定され、さらに避難住民、貸主、受入れ市との契約締結等膨大な事務手続きを要することから、事務量軽減のため、コールセンターの開設や金銭給付方式の導入等の検討が必要。
- 物資の提供について
 - ・ 現在の猛暑では、熱中症及び脱水症状等の避難住民の健康被害を防止する観点から、扇風機では不十分であるため、エアコンの設置が必須である。また、中長期の収容施設として公的住宅に入居する際にも、エアコン等の備品がない状態であるため、救援の対象とすることを検討する必要がある。

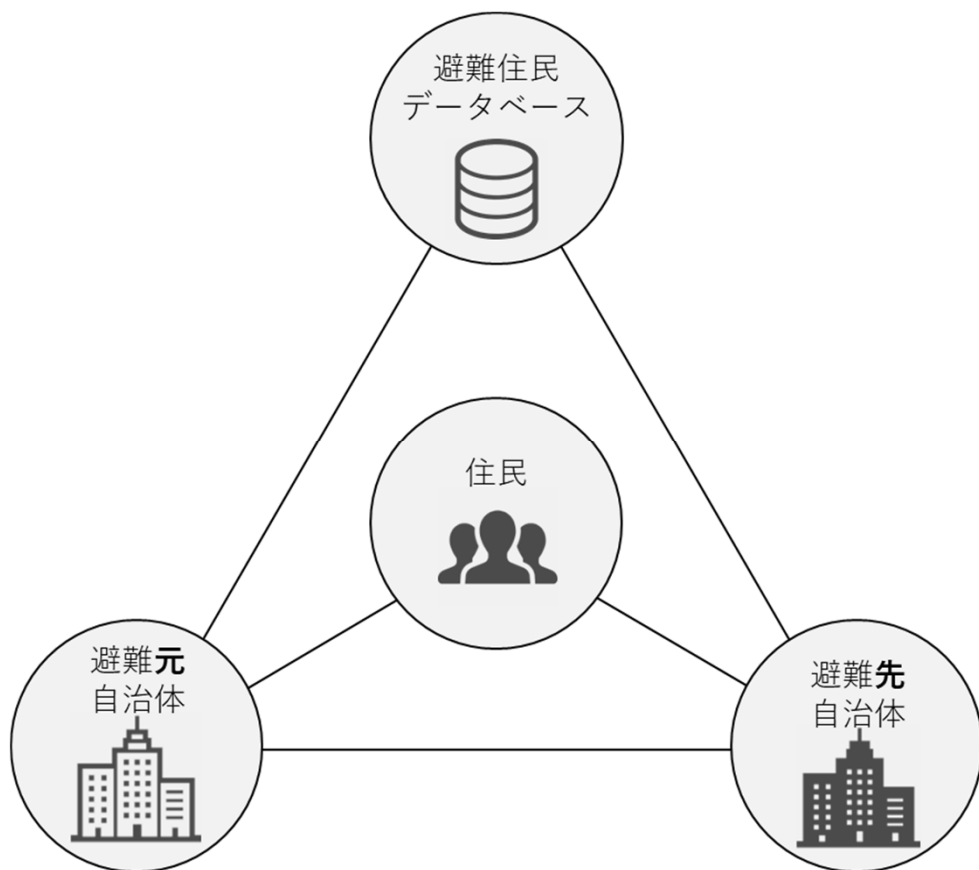
(2) 国への問題提起、提案（避難住民データベースの構築）

目的

- 避難住民データベースを構築し、避難元自治体及び避難先自治体間での情報共有を行い、情報に基づいた対応を行うことで、避難住民の受入れを速やかに行い、避難先自治体においても、生活の質を維持することができる。
- 以下のとおり、避難住民データベースの構築について、国に対して提案する。

避難住民データベース全体図

- 避難住民データベースは、クラウド型データベース等、避難元自治体・避難先自治体がどちらもアクセス可能な形で構築する。
- 避難元自治体、避難先自治体どちらも行政サービスを提供する上で必要となる住民に関する情報を入力し、相互に業務へ活用可能な形とする。



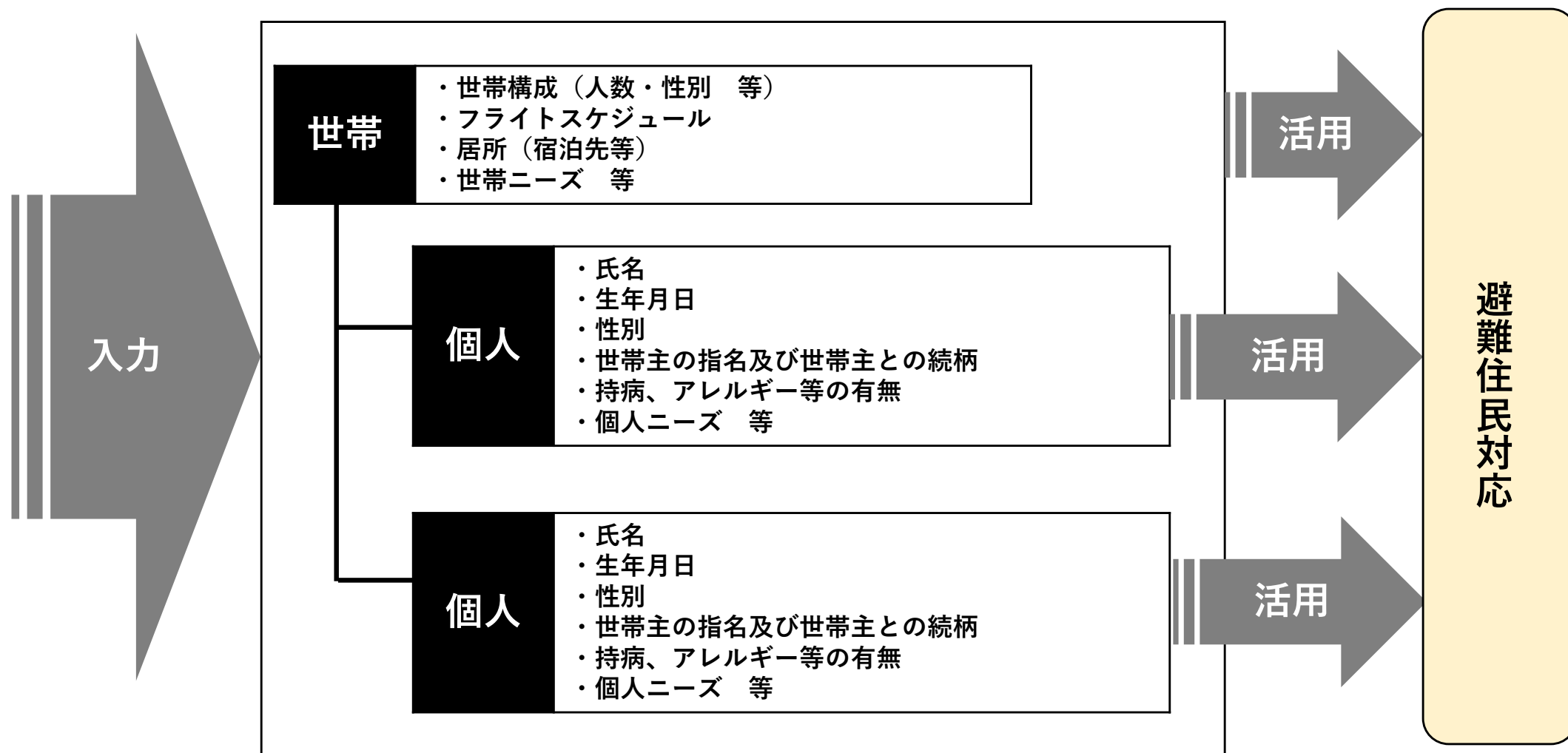
避難住民データベースを活用が想定される業務（案）

	避難元自治体	避難先自治体
避難前	<ul style="list-style-type: none"> ・フライトスケジュールの振り分け ・避難住民情報の入力 <ul style="list-style-type: none"> ①世帯構成 ②フライトスケジュール（確定後共有） ③住民に特有の情報（持病・アレルギーの有無 等） ④個別のニーズ 	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設の割り当て ・バス等の輸送計画の作成 ・食料・生活必需品の調達 等
	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の把握 ・その他避難元自治体を実施する業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民の把握 ・食料・生活必需品の調達 ・長期避難住宅の確保 ・医療、介護等の提供 等
避難後		

(2) 国への問題提起、提案（避難住民データベースの構築）

避難住民データについて

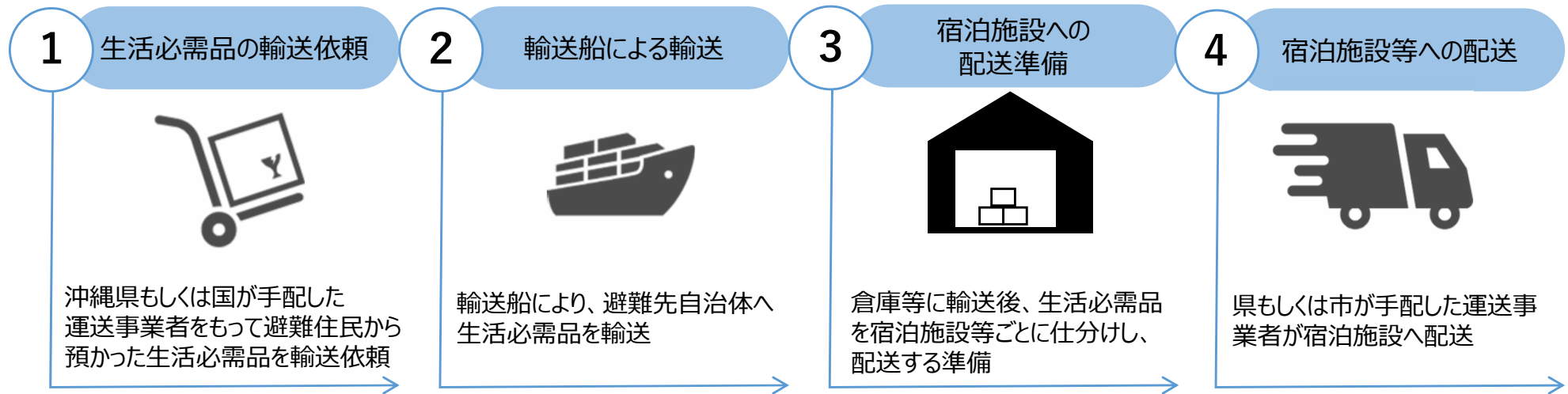
- 世帯ごとに避難住民データを整理する。
- 整理した情報は、世帯もしくは個人単位で確認が可能な形とする。
- 避難住民データの流れは下記図のとおり。



(2) 国への問題提起、提案（避難元自治体からの生活必需品の輸送に関する検討）

考え方

○ 避難開始までの調整に要する時間が制約要因とならない想定のため、避難住民の長期避難の身体的・精神的な負担減のため、避難元自治体からの生活必需品の輸送を優先する方法を国に提案する。詳細は以下のとおり。



(3) 関係機関との連携

九州・山口各県との連携

- 方針や検討状況を適宜、情報共有し、各県の優れた取組を参考にするなど、より実効性の高い要領となるよう、緊密に連携を進めていく必要がある。
- 九州・山口各県に避難することから、食事や生活必需品の提供に差が発生し、不公平が生じないように、慎重に検討を行う必要がある。

沖縄県との調整

- 避難住民に係る情報共有
 - ・ 避難元自治体及び避難先自治体で避難住民に係る情報を共有するため、避難住民データベースの構築について、国に対して提案する。
 - ・ 要配慮者の搬送手段及び避難先の医療機関や施設等へスムーズに收容するために、要配慮者の人数や情報（病態や緊急連絡先、必要な医療・福祉サービス等）について、上記の避難住民データベースを用いた共有が必要である。
 - ・ 避難住民に配慮した割り振りを行うために、世帯構成等に関する詳細な情報について、上記の避難住民データベースを用いた共有が必要である。
- 行政機能移転に関する調整
 - ・ 避難元自治体の行政機能を検討するため、避難元自治体が避難先自治体において、行政機能を維持するための調整が必要である。
 - ・ 避難元自治体の行政機能が移転された後、避難住民の宿泊施設や病院等への割振りリストは、避難元の自治体が所管すべき情報と考えられるため、沖縄県側と協議していくことが必要である。
- 事前の方針検討について
 - ・ 児童、生徒等が円滑に避難先で就学機会を確保できるよう、避難元市町村の方針（転学、学校の移転等）を決めておくことが必要である。

市町村、関係機関との連携

- 市町村との連携
 - ・ スケジュールや検討内容について協議し、共有しながら、進める必要がある。
- 関係団体との連携
 - ・ 自然災害等で協定を締結しているが、国民保護では締結していない。受入れを円滑に進めるため、事前に調整する必要がある。

參考資料

(1) 検討体制

<福岡県国民保護体制整備連絡会議>

➤ 設置目的

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づき、県の国民の保護のための措置を実施するための体制の整備について、庁内での総合的な検討を円滑に行う。

➤ 所掌事務

- ・ 県の国民体制の整備及び強化
- ・ 県の国民の保護に関する計画の作成
- ・ その他、国民の保護に係る連絡調整

➤ 組織

- ・ 委員長：防災危機管理局長
- ・ 副委員長：防災危機管理局防災企画課長
- ・ 委員：各部主管課長
教育庁総務企画課長、
警察本部警備課長（13課長）

【作業班の設置】

連絡会議の下に「作業班」を新たに設置し、具体的な検討、担当課との調整を行う。

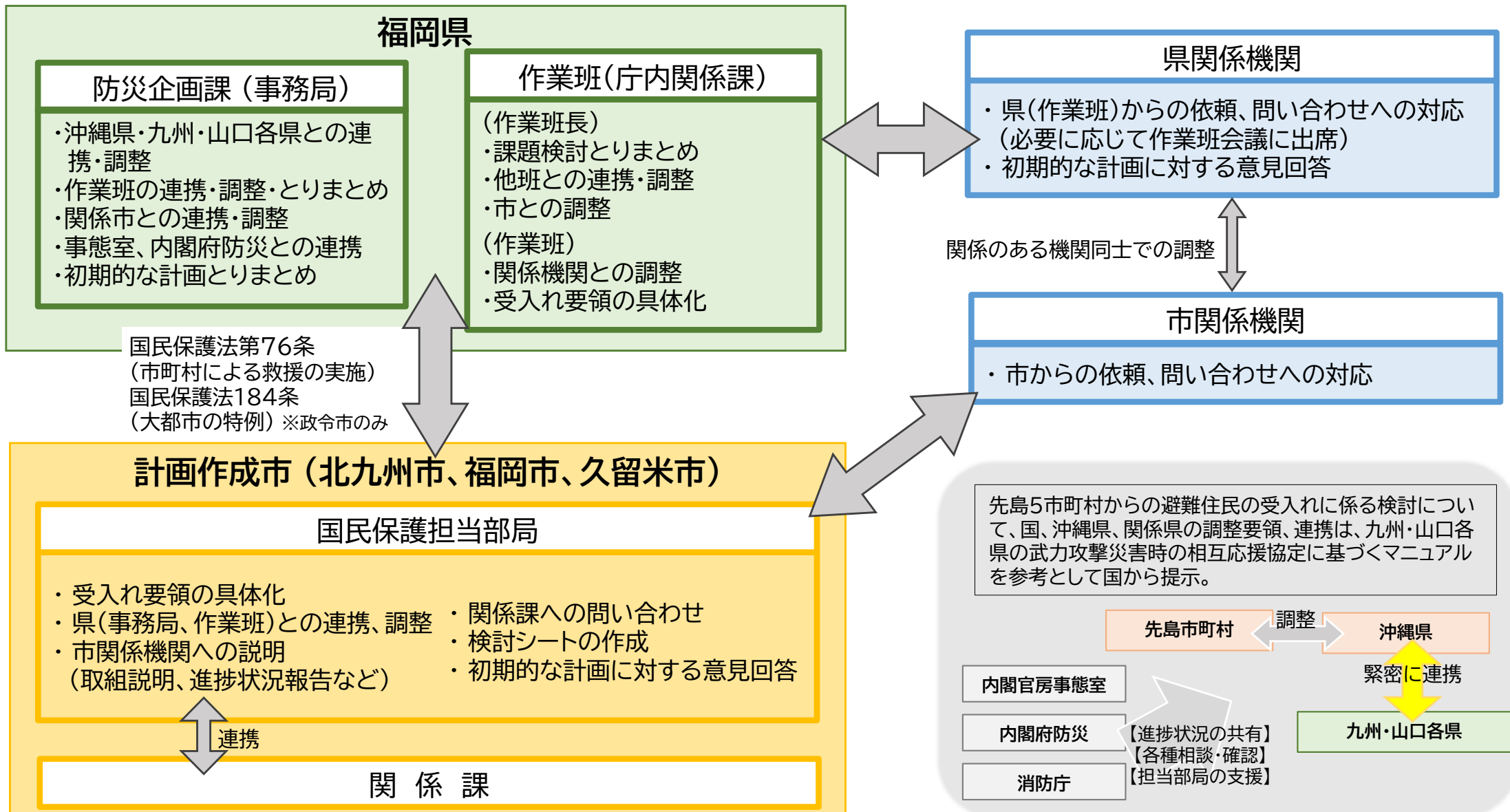
班長：委員が属する各部主管課の課長補佐等
(11班)

- ※ 避難所班
長期避難班
受入調整班
輸送班
飲食料班
生活物資班
医療班
通信班
教育班
福祉サービス班
就業支援班

班員：検討課題に係る関係課の課長補佐等
(のべ51班員)

(1) 検討体制 (受入れ基本要領の作成に係る検討の相関図)

- ・ 福岡県は、検討課題に応じた作業班を設置し、関係各課が作業班員として課題検討を実施。
- ・ 北九州市、福岡市、久留米市の初期的な計画作成市においては、国民保護法第76条や第184条の規定に基づき、県防災企画課と連携、調整しつつ初期的な計画作成のための課題検討を行う。



(1) 検討体制

<福岡県住民避難受入関係機関会議>

受入れについて、県、市町村、指定地方公共機関等が連携し、総合的な検討を円滑に行うため、令和6年7月に設置。

- ・会長：防災危機管理局長、副会長：防災企画課長
- ・関係機関：市町村、指定地方公共機関、旅館ホテル組合、等（53機関）

主な検討課題	具体的な取組	作業班	県主管課(班長)	県担当課(班員)	関係機関会議メンバー	役割	市町村
収容施設の供与	避難所の確保	避難所班	総務部 行政経営企画課	消防防災指導課 教育庁総務企画課 教育庁施設課 福祉総務課 警察本部警備課 健康増進課 生活衛生課	公益社団法人 福岡県獣医師会	避難所における獣医療提供	○計画作成市 北九州市 福岡市 久留米市 ○受入れ割振り市 大牟田市 飯塚市 田川市 朝倉市
					社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会	避難所における要配慮者への福祉的支援	
					日本赤十字社福岡県支部	避難所における救護所の設置	
	長期避難住宅の設置	長期避難班	建築都市部 建築都市総務課	県営住宅課 財産活用課	一般社団法人 プレハブ建築協会	応急仮設住宅の建設	
					一般社団法人 日本木造住宅産業協会	応急仮設住宅の建設	
					一般社団法人 全国木造建設事業協会	応急仮設住宅の建設	
					一般社団法人 福岡県建設業協会	応急仮設住宅の建設	
					福岡県建設業協同組合	応急仮設住宅の建設	
					一般社団法人 福岡県木造住宅協会	応急仮設住宅の建設	
	賃貸住宅、宿泊施設、入所施設等の確保	長期避難班	建築都市部 建築都市総務課	住宅計画課 総務事務厚生課 県営住宅課 生活衛生課 観光政策課 介護保険課 障がい福祉課 生活衛生課 健康増進課	九州運輸局	関係機関との連絡調整（旅行業）	
					一般社団法人 福岡県旅行業協会	関係機関との連絡調整	
					福岡県旅館ホテル生活衛生同業組合	宿泊施設の提供	
					公益社団法人 福岡県宅地建物取引業協会	民間賃貸住宅の提供	
					公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会	民間賃貸住宅の提供	
					公益社団法人 全日本不動産協会福岡県本部	民間賃貸住宅の提供	
					独立行政法人 都市再生機構九州支社	UR賃貸住宅の提供	
					福岡県住宅供給公社	公営住宅の提供 公社賃貸住宅の提供	
					福岡県老人福祉施設協議会	要介護者等の入所施設の提供	
					公益社団法人 福岡県介護老人保健施設協会	要介護者等の入所施設の提供	
					公益社団法人 北九州高齢者福祉事業協会	要介護者等の入所施設の提供	
社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会	障がい者の入所施設の提供						
福岡県身体障害者施設協議会	障がい者の入所施設の提供						
福岡県知的障がい者福祉協会	障がい者の入所施設の提供						
福岡県精神障害者社会復帰施設協議会	障がい者の入所施設の提供						
公益社団法人 福岡県獣医師会	ペットの一時預かり						

(1) 検討体制

主な検討課題	具体的な取組	作業班	県主管課(班長)	県担当課(班員)	関係機関会議メンバー	役割	市町村
収容施設の供与	コミュニティや医療・介護の提供体制等の維持に配慮した受入れ先の割振り調整	受入調整班	保健医療介護部 保健医療介護総務課	医療指導課 介護保険課 障がい福祉課 高齢者地域包括ケア推進課	公益社団法人 福岡県医師会	医療救護活動の実施	○計画作成市 北九州市 福岡市 久留米市
					社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会	特別な配慮が必要な方の支援	
					福岡県老人福祉施設協議会	施設等への割振り調整	
					公益社団法人 福岡県介護老人保健施設協会	施設等への割振り調整	
					公益社団法人 北九州市高齢者福祉事業協会	施設等への割振り調整	
					福岡県身体障害者施設協議会	施設等への割振り調整	
					福岡県知的障がい者福祉協会	施設等への割振り調整	
					福岡県精神障害者社会復帰施設協議会	施設等への割振り調整	
	バス・鉄道、医療・福祉用車両等輸送力の確保	輸送班	企画・地域振興部 総合政策課	交通政策課 空港政策課 医療指導課 介護保険課 障がい福祉課 道路維持課 警察本部警備課	九州運輸局	関係機関との連絡調整	○受入れ割振り市 大牟田市 飯塚市 田川市 朝倉市
					九州旅客鉄道 株式会社 (JR九州)	避難住民等の人員輸送	
					西日本旅客鉄道 株式会社 (JR西日本)	避難住民等の人員輸送	
					西日本鉄道 株式会社	避難住民等の人員輸送	
					一般社団法人 福岡県バス協会	避難住民等の人員輸送	
					一般社団法人 福岡県貸切バス協会	避難住民等の人員輸送	
					一般社団法人 福岡県タクシー協会	避難住民等の人員輸送	
					一般社団法人 全民救患者搬送協会	避難住民等の人員輸送	
					福岡県老人福祉施設協議会	要介護者等の施設への人員輸送	
					公益社団法人福岡県介護老人保健施設協会	要介護者等の施設への人員輸送	
					公益社団法人北九州高齢者福祉事業協会	要介護者等の施設への人員輸送	
					社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会	配慮が必要な方の輸送	
福岡県身体障害者施設協議会	配慮が必要な方の輸送						
福岡県知的障がい者福祉協会	配慮が必要な方の輸送						
福岡県精神障害者社会復帰施設協議会	配慮が必要な方の輸送						
日本赤十字社福岡県支部	配慮が必要な方の輸送						
国土交通省大阪航空局福岡空港事務所	関係機関との連絡調整 航空輸送の安全と空港機能の確保						
福岡国際空港株式会社	関係機関との連絡調整 航空輸送の安全と空港機能の確保 空港における避難誘導						

(1) 検討体制

主な検討課題	具体的な取組	作業班	県主管課(班長)	県担当課(班員)	関係機関会議メンバー	役割	市町村
食品の給与・飲料水の供給	炊き出し・弁当等の手配、供給体制の確立	飲食料班	農林水産部 農林水産政策課	水田農業振興課 交通政策課 商工政策課 水資源対策課水道整備室	九州農政局福岡県拠点	関係機関との連絡調整	
					福岡県農業協同組合中央会（農政広報部）	食糧等の供給	
	エフコープ生活協同組合				食糧等の供給		
	公益社団法人 福岡県トラック協会				食糧等の輸送		
	給水車等による飲料水の供給体制の確立				水道事業者（市町村）	給水支援	
被服など生活必需品の給与又は貸与	被服、寝具、燃料、医薬品等の供給・調達体制の確立	生活物資班	福祉労働部 福祉総務課	福祉総務課 商工政策課 交通政策課	公益社団法人 福岡県トラック協会	緊急物資等の輸送	
医療の提供及び助産	医療・助産ニーズの増加に対応できる体制の整備	医療班	保健医療介護部 保健医療介護総務課	医療指導課 高齢者地域包括ケア推進課 薬務課	公益社団法人 福岡県医師会	医療救護活動の実施	
					公益社団法人 福岡県薬剤師会	医療救護活動の実施	
通信設備の提供	電話・ネットワークの利用環境の提供	通信班	企画・地域振興部 総合政策課	情報政策課 情報政策課デジタル戦略推進室	九州総合通信局	関係機関との連絡調整	○計画作成市 北九州市 福岡市 久留米市 ○受入れ割振り市 大牟田市 飯塚市 田川市 朝倉市
					西日本電信電話 株式会社	電話その他通信手段の提供	
					株式会社 NTTドコモ	電話その他通信手段の提供	
					KDDI 株式会社	電話その他通信手段の提供	
					ソフトバンク 株式会社	電話その他通信手段の提供	
					楽天モバイル株式会社	電話その他通信手段の提供	
株式会社QTnet	電話その他通信手段の提供						
その他の生活支援	学用品の給与、転校・転園先の調整、教室の確保	教育班	教育庁 総務企画課	教育庁義務教育課	避難先市町村の教育委員会	児童生徒の受入に係る調整	
				教育庁高校教育課			
				教育庁特別支援教育課			
				私学振興課			
				青少年政策課			
	子育て支援課						
	利用可能な施設や従事者の確保・調整	福祉サービス班	保健医療介護部 保健医療介護総務課	介護保険課	市町村	福祉サービスの利用調整	
高齢者地域包括ケア推進課 障がい福祉課							
避難住民に対する雇用先の紹介等	就業支援班	福祉労働部 福祉総務課	就業支援課	福岡労働局	関係機関との連絡調整		